防災に関してとった措置の概況
令和８年度の防災に関する計画

第221回国会（特別会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第９条第２項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和８年度において実施すべき防災に関する計画」について報告を行うものである。

目　　次

〈特集〉
国難級の地震・津波

第１章　地震・津波災害の概要 …… 2
　第１節　地震・津波のメカニズム …… 2
　第２節　過去の主な地震・津波災害 …… 8
第２章　今後想定される大規模地震・津波の被害規模・様相 …… 12
　第１節　千島海溝地震、日本海溝地震 …… 12
　第２節　首都直下地震 …… 15
　第３節　南海トラフ地震 …… 20
第３章　大規模地震・津波災害への備え …… 24
　第１節　大規模地震・津波災害への対策の枠組み …… 24
　第２節　大規模地震・津波災害に備えた国・地方公共団体の
　　主な対策 …… 27
　第３節　企業に期待する防災対策 …… 41
　第４節　一人一人ができる大規模災害への備え …… 45
　第５節　おわりに …… 50
第４章　第１次国土強靱化実施中期計画 …… 53

特集のコラム

南海トラフ地震の早期検知・情報伝達に向けて …… 7
12月８日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表 …… 51
南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集 …… 52

第１部
我が国の災害対策の取組の状況等

第１章　災害対策に関する施策の取組状況 …… 58
第１節　自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進 …… 58
１－１　国民の防災意識の向上 …… 58
１－２　防災推進国民会議と防災推進国民大会 …… 60
１－３　防災訓練・防災教育の取組 …… 61
１－４　津波防災に係る取組 …… 64
１－５　火山防災に係る取組 …… 66
１－６　住民主体の取組（地区防災計画の推進） …… 67
１－７　災害教訓の伝承活動に係る取組 …… 70
１－８　ボランティア活動の環境整備について …… 71
１－９　事業継続体制の構築 …… 73
１－10　産業界との連携 …… 75
１－11　学術界の取組 …… 80
１－12　男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化 …… 81
第２節　防災体制・災害発生時の対応及びその備え …… 83
２－１　災害対策基本法、災害救助法等の改正 …… 83
２－２　防災基本計画の修正 …… 84
２－３　地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実 …… 84
２－４　指定緊急避難場所と指定避難所の確保 …… 86
２－５　個別避難計画の作成 …… 87
２－６　被災者支援の充実に向けた検討 …… 89
２－７　防災におけるデジタル技術の活用等 …… 95
２－８　自然災害即応・連携チーム会議の開催等 …… 97
２－９　災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進 …… 98
２－10　気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策 …… 98
２－11　事前防災対策総合推進費による防災庁機能強化に

向けた取組の推進 ……100
２－12　防災庁の設置に向けた検討 ……101
第３節　発生が危惧される災害種別ごとの対策 ……103
３－１　地震・津波災害対策 ……103
３－２　風水害・土砂災害対策 ……105
３－３　火山災害対策 ……106
３－４　雪害対策 ……107
第４節　国際防災協力 ……108
４－１　国連などの国際機関を通じた防災協力 ……108
４－２　二国間等防災協力 ……110
第５節　国土強靱化の推進のための取組 ……112
５－１　国土強靱化基本計画に基づく取組の推進 ……112
５－２　国土強靱化年次計画の策定 ……113
５－３　国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する
税制改正 ……115
５－４　国土強靱化地域計画の内容充実 ……115
５－５　国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・
普及啓発活動の推進 ……115
第２章　原子力災害に係る施策の取組状況 ……118
第１節　原子力防災体制について ……118
１－１　平時の原子力防災体制 ……118
１－２　緊急時の原子力防災体制 ……119
第２節　原子力規制委員会における原子力災害対策 ……120
２－１　原子力災害対策に係る取組 ……120
２－２　緊急時対応への取組 ……121
２－３　緊急時モニタリングに係る取組 ……121
２－４　事故・故障等 ……122
第３節　地域の原子力防災体制の充実・強化 ……122
３－１　地域防災計画・避難計画の策定と支援 ……122
３－２　その他の関係道府県への支援・取組 ……126
３－３　地域の原子力防災体制に係る訓練や研修 ……127
３－４　国際的な連携強化 ……131
第４節　令和７年度原子力総合防災訓練 ……132

４－１　実施概要 ……132
４－２　訓練実績の概要 ……133
４－３　訓練後の取組 ……135
第３章　令和７年度に発生した主な災害 ……136
第１節　トカラ列島近海を震源とする地震 ……136
第２節　カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波 ……137
第３節　令和７年８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 ……138
第４節　令和７年台風第22号及び第23号による災害 ……140
第５節　大分県大分市の大規模火災 ……141
第６節　青森県東方沖を震源とする地震による災害 ……142
第７節　令和８年１月21日からの大雪による災害 ……143
第８節　ボランティア・ＮＰＯ等による対応 ……144

第１部のコラム

企業間マッチングの促進を目指し第１回企業間マッチングイベントを開催 ……79
被災者の身近な場所で相談できる特別行政相談所 ……90
スフィア基準に沿った避難所の生活環境の改善に向けた取組 ……91
避難生活物資の備蓄推進と国によるプッシュ型支援の枠組み ……92
災害対応車両登録制度の運用開始 ……93
社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応 ……102

第２部
令和６年度において防災に関してとった措置の概況

概　要 ……148
　1　法令の整備等 ……148
　2　科学技術の研究 ……148
　3　災害予防 ……148
　4　国土保全 ……148
　5　災害復旧等 ……148
　6　国際防災協力 ……148
第１章　法令の整備等 ……150
第２章　科学技術の研究 ……152
　1　災害一般共通事項 ……152
　2　地震災害対策 ……154
　　２－１　地震に関する調査研究 ……154
　　２－２　震災対策一般の研究 ……155
　3　津波災害対策 ……156
　　３－１　津波に関する調査研究 ……156
　　３－２　津波対策一般の研究 ……157
　4　風水害対策 ……157
　5　火山災害対策 ……158
　6　雪害対策 ……159
　7　火災対策 ……160
　8　危険物災害対策 ……160
　9　原子力災害対策 ……161
第３章　災害予防 ……162
　1　災害一般共通事項 ……162
　　１－１　教育訓練 ……162
　　１－２　防災施設設備の整備 ……164
　　１－３　災害危険地住宅移転等 ……166
　　１－４　その他 ……166
　2　地震災害対策 ……176

２－１　教育訓練 ……176
２－２　防災施設設備の整備 ……176
２－３　その他 ……180
３　津波災害対策 ……181
３－１　教育訓練 ……181
３－２　防災施設設備の整備 ……181
３－３　その他 ……182
４　風水害対策 ……183
４－１　教育訓練 ……183
４－２　防災施設設備の整備 ……183
４－３　その他 ……184
５　火山災害対策 ……186
５－１　教育訓練 ……186
５－２　防災施設設備の整備 ……187
５－３　その他 ……187
６　雪害対策 ……187
６－１　教育訓練 ……187
６－２　防災施設設備の整備 ……188
６－３　その他 ……188
７　火災対策 ……189
７－１　教育訓練 ……189
７－２　防災施設設備の整備 ……189
７－３　その他 ……189
８　危険物災害対策 ……189
８－１　教育訓練 ……189
８－２　その他 ……190
９　原子力災害 ……191
９－１　教育訓練 ……191
９－２　防災施設設備の整備 ……191
９－３　その他 ……191
10　その他の災害対策 ……192
10－１　教育訓練 ……192
10－２　その他 ……192

第４章　国土保全 ……194
1　治水事業 ……194
2　治山事業 ……194
２－１　国有林治山事業 ……194
２－２　民有林治山事業 ……194
3　地すべり対策事業 ……195
３－１　農林水産省所管事業 ……195
３－２　国土交通省所管事業 ……195
4　急傾斜地崩壊対策事業 ……195
5　海岸事業 ……195
6　農地防災事業 ……195
7　災害関連事業 ……195
8　地盤沈下対策事業 ……196
9　下水道における浸水対策 ……196
10　その他の事業 ……196
第５章　災害復旧等 ……198
1　災害応急対策 ……198
１－１　令和６年（2024年）７月10日からの大雨に対してとった措置 ……198
１－２　令和６年（2024年）７月25日からの大雨に対してとった措置 ……198
１－３　令和６年（2024年）台風第10号に対してとった措置 ……199
１－４　令和６年（2024年）９月20日からの大雨に対してとった措置 ……199
１－５　令和６年（2024年）11月９日からの大雨に対してとった措置 ……200
１－６　令和７年（2025年）岩手県大船渡市等の林野火災に対してとった措置 ……200
１－７　その他の災害に対してとった措置 ……200
2　災害復旧事業 ……202
２－１　公共土木施設等災害復旧事業 ……202
２－２　農林水産業施設災害復旧事業 ……202

２－３　文教施設等災害復旧事業 ……202
２－４　厚生施設災害復旧事業 ……203
２－５　その他の災害復旧事業 ……203
３　財政金融措置 ……203
３－１　災害融資 ……203
３－２　災害保険 ……206
３－３　地方交付税及び地方債 ……206
４　災害復興対策等 ……207
４－１　被災者生活再建支援金の支給 ……207
４－２　阪神・淡路大震災に関する復興対策 ……207
４－３　東日本大震災に関する復興対策 ……207
４－４　平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策 ……209
４－５　平成29年（2017年）７月九州北部豪雨に関する
復興対策 ……209
４－６　平成30年（2018年）７月豪雨に関する復興対策 ……209
４－７　平成30年（2018年）台風第21号に関する
復興対策 ……210
４－８　平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する
復興対策 ……210
４－９　平成30年（2018年）台風第24号に関する
復興対策 ……210
４－10　令和元年（2019年）８月の前線に伴う大雨に関する
復興対策 ……210
４－11　令和元年（2019年）房総半島台風に関する
復興対策 ……210
４－12　令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策 …210
４－13　令和２年（2020年）７月豪雨に関する復興対策 ……210
４－14　令和２年（2020年）台風第10号に関する
復興対策 ……211
４－15　令和３年（2021年）福島県沖を震源とする
地震に関する復興対策 ……211
４－16　令和３年（2021年）７月１日からの大雨に関する
復興対策 ……211

４－17　令和３年（2021年）８月の大雨に関する復興対策 …211
４－18　令和４年（2022年）福島県沖を震源とする地震に
関する復興対策 ……211
４－19　令和４年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する
復興対策 ……212
４－20　令和４年（2022年）８月３日からの大雨等に関する
復興対策 ……212
４－21　令和４年（2022年）台風第14号に関する
復興対策 ……212
４－22　令和４年（2022年）台風第15号に関する
復興対策 ……212
４－23　令和５年（2023年）石川県能登地方を震源とする
地震に関する復興対策 ……212
４－24　令和５年（2023年）梅雨前線による大雨及び
台風第２号に関する復興対策 ……213
４－25　令和５年（2023年）梅雨前線による大雨に関する
復興対策 ……213
４－26　令和５年（2023年）７月15日からの梅雨前線による
大雨に関する復興対策 ……213
４－27　令和５年（2023年）８月３日からの前線による
大雨に関する復興対策 ……213
４－28　令和５年（2023年）台風第６号に関する復興対策 …213
４－29　令和５年（2023年）台風第７号に関する復興対策 …214
４－30　令和５年（2023年）台風第13号に関する
復興対策 ……214
４－31　令和６年（2024年）能登半島地震に関する
復興対策 ……214
４－32　令和６年（2024年）豊後水道を震源とする地震に
関する復興対策 ……215
４－33　令和６年（2024年）５月27日からの大雨に関する
復興対策 ……215
４－34　令和６年（2024年）６月17日からの大雨に関する
復興対策 ……215

４－35　令和６年（2024年）６月21日からの梅雨前線による
大雨に関する復興対策 ……215
４－36　令和６年（2024年）７月10日からの大雨に関する
復興対策 ……215
４－37　令和６年（2024年）７月25日からの大雨に関する
復興対策 ……215
４－38　令和６年（2024年）宮崎県日向灘を震源とする
地震に関する復興対策 ……216
４－39　令和６年（2024年）台風第５号に関する復興対策 …216
４－40　令和６年（2024年）台風第10号に関する
復興対策 ……216
４－41　令和６年（2024年）９月20日からの大雨に関する
復興対策 ……216
４－42　令和６年（2024年）11月１日からの大雨に関する
復興対策 ……217
４－43　令和６年（2024年）11月９日からの大雨に関する
復興対策 ……217
４－44　令和７年岩手県大船渡市の林野火災に関する
復興対策 ……217
４－45　その他の災害に関する復興対策 ……217
第６章　国際防災協力……218
１　多国間協力……218
２　二国間協力……219

第３部
令和８年度の防災に関する計画

概　要 ……222
　1　科学技術の研究 ……222
　2　災害予防 ……222
　3　国土保全 ……222
　4　災害復旧等 ……222
　5　国際防災協力 ……222
　6　防災庁の設置・運営 ……222
第１章　科学技術の研究 ……224
　1　災害一般共通事項 ……224
　2　地震災害対策 ……226
　　２－１　地震に関する調査研究 ……226
　　２－２　震災対策一般の研究 ……228
　3　津波災害対策 ……229
　　３－１　津波に関する調査研究 ……229
　　３－２　津波対策一般の研究 ……229
　4　風水害対策 ……229
　5　火山災害対策 ……230
　　５－１　火山調査研究の推進に関する取組 ……230
　　５－２　火山災害対策一般の研究等 ……231
　6　雪害対策 ……231
　7　火災対策 ……232
　8　危険物災害対策 ……233
　9　原子力災害対策 ……233
第２章　災害予防 ……234
　1　災害一般共通事項 ……234
　　１－１　教育訓練 ……234
　　１－２　防災施設設備の整備 ……236
　　１－３　災害危険地住宅移転等 ……238
　　１－４　その他 ……238

2　地震災害対策……248
2－1　教育訓練……248
2－2　防災施設設備の整備……249
2－3　その他……252
3　津波災害対策……253
3－1　教育訓練……253
3－2　防災施設設備の整備……253
3－3　その他……254
4　風水害対策……255
4－1　教育訓練……255
4－2　防災施設設備の整備……255
4－3　その他……257
5　火山災害対策……258
5－1　教育訓練……258
5－2　防災施設設備の整備……258
5－3　その他……259
6　雪害対策……259
6－1　教育訓練……259
6－2　防災施設設備の整備……259
6－3　その他……260
7　火災対策……260
7－1　教育訓練……260
7－2　防災施設設備の整備……261
7－3　その他……261
8　危険物災害対策……261
8－1　教育訓練……261
8－2　その他……261
9　原子力災害対策……263
9－1　教育訓練……263
9－2　防災施設設備の整備……263
9－3　その他……263
10　その他の災害対策……264
10－1　教育訓練……264

10－2　その他 ……264
第３章　国土保全 ……265
1　治水事業 ……265
2　治山事業 ……265
2－1　国有林治山事業 ……265
2－2　民有林治山事業 ……265
3　地すべり対策事業 ……265
3－1　農林水産省所管事業 ……265
3－2　国土交通省所管事業 ……266
4　急傾斜地崩壊対策事業 ……266
5　海岸事業 ……266
6　農地防災事業 ……266
7　災害関連事業 ……266
8　地盤沈下対策事業 ……267
9　下水道における浸水対策 ……267
10　その他の事業 ……267
第４章　災害復旧等 ……269
1　災害応急対策 ……269
1－1　自衛隊の災害派遣 ……269
1－2　非常災害発生に伴う現地災害対策等 ……269
1－3　緊急消防援助隊の災害派遣 ……269
1－4　災害救助費の国庫負担 ……269
1－5　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付 ……269
1－6　災害時に活用可能なキッチンカー・
トレーラーハウス等に係る登録制度の運用 ……269
1－7　その他の災害応急対策 ……269
2　災害復旧事業 ……269
2－1　公共土木施設等災害復旧事業 ……269
2－2　農林水産業施設災害復旧事業 ……270
2－3　文教施設等災害復旧事業 ……270
2－4　その他の災害復旧事業 ……270
3　財政金融措置 ……271
3－1　災害融資 ……271

３－２　災害保険 ……272
３－３　地方債 ……272
４　災害復興対策等 ……272
４－１　被災者生活再建支援金の支給 ……272
４－２　阪神・淡路大震災に関する復興対策 ……272
４－３　東日本大震災に関する復興対策 ……272
４－４　平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策 ……273
４－５　平成29年（2017年）７月九州北部豪雨に関する
復興対策 ……274
４－６　平成30年（2018年）７月豪雨に関する復興対策 ……274
４－７　平成30年（2018年）台風第21号に関する
復興対策 ……274
４－８　平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する
復興対策 ……274
４－９　平成30年（2018年）台風第24号に関する
復興対策 ……274
４－10　令和元年（2019年）８月の前線に伴う大雨に関する
復興対策 ……274
４－11　令和元年（2019年）房総半島台風に関する
復興対策 ……274
４－12　令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策 …275
４－13　令和２年（2020年）７月豪雨に関する復興対策 ……275
４－14　令和２年（2020年）台風第10号に関する
復興対策 ……275
４－15　令和３年（2021年）７月１日からの大雨に関する
復興対策 ……275
４－16　令和３年（2021年）８月の大雨に関する復興対策 …275
４－17　令和４年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する
復興対策 ……275
４－18　令和４年（2022年）８月３日からの大雨等に関する
復興対策 ……276
４－19　令和４年（2022年）台風第14号に関する
復興対策 ……276

４－20　令和４年（2022年）台風第15号に関する
復興対策 ……276
４－21　令和５年（2023年）梅雨前線による大雨及び
台風第２号に関する復興対策 ……276
４－22　令和５年（2023年）梅雨前線による大雨に関する
復興対策 ……276
４－23　令和５年（2023年）７月15日からの梅雨前線による
大雨に関する復興対策 ……276
４－24　令和５年（2023年）台風第６号に関する復興対策 …277
４－25　令和５年（2023年）台風第７号に関する復興対策 …277
４－26　令和６年能登半島地震に関する復興対策 ……277
４－27　令和６年（2024年）５月27日からの大雨に関する
復興対策 ……277
４－28　令和６年（2024年）６月17日からの大雨に関する
復興対策 ……278
４－29　令和６年（2024年）６月21日からの大雨に関する
復興対策 ……278
４－30　令和６年（2024年）７月10日からの大雨に関する
復興対策 ……278
４－31　令和６年（2024年）７月25日からの大雨に関する
復興対策 ……278
４－32　令和６年（2024年）日向灘を震源とする地震に
関する復興対策 ……278
４－33　令和６年（2024年）台風第５号に関する復興対策 …278
４－34　令和６年（2024年）台風第７号に関する復興対策 …278
４－35　令和６年（2024年）台風第10号に関する
復興対策 ……279
４－36　令和６年（2024年）９月20日からの大雨に関する
復興対策 ……279
４－37　令和６年（2024年）11月１日からの大雨に関する
復興対策 ……279
４－38　令和６年（2024年）11月９日からの大雨に関する
復興対策 ……279

４－39　令和７年（2025年）岩手県大船渡市等の林野火災に関する復興対策 ……279
４－40　令和７年（2025年）８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨に関する復興対策 ……279
４－41　令和７年（2025年）台風第22号及び第23号に関する復興対策 ……279
４－42　その他の災害に関する復興対策 ……280
第５章　国際防災協力……281
１　多国間協力……281
２　二国間協力……282
第６章　防災庁の設置・運営……283

はじめに

令和８年版防災白書では、特集を「国難級の地震・津波」とし、地震・津波のメカニズムを整理し、過去災害からの教訓を再確認するとともに、大規模災害に関する最新の被害想定を踏まえ、国・地方公共団体・企業・国民が備えるべき観点を総合的に記載しています。

また、第１部においては、「自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進」、「防災体制・災害発生時の対応及びその備え」、「発生が危惧される災害種別ごとの対策」、「国際防災協力」、「国土強靱化の推進のための取組」、「原子力災害に係る施策の取組状況」、「令和７年度に発生した主な災害」に関し、令和７年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

令和７年１月以降の主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	頁
・「地区防災計画ガイドブック」の公表	p.69
・「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金」の開始	p.72
・「被災者援護協力団体登録制度」の創設	p.72
・「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」の改訂	p.74
・「第６次男女共同参画基本計画」の決定	p.81
・「災害対策基本法」等の改正	p.83
・「防災基本計画」の修正	p.84
・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定	p.86
・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の更新	p.87
・「災害対応車両登録制度」の運用開始	p.93
・「災害対応基本共有情報（EEI）細目」の作成	p.96
・「船舶活用医療」の運用開始	p.98
・「事前防災対策総合推進費」の創設	p.100
・「防災立国の推進に向けた基本方針」の決定	p.101
・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更	p.103
・「大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」の改定	p.104
・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更	p.104
・「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の改定	p.104
・「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」の作成	p.106
・「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の取りまとめ	p.107
・「第１次国土強靱化実施中期計画」の決定	p.112

特集

国難級の地震・津波

第1章
地震・津波災害の概要

第2章
今後想定される大規模地震・津波の被害規模・様相

第3章
大規模地震・津波災害への備え

第4章
第1次国土強靱化実施中期計画

特集　国難級の地震・津波

東日本大震災から15年、熊本地震から10年の節目となる本年、我が国は、地震・津波と向き合い続けてきた歩みと教訓を改めて確認し、次の災害への備えを一層確かなものにしていく必要がある。日本は世界で有数の地震国であり、これまで関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、各地で甚大な被害を経験してきた。これらの出来事は多くの尊い命と生活基盤を奪う一方、災害リスクへの理解を深め、備えを進化させる重要な教訓をもたらした。

しかし、千島海溝・日本海溝で想定される巨大地震、甚大な被害が予測される首都直下地震、広範囲に影響が及ぶ南海トラフ地震など、将来発生し得る大規模災害への備えは依然として喫緊の課題である。社会構造が変化する中、過去の教訓の風化を防ぎ、多様な主体が協働して災害対応力を強化していくことがこれまで以上に重要となっている。

令和８年版防災白書では、まず地震・津波のメカニズムを整理し、過去の災害から得られた教訓を再確認するとともに、大規模災害に関する最新の被害想定を踏まえ、国・地方公共団体・企業・国民が備えるべき観点を総合的に示す。とりわけ、企業には事業継続や地域との連携の強化、国民一人一人には住宅の耐震化や家具の固定、家庭備蓄、避難行動の確認など、日常に根差した具体的な備えの実践を期待したい。

最後には、事前防災から発災時の応急対策、復旧・復興に至るまでの一貫した取組を体系的に推進し、被害の最小化と迅速な回復を実現するための道筋を示す「第１次国土強靱化実施中期計画」を紹介する。

本特集が、行政・企業・地域・国民がそれぞれの役割を果たし、災害を「自分ごと」として捉え、主体的に備える行動へとつながる契機となることを期待する。

第１章　地震・津波災害の概要

第１節　地震・津波のメカニズム

１－１　地震の起こる仕組み

地震は、地下の岩盤に力が加わり、ある面（断層面）を境にして両側の岩盤がずれ動く断層運動という形で発生する。プレートの運動により岩盤中に蓄積されたひずみのエネルギーは、急激な断層運動によりその一部が地震波となって放出される（図表１-１-１）。日本列島の周辺には、複数のプレートが存在し、プレート境界付近では岩盤中に大きなひずみが蓄えられるために、日本では多くの地震が発生する。日本列島やその周辺で発生する地震は、発生する場所や発生の仕方によって、「プレート間地震」、「沈み込むプレート内の地震」、「陸域の浅い地震」、「火山活動に伴う地震」などのタイプに分けられる。

図表 1-1-1　地震の発生の仕組み

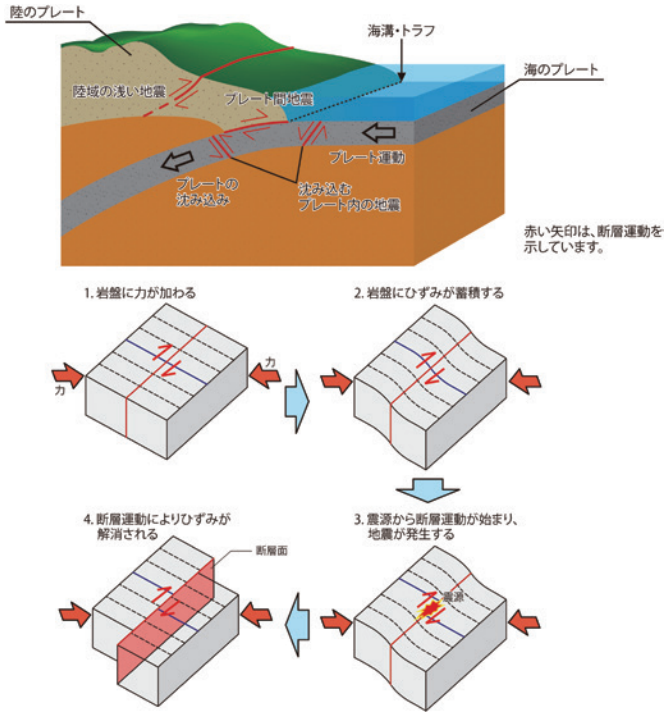

出典：地震調査研究推進本部資料

（1）プレート間地震

日本列島の太平洋側の海底には、日本海溝や南海トラフといった、いくつもの海溝やトラフと呼ばれる深い溝状の地形が連なっている。ここでは、海のプレートが陸のプレートの下に沈み込んでいる。海のプレートが陸のプレートの下に沈みこむ際、陸のプレートの先端部も一緒に引きずり込まれる。陸のプレートと海のプレートが接する部分がひずみに耐え切れなくなると、そこを巨大な断層面として陸のプレートの先端が跳ね上がるような断層運動が起き、地震が発生する（図表 1-1-2）。これを「プレート間地震」という。例として、大正12年（1923年）の関東地震（M7.9）、昭和19年（1944年）の東南海地震（M7.9）、昭和21年（1946年）の南海地震（M8.0）、平成15年（2003年）十勝沖地震（M8.0）、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（モーメントマグニチュード9.0）がある。

図表 1-1-2　プレート間地震の発生の仕組み

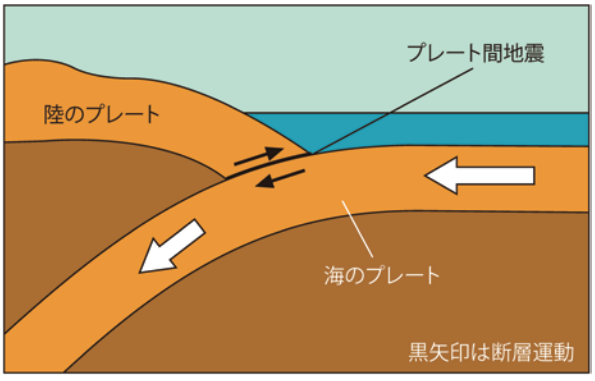

出典：地震調査研究推進本部資料

（2）沈み込むプレート内の地震

プレート境界付近では、プレートの内部で大規模な断層運動が起こり、地震が発生することがある（図表 1-1-3）。このような地震を「沈み込むプレート内の地震」という。このタイプの地震が被害をもたらした例として、昭和８年（1933年）の三陸沖地震（M8.1）や平成５年（1993年）釧路沖地震（M7.5）がある。

図表1-1-3　沈み込むプレート内の地震の発生の仕組み

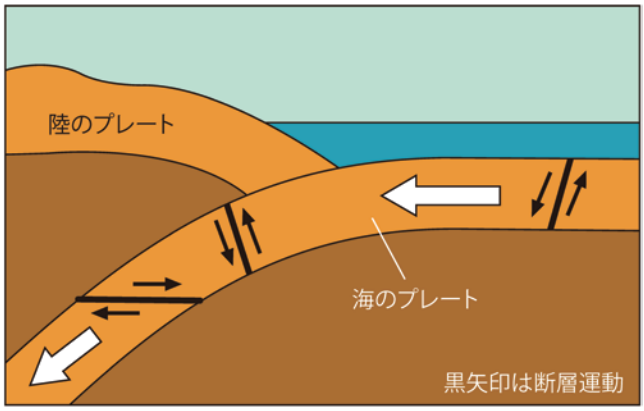

出典：地震調査研究推進本部資料

（3）陸域の浅い地震

日本列島が位置する陸のプレートでは、プレート運動による間接的なひずみが岩盤に蓄積され、地下数kmから20km程度までの比較的浅い部分で断層運動が起こり、地震が発生する（図表 1-1-4）。このような地震を「陸域の浅い地震」という。陸域の浅い地震には、活断層で発生する地震もあり、地表で認められる活断層は、地下の断層運動のずれが地表まで達するような、規模の大きな地震を過去に繰り返し発生させてきたと考えられる。

図表1-1-4　陸域の浅い地震の発生の仕組み

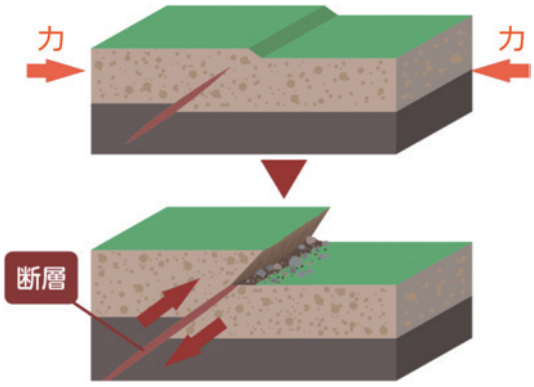

出典：地震調査研究推進本部資料

陸域の浅い地震は、私たちが生活する直下の浅いところで起こるため、平成７年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（M7.3）や、平成28年（2016年）熊本地震（M6.5、M7.3）のように、強い揺れによって甚大な被害がもたらされることがある。また、令和６年１月１日に能登半島で発生した地震（M7.6）のように、沿岸域の活断層で発生した場合には、強い揺れによる被害だけではなく、津波による被害がもたらされることがある。

（4）火山活動に伴う地震

東北や南関東、九州などには多数の火山が連なっている。これらの火山群の周辺では、火山活動に伴って岩盤の浅い部分に局所的に力が働き、中小規模の地震の発生が多く見られる（図表１-１-５）。大正３年（1914年）に発生した鹿児島県の桜島の大噴火に伴う桜島地震（M7.1）は、この種の地震としてはまれに見る規模の大きな地震であった。

図表1-1-5　火山活動に伴う諸現象と地震活動

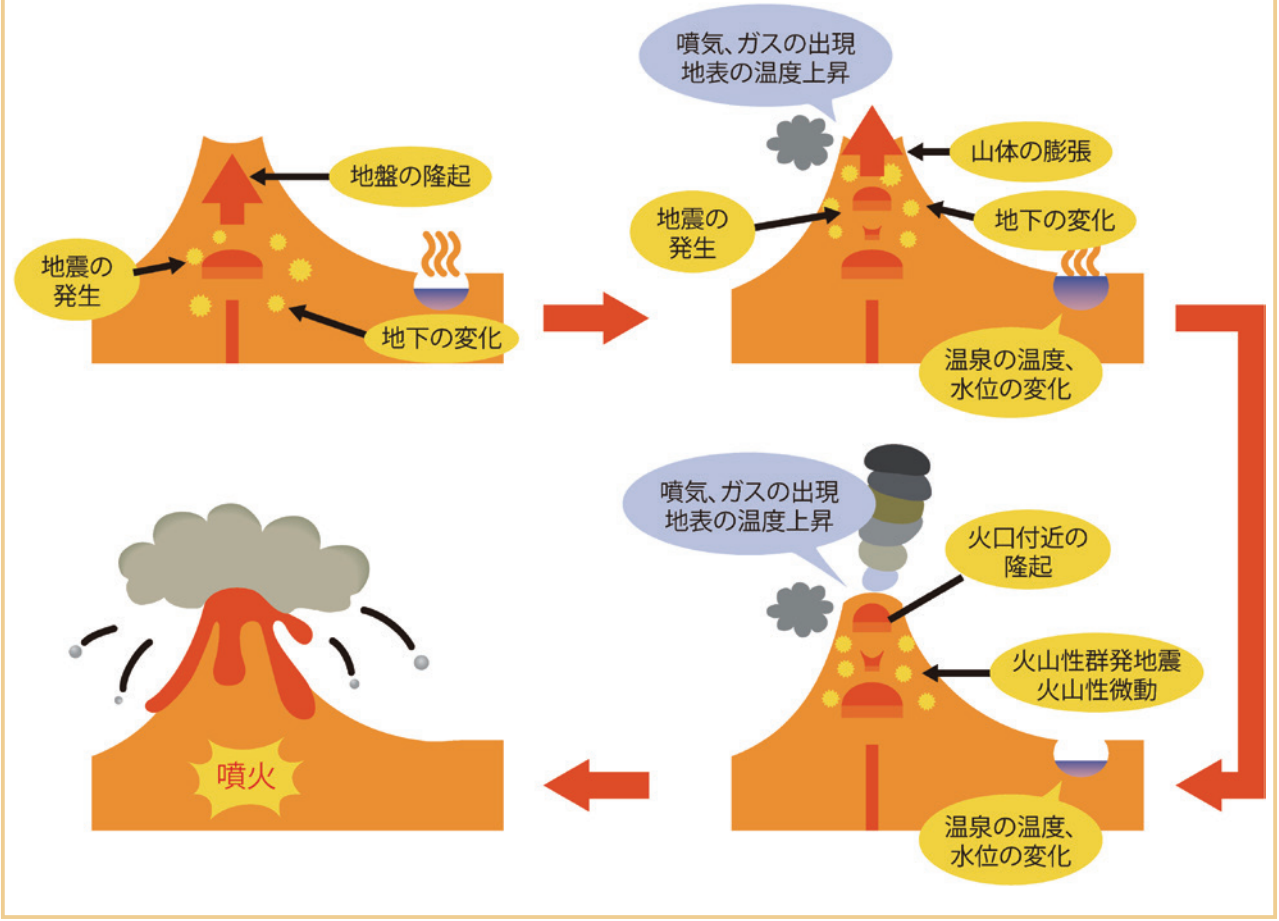

出典：地震調査研究推進本部資料

1－2 地震に伴う津波の発生

海域で規模の大きな地震が発生すると、海底には大きな地殻変動が生じる。その地殻変動に伴って、真上の海水が盛り上がったり沈降したりする。この海水の変動が津波になる（図表 1-2-1）。また、津波は海域の地震によるものだけでなく、海底火山の噴火、海底の地すべり、海岸付近での大規模な崩壊などによっても生じる。

津波には、陸地に近づき水深が浅くなると、速度が遅くなるかわりに波高が急激に高くなるという性質がある。しかし、速度が遅くなるといっても、例えば陸地付近の水深約10ｍの場所では時速40km近くになる。また、波高は地震の規模・水深だけではなく、海底地形や海岸線の形に大きく影響を受け、湾や岬の形状などによっては更に津波が高くなることがある。

図表1-2-1 津波の発生の仕組み

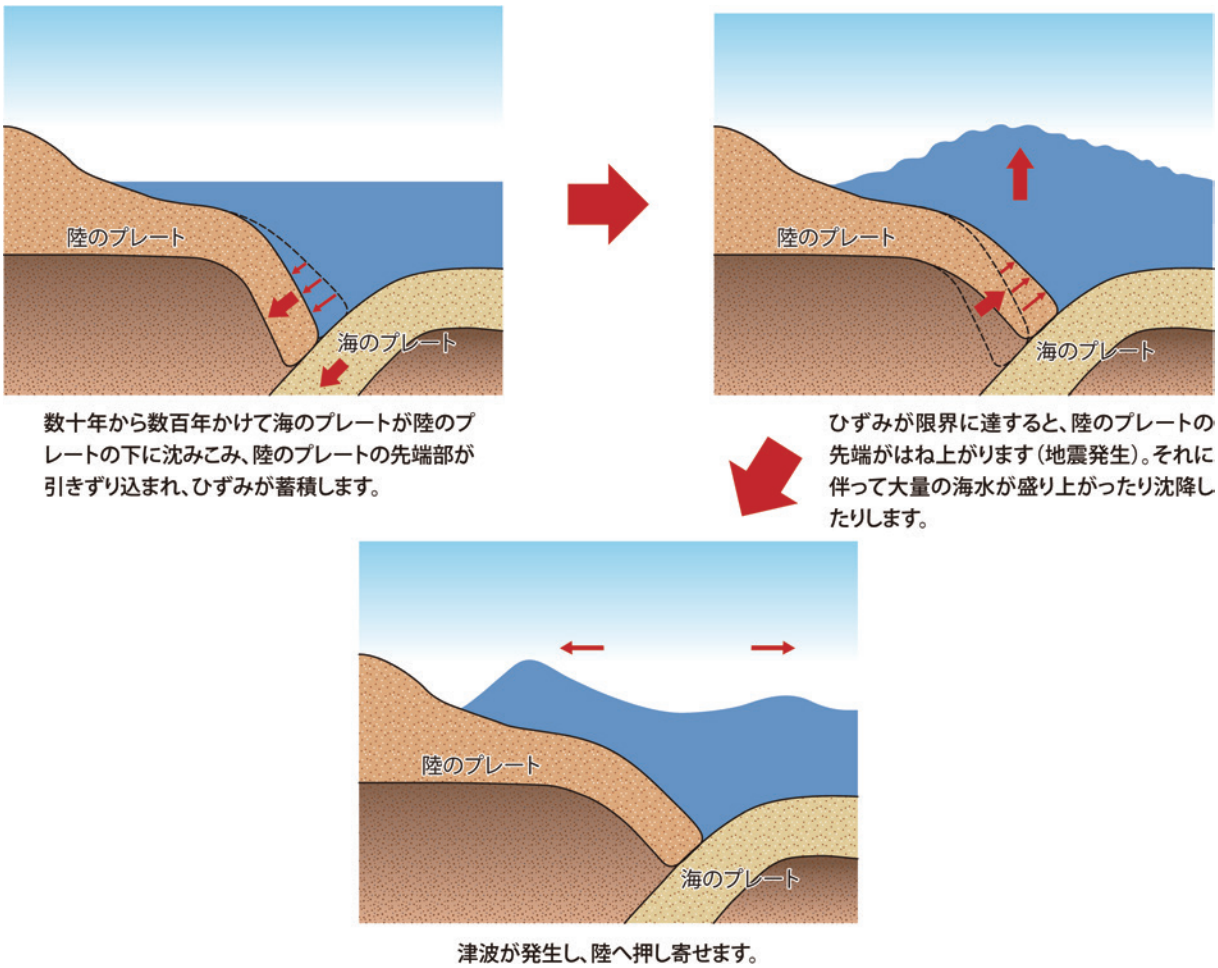

出典：地震調査研究推進本部資料

【コラム】
南海トラフ地震の早期検知・情報伝達に向けて

地震大国である日本の海域においては、平成23年に発生した東日本大震災を受け、北海道沖から房総半島沖に「日本海溝海底地震津波観測網（S-net）」が整備・運用されてきた。

発生が懸念される南海トラフ巨大地震の想定震源域では、紀伊半島沖から室戸岬沖に「地震・津波観測監視システム（DONET）」が整備・運用されてきた。西側の高知県沖から日向灘においては、令和元年から「南海トラフ海底地震津波観測網」（以下「N-net」という。）の構築を進め、令和6年7月に沖合システム、令和7年6月に沿岸システムの整備を完了し、10月から全システムの運用を開始した。

N-netの観測によって地震動を最大20秒程度、津波を最大20分程度早く直接検知することが可能となり、地震や津波から身を守るための時間が長くなることが期待される。観測データはリアルタイムで気象庁やJR西日本等に配信され、緊急地震速報や津波情報、地震発生時における山陽新幹線の列車制御等に活用されている（令和8年4月1日現在）。

このほか、地震や津波の即時予測・長期評価の高度化や地震発生のメカニズム解明、被害の想定や対策に資する研究開発の進展が期待されている。

また、令和6年8月8日に日向灘を震源とする地震（最大震度6弱）が発生した際には、試験運用中のN-net沖合システムで観測した地震・津波のデータが、政府の地震調査研究推進本部における地震の評価に活用された。

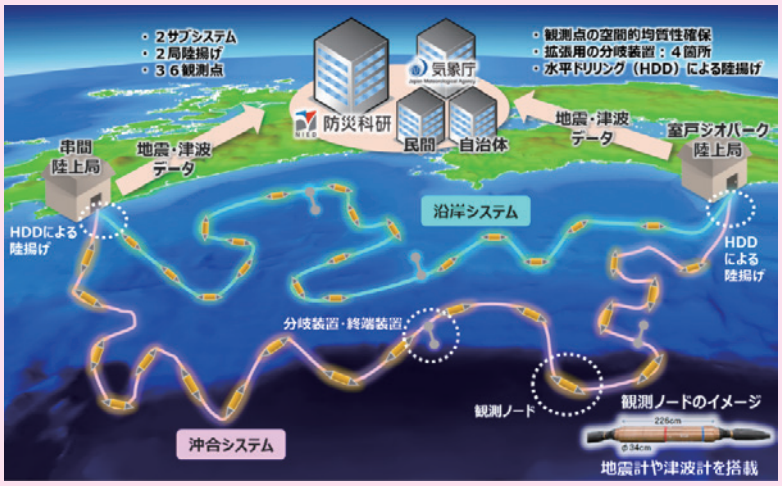

出典：防災科学技術研究所ホームページ
（参照：https://www.seafloor.bosai.go.jp/N-net/）

第２節　過去の主な地震・津波災害

２－１　関東大震災

大正12年（1923年）９月１日に発生した大正関東地震（M7.9、最大震度６）は、関東地方一帯に強い揺れをもたらした。揺れに伴う家屋の倒潰[1]、山地での崖崩れなどに加え、昼食時間帯と重なったことから多数の火災が発生し、大規模な延焼火災に拡大した。また、沿岸部では津波による被害も見られた。全半潰・焼失・流失・埋没の住家は約37万棟、死者・行方不明者は約10万5,000名に及んだ。レンガ造り、木造及び耐震構造化を考慮していない外国流のビルで多くの建築物被害が発生し、耐震規定の在り方が課題となった。これを契機として、大正13年には「市街地建築物法施行規則」（大正９年内務省令第37号）が改正され、地震力に関する構造規定が初めて法令上明記された。

現銀座四丁目交差点付近の焼跡
出典：東京市「東京震災録」

震災当日、火災により発生した入道雲
出典：内務省社会局「大正震災志」

２－２　昭和53年宮城県沖地震

昭和53年（1978年）６月12日に発生した宮城県沖地震（M7.4、最大震度５）は、宮城県仙台市を中心に多数の建物被害をもたらした。死者数は28名、全半壊棟数は6,757棟である。鉄筋コンクリート造建物の損壊が多く見られ、既存の耐震基準では地震動に十分対応できないケースがあることが明らかになった。これを受け、昭和56年には「建築基準法施行令」（昭和25年政令第338号）が改正され、中規模の地震（震度５強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めてまれにしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とした、いわゆる新耐震基準が導入された。

提供：仙台市

提供：仙台市

1　関東大震災による住家被害について、「壊」ではなく「潰」の字を用いている。これは、当時の木造住家の構造的被害の態様が「壊れる」というより「潰れる」であったとする中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会の報告書の記述（「1923関東大震災報告書 第１編」（平成18年７月作成））に即したものである。

2－3 阪神・淡路大震災

平成７年（1995年）１月17日、兵庫県南部地震（M7.3、最大震度７）が発生し、都市直下型の強い揺れにより甚大な被害が生じた。死者数は6,437名（災害関連死を含む。）、全壊棟数は約10万棟に上った。関東大震災、宮城県沖地震を契機として建築物の耐震性は強化されていたものの、阪神・淡路大震災では、これらの耐震基準を満たしていない既存不適格建物に被害が集中した。これを契機として、耐震診断・耐震改修のための法整備及び支援措置が講じられることになった。また、阪神・淡路大震災では、全国から延べ130万名以上がボランティア活動に参加したことを受け、平成７年の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の改正で、ボランティア活動環境の整備に関する規定が初めて設けられた。さらに、平成10年には「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第７号）が制定され、災害救援活動が特定非営利活動と位置付けられている。

阪神高速の高架道路の倒壊
出典：国土交通省 近畿地方整備局

提供：神戸市

2－4 東日本大震災

東日本大震災をもたらした平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大規模の地震であり、世界でも1900年以降４番目の巨大地震であった。同地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約450km、幅約200kmに及び、最大震度７の地震動が観測されるとともに、大津波の発生により６県で561㎢が浸水する等、広範囲にわたる甚大な被害を生じた。この災害による死者・行方不明者は22,336名（災害関連死を含む。）、全壊棟数は122,204棟（令和８年３月１日現在）に上った。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、同施設周辺の多くの住民が避難を余儀なくされるとともに、あらゆる産業が大きな被害を受けるなど、未曾有の複合災害となった。

情報伝達、物資の供給、広域自治体連携の不足等の課題が明るみに出たことで、平成24年及び平成25年の「災害対策基本法」の改正では、都道府県・国が市町村からの要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できるプッシュ型支援及び市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する規定が初めて設けられた。また、津波被害の甚大さに鑑み、避難行動の促進や避難先の安全性確保に向け、津波警報の改善及び指定緊急避難場所の指定制度の創設等が進められた。

首都圏でも震度５強が観測され、交通機関が不通となり大量の帰宅困難者が発生したことから、帰宅困難者対策にも目が向けられる契機となった。

提供：東北地方整備局震災伝承館

提供：東北地方整備局震災伝承館

2－5 平成28年熊本地震

平成28年（2016年）４月14日及び16日（14日：M6.5、最大震度７、16日：M7.3、最大震度７）に連続して地震が発生した。同一地域で震度７の揺れが２回観測されたのは、気象庁震度階級に「震度７」が追加された昭和24年以降初であった。死者数は276名（災害関連死を含む。）、全壊棟数は8,667棟に上った。震度７の揺れに２度襲われたことや、住家等の被害に加え、長期間継続する地震活動により避難生活が長期化したことから、災害関連死が多く発生したことが特徴であった。また、被災都道府県から要請を受けた都道府県が応援職員を派遣するに当たり迅速な対応が困難であったことを受け、平成30年の「災害対策基本法」の改正で広域連携体制の強化が法的に示された。

そのほかにも、応援側と受援側の連携にも課題があったことから、地方公共団体向けに応援・受援の在り方等を示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン[2]」が策定された。

東日本大震災を踏まえ、平成24年の「災害対策基本法」の改正で新たに設けられたプッシュ型支援が、初めて実施された。

出典：熊本県災害デジタルアーカイブ

提供：国土交通省 九州地方整備局

2－6 令和６年能登半島地震

令和６年（2024年）１月１日、石川県能登地方を震源とする地震（M7.6、最大震度７）が発生し、半島部を中心に建物倒壊、地盤変状及び津波が発生した。死者数は722名（災害関連死を含む。）、全壊棟数は6,536棟（令和８年３月31日現在）に上った。また、被災地が復旧・復興の途上にあった９月には奥能登地域を大雨が襲った。この災害では、半島特有の地形により道路網が限られる中、幹線道路が被災し、初動期の被災状況の把握や復旧等の対応が困難となった。

2　現在「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」は、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和７年４月策定）に引き継がれている。

また、避難生活環境の改善、在宅・車中泊の避難者への対応などが課題として認識されたほか、ボランティア団体の活躍も注目された。令和６年能登半島地震の教訓も踏まえた令和７年の「災害対策基本法」等の一部改正では、多様な被災者支援ニーズに対応するための福祉サービスの提供の明記やＮＰＯ・ボランティア団体等の登録制度の創設が行われた。

出典：石川県ホームページ

出典：石川県ホームページ

第2章 今後想定される大規模地震・津波の被害規模・様相

第1節 千島海溝地震、日本海溝地震

1－1 千島海溝地震、日本海溝地震とは

東日本では太平洋プレートが日本列島の下に沈み込み、深い海溝を形成している。択捉島沖から十勝沖の海溝は「千島海溝」、青森県東方沖から房総沖の海溝は「日本海溝」と呼ばれ、マグニチュード７を超える地震が何度も発生してきた。

これらの地域では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（平成18年３月中央防災会議決定）等に基づき防災対策が推進されてきたが、平成23年にマグニチュード9.0の東日本大震災が発生し、甚大な被害をもたらした。

この地震を受けて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含めた被害想定を行い、今後の防災対策を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、令和４年３月に最終報告書が発表された。

津波堆積物の調査結果から、東日本大震災の震源域より北側の北海道から岩手県の太平洋沿岸地域では、約300～400年の間隔で巨大津波が発生してきた可能性があり、最後の発生が17世紀であったことから、巨大地震・津波の発生が切迫している状況にあると推測されている。

被害想定を行うに当たっては、海域で発生した津波は、震源域に面した海岸で大きくなる特性を考慮して、千島海溝沿い及び日本海溝沿いのそれぞれで被害が甚大になると推測される地震を設定した。過去6,000年間の津波堆積物から推定される最大クラスの津波を引き起こす地震として、北海道東部の太平洋沿岸（根室・十勝沖）を震源とする「千島海溝地震」、それ以西及び東北地方の太平洋沿岸（日高・三陸沖）を震源とする「日本海溝地震」が想定された。いずれもマグニチュード９クラスの巨大地震である。

1－2 被害想定

「千島海溝地震」では、北海道厚岸町付近で最大震度７を観測し、津波高は北海道根室市からえりも町付近にかけて10～20ｍを超え、高いところでは30ｍ弱に達すると推定されている。「日本海溝地震」では、青森県太平洋沿岸や岩手県南部の一部で最大震度６強を観測し、津波は青森県八戸市で25ｍを超え、岩手県宮古市では30ｍ近くに達すると推定されている（図表１-２-１）。

被害が最大となるケースでは、死者数は「千島海溝地震」で約10万名、「日本海溝地震」で約19万９千名になるなど、甚大な被害が発生する可能性が推定されており（図表１-２-２及び図表１-２-３）、その被害のほとんどが津波によるものである。

なお、被害想定に当たっては、積雪・凍結等による避難速度の低下や、津波から難を逃れた避難者が屋外で長時間過ごすことで低体温症になる場合など、積雪寒冷地に特有の条件も考慮されている。

図表 1-2-1　千島海溝地震、日本海溝地震による津波高及び震度分布

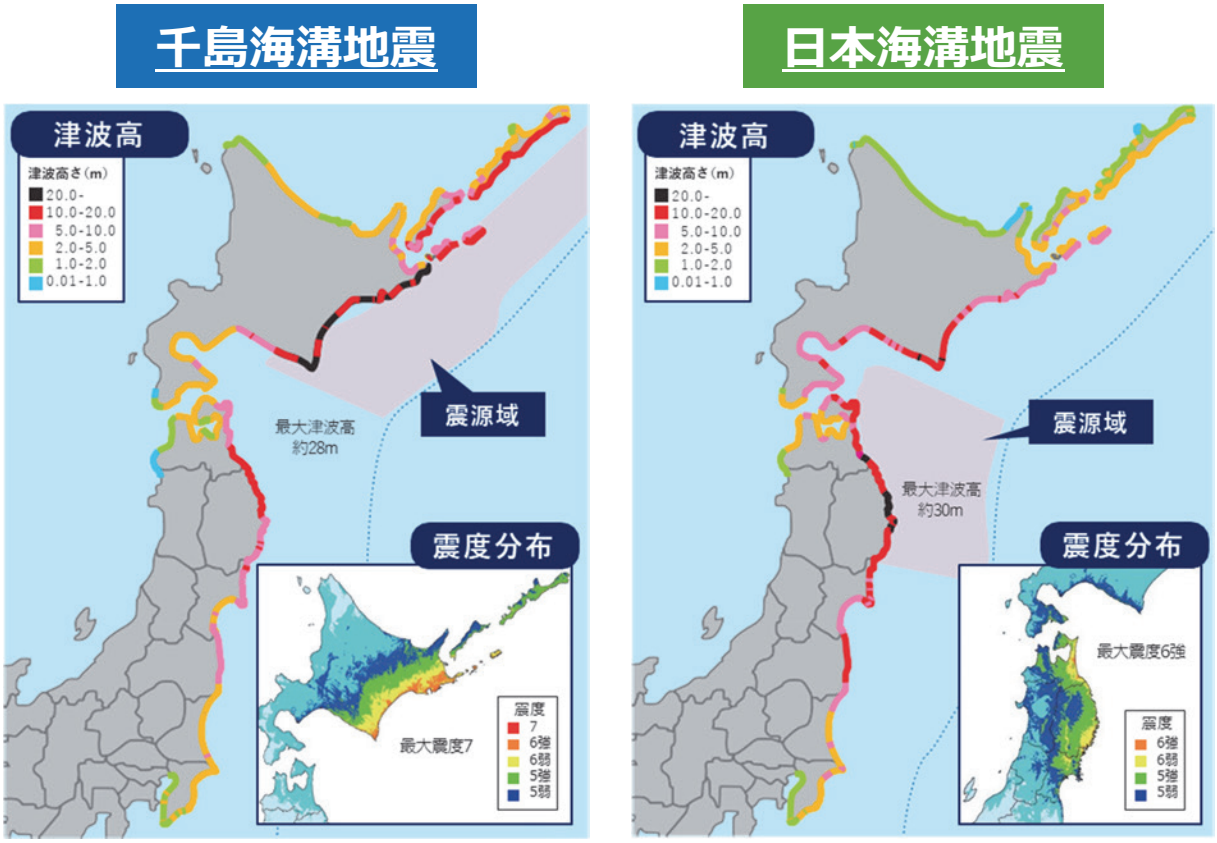

出典：内閣府資料

図表 1-2-2　千島海溝地震、日本海溝地震の主な被害量（被害が最大となるケース）

＜被害が最大となるケースにおける推計値＞

推計項目 （被害が最大となるケース）	千島海溝地震	日本海溝地震
死者数 （冬・深夜）	約 100,000人	約 199,000人
低体温症要対処者数 （冬・深夜）	約　22,000人	約　42,000人
全壊棟数 （冬・夕方）	約　84,000棟	約 220,000棟
経済的被害額 （冬・夕方）	約 17兆円	約 31兆円

出典：内閣府資料

図表1-2-3　千島海溝地震、日本海溝地震の道県別人的被害量（被害が最大となるケース）

○千島海溝モデル

死者数（冬・深夜、早期避難率低）（人）

	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
北海道	約70	約20	約85,000	約10	約30	－	約85,000
青森県	－	－	約7,500	－	－	－	約7,500
岩手県	－	－	約2,800	－	－	－	約2,800
宮城県	－	－	約4,500	－	－	－	約4,500
秋田県	－	－	－	－	－	－	－
山形県	－	－	－	－	－	－	－
福島県	－	－	約200	－	－	－	約200
茨城県	－	－	約80	－	－	－	約80
千葉県	－	－	約70	－	－	－	約70
合計	約70	約20	約100,000	約10	約30	－	約100,000

－：わずか

※1：今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、道県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
※2：津波による死者は、「早期避難率低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。

○日本海溝モデル

死者数（冬・深夜、早期避難率低）（人）

	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
北海道	－	－	約137,000	－	－	－	約137,000
青森県	約30	約10	約41,000	－	－	－	約41,000
岩手県	約20	約10	約11,000	約20	－	－	約11,000
宮城県	約10	－	約8,500	－	－	－	約8,500
秋田県	－	－	－	－	－	－	－
山形県	－	－	－	－	－	－	－
福島県	－	－	約800	－	－	－	約800
茨城県	－	－	約600	－	－	－	約600
千葉県	－	－	約100	－	－	－	約100
合計	約60	約20	約199,000	約20	－	－	約199,000

－：わずか

※1：今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、道県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
※2：津波による死者は、「早期避難率低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。

出典：内閣府資料

1－3 防災対策と被害軽減に向けた取組

上記では、大きな被害が発生する可能性について示したが、その一方で、防災対策を徹底することにより被害を大幅に軽減できることも示唆されている（図表 1-3-1）。千島海溝地震、日本海溝地震では、津波による死者が多く想定されているため、例えば、津波に対する避難意識を高め、早期避難を心掛けるといった対策を進めることで、死者数を８割程度減少させることが可能とされている。

図表1-3-1 千島海溝地震、日本海溝地震の対策による被害量の軽減効果

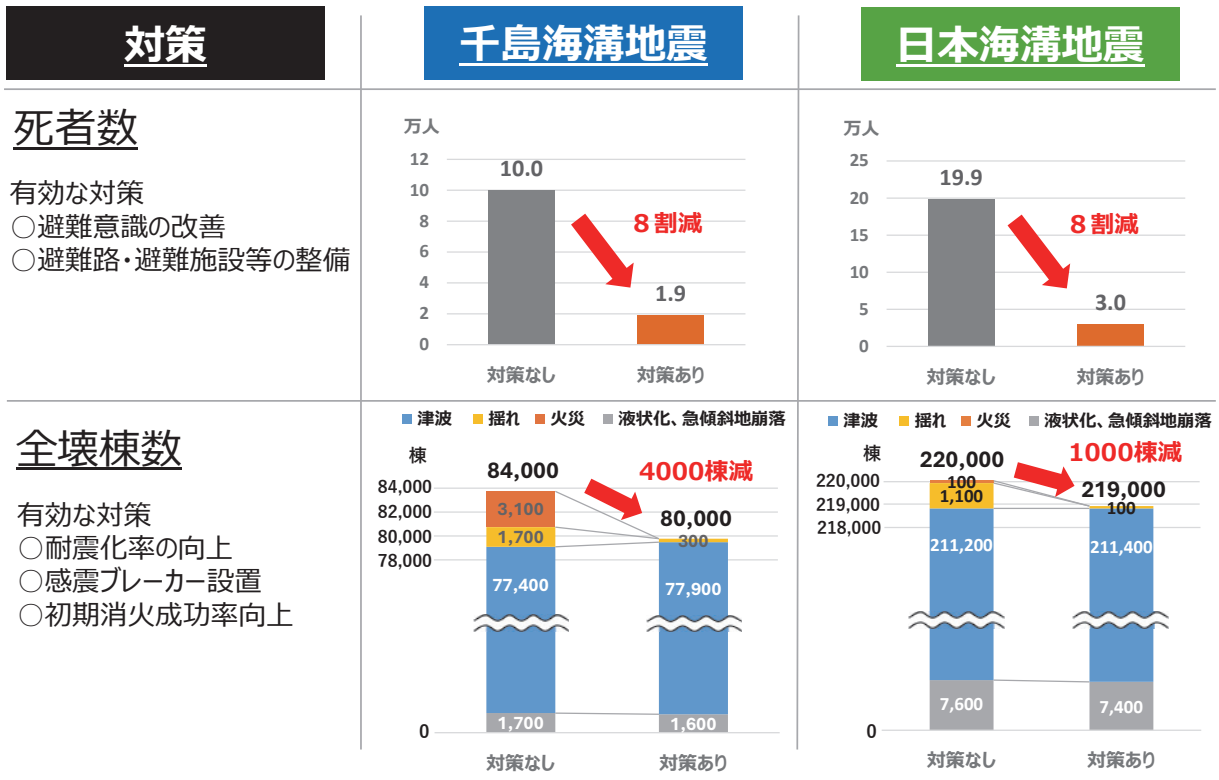

出典：内閣府資料

第２節 首都直下地震

2－1 首都直下地震とは

東京圏及びその周辺地域は、南方からフィリピン海プレートが陸のプレートに沈み込み、これらのプレートに更に東方から太平洋プレートが沈み込む、特徴的で複雑なプレート構造をなす領域に位置している（図表 2-1-1）。元禄16年（1703年）元禄関東地震と大正12年（1923年）大正関東地震の間を見ると、この期間にマグニチュード７クラスの地震が８回発生し、大正関東地震以降、その余震以外にも、マグニチュード７クラスの地震が２回発生している。マグニチュード７クラスの地震はいつ発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて防災対策を行う必要がある。

図表2-1-1　南関東地域で発生する地震のタイプ

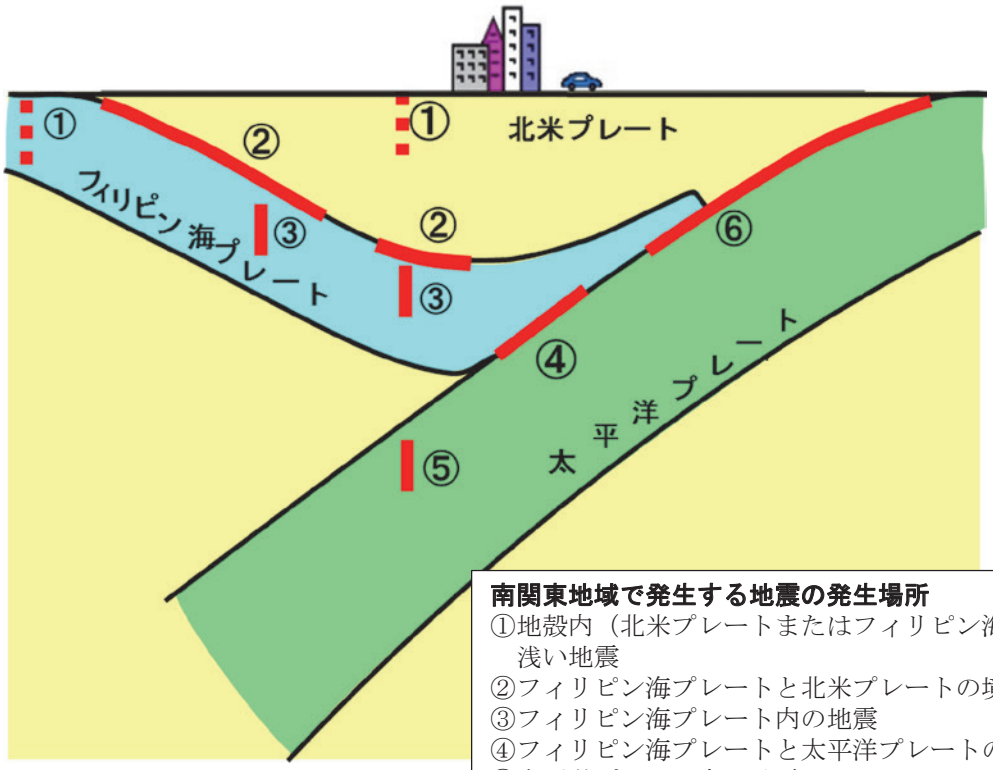

南関東地域で発生する地震の発生場所
①地殻内（北米プレートまたはフィリピン海プレート）の浅い地震
②フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震
③フィリピン海プレート内の地震
④フィリピン海プレートと太平洋プレートの境界の地震
⑤太平洋プレート内の地震
⑥フィリピン海プレート及び北米プレートと太平洋プレートの境界の地震

出典：内閣府資料

こうした状況を受けて、「首都直下地震対策大綱」（平成17年９月中央防災会議決定）等に基づき防災対策が推進されてきたほか、中央防災会議防災対策実行会議の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の東京圏を取り巻く状況の変化等を踏まえた被害想定（被害規模や被害様相）等について検討が行われ、令和７年12月に新たな首都直下地震対策の基本的な考え方等を取りまとめた報告書が発表された。

2－2　被害想定

東京圏及びその周辺地域には、人口約4,660万名、建物約1,530万棟が密集していることから、首都直下地震が起こると、木造家屋が多数倒壊したり、木造住宅密集市街地が広域的に連なっている地区を中心に大規模な延焼火災が発生したりすることなどにより、多くの人的被害が発生するおそれがある。

また、東京圏には、政治・行政・経済の中枢機能が高度に集積していることから、これらに障害が生じた場合には、我が国全体にわたって国民生活や経済活動に影響が生じるほか、海外にも波及するおそれがある。政府機関等の業務継続に支障が生じると、情報の収集・分析が円滑に行われないことによる災害対応の遅延や、政府の緊急災害対策本部等からの指示や調整等が円滑に実施されないこと等による消火・救急救命活動や復旧への影響が懸念される。さらに、経済面では、東京圏には、資金決済機能や株式・債券の決済機能等に係る中枢機能に加え、大企業の本社等の拠点が集中しているほか、生産規模の小さな中小企業やオンリーワン企業も数多く存在していることから、経済活動が停滞

し、我が国全体の経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

特に首都中枢機能に大きな影響を及ぼすおそれのある「都心南部直下地震」が発生した場合、死者数は最大で約1.8万名、全壊・焼失棟数は最大で約40万棟、経済的な被害は約83兆円に上ると推計されている（図表２-２-１及び図表２-２-２）。

図表2-2-1　首都直下地震の被害想定（令和７年12月）

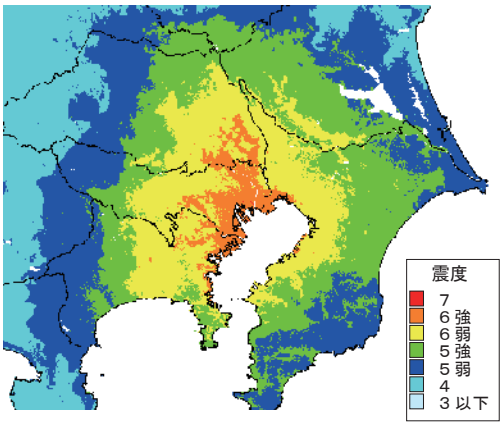

震度分布（都心南部直下地震）

首都直下地震はあらかじめ発生場所を特定できるものではない。

【都心南部直下地震（M7.3）の被害想定】

○死者数　最大 約1.8万人（冬・夕方）
（うち約7割が火災、約3割が揺れによるもの）

○建物全壊・焼失棟数　最大 約40万棟（冬・夕方）
（うち約7割が火災、約3割が揺れによるもの）

○避難者　約480万人

○避難所の食料不足（７日間）　約1,300万食

○帰宅困難者　約840万人

○被害額　約83兆円
（資産等の被害[被災地]　約45兆円
経済活動への影響[全国]　約38兆円）

＊災害関連死者数：約1.6万～4.1万人
（ただし、発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ）

注）それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケースにおける値であり、同一のケースではない。

出典：内閣府資料

図表 2-2-2　人的被害の都県別被害量（都心南部直下地震）

死者数（冬・夕）　（人）

	建物倒壊等	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊	火災 風速3m/s	火災 風速8m/s	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計 風速3m/s	合計 風速8m/s
茨城県	－	－	－	－	－	－	約10	約10
栃木県	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉県	約600	約100	－	約1,300 [約700]	約2,500 [約1,400]	約20	約1,900 [約1,300]	約3,200 [約2,000]
千葉県	約300	約70	－	約600 [約300]	約1,100 [約600]	約20	約1,000 [約700]	約1,500 [約1,000]
東京都	約3,600	約400	約20	約2,300 [約1,300]	約4,200 [約2,200]	約300	約6,200 [約5,100]	約8,000 [約6,100]
うち都区部	約2,600	約300	約10	約2,200 [約1,200]	約3,500 [約1,900]	約200	約5,000 [約4,000]	約6,400 [約4,800]
神奈川県	約800	約100	約40	約2,600 [約1,400]	約4,200 [約2,300]	約90	約3,500 [約2,300]	約5,200 [約3,200]
山梨県	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡県	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	約5,300	約700	約70	約6,800 [約3,700]	約12,000 [約6,500]	約400	約13,000 [約9,400]	約18,000 [約12,000]

－：わずか

※［］の死者数は、地震火災による死者数における本所区被服廠跡の事例を除いて推計したもの。
また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

出典：内閣府資料

ライフラインや交通施設についても、地震動等によって被害を受けることで機能が停止したり制限されたりするおそれがある。また、電力供給力の低下が1か月程度続くことで、電力に依存する通信、上下水道、鉄道等も影響を受けるおそれがある（図表 2-2-3）。

図表2-2-3　首都直下地震で想定されるライフライン被害、交通施設被害（令和７年12月）

電力　供給力（被災直後）
約2,700万kW（ピーク需要の48%）
停電軒数　約1,600万軒（52%）
・東京湾沿岸の火力発電所が１か月程度停止
供給力回復まで計画停電等

通信　固定電話･インターネット不通回線数
（被災直後）
約760万回線（51%）
携帯電話停波基地局率（１日後）
51%
・携帯電話は停電により利用不可エリアが拡大

道路　高速道路 約　80か所
一般国道 約　260か所(指定区間)

鉄道　新幹線　約　70か所
在来線　約6,200か所
・震度6弱以上で地上線路が軌道変状し、運転再開まで時間を要する。

上下水道
上水道 断水人口（被災直後）
（停電考慮あり）**約1,400万人**（29%）
（停電考慮なし）**約1,300万人**（28%）
下水道 機能支障人口（被災直後）
（停電考慮あり）**約200万人**（5%）
（停電考慮なし）**約180万人**（5%）
・人員･資機材不足、電力復旧の遅れ等により、復旧には１か月以上を要する。

都市ガス　供給停止戸数（被災直後）
約140万戸（13%）
・ガス導管の復旧には、１か月以上を要する。

空港
・羽田：一部の滑走路が液状化で使用不能
・成田：大きな被害は発生しない

港湾　国際戦略･国際拠点港湾
岸壁　約230か所
・非耐震岸壁が倒壊等して機能停止のおそれ

出典：内閣府資料

２－３　防災対策と被害軽減に向けた取組

被害の軽減には、人的被害の主要因となり、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げなど被害拡大の要因となる建物被害を軽減することが重要であり、国、地方公共団体、所有者が一体となって建物の耐震化を一層推進することが、あらゆる対策の前提となる。

火災対策としては、老朽建築物の除却・建替え、建物の不燃化、避難路・避難地となる街路・公園等の公共施設整備といったハード対策に加え、感震ブレーカーの普及促進や初期消火機材の配置など、地域の特性・事情に応じたソフト対策も重要である。

また、電気・水道・ガスを始めとするライフラインについては、災害時の救命・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動や首都中枢機能の確保に当たって重要であるため、首都直下地震の発生時にこれらが寸断されることがないよう、引き続き耐震化や液状化の対策等を進めることに加え、冗長性・代替性の強化に取り組む必要がある。さらに、道路、鉄道、空港、港湾等の交通インフラについても、災害時の応急活動、首都中枢機能の確保及び流通・物流を始めとする経済活動を進める上で重要であることから、施設の耐震化及び老朽化対策の取組を推進する必要がある。

これらの防災対策を徹底することにより、被害を大幅に軽減できることが示唆されており、例えば、建物の耐震化率が100%になると、全壊棟数を９割程度減少させ、感震ブレーカー等の普及率が100%になると、焼失棟数を７割程度減少させることが可能とされている（図表２-３-１）。

このため、首都中枢機能を維持し、膨大な人的・物的被害を減らすためには、私たち一人一人が「自分ごと」として捉え、共に立ち向かっていくことが求められる。

図表2-3-1　首都直下地震の防災対策の効果の試算（令和７年12月）

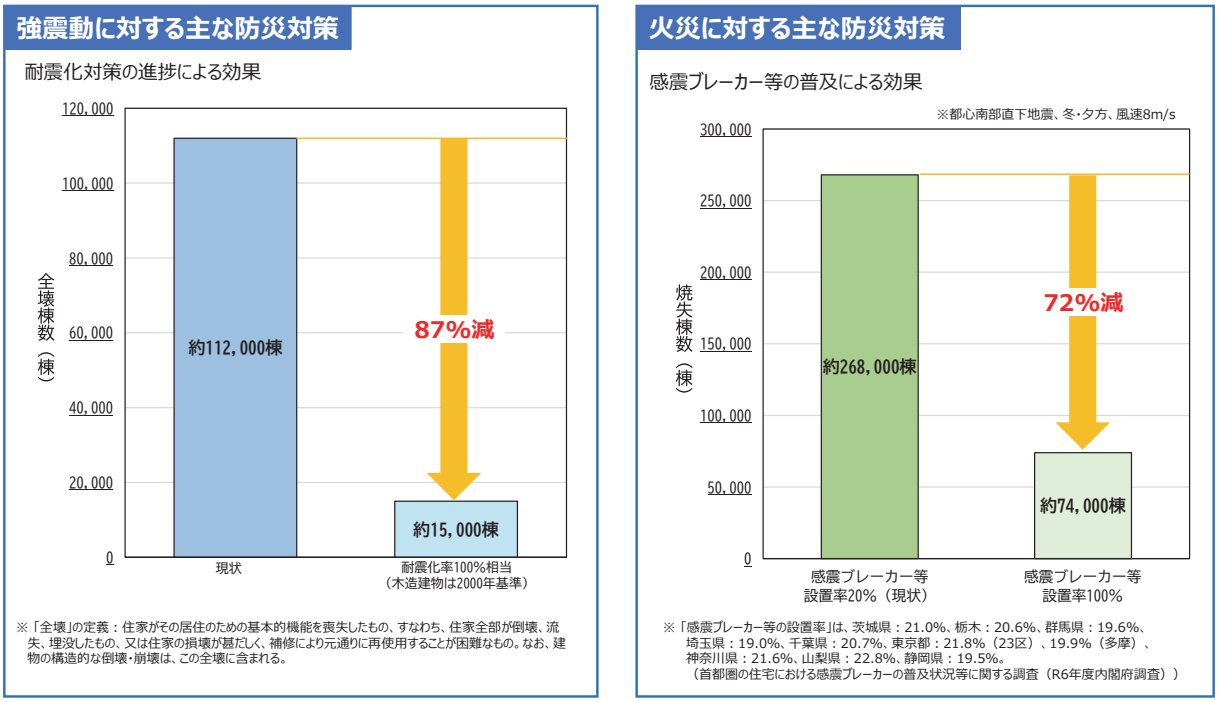

出典：内閣府資料

第３節　南海トラフ地震

３－１　南海トラフ地震とは

南海トラフ沿いでは、歴史的に大規模地震による甚大な被害が繰り返されてきた。前回の南海トラフ地震である昭和19年（1944年）の昭和東南海地震、昭和21年（1946年）の昭和南海地震から約80年が経過しており、来るべき南海トラフ地震への備えは重要である。

こうした状況を受けて、令和７年３月、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、被害想定や防災対策等を取りまとめた報告書が公表された。

３－２　被害想定

最大クラスの地震[3]では、神奈川県から鹿児島県にかけて震度６弱以上の強い揺れ（最大震度７）が発生し、福島県から沖縄県までの太平洋側の広い範囲で津波高３m以上、最大で30m超の津波が到達するなど、広範囲で揺れや津波の影響が見込まれている（図表３-２-１）。震度６弱以上または津波高３m以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約３割、人口は全国の約５割を占めるなど、影響は超広域にわたると想定されている。

津波や揺れ等による死者数は最大で約29.8万名（このうち約７割が津波による。）、災害関連死の死者数は約2.6～5.2万名、全壊焼失棟数は最大で約235万棟、資産被害は最大で約224.9兆円など

3　「最大クラスの地震における被害想定」は、南海トラフ沿いで科学的に想定される最大クラスの地震・津波によるものであり、次に必ず発生するというものではないが、具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにするとともに、広域的な防災対策の立案や応援規模の想定に活用するための基礎資料としてまとめられたものである。

が生じると推計され、これまでの対策の効果は一定程度あるものの、超広域かつ甚大な被害が発生することが想定されている（図表 3-2-2 及び図表 3-2-3）。

また、南海トラフ沿いでは、安政元年（1854年）の安政東海地震の約32時間後に安政南海地震が、昭和19年（1944年）昭和東南海地震の約２年後の昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生するなどした過去の事例を踏まえ、初めて「時間差をおいて発生する地震の被害想定」が公表された。時間差をおいて後発地震が発生した場合、地震の揺れや津波高が最大クラスの想定を大きく上回ることはないものの、震度６弱以上の揺れや浸水深１m以上の浸水に繰り返し暴露される地域も想定されている。

図表3-2-1　最大クラスの南海トラフ地震による震度と津波の高さの想定

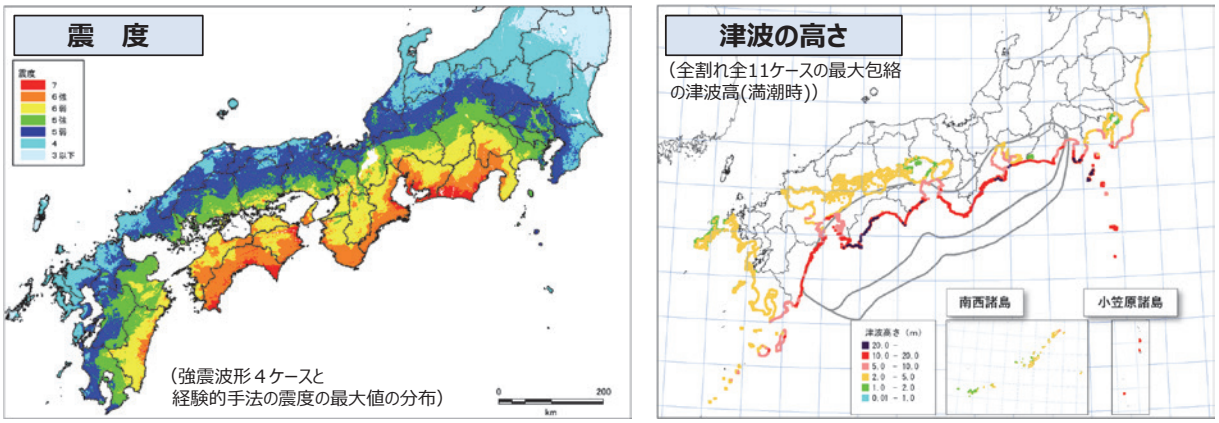

出典：内閣府資料

図表3-2-2　最大クラスの南海トラフ地震による被害想定

■最大クラスの南海トラフ地震による被害の様相（災害時『誰にでも起こり得る』シナリオ）

初動段階（発災～72時間）

・揺れ、液状化、津波、市街地火災等によって多数の建物被害が発生する。
・建物被害や津波浸水に伴って、多数の死傷者・要救助者が発生するとともに、自宅外への避難者も多数発生する。
・発災後当面の間は多くのライフライン・交通インフラが被害を受けることで、避難者や帰宅困難者の発生、医療機能への支障、物資不足、企業の事業継続困難等、幅広い影響が生じる。

応急段階（～1週間）

・ライフライン・交通インフラの被害による支障が継続する。ライフライン被害が長期化することで、自宅外へ避難する人も増加する。
・各ライフラインも対策を実施しているものの、電力が回復しない限り稼働できない設備も多く、非常用発電機の燃料が切れた場合は支障が拡大・長期化する。
・劣悪な環境での避難生活を送る人や、遠距離の避難を強いられた人、必要な医療・生活支援を受けられなかった人等から災害関連死が生じる。

緊急復旧段階（～1ヶ月）

・ライフライン・交通インフラの応急復旧が徐々に進むものの、計画停電の影響や、施工業者の不足等により、機能支障が継続する。
・自宅に建物被害があった人や、津波により地区全体が被害を受けた人を中心に、多数の人が自宅外への避難を継続し、遠隔地の親戚・知人宅等への広域的な避難も生じる。
・劣悪な環境での避難生活を送る人や、遠距離の避難を強いられた人、必要な医療・生活支援を受けられなかった人等の災害関連死が増加していく。

本格復旧段階（1ヶ月～）

・ライフライン・交通インフラの機能支障は多くの地域で解消されるものの、大きな被害を受けた場所では復旧に時間を要する。自宅建物に被害がなかった住民であっても、避難が長期化する。
・膨大な建物が被害を受け、建物の解体や災害廃棄物の処理等も長期化する。市街地・地域の復旧・復興にも長い時間を要する。
・生産活動の低下や物流寸断等が長期化した場合、日本全体の経済活動の低下が長期化し、我が国の国際競争力の低下につながる。

■最大クラスの南海トラフ地震による定量的な被害量

死者数		約17.7万人 ～ **約29.8万人** （早期避難意識70%） （早期避難意識20%） ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
	建物倒壊	約7.3万人
	津波	約9.4万人 ～ **約21.5万人** （早期避難意識70%） （早期避難意識20%）
	地震火災	約0.9万人
災害関連死		**最大 約2.6～5.2万人** ※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ
電力（停電軒数）		**最大 約2,950万軒**
情報通信（不通回線数）		**最大 約1,310万回線**

全壊焼失棟数		**約235.0万棟** ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・深夜、風速8m/s
	建物倒壊	約127.9万棟
	津波	約18.8万棟
	地震火災	約76.7万棟
避難者数		**最大 約1,230万人**
食糧不足（３日間）		**最大 約1,990万食**
資産等の被害		**約224.9兆円**
経済活動への影響		**約45.4兆円**

出典：内閣府資料

図表3-2-3 南海トラフ地震の都府県別人的被害量（日本全体で被害が最大となるケース）

死者数（地震動：陸側ケース、津波ケース①、冬・深夜、風速 8m/s、早期避難率低）

（人）

	建物倒壊	建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	（参考）堤防・水門が機能不全による増分
茨城県	－	－	約 10	－	－	－	約 10	－
栃木県	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉県	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県	－	－	約 1,800	－	－	－	約 1,800	－
東京都	－	－	約 1,400	－	－	－	約 1,400	－
神奈川県	－	－	約 3,100	－	－	－	約 3,100	－
新潟県	－	－	－	－	－	－	－	－
富山県	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	－	－	－	－	－	－	－	－
福井県	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	約 300	約 20	－	約 10	－	－	約 300	－
長野県	約 70	約 10	－	約 10	－	－	約 80	－
岐阜県	約 300	約 30	－	－	－	－	約 300	－
静岡県	約 11,000	約 900	約 89,000	約 50	約 1,300	－	約 101,000	約 1,100
愛知県	約 14,000	約 1,200	約 2,900	約 40	約 2,000	－	約 19,000	約 3,500
三重県	約 9,000	約 500	約 19,000	約 70	約 900	－	約 29,000	約 3,300
滋賀県	約 400	約 40	－	約 10	－	－	約 400	－
京都府	約 600	約 60	－	－	約 40	－	約 700	－
大阪府	約 3,300	約 300	約 100	約 10	約 1,200	約 10	約 4,600	約 1,000
兵庫県	約 1,400	約 100	約 1,000	約 10	約 30	－	約 2,400	約 200
奈良県	約 1,500	約 100	－	約 20	約 20	－	約 1,600	－
和歌山県	約 5,000	約 300	約 13,000	約 50	約 500	－	約 19,000	約 500
鳥取県	－	－	－	－	－	－	－	－
島根県	－	－	－	－	－	－	－	－
岡山県	約 800	約 90	約 30	約 10	約 50	－	約 900	約 400
広島県	約 600	約 50	約 1,400	約 30	－	－	約 2,000	約 200
山口県	約 70	－	約 300	－	－	－	約 400	約 10
徳島県	約 4,900	約 300	約 11,000	約 50	約 500	－	約 17,000	約 1,400
香川県	約 2,200	約 100	約 400	約 10	約 40	－	約 2,600	約 200
愛媛県	約 6,500	約 400	約 14,000	約 40	約 800	－	約 21,000	約 200
高知県	約 9,300	約 600	約 14,000	約 100	約 1,200	－	約 25,000	約 1,300
福岡県	－	－	約 200	－	－	－	約 200	－
佐賀県	－	－	－	－	－	－	－	－
長崎県	－	－	約 60	－	－	－	約 60	－
熊本県	－	－	－	－	－	－	－	－
大分県	約 200	約 20	約 10,000	約 30	－	－	約 10,000	約 90
宮崎県	約 2,000	約 200	約 31,000	約 40	約 200	－	約 33,000	約 500
鹿児島県	約 10	－	約 300	－	－	－	約 300	約 10
沖縄県	－	－	約 10	－	－	－	約 10	－
合計	約 73,000	約 5,300	約 215,000	約 600	約 8,700	約 20	約 298,000	約 14,000

－：わずか

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

出典：内閣府資料

3－3 防災対策と被害軽減に向けた取組

南海トラフ地震においては、超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが必要である。これまで見てきた千島海溝地震、日本海溝地震及び首都直下地震においても有効とされている、建物の耐震化や津波からの早期避難などの個人でも取り組める対策により、被害が大幅に軽減すると見込まれている（図表 3-3-1）。

また、時間差をおいて後発地震が発生した場合には、先発地震後の対策や対応により被害を抑制できる可能性も示されており、発生間隔が比較的長い場合には建物の耐震化を進めることで倒壊被害の軽減が見込まれるほか、発生間隔が短い場合であっても、避難意識の向上や事前避難の実施により、津波による人的被害を大幅に減少させることが可能とされている。このような観点からも、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合の後発地震に備えた住民等の事前避難等を推進していくことが重要である。

図表3-3-1 南海トラフ地震の防災対策を推進した場合に見込まれる被害の軽減効果

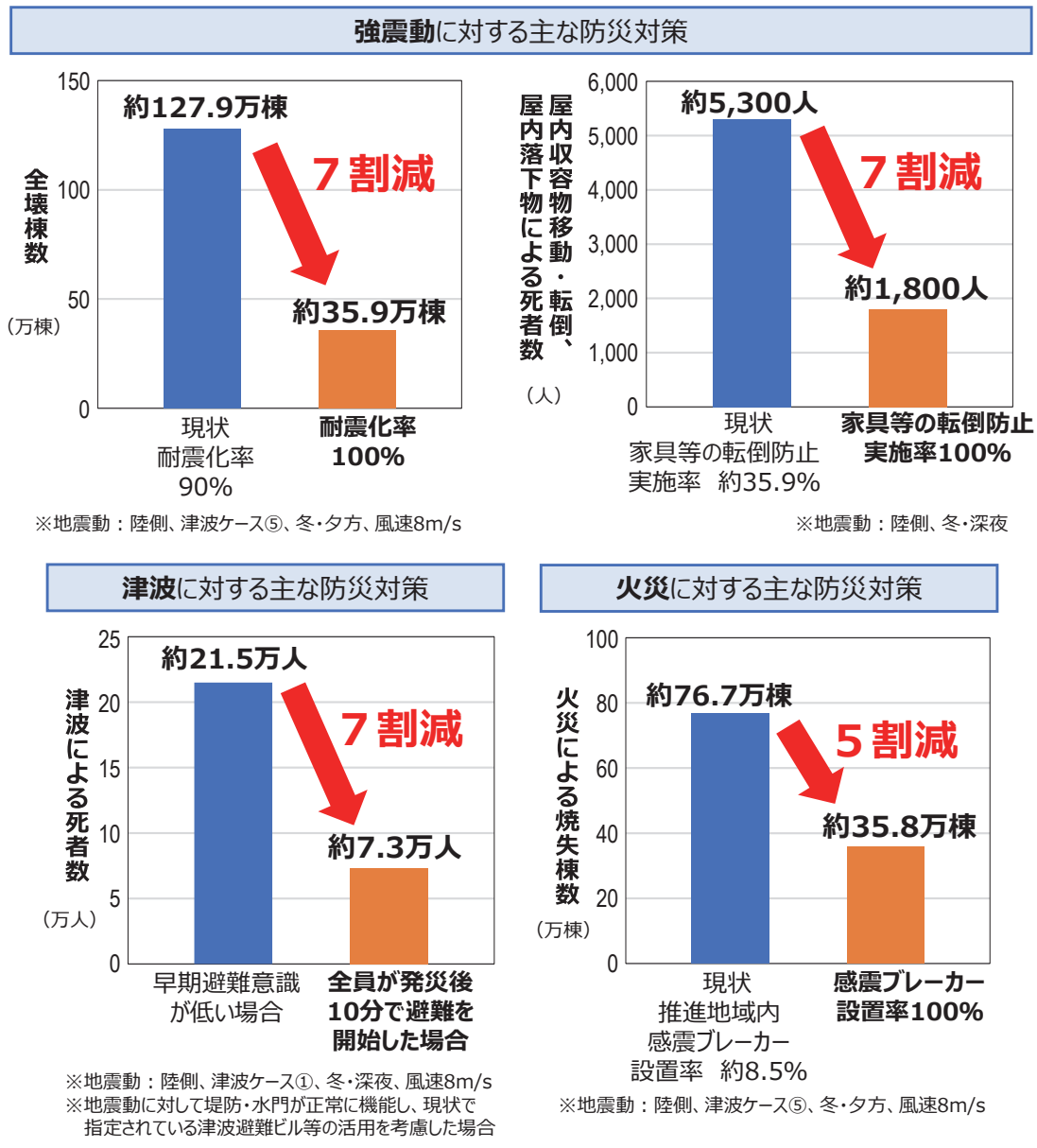

出典：内閣府資料

第3章 大規模地震・津波災害への備え

第1節 大規模地震・津波災害への対策の枠組み

1－1 大規模地震・津波災害対策の体系

我が国の災害対策の根幹をなす「防災基本計画」は、「災害対策基本法」に基づき設置された「中央防災会議」（会長：内閣総理大臣）が作成する防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速・適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興並びに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項について、基本的な方針を示している。本計画に基づき、指定行政機関[4]及び指定公共機関[5]は「防災業務計画」を、地方公共団体は「地域防災計画」を作成している。

その上で、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の大規模地震については、それぞれ地震防災対策を推進するための特別措置法（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号））が制定されている。これらに基づき、地震防災対策を推進する地域（推進

図表1-1-1 大規模地震に関する各種の防災計画

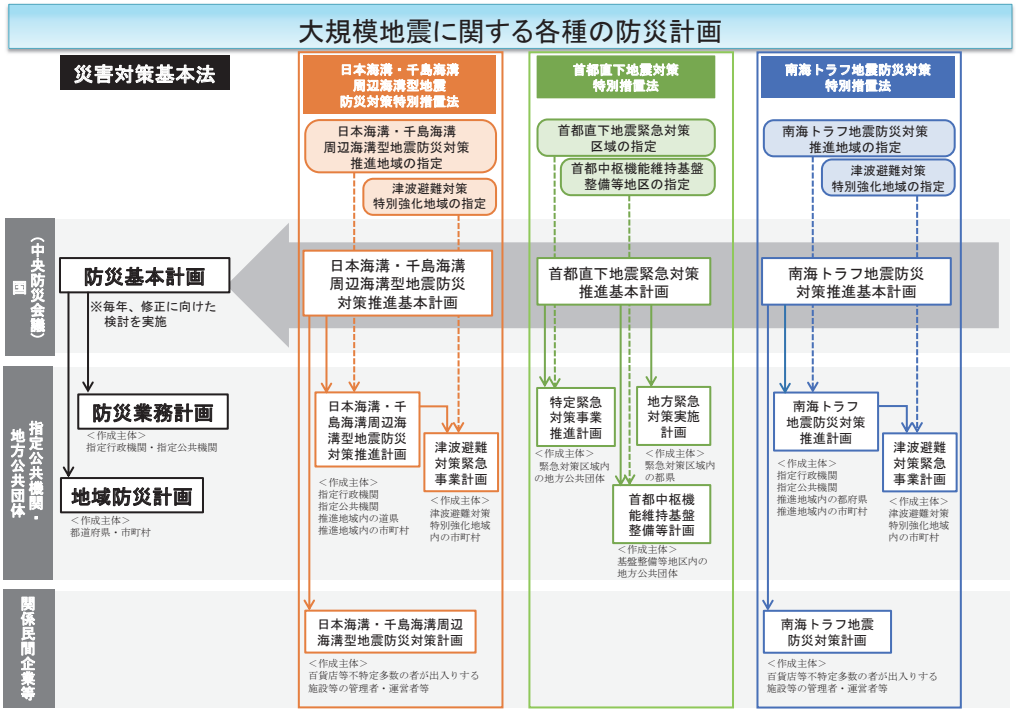

出典：内閣府資料

4 「災害対策基本法」第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関

5 「災害対策基本法」第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。日本赤十字社や日本放送協会、電気・ガス・輸送・通信等事業者が指定されている。

地域等）の指定と、地震防災対策の推進に関する重要事項を定める計画として、令和４年９月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の変更、令和７年７月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更が中央防災会議で決定されたほか、直近では、令和８年６月に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定された（以下「基本計画」と総称する。）。また、これらの基本計画に基づき、地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関などにおいて、各地震防災対策に特化した計画が作成されている。

１－２ 基本計画の特徴

基本計画においては、各大規模地震対策の推進に関する基本的な方針を示した上で、10年間で達成すべき人的被害や物的被害に関する減災目標と、その達成に向けた各種施策に係る具体目標（指標）や定性的な目標が掲げられており、国は、これら目標の進捗について定期的かつ継続的な把握に努めている。なお、具体目標など国土強靱化に関する部分は、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月28日閣議決定）や「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）等を踏まえ作成されている。

また、千島海溝地震、日本海溝地震や南海トラフ地震においては、「広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生し、そのうえ津波の到達時間が極めて短い地域が存在する」、「時間差をおいて複数の大規模地震が発生する可能性がある」、「大都市や離島・半島、孤立可能性地域、積雪寒冷地（積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等）等の地理的特性による課題がある」などの特徴から、被災の範囲が広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されている。一方、首都直下地震においては、「首都中枢機能の障害による影響」及び「巨大過密都市を襲う膨大な被害」が想定されている。

これらの被害の特徴を踏まえ、基本計画においては、従来の地震・津波対策の延長では対応が困難となる場合も考慮し、「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から、「行政・地域・事業者・国民が共に災害に立ち向かう」という意識を国民一人一人が持つことの重要性が示されるとともに、国、地方公共団体、事業者、ＮＰＯ、ボランティア等の多様な主体が連携し総力を結集して、ハード・ソフト両面から、被害を未然に防ぐための予防対策、円滑かつ迅速な応急対策の備え及び迅速な復興・より良い復興への備えに取り組む、といった基本的方針が示されている。このほか、国民の生命を守り抜くためには、地震や津波、火災による直接死を減らすとともに、直接死を免れた被災者の命を災害関連死から守るための避難者の生活環境整備等の支援や、首都中枢機能への被害など国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応も重要としている。

図表 1-2-1 基本計画の概要

基本計画の概要

基本計画	策定・変更時期	今後10年間で達成すべき減災目標	
		人的被害	物的被害
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	令和４年９月 中央防災会議決定	想定される死者数 ・千島海溝沿いの巨大地震 約10万人 ・日本海溝沿いの巨大地震 約19万９千人 からおおむね８割減少	※被害の大部分が津波によるものであることから定量的には設定しない
首都直下地震緊急対策推進基本計画	令和８年６月 閣議決定	想定される死者数 約１万８千人から半減以上	想定される建築物の全壊焼失棟数 約40万棟から半減以上
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	令和７年７月 中央防災会議決定	想定される死者数 約29万８千人から おおむね８割減少	想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟からおおむね５割減少

出典：内閣府資料

図表 1-2-2 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の具体目標の例

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の具体目標の例

○ 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう 耐震性が確保されているものの割合＜推進地域（市町村（15,000 人未満を除く。））＞
90%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消 【Ｒ17】
※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

○ 津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 ＜推進地域（市町村）＞
０％【R6】 → 100%【R12】

○ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率＜推進地域（７ブロック）＞
0%【R6】 → 100%【R8】

○ 広域連系系統のマスタープラン※を踏まえた送電網（増強運用容量：875 万 kW （広域系統整備計画策定時点））の整備完了率 ＜全国＞
0%【R5】 → 100%【R12】
※「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和５年３月電力広域的運営推進 機関）

○ スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合 ＜全国＞
０％【R6】 → 100%【R12】

出典：内閣府資料

第２節　大規模地震・津波災害に備えた国・地方公共団体の主な対策

２－１　防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震といった大規模地震の発生時には、災害対応に充てる人的・物的資源が制約され不足するなど、非常に厳しい状況となり得る。このため、自然災害に対して、「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から「行政・地域・事業者・国民が共に災害に立ち向かう」という考え方への転換が必要である。こうした考え方が国民、事業者、地域に浸透し、具体的な行動がとられるためには、国民一人一人の防災意識の醸成（「自分ごと」化）と、社会全体での防災体制の構築が必要である。そして、行政のみならず、事業者、地域及び個人が、大規模地震・津波が発生した際に起こり得る事象を冷静に受け止め、正しく理解するとともに、当事者意識を持って地震対策に主体的に取り組む必要がある。

とりわけ地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本とし、そのためには国民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、早期避難意識の維持・向上とともに、自助、共助の取組を強化し、支援をしていく必要がある。

これらの大規模地震への対策の検討に当たっては、これまで経験してきた地震・津波災害への対策の充実・強化を図るのみならず、これまで我が国で経験したことのない災害になり得ることを踏まえ、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭におく必要がある。その上で、事前の備えとして頑強性のある予防対策及び応急対策を検討し、社会のあらゆる構成員が連携しながら着実に推進することで、被害の軽減を継続して図っていくことが重要である。

（１）各個人の防災対策への啓発活動

災害から一人でも多くの命を守るためには、耐震化や備蓄、津波や火災からのいち早い避難等に国民一人一人が取り組むことが不可欠である。また、大規模地震の発生時には膨大な人的・物的被害により、災害対応のリソースが大きく不足し、従来の地震・津波対策の延長では十分に対応できない場合がある。このため、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」との意識を持ち、「行政・地域・事業者・国民が共に災害に立ち向かう」という考え方が重要である。

こうした、地域社会の安全をあらゆる主体が積極的に関わって作り上げていくという防災意識を醸成するため、国・地方公共団体は、地域の災害リスク情報を整備し、分かりやすい表現・手段で公表するなど、啓発の取組を進めている。

図表2-1-1　ハザードマップポータルサイトについて

出典：ハザードマップポータルサイト（参照：https://disaportal.gsi.go.jp/）

また、各個人においては、大規模地震の発生時に建物の損傷や家具の転倒、火災等による負傷や閉じ込め等から自身を守るため、また、新たな災害対応ニーズを生み出さないようにするためにも、住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置といった平時からの備えに取り組むことが求められる。また、各家庭では、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品を備蓄しておくことも重要である。

発災時の一人一人の行動として、適切な避難行動をとることや、都市部においては一斉帰宅抑制に協力することで、発災後の混乱や渋滞が最小化し、救助活動や復旧作業の円滑化が期待される。

国・地方公共団体は、こうした国民・家庭における平時からの備えや発災後にとるべき行動について、普及啓発を図っている。引き続き、国民の具体的な行動につなげるため、大規模災害を「自分ごと」として捉え、平時から防災対策を進める意識の醸成に取り組んでいく。

（２）地域防災力の強化、ＮＰＯ・ボランティア団体等の多様な主体との連携

地域における防災力の向上に向け、地方公共団体は、地域防災力の中核を担う消防団について、消防団員の確保を進めるとともに、車両・資機材等の充実や実践的な訓練の実施等により、その機能の強化を図っている。自主防災組織についても、育成・充実を図るとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、自主防災組織等の活動の活性化を図っている。

また、大規模地震の発生後に、企業等が事業活動を維持し、又は被害から早期に再開・回復することは、地震による経済的被害を抑えるとともに、被災者や地域が一刻も早く通常の生活を取り戻す上で、重要な役割を担っている。このため、企業等においては、大規模地震の発生に備え、事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）の策定や不断の見直しによる実効性の向上に取り組む必要がある。あわせて、発災時の協力に関する協定を地方公共団体と締結することにより、地域の防災力向上に積極的に貢献することも期待されている。

大規模災害への対応における人的・物的資源の不足を軽減するためには、事業者・ＮＰＯ・ボランティア等の参加による地域貢献や、行政と事業者又は事業者同士による協定の締結など、多様な主体

が地域と連携・協力する体制を構築し、総力を挙げて事前防災及び災害対応を推進することが必要である。このため、国は、平時から各主体間の連携を構築するとともに、地域における訓練等の場を通じて国民への周知を図り、災害時に連携体制が効果的に機能する仕組みづくりを検討している。

さらに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、国・地方公共団体は、ＮＰＯ・ボランティア団体等の民間主体との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図っている。くわえて、地域のボランティア人材に避難生活環境の改善に必要な知識・ノウハウを身に付けてもらうため、研修を実施するとともに、国は、発災時の避難所運営等に係る人材調整の円滑化を図るため、地域のボランティア人材に関するデータベースの構築に取り組んでいる。また、ＮＰＯ・ボランティア団体等の民間主体が活動する環境の整備・改善を図るため、令和７年の「災害対策基本法」の改正により、被災者援護協力団体の登録制度を創設し、団体情報を登録・管理するデータベースの整備に取り組んでいる。

官民連携による被災者支援人材育成・訓練

（3）防災訓練・防災教育の実施

（防災訓練）

防災体制を実効性のあるものとするためには、防災訓練を行政のみで完結させるのではなく、事業者・住民等を含む地域全体が一体となって、実践的な取組として実施することが重要である。そして、防災訓練を通じて組織体制の機能や連携の確認を行い、その結果を防災計画の修正に反映させ、防災体制の更なる高度化を図る必要がある。

訓練の実施に当たっては、地震の特殊性を踏まえた実践的な内容とすることも重要である。このため、例えば、千島海溝地震、日本海溝地震及び南海トラフ地震については、被害の広域性や時間差をおいて発生する地震の可能性を考慮し、複数の地方公共団体又は地域ブロック単位による広域的な訓練を実施している。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報や南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う防災対応を想定した訓練等も行われている。

南海トラフ地震を想定した大規模津波防災総合訓練の実施
出典：国土交通省資料

（防災教育）

防災対策が有効に実施されるためには、国民一人一人が主体的に行動することが不可欠である。このため、国・地方公共団体等は、将来、地域防災の担い手となる小・中学生等が、災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し、適切に判断できる能力を身に付けられるよう、防災教育を推進するとともに、防災訓練や防災教育を通じて、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化の醸成に取り組んでいる。

（4）防災ＤＸ（デジタル技術の活用）

総合的な防災力の向上に向けては、国民や事業者、ＮＰＯ等あらゆる主体が参加・連携することに加え、各主体間で様々な災害情報を迅速かつ的確に共有・有効に活用する手段として「防災ＤＸ」を加速させる必要がある。

国・地方公共団体、指定公共機関間で迅速に情報を共有するため、国は、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の機能強化を図るとともに、これを基盤に、関係機関の防災情報システムと連携して迅速に情報を集約・共有する「防災デジタルプラットフォーム」の利活用を図っている。

また、地方公共団体が災害対応にデジタル技術をより効果的に活用できるよう、国は、事業者と協力し、発災時に民間のデジタル人材等を速やかに派遣できる体制を整備している。

さらに、発災時にデジタル技術を活用した災害対応を実施する上で必要な電力や通信を確保するため、国・地方公共団体等は、あらかじめ非常用電源の確保や非地上系ネットワークの整備など、災害時においてもデジタル技術を活用できる環境の確保に取り組んでいる。

図表2-1-2　新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）のイメージ

出典：内閣府資料

（5）災害リスク評価の推進

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震等の大規模地震からの被害を軽減するためには、地域レベルで具体的に災害リスクを評価し、ハード・ソフトの両面で、事前防災を推進することが重要である。このため、国・都道府県等が連携し、地域レベルでの具体的かつ分野横断的なシミュレーションに基づく災害リスク評価を通じて、大規模災害に対する社会や地域における弱部を具体的に明らかにするとともに、必要な対策を企画・立案することを推進している。

2－2 行政機能の維持

（1）国（中央省庁）の業務継続

首都直下地震の発生により政府機関等の業務継続に支障が生じた場合、情報の収集・分析が円滑に行われず、災害対応に必要な措置が遅れるほか、政府の緊急災害対策本部からの指示等が円滑に実施されないことにより、消火活動や救急救命活動の遅れを招き、多くの人命が危険にさらされるおそれがある。また、膨大な被災者への対応や国民生活、企業活動にも大きな支障が生じ得る。このため政府は、首都直下地震発生時においても、首都中枢機能を維持し、国民生活及び国民経済への影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制の構築を進めている。

首都直下地震発生時に政府が維持すべき必須機能としては、「内閣機能」、「被災地域への対応」、「金融・経済の安定」、「国民の生活基盤の維持」、「防衛及び公共の安全と秩序の維持」及び「外交関係の処理」がある。政府は、これらに該当する非常時優先業務を円滑に実施するための対応方針を定めるとともに、必要な執行体制・執務環境等を確保するため、政府業務継続計画を策定している。

また、各府省等は政府業務継続計画に基づき、上記６機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制・執務環境等を定める業務継続計画を作成し、継続的に見直しているほか、関係機関（他省庁、都道府県、市町村、民間事業者など）と連携して非常時優先業務に係る横断的な訓練を行うなど、実効性の確保に努めている。

さらに、各府省等における執行体制・執務環境の確保の具体的な方策として、非常時の参集要員の確保、庁舎の耐震安全性等、電力や通信・情報システムの確保等の取組を行っている。また、発災時から１週間又はそれ以上の間、電力や上下水道等のライフラインに機能支障が出る事態を想定し、非常用発電設備及び１週間分の燃料の確保並びに参集要員の１週間分の物資の備蓄等を行っている。

くわえて、首都直下地震等の大規模災害時にも政府が業務を継続できるよう、行政中枢機能のバックアップ体制の整備は重要である。このため、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという事態、さらには東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、政府の代替拠点について事前の検討を推進する必要がある。

（2）地方公共団体の業務継続

地方公共団体は、災害時に応急対策業務等の主体として重要な役割を担う上、被災後も継続して実施すべき通常業務を有する。このため、地方公共団体は、災害時に優先して実施すべき業務の整理を行い、必要な人員や参集体制等を明確にした業務継続計画を策定して業務継続性の確保を図るとともに、定期的な訓練等の結果を踏まえて計画を改定することで、実効性の向上に努めている。

また、地方公共団体は、広域的な被災を想定し、近隣のみならず遠方の地方公共団体から応援を受け入れるための体制を、平時から構築することが重要である。このため、地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行えるよう、受援計画を策定し、受援体制の整備を進めている。

2－3 予防対策の徹底

（1）住宅等の耐震化

建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、また、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因にもなる。このため、国・地方公共団体等は、膨大な被害を可能な限り減少させるため、住宅、学校、医療施設、公共施設等の耐震化・老朽化対策、家具等の固定・ガラス飛散防止による屋内の安全確保、ブロック塀等の転倒防止等に重点的に取り組んでいる。特に、応急対策活動の拠点や避難所となり得る公共施設・学校、医療・介護関連施設、事業所等の事業継続が強く求められる施設については、天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策も併せて推進している。

図表2-3-1 首都直下地震の耐震化対策の進捗による効果

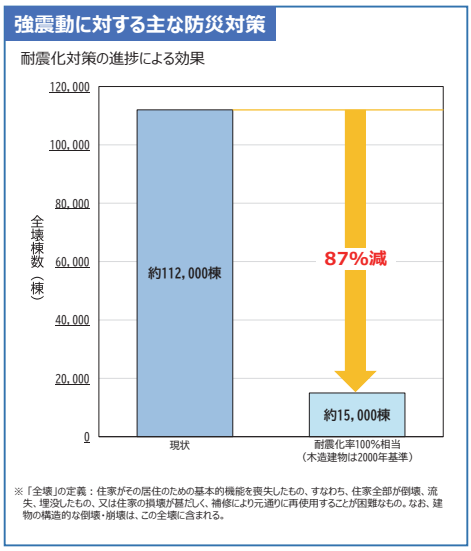

出典：内閣府資料

（2）火災対策

地震発生時に多数の火災が発生した場合、消火活動は極めて困難となることから、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的に、事前対策と消防力の充実・強化を推進することが重要である。このため、国・地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、関係事業者と連携して、電気に起因する火災発生の抑制に資する、感震ブレーカー等の普及の推進に取り組んでいる。あわせて、電気器具の不適切な使用・維持管理不良に関する注意喚起を実施するとともに、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進している。

図表2-3-2 首都直下地震の感震ブレーカー等の普及による効果

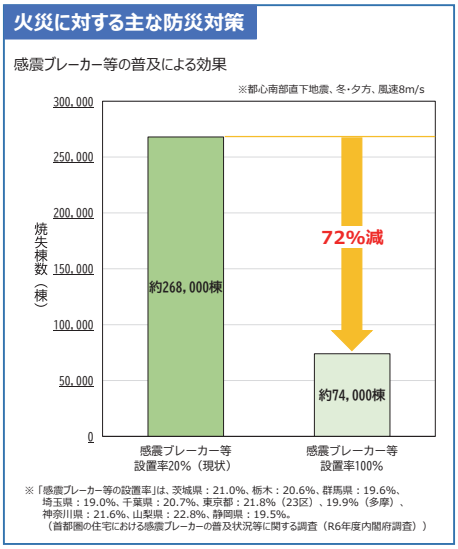

出典：内閣府資料

また、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、国・地方公共団体は、消火資機材の保有の促進や消防水利の確保等に取り組むほか、消火活動を行う常備消防、消防団、自主防災組織等の体制充実を進めている。

さらに、都市部の木造住宅密集市街地等では、建築物の倒壊や火災により物的・人的被害が拡大しやすい特性がある。このため、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消等の延焼被害の軽減対策を計画的に推進するとともに、周辺の避難場所・避難路の確保と周知など、避難体制の整備を図っている。

（3）土砂災害・地盤災害・液状化対策

地震発生時には、地震動により山崩れ等の土砂移動が生じ、人命や建物等に被害を及ぼすおそれがある。また、地震動により液状化現象が発生すると、住宅の沈下や傾斜、道路面の変形、ライフライン施設の被害など、液状化による被害が地震後の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

国・地方公共団体は、地震に伴う土砂災害の危険箇所の把握に努め、土砂災害対策や河道閉塞対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進している。

また、国・地方公共団体、関係事業者は、ライフライン施設・インフラ施設の液状化対策や、大規模盛土造成地の耐震化等を進めている。さらに、国・地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進している。

（4）ライフライン・インフラの強靱化

地震発生時においても電気、ガス、上下水道、通信・放送サービス等のライフラインの機能を維持することは、災害時の救命・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策の実施に当たって重要である。ライフライン機能の寸断を回避するため、ライフライン事業者は、施設の耐震化・耐浪化・老朽化対策等を進め、特に人命に関わる重要施設への供給ラインの強靱化を図っている。

また、国・地方公共団体、関係事業者は、ライフライン・インフラが相互に依存する関係にあることを踏まえ、多重化や分散化等により、機能維持を図るための対策を進める必要がある。

さらに、ライフラインの利用者においても、事業継続や生活継続の観点から、電源・通信等の多重化・分散化を進めるとともに、停電時の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を推進することが求められる。

（5）津波対策

（ソフト対策・ハード対策を組み合わせた総合的な津波防災対策）

被害様相で示したとおり、津波は、甚大な人的被害や住宅・インフラ、経済への被害をもたらす。これらの被害を低減させるためには、将来的なまちづくりと連携しつつ、津波浸水そのものの低減を図るソフト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要である。特に、千島海溝地震、日本海溝地震、南海トラフ地震など大規模地震に伴い発生する津波では、津波高が高いため、高い場所又は遠くへの避難が必要であるとともに、津波到達までの時間が短いことから、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講ずる必要がある。このため、国・地方公共団体等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設及び避難経路を整備するとともに、防災教育や避難訓練、要配慮者への支援等の総合的な対策を推進している。

（津波の想定規模に応じた対策）

津波災害対策の検討に当たっては、レベル１の津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）と、レベル２の津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）という２つのレベルの津波を想定することを基本としている。

海岸管理者（主に都道府県や市町村）等は、レベル１の津波を対象に海岸保全施設等の整備を進め、津波が越流した場合にも後背地の被害軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造としている。また、最新の知見に基づいたレベル１の津波に対応するため、必要に応じて海岸堤防等に関する計画を見直し、海岸堤防等の整備や既設の海岸堤防等の耐震対策等を行っている。

レベル２の津波に対しては、「命を守る」ことを目標に、国・地方公共団体等は、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進している。

津波避難タワー

避難路

具体的には、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき、都道府県は、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行い、沿岸市町村では、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を実施している。また、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、要配慮者の避難対策等避難誘導体制の強化等を図っている。特に、積雪寒冷地において、吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要する冬季は屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる等の特有の課題があることから、屋内空間を備えた避難場所及び積雪等を配慮した避難経路の整備に取り組んでいる。

（早期避難のための普及啓発）

津波による被害を軽減させるためには、国民一人一人が早期に避難する必要がある。早期避難の徹底に向け、国等は、国民一人一人が、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」という避難行動の基本原則を始めとした適切な避難行動を認識し、想定にとらわれず、最大限の避難行動をとる意識を醸成するため、普及啓発を推進している。

また、発災時に住民等へ津波警報等を確実に伝達できるよう、国・地方公共団体、関係事業者は、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化・高度化を進めるとともに、発信情報の多様化も図っている。

2－4 災害対応力の強化

（1）災害応急体制の強化

千島海溝地震、日本海溝地震及び南海トラフ地震では、被害が極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が絶対的に不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、膨大な避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来するおそれがあること、後発地震が発生する可能性があること等に十分留意する必要がある。また、首都直下地震は、人口や諸機能が集積する東京圏で発生して曝露量が極めて膨大であるがゆえに、甚大な人的・物的被害や経済的被害が想定されている。

国・地方公共団体等の防災関係機関は、被害の全容把握を待たずに直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害の最小化を図ることが何よりも重要である。このため、国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、全国的視野に立って優先度を設けた配分計画として、災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成している。発災時にはこれに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施することとしている。

また、救助・救急、医療等の応急対策として、国は、発災時に一人でも多くの命を守れるよう、具体計画に基づき、被害の全容把握を待たずに、緊急輸送ルートを確保し、警察、消防及び自衛隊の部隊や、ＤＭＡＴなどの医療チームを被災地に速やかに派遣するといった広域応援体制を構築している。

特に、積雪寒冷地では、救助・物資運搬等の活動に時間を要するほか、積雪・凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大する、吹雪・積雪・凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となる、雪崩・崩落雪の危険、広域支援が装備面・経験面から十分に機能しないといった懸念があり、救助・物資運搬等に必要な人員や防寒対策に必要な装備・資機材の確保、医薬品等の備蓄の確保等を考慮した活動計画を策定し、広域的な訓練を実施している。

積雪寒冷下での訓練

（2）的確な情報収集・発信

災害対応の的確な実施には、災害情報の収集が重要である。このため、国・地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像や人工衛星画像等の俯瞰的な画像データ、関係機関等からの情報を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させている。関係機関間では、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用し、意思決定者間の意思疎通及び関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域での情報連携体制を充実させている。

また、国・地方公共団体等は、国民に対し、被害状況など災害に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関やポータルサイト運営業者等との協力体制の構築に取り組んでいる。特に、被災者への情報提供に関しては、ニーズを十分把握し、医療機関の稼働状況等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報など、被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境や居住環境等に鑑み、多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築している。これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮して取り組んでいる。

（3）救助・救急、保健・医療・福祉活動

（救助・救急活動）

大規模地震では、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生することが想定される。このため、国・地方公共団体等は、救助・救急要員の確保・育成、資機材の配備等の体制の充実に取り組んでいる。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部

隊、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、日本赤十字社の救護班及びこれらの救助・救急部隊と現場で密接に連携するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）との連携推進のための訓練等により、より一層の対処能力向上を図っている。

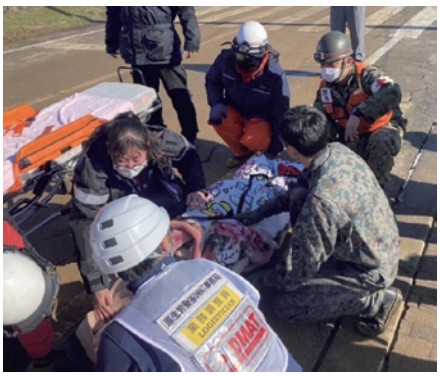

ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）
出典：厚生労働省

ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）
出典：国土交通省

（保健・医療・福祉活動）

発災時には、医療施設が被災して機能が低下する中で、既存の入院患者への対応をしつつ、災害による膨大な負傷者へ対応することが必要となる。このため、国・地方公共団体、関係機関は、医療機関における津波浸水対策、非常用発電施設の整備・上層階への移設とその燃料の確保、衛星電話の整備、飲料水・食料・医薬品の備蓄、ヘリポートの整備等の充実を図っている。また、発災後の医療需要の急増に対応できるよう、広域圏での救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、ＤＭＡＴ・救護班の速やかな派遣、船舶や医療コンテナを活用した医療提供及び災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制の充実に取り組んでいる。

直接死を免れた被災者の命を災害関連死から守るためには、発災直後から保健・医療・福祉の提供体制を確立することが重要である。特に、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、切れ目のないケアを実施できるよう、保健・医療・福祉関係職員の速やかな活動を支援する必要がある。また、避難場所等によって支援の濃淡が生じないよう、被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施が必要である。こうした要配慮者に対する福祉サービスの提供を継続できるよう、社会福祉施設においては、ＢＣＰの策定や施設の耐震化等に取り組むことが求められる。また、地方公共団体においては、発災後の福祉ニーズの増加に対応できるよう、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）等の災害福祉支援の専門職の広域応援体制の構築に取り組んでいる。

避難所における保健師による健康管理の様子

（4）ライフライン・インフラの復旧対策

大規模災害時には、ライフライン・インフラの早期復旧を実現し、経済への二次的波及を抑制することが重要である。このため、ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、全国からの復旧要員の確保や資機材の配備等の復旧体制をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図っている。

また、国・地方公共団体は、関係事業者と連携し、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築するとともに、利用者への情報発信体制の整備に取り組んでいる。

（5）国・地方公共団体の備蓄や物資・燃料の調達・供給

（地方公共団体における物資の備蓄と国によるプッシュ型支援）

大規模地震の発災当初においては、被災地方公共団体のみで必要物資を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都道府県からの具体的な要請を待つことなく、被災地へ物資を緊急輸送するプッシュ型支援を実施することとしており、その必要な物資の種類や量について、あらかじめ具体計画において定めるとともに、調達・運搬に時間を要する物資については、各地域における分散備蓄を進めている。

図表2-4-1　プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄

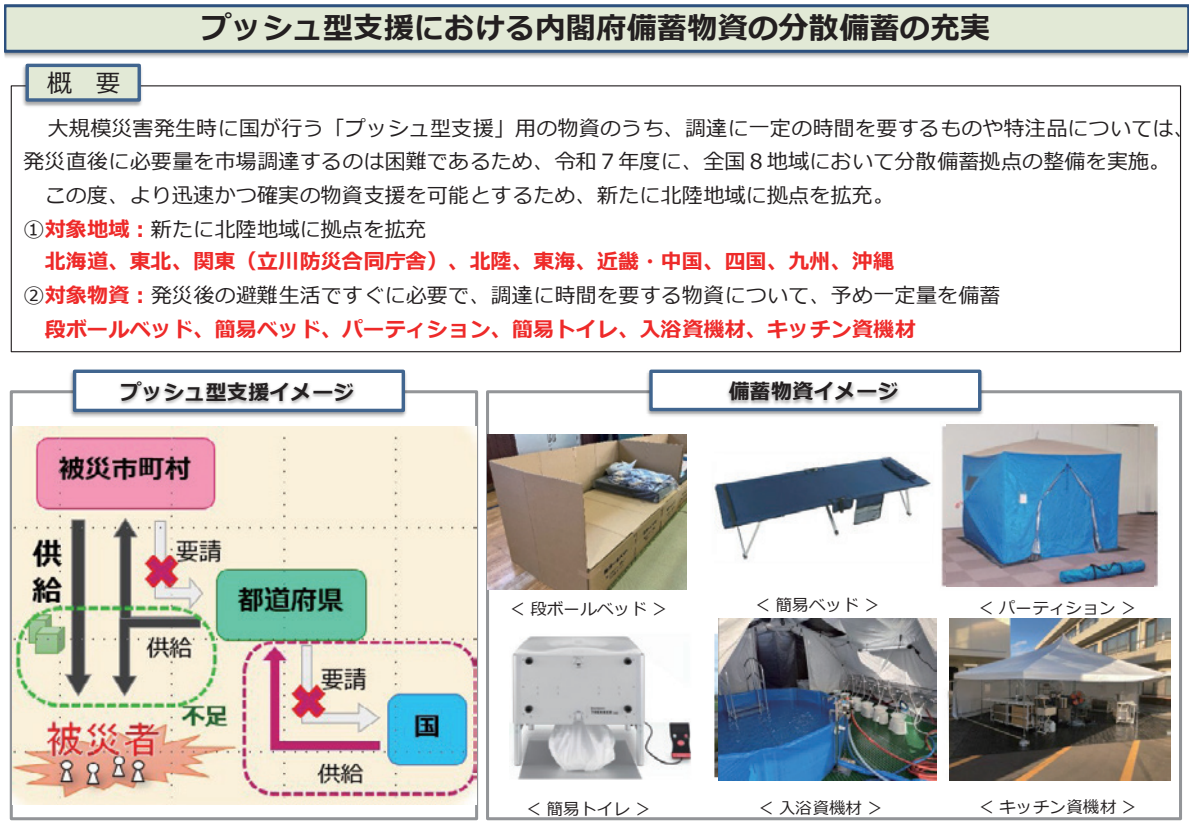

出典：内閣府資料

（官民連携による物資供給体制の確保）

地方公共団体においては、小売店やコンビニエンスストア等との連携を通じ、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築していく必要がある。あわせて、国・地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいる人々に対する燃料、生活必需品等の安定供給を確保するため、防災計画に基づき関係事業者との調整を行うとともに、物資輸送に必要な車両の緊急通行車両指定等の事前準備を進めておく必要がある。

（断水に備えた飲料水・生活用水の確保）

地震により上下水道施設が被災し、断水や下水処理が困難となる状態が生じるおそれがある。このため、飲料水に関しては、被災水道事業者及び全国からの応援水道事業者が給水車両等を活用して応急給水を実施することとしている。また、生活用水については、平時からの雨水・再生水の利用の推進や、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の導入など、代替水源の確保の取組を推進している。

災害用井戸の活用状況
出典：災害時地下水利用ガイドライン

（燃料の供給対策）

燃料の供給対策としては、国及び関係事業者が、製油所等の燃料供給拠点において、津波等を想定した排水ポンプの増強により石油供給設備の強靱化を図るとともに、燃料備蓄の充実に取り組んでいる。また、必要量の把握、給油所等の災害対応能力強化や燃料在庫の確保等を通じて、サプライチェーンの維持に努めている。

このほか、国・地方公共団体等は、燃料供給拠点等へのアクセス道路の優先的な道路啓開を行う体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めている。また、各地域における学校等の避難所施設や医療施設に加え、ライフライン等の重要施設における石油・ＬＰガスの自衛的備蓄の促進、重要施設の位置情報や設備情報等の共有及び災害時の協力体制の構築を通じ、迅速な燃料供給に備えている。

（6）避難生活環境の向上

大規模地震の発生時には、多数の地域住民が避難所に避難することにより、避難所の定員を超過することが想定される。地方公共団体は、こうした事態を想定し、自宅が安全な場合には早期帰宅を促すなど、避難所の避難者を低減させる対策に加え、指定避難所の確保、ホテル・旅館等の避難所としての活用等を推進する必要がある。

また、避難所の確保にとどまらず、避難者が良好な生活環境で生活できるよう環境を整備することは、被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死防止の観点から極めて重要である。このため、避難所においては、トイレ・食事・寝床等の生活環境の確保・改善に向けた取組を講ずる必要がある。地方公共団体においては、スフィア基準[6]を満たす避難所の設置に向け、トイレやベッド等の災害用物資・資機材の備蓄に努めている。また、避難所等になる学校施設について、バリアフリー化やトイレの洋式化を進めるとともに、熱中症対策や防寒対策として、体育館への空調設備の設置などに取り組んでいる。さらに、災害時に使用可能なシャワー設備の確保や、入浴支援を行うＮＰＯ・民間温浴施設等の関係事業者との協定締結、キッチンカー・トイレカー・ランドリーカー等の移動型車両・コンテナの所在情報の一元化等を推進し、被災地のニーズに応じて迅速に提供できる体制を整備している。

くわえて、積雪寒冷地においては、防寒具・暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、地域特有の課題に対応した防寒対策を講じている。

仮設入浴設備

トイレトレーラー

ランドリーカー

（7）帰宅困難者対策・在宅避難・広域的避難の取組

（帰宅困難者対策）

公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等が一斉に徒歩帰宅すると、歩道からあふれて応急活動の妨げとなるほか、帰宅困難者自身が集団転倒などの二次災害に巻き込まれるおそれがある。救助・救急活動等の応急活動に支障を来す事態を防止するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、国・地方公共団体は、民間事業者等と協力して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等の積極的な広報を行うとともに、企業や学校等に対して、従業員や児童生徒等の一時的な収容を呼び掛けている。また、地方公共団体は、民間事業者と連携し、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制するための一時滞在施設等の情報提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、災害時帰宅支援ステーションの確保等に取り組んでいる。

6　「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」にまとめられている基準

図表2-4-2　民間事業者による帰宅困難者対策の取組事例

「逃げ出す街」から「逃げ込める街」へ

取組主体：森ビル株式会社
取組の実施地域：東京都港区

- 「逃げ出す街から逃げ込める街へ」を標榜し、震災備蓄（食料約 36 万食、毛布、簡易トイレ、生理用品、おむつ等）や災害用井戸を整備、行政と帰宅困難者受入れ等に関する協力協定を締結。
- 六本木ヒルズ（写真左）は 5,000 人、虎ノ門ヒルズ（右）は 5,200 人の受入れ体制確保。
- エリア全体の防災力向上のために、自治会、行政、近隣の町会等と訓練・講習を実施。

地震に強い地下街の活用

取組主体：川崎アゼリア株式会社
取組の実施地域：神奈川県川崎市

- 取組主体が運営する「川崎地下街アゼリア」は川崎駅に直結し、東日本大震災時には帰宅困難者約 3,000 人が滞在。
- この経験から、行政と帰宅困難者の一時滞在施設としての協定を締結、天井や非常用電源の増強、行政等と定期的な避難訓練等を実施（写真は訓練時の様子）。
- 複数の出入り口を有しており、国民保護法上の避難施設にも指定。

（在宅避難の促進）

大規模地震の発生時には、膨大な数の地域住民が避難所に避難することにより、避難所の定員を大幅に超過することが想定される。真に支援が必要な者への支援を確保するため、地方公共団体は、至急の支援を要しない者を対象とする在宅避難の推進により、避難所の負担軽減を図る必要がある。

住宅の被災が軽微な被災者については、自宅にとどまるよう誘導する方策等を推進するとともに、在宅避難者も含めた避難者の良好な生活環境を整備するため、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換する必要がある。具体的には、国・地方公共団体、関係機関は、在宅避難者に対しても物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応するとともに、被災地において温かい食事の提供や入浴等の生活に関わる支援等が行き届くよう、必要な対策の検討に取り組んでいる。

（広域的避難の促進）

大規模地震の発生時には、被災地内での災害対応ニーズを抑制するとともに、避難所に入れない被災者の命を守るため、積極的に広域的避難を進める必要がある。例えば、首都直下地震の場合、近年東京圏では、東京圏出身者が増え、東京圏以外の地域に実家等の避難先を持たない人も多い傾向があることも踏まえると、行政が主体的に広域的避難を促す仕組みを講ずる必要がある。このため、地方公共団体においては、あらかじめ、他の地方公共団体との協定締結等により避難先を確保するとともに、広域的避難のための計画を作成して受入可能人数や移動方法等を定めるなど、大規模地震発生時の広域的避難の実施に向けた具体的な体制構築を進める必要がある。広域的避難の実施に当たっては、ホテル・旅館等の活用に加え、広域的避難時の移動に伴う混乱等を極力抑えるためにも、郊外の団地など賃貸住宅の空室等を避難先として活用することも重要である。

2－5 迅速な復旧・復興への備え

（1）一時的な住まいの確保・生活再建の取組

被災者が就労や就学、住宅再建などの生活再建に取り組むためには、発災後の早い段階から安定した居住環境を確保することが重要である。

地方公共団体は、住まいを失った被災者に対して一時的な住まいを迅速に提供できるよう、関係団体と連携して、既存住宅の活用に取り組み、国は、地方公共団体の取組が進むよう支援する必要がある。また、国・地方公共団体は、一時的な住まいとして、空き家を積極的に使う方策を検討しており、平時から空き家の事前登録等を推進している。

また、建設型応急住宅による住まいの確保のため、地方公共団体は、建設事業者や関係団体等と連携を図り、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制を整備するとともに、建設可能な用地の事前把握に取り組んでいる。

さらに、国・地方公共団体は、被災者の生活再建を迅速かつ効率的に支援するため 、デジタル技術を活用した罹災証明の交付体制を確立するなど、支援措置を早期に実施するための体制づくりを推進している。また、個々の被災者の被害状況や支援状況を一元的に集約した被災者台帳を速やかに作成できるよう、平時から被災者支援に関するシステムの導入を進めている。

くわえて、被災者が生活再建に当たり、地震保険により一定の補償が得られるよう、国・地方公共団体は、地震保険制度の周知・普及に取り組んでいる。

（2）事前復興計画等の推進

地方公共団体においては、被災者の迅速な生活再建や産業・経済の早期復興を図るため、復興に向けた施策の方向性や優先順位、復興手順等を平時から検討し、事前復興計画の策定を進めることが重要である。また、地方公共団体は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に向けた事前準備の取組に努めており、国はこれらの取組を支援・推進している。

第３節 企業に期待する防災対策

3－1 事業継続の取組の必要性

大規模災害が発生し企業の事業活動が停滞した場合、その影響は当該企業にとどまらず、サプライチェーンの途絶などにより、関係取引先や地域経済、ひいては我が国全体に多大な影響を与えるおそれがある。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極めて重要である。

内閣府では、企業の事業継続計画（Business Continuity Plan、ＢＣＰ）の策定を促進するため、平成17年にガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿ったＢＣＰの策定を推奨している。

ＢＣＰとは、地震・台風等の自然災害のみならず、感染症の蔓延、テロ等の地政学リスク、サイバー攻撃、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生したとしても、重要業務を中断させない、または中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画を指すものである。

また、ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練、点検、継続的な改善などを行う平時からのマネジメント活動は、事業継続マネジメント（Business Continuity Management、ＢＣＭ）と呼ばれ、経営レベルの戦略的活動として位置付けられるものである。

初動段階において必要な対応として、従業員や来訪者の人命を守ることが挙げられる。耐震化や避難体制の整備、安否確認手段の確保など、平時からの備えが適切になされているか否かは、災害時の被害の大きさを左右する。さらに、企業が保有する設備・データ・在庫といった経営資産を守ること

も、事業の早期再開に向けて不可欠である。これらの資産が失われ、復旧に長期間を要すれば、結果として雇用や取引先、更には地域経済にも深刻な影響を及ぼす。

くわえて、発災後に事業を継続し、早期に復旧できるか否かは、企業自身の存続のみならず、雇用の維持、取引関係の継続及び地域住民の生活支援といった地域経済全体の回復力を大きく左右する。企業一社一社の備えが積み重なることで、地域経済は災害に対する強靱性を高め、社会全体の早期復旧につながる。事前防災への取組に加え、ＢＣＰは、災害時の「備え」にとどまらず、地域経済を支える基盤として、その重要性が一層高まっている（図表３-１-１）。

図表3-1-1　事業継続計画（ＢＣＰ）の概念

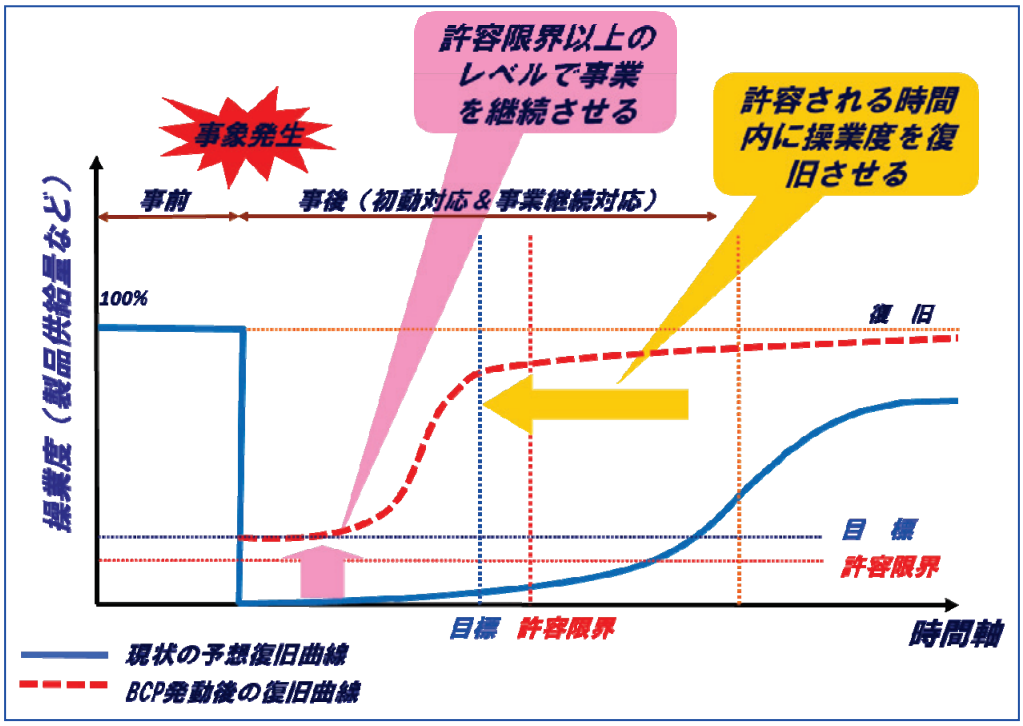

出典：内閣府資料

３－２　地域防災への企業の参画

大規模災害への備えは、行政だけで完結するものではなく、地域に存在する多様な主体が連携することで初めて実効性を持つ。企業もまた、地域社会を構成する重要な一員であり、その防災への参画は、地域全体の災害対応力を高める上で欠かせない要素となっている。

近年では、企業と自治体が災害時応援協定を締結し、物資供給や応急対応に関する役割分担をあらかじめ定めておく取組も広がっている。こうした協定は、行政側にとっては対応力の補完につながり、企業側にとっては社会的信頼の向上や事業継続の確保にも資する。すなわち、地域防災への参画は、社会貢献であると同時に、企業価値を高める取組でもある。

また、地域防災への関与は、従業員自身の安全確保にも直結する。多くの従業員は周辺地域に居住しており、地域の防災力が高まることは、結果として企業の人的基盤を守ることにつながる。

官民が協働し、地域全体で災害に備える取組を深化させていくことが、持続可能な地域社会の構築に不可欠である。

図表3-2-1　能登半島地震における民間企業等と連携した被災地支援

物資支援オペレーション

- 民間物流事業者に広域物資輸送拠点の運営を委託。物資の搬出入や保管管理体制の円滑化および効率化を図った。
- 民間物流事業者に広域物資輸送拠点から被災市町や避難所への輸送を委託。輸送作業の効率化と市町職員の負荷軽減を図った。

支援物資拠点の管理（石川県産業展示館）

飲食等の提供

- 町の委託を受けた地元の飲食店組合の事業者が穴水町の開設した「セントラルキッチン」において、栄養バランスの取れた温かい食事を被災者へ提供。
- 各避難所への配送は被災し職を失った人が担い、一時的な雇用も創出。

飲食店組合事業者による炊き出し（穴水町）

宿泊施設の提供

- 自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、ホテル・旅館・民泊等を活用し二次避難等を支援。
- 民泊関係事業者では戸建てやペット同伴、家財付など幅広いニーズにも対応。

民泊施設の提供

18

出典：防災庁設置準備アドバイザー会議資料

図表3-2-2　地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結

物資輸送

○ 災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定の締結

協定者：宮城県名取市、有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）

内　容：災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影、孤立者への物資輸送

○ 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

協定者：広島県東広島市、福山通運株式会社

内　容：避難所等への支援物資の輸送や物資拠点施設の運営補助のほか、福山通運施設を緊急避難場所として提供

住まいの確保

○ 災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定

協定者：埼玉県越谷市、一般社団法人レンタルキャンピングカー協会

内　容：協会が保有・管理するキャンピングカーの優先提供

○ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

協定者：鹿児島県伊佐市、株式会社デベロップ（ホテル事業）

内　容：平時はコンテナホテルとして使用している移動式宿泊施設を提供し、緊急避難所や仮設住宅等に活用

食事の提供

○ 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

協定者：愛媛県宇和島市、愛媛キッチンカー協会

内　容：避難所等における炊き出し、協会が調達可能な物資の供給、市が提供する米等の食材の調理

○ 食事の提供支援に関する協定書

協定者：群馬県館林市、有限会社フォレスト（飲食業）

内　容：炊出し等による温かい食事の提供、備蓄食料等を美味しく食べるアイデアの提供等

生活の質の改善

○ 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定

協定者：愛知県あま市、タフバリア有限会社（リース業）

内　容：移動トイレカーなどを避難所等へ優先的に、迅速に供給、運搬、設置

○ 災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定

協定者：兵庫県養父市、山本運輸株式会社

内　容：養父市及び養父市が支援を行う自治体等が被災した場合等において、養父市に対しランドリーカーを提供

20

出典：防災庁設置準備アドバイザー会議資料

3－3 事前防災における企業の持つ技術・サービスへの期待

災害による被害を最小限に抑えるためには、発災後の対応力強化に加え、被害そのものを減らす「事前防災」への取組が極めて重要である。特に近年、デジタル技術や新たなサービスの進展により、災害リスクの把握、被害予測、初動対応の高度化など、事前防災の可能性は大きく広がっている。

企業は、防災・減災に資する多様な技術・サービスを有しており、その活用が強く期待されている。例えば、ＩｏＴやセンサー技術を活用した設備監視、ＡＩによる被害予測、クラウドを用いた情報共有、ドローンやロボットによる被災状況把握などは、従来の防災対策を補完・高度化するものとして注目されている。これらの技術を平時から導入・活用することは、災害時の迅速な判断・対応につながる。

また、事前防災への投資は、単なるコストではなく、中長期的には被害軽減や復旧期間の短縮を通じて、社会全体の損失を抑制する効果を持つ。企業にとっても、自社の事業継続性向上や新たな市場創出につながる可能性があり、防災分野は成長分野としての側面も有している。

内閣府では、防災に関するニーズを有する自治体・民間企業と、技術・サービスを持つ民間企業をつなぐ「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）事業に取り組んでいる（図表３-３-１）。本事業を通じて、自治体の現場課題を踏まえた実証やマッチングを促進し、優れた技術・サービスの社会実装を後押ししている。

大規模地震災害に備えるためには、官と民がそれぞれの強みを持ち寄り、事前防災への投資・取組を継続的に進めていくことが不可欠であり、企業の技術・サービスが適切に活用される環境を整えることは、災害に強い社会の実現に向けて重要である。

図表3-3-1 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）の概要

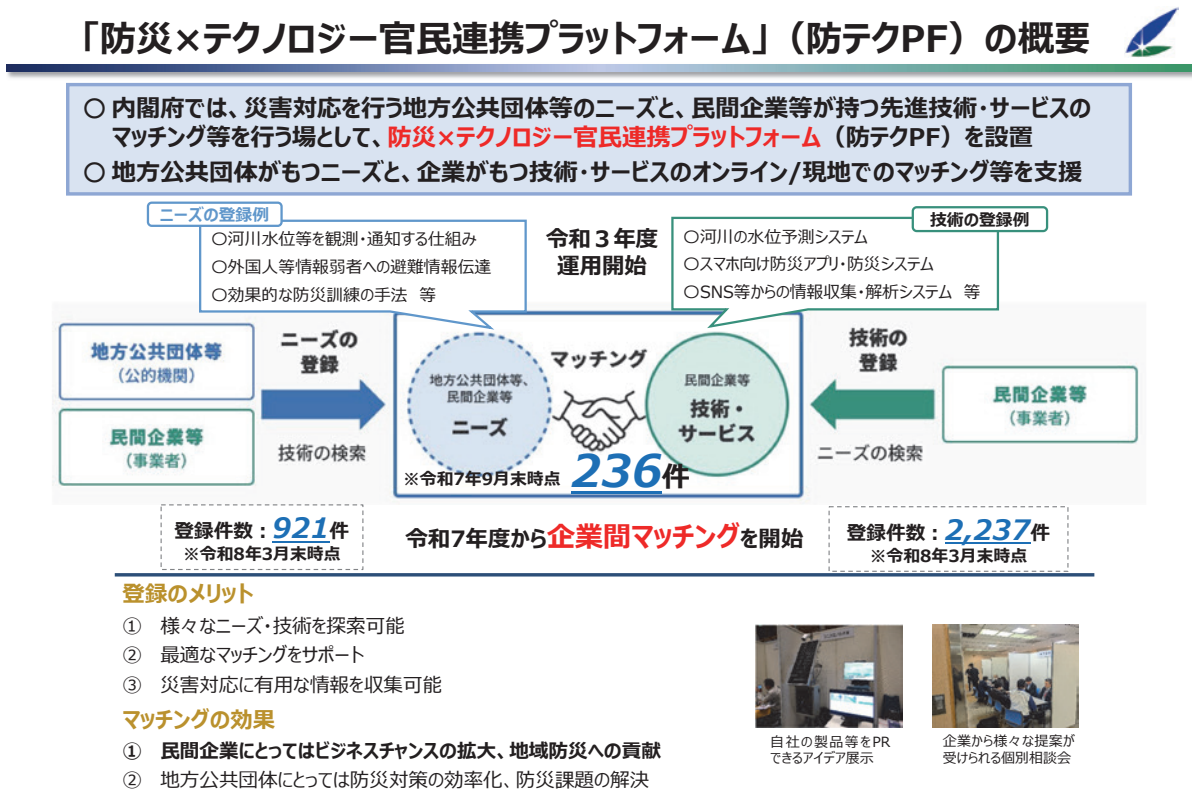

出典：内閣府資料

第４節　一人一人ができる大規模災害への備え

４－１　事前の備えの重要性

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震といった大規模地震が発生した場合、これまでに経験したことのない甚大な被害が生じるおそれがある。特に、南海トラフ地震においては、死者の約７割は津波による被害と推計されており、被害軽減のための対策として、行政においては、避難タワー、避難経路等の整備や防潮堤の整備等の対策が講じられているところである。一方で、より即効性の高い対策として、速やかに避難する意識の向上など、個人が主体的に取り組む対策を進めることにより、被害を大幅に軽減できることが見込まれている。

これまでの防災意識においては、防災対応は日常生活とは別に行うものであるとの意識が強く、防災の取組への一歩を踏み出しづらい環境であった。しかしながら、環境問題を例に挙げると、かつては二酸化炭素等の排出削減に対する意識は浸透していなかったものの、現在では再生可能エネルギーの普及や個人がエコバッグを持参することが定着してきている。このように、防災対応についても日常生活に溶け込ませることにより、備蓄や避難意識などの防災対応が特別なものではなく、当たり前の行動として受け入れられる文化を醸成していかなければならない。

また、日常時と非常時という社会のフェーズ（状態）を分けない「フェーズフリー」の考え方も広がりを見せており、災害時にも役立つ仕組みを普段の生活・経済の中にデザインし、浸透させていくことが重要である。キャンプ道具、電気自動車などの災害時活用、食品のローリングストックといった取組を進めることで、「防災意識」を意識しなくとも、自然と備えが実践される世の中を目指していく必要がある。

大規模地震による被害を軽減するためには、国民一人一人が、各地震発生時に自らが極めて困難な状況に見舞われる可能性があることを、「自分ごと」として受け止めることが不可欠である。その上で、「自らの命は自らで守る」という防災の原則の下、自分でできることは自分で行い、自ら進んで自助・共助に取り組む意識を持ち、自らの命を守る取組を進める必要がある。しかしながら、正常性バイアスにより、災害等の異常事態が起きているのにもかかわらず、「自分は大丈夫」など、無意識のうちに事態を過小評価してしまうおそれが指摘されている。そのため、「自らの命は自らで守る」という原則に加え、「大切な人の命を守る」という意識を持ち、大切な人と一緒に耐震化や家具の固定に取り組むなど、「防災を日常に」する取組を進めていくことが重要である。

４－２　国民一人一人の事前の備えについて

（１）防災に関する世論調査

令和７年の「防災に関する世論調査」（内閣府大臣官房政府広報室）は、防災に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000名を対象として、郵送法により、同年８月21日から９月28日を調査期間として実施された。有効回収率は56.9％、有効回収数1,707名となっている。

（参照：https://survey.gov-online.go.jp/public_safety/202510/r07/r07-bousai/）

同名の世論調査は、昭和57年から、59年、62年、平成元年、３年、７年、９年、14年、25年、29年、令和４年、そして今回の計12回実施されており、平成14年調査から設けられている「自然災害が起こったときに被害を少なくするため、自助、共助、公助のうち、どれに重点をおくべきか」という趣旨の質問に対する回答割合を時系列でみると次表（図表４-２-１）のとおりとなる。

図表4-2-1　防災に関する世論調査（自助・共助・公助関係）

（%）

	自助	共助	公助	バランス
平成14年9月調査	18.6	14.0	24.9	37.4
平成25年12月調査	21.7	10.6	8.3	56.3
平成29年11月調査	39.8	24.5	6.2	28.8
令和4年9月調査	28.5	19.7	9.3	41.0
令和7年8月調査	29.2	17.9	9.5	40.7

※その他、わからない、無回答を除外しているため、足し上げても100%にはならない。
出典：防災に関する世論調査（内閣府）

調査方法や設問等に変更があるため、単純な比較はできないが、平成14年調査で約25%を占めていた「公助」の回答割合は、東日本大震災以降、1桁台で推移するようになっている。災害対策は行政任せでよいという従前の意識が大きく変化した表れと考えられる。しかし、それをもって、自助、共助、公助のいずれかに災害対策の責任を重点的に帰したり、役割分担を固定化したりすることは適当ではない。被害の最小化という共通目的のために、互いに補完・充足しあう柔軟な関係を構築することが重要である。

また、「自助」の回答割合は、平成28年熊本地震直後の調査で大きく増加し、その後は減少したものの、約30%を占めるようになっている。さらに、同世論調査から、個人・家庭において「大地震に備えて、どのような対策をとっているか」という趣旨の質問について、おおむね同じ内容の選択肢の回答割合を時系列でみると次表（図表4-2-2）のとおりとなる。

平成7年からの30年間で「食料・飲料水等の準備」及び「家具・家電の固定」の回答割合は20%以上、「避難場所・避難経路を決めている」は15%程度増加し、一方、「対策を行っていない」との回答割合は13%程度減少している。

（2）具体的な取組

まずは、自宅で身の安全を確保できるよう、建物の耐震性を確保する必要がある。昭和56年（1981年）以前に建てられた家については、耐震診断を受けるべきである。耐震改修が必要となり、費用負担が大きい場合、家全体ではなく、寝室やリビングなど一部でも実施しておくことが考えられる。その空間の安全が守られ、費用も低く抑えられる。あわせて、大地震では、家具は必ず倒れるものと考えて、日頃から家具・家電の固定や配置の見直しで「安全空間」を作る必要がある。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/gensai.html）

食料や飲料水は、最低3日分、できれば1週間分を日常的に更新されるもので備えておくことが望ましい。急いで自宅から避難する場合もあるので、避難生活で「すぐに必要になるもの」、「ないと困るもの」が何かを考え、非常持ち出し品として事前にリュック等に入れておくとともに、ハザードマップ、避難場所・避難経路を確認しておくべきである。

（参照：https://www.kantei.go.jp/jp/content/000182715.pdf）

図表4-2-2　防災に関する世論調査（大地震に備えての対策）

（%）

	食料・飲料水、日用品、医薬品などを準備している	家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している	近くの学校や公民館などの避難場所・避難経路を決めている	貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している	家族の安否確認の方法などを決めている	防災訓練に積極的に参加している
平成３年７月調査	10.8	8.5	15.5	23.5	9.7	6.0
平成７年９月調査	23.3	12.7	20.6	27.4	16.1	5.0
平成９年９調査	21.8	14.0	21.4	26.5	16.5	6.8
平成11年６調査	19.1	13.9	21.4	20.7	14.8	5.8
平成14年９調査	18.6	14.8	16.7	21.2	12.8	5.0
平成17年８調査	25.6	20.8	28.7	20.3	19.3	8.1
平成19年10調査	36.0	24.3	33.5	23.1	25.6	12.5
平成21年12月調査	33.4	26.2	34.2	24.7	25.7	13.1
平成25年12月調査	46.6	40.7	29.7	22.8	20.9	10.4
平成29年11月調査	45.7	40.6	38.8	22.0	22.5	16.0
令和４年９月調査	40.8	35.9	34.5	19.8	14.9	8.7
令和７年８月調査	46.1	37.6	37.0	21.0	15.1	8.3

（%）

	非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している	揺れを感知して電気を止める感震ブレーカーを設置している	自家用車の燃料を十分に補給するようにしている	外出時には、携帯電話やスマートフォンなどの予備電池を携帯している	無回答	特に対策は取っていない
平成３年７月調査	－	－	－	－	－	39.0
平成７年９月調査	14.3	－	－	－	－	26.3
平成９年９調査	12.9	－	－	－	－	23.3
平成11年６調査	11.0	－	－	－	－	34.0
平成14年９調査	9.5	－	－	－	－	31.0
平成17年８調査	11.0	－	－	－	－	29.7
平成19年10調査	14.3	－	－	－	－	13.5
平成21年12月調査	14.5	－	－	－	－	24.2
平成25年12月調査	18.4	6.6	15.8	13.2	－	10.8
平成29年11月調査	15.2	12.8	14.1	16.2	－	10.4
令和４年９月調査	7.0	5.2	20.4	15.9	1.6	13.9
令和７年８月調査	7.3	6.0	23.1	18.6	1.2	13.5

※複数回答のため、足し上げると100％を超える。なお、選択肢は令和７年８月調査のものであり、他の調査年の選択肢には表現が若干異なるものがあるが、概ね同一内容のものの回答割合を記載。
出典：防災に関する世論調査（内閣府）等

（3）感震ブレーカー等の設置について

東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火であったように、地震による火災の過半数は電気が原因とされている。

また、地震後に同時多発的に火災が発生した場合には、消火活動を十分に行うことができず、木造住宅密集地域などを中心に大規模な市街地火災に至るおそれがある。こうした事態を防ぎ、家族や近隣住民の命、自宅や近隣の建物を守るためにも地震による火災を防止することが重要になる。自宅の焼失を防ぐことができれば、避難所等における避難生活を回避できるほか、早期の復旧・復興にもつながる。

このため、地震時に設定以上の揺れを感知した際、電気を自動的に遮断する感震ブレーカー等を設置することで、地震の揺れによる電気ストーブの転倒や家電製品のショート、停電からの復旧後の再通電時に出火する「通電火災」等に起因する火災を防ぐことが効果的である。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html）

内閣府が令和６年に東京圏を対象に実施した調査では、感震ブレーカー等を設置している世帯は約２割であったが、その他の地域を含め、国民一人一人が「自分ごと」として捉え、感震ブレーカー等を自宅に設置することが望まれる。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/syutochousagaiyou2.html）

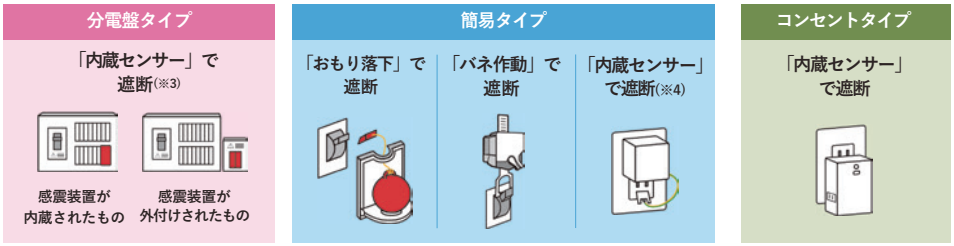

感震ブレーカーのイメージ

４－３ 地震が起こったら

（1）身の守り方

緊急地震速報を見聞きした場合、地震の揺れを感じた場合にとるべき行動は、そのときの居場所によって異なる。例えば、

・家庭では、頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れ、慌てて外に飛び出さず、無理をして火を消そうとしなくてよい
・人が大勢いる施設では、カバンなどで頭を保護し、割れ物の陳列棚から離れ、慌てて出口に走りださない
・屋外では、ブロック塀など倒れてきそうなもの、看板やガラス窓から離れ、頑丈なビルのそばにいる場合はビルの中に入る

など、生活の中の様々な場面を想定し、いざというときに適切な行動がとれるよう考えておくことが望ましい。

（2）情報収集・安否確認

災害時には身の安全を確保した上で的確な情報収集が必要となる。また、家族等が互いの安否を確認することも適切な行動につながる。災害時、電話などの音声通話に比べ、インターネット回線は比較的つながりやすい傾向にあり、情報収集や安否確認にはＳＮＳやアプリが活用できる。

一方、ＳＮＳによるデマや偽情報の拡散には注意しなければならない。自分自身の不安を煽られる

のみならず、救助活動や復旧の妨げになる事態も発生してしまう。インターネットの情報はすぐに鵜呑みにせず、真偽を冷静に判断する必要がある。政府や地方公共団体が運営する公式アカウントなど確かな情報の入手ルートを確保しておくことが重要である。

（3）帰宅困難者対策について

大きな地震が起こると、鉄道が運行を停止するなど公共交通機関の運行に支障が生じるほか、道路も大渋滞することになる。このため、地震が平日の日中に起こった場合、鉄道等に乗って通勤・通学している人は帰宅することが困難になるおそれがある。このようなときは、「むやみに移動を開始しない」という「一斉帰宅抑制」を実施することが重要である。

特に発災後72時間は、救命・救助活動や消火活動などの応急活動にとって重要であり、このときに帰宅を急ぐ人が道路にあふれて緊急車両の通行が妨げられると、救える命が救えなくなるおそれがある。また、群集事故などの二次被害に巻き込まれるリスクもあることから、会社や学校にとどまることができる人は、「一斉帰宅抑制」に御協力いただきたい。また、観光や買い物等で外出している人は、「一時滞在施設」にとどまるようにしていただきたい。

また、遠距離を徒歩で帰宅する場合は、「災害時帰宅支援ステーション」に立ち寄るなどして災害情報を確認したり、休憩を取ったりするなど無理をしないように心掛けることも重要である。普段から歩きやすい靴や服装、行動食、会社や学校から自宅までの経路を確認できる地図等を準備しておくことが望ましい。さらに、夏や冬に地震が起こることも想定し、季節に応じて暑さ対策や寒さ対策にも気を配るようにしたい。落ち着いて行動できるように、家族等の安否を確認する方法について、あらかじめ家族等で話し合っておくことも重要である。デマや流言に惑わされることがないよう、情報の発信元を確認するなどの対応も必要になる。

なお、「一時滞在施設」や「災害時帰宅支援ステーション」は、各施設の善意に基づいて開設されるものであることも踏まえ、利用時には、各施設や他の利用者の迷惑とならないような配慮も求められる。

鉄道などの公共交通機関が運転を再開して帰宅できるようになったときも、一斉に帰宅を開始するのではなく、会社や学校内で帰宅を開始する時間帯や方面を分散させる「分散帰宅」を実施することで、再開した公共交通機関が運転を維持しやすくなり、新たな混乱の防止にもつながる。なお、分散帰宅を実施した場合の方が、一斉に帰宅を開始した場合よりも、より多くの人がより早く帰宅できるとされている。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html）

東日本大震災時の横浜駅周辺の様子
出典：横浜駅周辺地区　都市再生安全確保計画

災害時帰宅支援ステーションのロゴマーク

（4）津波避難について

津波による人的被害を軽減するためには、住民一人一人が迅速に安全な場所に避難することが重要である。避難に際しては、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれが

あることから、徒歩避難を原則としている。

一方、令和７年７月30日に発生したカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震による津波や、同年12月８日に発生した青森県東方沖を震源とする地震による津波では、自動車避難による交通渋滞の発生が報じられるなど避難の在り方については課題が残っている（図表４-３-１）。

指定緊急避難場所までの距離や要配慮者の存在など、地域の実情によっては自動車で避難せざるを得ない場合もある。その場合でも、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないようにするため、各地域において、自動車利用の基準や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討しておくことが重要である。

津波は、水深10ｍ程度であれば時速約36kmと自動車並みの速さで襲ってくると言われている。いざという時に困らないよう、事前にできる準備をしっかりと行うとともに、平時から避難訓練を実施し、避難に際しての課題を把握しておくことが、円滑な避難につながる。

図表4-3-1　カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する住民調査（令和７年11月内閣府）

設問：あなたは、どのような手段で避難しましたか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1,012	100.0
徒歩	396	39.1
自動車	560	55.3
オートバイ・自転車	42	4.2
最初は自動車だったが、途中で道路に乗り捨てて、徒歩で避難した	7	0.7
その他	33	3.3

設問：（自動車）避難の際に渋滞は発生していましたか。

全体	実数	%
	560	100.0
渋滞が発生していた	202	36.1
渋滞が発生していなかった	358	63.9

出典：内閣府資料

また、カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震による津波からの避難に際しては、避難時及び避難先での熱中症対策が課題となった。津波からの避難は一刻を争うため、熱中症対策を行ってから避難すると、逃げ遅れにつながる可能性がある。普段から外出時に熱中症対策を心掛けるとともに、避難先でも水分補給ができるよう備蓄を整えるなど、暑さ・寒さへの対策についても事前に準備しておくことが重要である。

第５節　おわりに

本章では、大規模地震・津波災害に備え、国及び地方公共団体の施策を始め、企業や地域、ＮＰＯ等との連携による取組、事前防災、発災時の応急対策から復旧・復興までの一貫した幅広い災害対策を紹介した。これらの取組は、被害の最小化と迅速な復旧・復興を図る上で重要であるが、発災直後においては、行政が即時に十分な支援を行うことには限界があり、国民一人一人の行動が被害の程度を大きく左右する。

このため、大規模災害を「いつか起こる出来事」ではなく、「自らや家族、身近な地域に起こり得る現実」として捉える、いわゆる自分ごと化が不可欠である。住宅の耐震化や家具の固定、感震ブ

レーカーの設置、日頃からの家庭備蓄、避難経路や避難行動の確認等は、特別な対応ではなく、日常生活の中で取り組むべき基本的な備えである。

また、避難行動や帰宅抑制への理解と協力、地域の防災訓練への参加、近隣住民との声掛けなど、個々の行動の積み重ねが、地域全体の防災力の向上につながる。行政、企業、地域、そして国民がそれぞれの役割を果たし、災害を「自分ごと」として主体的に備えることが、被害を減らし、社会全体で困難を乗り越える力となる。

【コラム】
12月８日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表

令和７年12月８日23時15分に青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5（モーメントマグニチュード7.4）（暫定値）の地震が発生した。この地震に伴い、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された。令和４年12月に運用が始まって以降、初めての発表となった。

この地震では青森県八戸市で最大震度６強が観測された。また、北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、岩手県に津波警報が発表され、岩手県久慈港で最大64cmの津波が観測された。気象庁は地震発生直後、震源域周辺で同程度以上の地震への注意を呼び掛けた。その後、地震の震源位置や規模を精査した結果、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にかけての巨大地震の想定震源域において、新たな大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていることを知らせる「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、もし、大規模地震が発生した場合は北海道太平洋側から千葉県まで広い範囲で高い津波が到達するため、震源域周辺だけでなく、より広い範囲に対して注意を呼び掛けた。

発表に際し、内閣府及び気象庁は合同記者会見を行い、北海道から千葉県の対象地域に対して、地震発生から１週間の間、平時からの備えの再確認に加え、「すぐに逃げられる態勢の維持」、「非常持出品の常時携帯」など特別な備えを呼び掛けた。

呼び掛け期間を通じて国民、地方公共団体や事業者におかれては大きな混乱もなく冷静に対応いただいた。対象地域の観光施設、宿泊施設において施設利用者の避難誘導手順の再確認、また小中学校において防災マニュアルや避難経路、備蓄の確認などの対応がとられた。内閣府では地方公共団体や事業者において防災対応の参考となる事例について横展開を行っていく。

幸いにして、その後、大規模な後発地震は発生せずに地震発生から１週間を迎え、特別な注意を呼び掛ける期間は終了した。しかし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではなく、また、先発の地震がなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もある。引き続き、避難場所の確認や家具の固定など日頃からの備えを進めることが重要である。

内閣府・気象庁合同記者会見

事業者による呼び掛け
（イオン株式会社）

【コラム】
南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集

令和６年８月８日の日向灘の地震に伴い、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が運用開始後初めて発表され、各地において様々な対応・反応があった。内閣府では、関係省庁、関係地方公共団体、事業者等の協力の下、このときに実際に行われた防災対応のうち、他の地方公共団体や事業者等における検討においても参考になると考えられる事例を収集・整理し、令和７年６月に「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集」（以下「事例集」という。）として公表した。

巨大地震注意の場合、「日頃からの地震への備えの再確認」及びすぐに逃げられる態勢の維持などの「特別な備え」を行った上で、社会経済活動を継続するという防災対応が基本である。令和６年８月の巨大地震注意の際にも、「来場者等の安全確保策を講じた上で、イベントを実施」、「夏休み・お盆期間を考慮した呼びかけ」、「高所という状況における作業への対応」などの事例があり、事例集では、これらを含め17事例を紹介している。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に円滑・確実な対応を取るため、地方公共団体や事業者等の各主体が、地域の実情等を踏まえて平時から臨時情報発表時の防災対応の検討を進め、防災計画等としてまとめておくことが重要である。この事例集は、令和７年８月に改訂した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に別冊資料として組み込んでおり、各主体における検討に役立てていただきたい。

主体	防災対応の概要
徳島県徳島市	来場者等の安全確保策を講じた上で、イベントを実施。
香川県	来場者等の安全確保策を講じた上で、イベントを実施。
静岡県下田市	海水浴場のライフセーバーにハザードマップを配布。
和歌山県海南市	段ボールベッドの組立など避難所の開設手順を確認。
宮崎県小林市	大雨等対応もある中、臨時情報への対応も実施。
静岡県伊豆市	津波浸水区域内にある宿泊施設の宿泊者数の調査等を実施。
兵庫県	DWATなど災害発生時に即応するための体制を確認。
山口県宇部市	夏休み・お盆期間を考慮した呼びかけ。
愛知県	外国人向けに「やさしい日本語」や多言語による周知。
三重県志摩市	即応体制部署が実施するイベントへの対応。
岡山県倉敷市	職員が避難行動要支援者宅を訪問し、個別避難計画の作成を支援。
戸田観光協会	海水浴客へハザードマップを配布。
日本航空株式会社	外国人向け、イラストの活用や英語での声がけを確認。
KDDI株式会社	高所という状況における作業への対応。
（小売業界）	販売制限及び出荷調整を実施。
ﾘｰｶﾞﾛｲﾔﾙﾎﾃﾙ京都	地震発生時の対応・体制の確認。
（鉄道事業者）	即応体制構築・防災対応手順の確認を行ったうえで、鉄道は通常運行。

実施したイベントにおける
来場者への周知状況

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う防災対応事例
出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン

第4章 第１次国土強靱化実施中期計画

１－１ 第１次国土強靱化実施中期計画の策定

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。とりわけ、人的被害（死者）が最大約29.8万名、資産等の直接被害が約224.9兆円とも推計されている南海トラフ巨大地震のような大規模自然災害から一人でも多くの人命を守り、国民生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図るため、国民、事業者、地域、行政等のあらゆる主体が総力を挙げて、国土強靱化の取組を推進する必要がある。また、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が災害への耐力を低下させ、災害時に被害を拡大させることが懸念されており、老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、政府は、令和５年６月に改正された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づき、「国土強靱化基本計画」に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、「第１次国土強靱化実施中期計画」（以下本章において「実施中期計画」という。）を令和７年６月６日に閣議決定した。

１－２ 取組の実施方針

実施中期計画は、計画期間を令和８年度から令和12年度までの５年間とし、基本計画で定める国土強靱化政策の展開方向に沿って計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めている。実施中期計画は、＜１＞国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、＜２＞経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、＜３＞デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、＜４＞災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、＜５＞地域における防災力の一層の強化の五つの方針に基づき、計画期間内に実施すべき施策の内容と目標を具体的に示しつつ、推進することとしている。また、計画期間内に推進が特に必要となる施策の目標を設定するとともに、その先を見据えた現段階の長期目標についても明示し、重点的に取組を推進していく。

１－３ 事業規模及び社会状況や事業実施環境の変化への対応

実施中期計画に示す計画期間内に推進が特に必要となる施策について、その事業規模は、今後５年間でおおむね20兆円強程度を目途としている。計画の初年度については、令和７年度第１次補正予算から措置されており、国費約1.9兆円（そのうち、公共関係費約1.6兆円）が計上されている。これらの予算等により、国土強靱化の取組を強力に推し進めていく。

人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、実施中期計画の推進に当たっては、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備について、関連施策を推進していく。

このように、実施中期計画により、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めていく。

図表　第１次国土強靱化実施中期計画の概要

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和７年６月６日 閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	• 個別避難計画作成 • 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	• 迅速な航路啓開のための体制の整備 • 衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	• マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 • 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	• 病院におけるBCPの策定 • 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	• 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 • 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

１　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

２　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

第４章　推進が特に必要となる施策（例）

（１）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

○ 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、防災インフラの整備・管理や老朽化対策を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技術の活用により、インフラの管理・運用の高度化や住民避難の体制強化を図るとともに、まちづくりとの連携強化やグリーンインフラの活用を図るなど、ハード・ソフト両面から対策を講じ、次世代にわたり機能するインフラへの転換を図る。

＜中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実＞
■水災害リスク情報の充実・活用【国土交通省】
≪目標≫土砂災害警戒区域（約699,100区域（令和５年度末時点））のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合
96%【R５】 → 100%【R12】

＜静止気象衛星の整備等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上＞
■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】
≪目標≫次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備（契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成品製造完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の７工程）の進捗率
7%【R５】 → 71%【R12】 → 100%【R16】

＜地震・津波・火山観測体制等の更なる強化＞
■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】
≪目標≫火山観測施設の耐災害性強化（停電対策が必要な箇所：61か所）の完了率
7%【R５】 → 52%【R12】 → 100%【R15】

＜関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進＞
■流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）【国土交通省・農林水産省】
≪目標≫気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合（国管理河川の全121計画）
19%【R５】 → 64%【R12】 → 100%【R17】
気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流下能力を確保）した国管理河川（約1,500万m^3/s・km）の整備完了率
31%【R５】 → 39%【R12】 → 100%【R62】
気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等（延長約2,700km）の整備完了率
51%【R５】 → 58%【R12】 → 100%【R52】
浸水実績地区等（全国約3万7万ha（令和５年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
5%【R５】 → 12%【R12】 → 100%【R40】

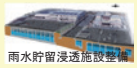

■防災重点農業用ため池の防災・減災対策【農林水産省】
≪目標≫全国の防災重点農業用ため池（約53,000か所（令和５年度末時点））のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所（令和５年度末時点））における防災工事の完了率
30%【R５】 → 83%【R12】 → 100%【R17】
※ リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果を最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期に及ぶハード対策について着実に進める。

＜障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化＞
■住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化【総務省】
≪目標≫市区町村（全国1,741市区町村）における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段（障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段）の整備完了率
0%【R６】 → 100%【R12】

＜発災後の残存リスクの管理＞
■河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理【国土交通省・農林水産省】
≪目標≫国管理河川（約10,000km）における河川巡視の無人化に対応するための環境整備（ドローンによる河川巡視のための通信環境の整備：約10,000km）の完了率
0%【R６】 → 22%【R12】→ 100%【R15】

（２）経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

○ 大規模自然災害の発生時においても、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、確実な点検・診断の実施や災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消、運営基盤の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化を図る。
○ 災害により損傷を受けた場合にも早期に機能を発揮できるよう、関連施設の相互連携の強化やリダンダンシー確保、フェーズフリーな仕組みの活用、地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入等を推進し、次世代型ライフラインへの転換を図る。

＜予防保全型メンテナンスへの早期転換＞
■道路施設の老朽化対策【国土交通省】
≪目標≫国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁（約92,000橋（令和５年度末時点））の修繕措置（完了）率
55%【R５】 → 80%【R12】 → 100%【R33】
■上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国土交通省】
≪目標≫損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km）の健全性の確保率
0%【R６】 → 100%【R12】
※ 口径２m以上かつ30年以上経過した下水道管路

＜広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化＞
■道路橋梁等の耐震機能強化【国土交通省】
≪目標≫緊急輸送道路（約110,000km）上の橋梁（約65,000橋（令和５年度末時点））の耐震化率
82%【R５】 → 88%【R12】 → 100%【R38】
■港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発【国土交通省】
≪目標≫全国の港湾（932港）のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設：464ネットワーク）の整備完了率
35%【R５】 → 43%【R12】 → 100%【R33】

＜交通結節点等における防災拠点機能の強化＞
■道路における防災拠点機能強化【国土交通省】
≪目標≫道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅（約450か所（令和５年度末時点））の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率
55%【R５】 → 68%【R12】 → 100%【R37】

＜上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化＞
■上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】
≪目標≫給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合
9%【R５】 → 30%【R12】 → 100%【R36】

■災害に強い合併処理浄化槽の整備【環境省】
≪目標≫浄化槽整備区域内（単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約370万基（令和５年度末時点））における合併処理浄化槽の割合
68%【R５】→ 77.9%【R12】 → 100%【R27】

＜送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用＞
■送電網の整備・強化対策【経済産業省】
≪目標≫「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率
0%【R６】 → 100%【R12】

＜通信システムの災害時自立性の強化＞
■携帯電話基地局強靱化対策事業【総務省】
≪目標≫全国の携帯電話基地局（約100万局（令和６年３月末時点））のうち、災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局（全国約１万局（令和６年３月末時点想定））における整備完了率
0%【R６】→60%【R12】→100%【R16】

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

第４章　推進が特に必要となる施策（例）

（３）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

○ AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

＜国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）＞

■災害用装備資機材の充実強化【警察庁】

≪目標≫広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等）：約2,500式）の更新整備の完了率
0％【R6】→ 100％【R12】

■緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務省】

≪目標≫航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全77隊（令和７年３月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
94%【R6】→100%【R12】

■TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国土交通省】

≪目標≫大規模氾濫等に対応（高揚程化による機能強化）するための災害対策用車両（排水ポンプ車：約240台（令和６年度末時点））の整備完了率
75%【R6】→ 83%【R12】 → 100%【R22】

＜フェーズフリーなデジタル体制の構築＞

■自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国土交通省】

≪目標≫工種（盛土・掘削・積込み・運搬・押土・敷均し・締固めの７工種）における自動施工機械の技術基準の適用（基準整備、試行工事の実施）完了率
０％【R6】 → 100％【R12】

（４）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

○ 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。
○ 災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画（BCP）の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

＜生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化＞

■住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

≪目標≫居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
90%【R5】 → 95%【R12】 →耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※
※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

＜立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化＞

防災と観光の機能を高度に融合させた日本初の津波避難複合施設

■災害に強い市街地形成に関する対策【国土交通省】

≪目標≫災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569市区町村（令和５年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合
9.0%【R5】 → 45%【R12】→ 100%【R25】

＜保健・医療・福祉支援の体制・連携強化＞

■医療コンテナの活用【厚生労働省】

≪目標≫可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合
63%【R6】 → 100%【R12】※

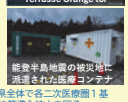

※災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏１基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

（５）地域における防災力の一層の強化

○ 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適応するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

＜スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備・機能強化、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化＞

■避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄【内閣府】

≪目標≫スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
０％【R6】※ → 100％【R12】
※令和５年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年８月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数
０台【R6】→1,000台【R12】※
※関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

■避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化【国土交通省】

≪目標≫広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500か所）における災害時に活用可能な給水施設の確保率
28%【R4】→ 50%【R12】※
※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

＜避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）＞

■学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校）【文部科学省】

≪目標≫避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率
18.9%【R6】 → 68.1%【R12】→ 100%【R17】

＜避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築＞

■避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策【環境省】

≪目標≫指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率
21%【R5】 → 62.5%【R12】→ 100%【R17】

＜発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備＞

■災害ボランティア等の多様な主体との連携【内閣府】

≪目標≫都道府県域における災害中間支援組織の設置率
45%【R5】 → 100%【R12】

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https：//www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html）

第1部

我が国の災害対策の取組の状況等

第1章
災害対策に関する施策の取組状況

第2章
原子力災害に係る施策の取組状況

第3章
令和７年度に発生した主な災害

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和７年度においても多くの災害により被害が発生した。第１部では、最近の災害対策の施策、特に令和７年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第１章 災害対策に関する施策の取組状況

第１節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

１－１ 国民の防災意識の向上

我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従前から多くの自然災害を経験してきた。このため、平時においては堤防の建設や耐震化など災害被害の発生を防止・軽減すること等を目的としたハード対策と、ハザードマップの作成や防災教育など災害発生時の適切な行動の実現等を目的としたソフト対策の両面から対策を講じて、万が一の災害発生に備えている。また、災害発生時には、災害発生直後の被災者の救助・救命、国・地方公共団体等職員の現地派遣による被災地への人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型の物資支援、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害指定や「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）等による資金的支援など、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、今後発生が危惧される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震、さらに、近年激甚化・頻発化する気象災害等によって広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念されている。

令和７年１月で発災から30年を迎えた阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人の約８割が家族も含む自助や近隣住民等の共助により救出されており、公助である救助隊等による救出は約２割程度に過ぎなかったという調査結果がある（図表１-１-１）。

市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、超高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にある。このため、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等の取組を一層推進する必要がある。また、災害被害の軽減のためには、各人が災害時に適切な避難行動をとること、そのための事前準備を平素から行うことに加えて、ハザードマップや災害伝承等を通じて国民一人一人がその地域の災害リスクを的確に認識し、危険な場所に住まないなど、正しい知識・情報によって居住環境を含め災害リスクの低いライフスタイルを選択できるよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

防災・減災のための具体的な行動とは、まずは自助として、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことや、避難訓練に参加して適切な避難行動を行えるように準備すること、台風の接近時などに、住民一人一人に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等の共助による災害被害軽減のための取組が必要である。

図表1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

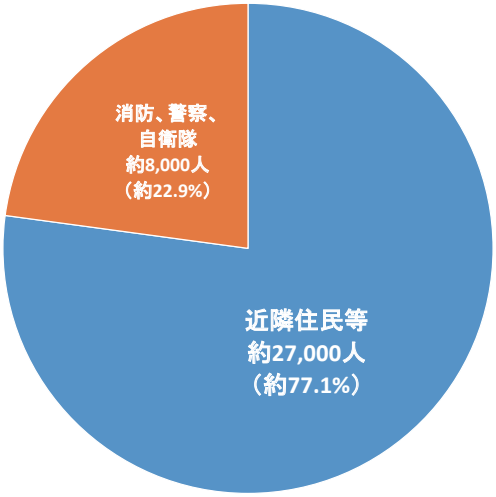

出典：河田惠昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書　特集「未来の防災」掲載）

内閣府が令和７年８月に実施した「防災に関する世論調査」の結果によると、自助の重要性の認識や具体的な対策を講ずる動きは、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表１-１-２）。しかし、熊本地震が発生し、大きな被害をもたらしたにもかかわらず、その直後に実施した平成29年の調査では、例えば「家具等の固定」が40.6%となるなど、自助の取組の実施率は頭打ち傾向にある。また、令和４年以降の調査は、平成29年までの個別面接聴取法と異なり郵送法で実施しているため、従前の調査結果との単純比較はできないものの、総じて取組の実施率は高まっていないおそれがある。その背景として、多くの国民にとっては、災害の被害状況等を報道で見聞きするだけであり、自らが被災者となる実感が得られないことから、災害の発生を契機とした国民の防災意識の高まりが得られにくくなっているとも考えられる。

図表1-1-2 大地震に備えた自助の取組に係る選択率の推移（防災に関する世論調査）

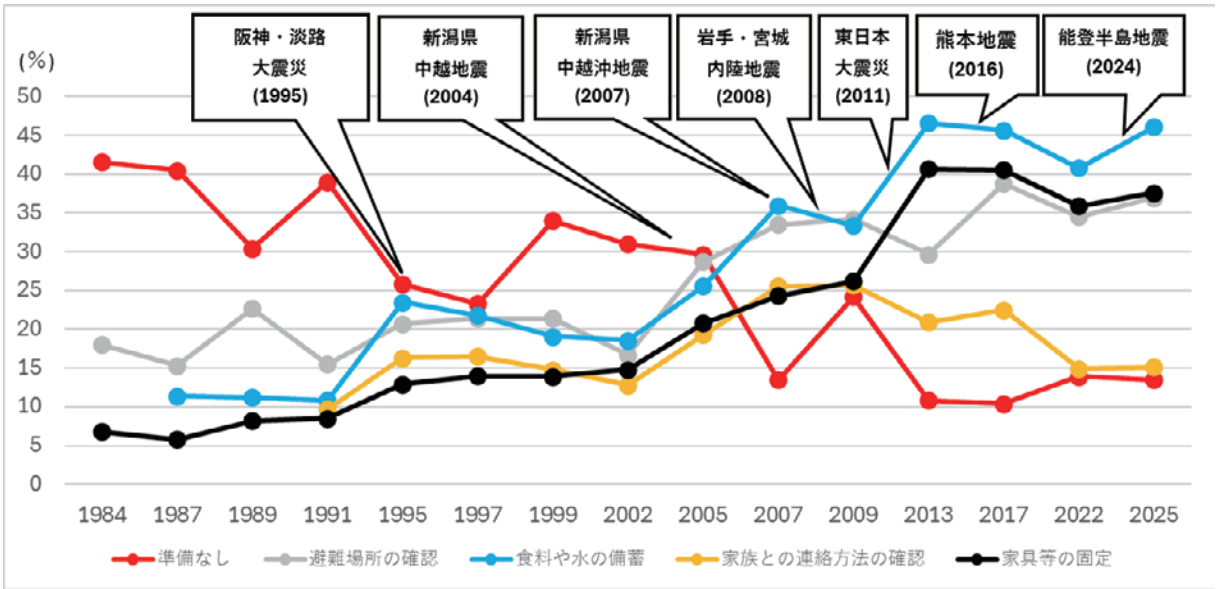

出典：内閣府「防災に関する世論調査」

令和７年の調査では「自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがない」と回答した者（全体の35.1％）に対して、その理由を聞いたところ（複数回答方式）、「話し合うきっかけがなかったから」の回答選択率が圧倒的に高かった（56.7％）。このことから、着手の一歩を踏み出せていない国民に働き掛ける取組を強化していくことが求められる。

共助についても、令和６年能登半島地震における石川県珠洲市三崎町寺家下出地区のように、防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、平時から地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の共助の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難を行うことができた事例が見られ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

行政が公助の充実に不断の努力を続けていくことは今後も変わらないが、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、超高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎ切ることはますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解の下、住民の自助・共助の主体的な取組を進めて、互いに補完・充足しあう防災政策を推進していくことが必要である。現在、地域における防災力には差が見られるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

1－2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報・意見の交換その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係等の各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年から毎年開催され、普及・啓発活動を行っている。

（1）防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」を新潟県新潟市で開催した。本大会は平成28年度から毎年開催しており、令和７年度で10回目の開催となる。本大会は「語り合い　支え合い ～新潟からオールジャパンで進める防災・減災～ 」をテーマとし、国民一人一人が日頃から防災に取り組むことの大切さを発信し、災害の経験・教訓を多くの人へ、そして次世代へ伝える機会とすることを目指した。

オープニングセッションでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）及び清家防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）が主催者挨拶を、花角新潟県知事及び中原新潟市長が開催地挨拶を行った。また、森前長岡市長による「中越地震を振り返って―創造的復旧の道程」をテーマとする基調講演が行われ、ハイレベルセッションでは、「中越地震等と復興・災害への備え」をテーマとして、宮崎小千谷市長等の登壇者により、新潟での災害の振り返り、その後の創造的復興の取組を全国に発信した。

クロージングセッションでは、新潟県内の高校生から防災への想いや未来に向けたメッセージが発信されたほか、秋本防災推進国民会議副議長（公益財団法人日本消防協会会長）による主催者挨拶、田村新潟大学教授による大会総括が行われた。また、次回開催地である鳥取県の平井知事による挨拶が行われた。

このほか、行政、公益団体、学術界、民間企業、NPO等の約470団体がセッション、ワークショップ、ブース展示、ステージ発表、屋外展示等を行い、同大会の現地来場者は過去最高の約19,000名、また、オンライン視聴数は約13,000回となった。

坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による開会挨拶

朱鷺メッセのセッションの様子

（2）第11回防災推進国民会議

第11回防災推進国民会議は、令和７年12月18日に内閣府（中央合同庁舎第８号館）８階講堂で開催した。冒頭、あかま内閣府特命担当大臣（防災）は、防災推進国民会議の各団体の防災活動への取組に対する感謝の言葉とともに、「大規模災害のリスクに直面する我が国では、被害の最小化のため、不断の防災対策の見直しと、国民お一人おひとりの防災に関する行動変容を促す取組の推進が必要不可欠である。」と述べた上で、防災推進国民会議構成団体の一層の協力を賜りたいと述べた。

続いて、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」の開催等、防災推進国民会議としての活動報告及び今後の活動方針として、議長メッセージや取組内容を紹介するビジュアルコンテンツの制作・発信、地方版「防災推進国民会議」（～地域課題と向き合う～）【仮称】の開催等の決定と併せて、全国女性会館協議会及び全国災害ボランティア支援団体ネットワークから令和７年度における取組が報告された。

第11回防災推進国民会議の様子（あかま内閣府特命担当大臣（防災）出席）

1－3 防災訓練・防災教育の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時から関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は「災害対策基本法」、防災基本計画（「災害対策基本法」第２条第８号に規定するものをいう。以下同じ。）、その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認及び住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和７年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和７年度総合防災訓練大綱」（令和７年７月１日中央防災会議決定）に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

（1）「防災の日」総合防災訓練

令和７年９月１日の「防災の日」に、首都直下地震発生直後を想定した石破内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚による官邸への徒歩参集訓練並びに南海トラフ地震を想定した静岡県知事、高知県高知市長及び和歌山県串本町長も参加する緊急災害対策本部会議の運営訓練を行い、また、埼玉県さいたま市を主会場とする九都県市合同防災訓練に石破内閣総理大臣（当時）や関係閣僚等が現地調査訓練として参加した。

（2）政府図上訓練

令和７年12月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練（内閣府（中央合同庁舎第８号館ほか））及び緊急災害現地対策本部運営訓練（東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区））を連動させて実施する予定であったが、令和７年青森県東方沖を震源とする地震が発生したことから、いずれも中止となった。

また、現地において、被災が想定される都道府県と連携し、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震等を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。令和７年10月に神奈川県横浜市、富山県富山市及び大阪府大阪市、同年11月に宮城県仙台市、栃木県宇都宮市及び北海道札幌市、同年12月に京都府京都市、令和８年１月に宮崎県宮崎市及び熊本県熊本市、同年２月に香川県高松市及び愛知県名古屋市において、現地に参集した上で、状況付与型訓練及び討議型訓練を実施した。なお、熊本市における緊急災害現地対策本部運営訓練には、現地対策本部長として古川内閣府大臣政務官が参加した。

南海トラフ地震を想定した
緊急災害対策本部会議の運営訓練

南海トラフ地震を想定した
緊急災害現地対策本部運営訓練（熊本市）

（3）孤立集落状況把握・支援訓練

令和６年能登半島地震において多くの集落が孤立し、避難や物資供給等の支援に時間を要したことを踏まえ、令和７年度から内閣府では地方公共団体と連携し、孤立集落状況把握・支援訓練を全国16か所（青森県三戸町、秋田県男鹿市、千葉県、神奈川県相模原市、神奈川県山北町、富山県小矢部市、山梨県市川三郷町、岐阜県山県市、愛知県岡崎市、京都府、大阪府千早赤阪村、奈良県十津川村、奈良県上北山村、広島県福山市、長崎県長崎市及び沖縄県うるま市）で実施した。これらの訓練では、発災時に交通・通信等が途絶して集落が孤立することを想定して、情報伝達訓練や物資輸送訓練等を行った。

（4）防災教育の取組

①　防災教育の展開

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人一人が適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、こどもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。

政府においては令和４年３月に閣議決定された「第３次学校安全の推進に関する計画」に基づき、令和７年度は、文部科学省において、学校種・地域の特性に応じた地域全体での防災を含む学校安全推進体制の構築を図るための都道府県等への支援、防災教育に関するセミナーの開催や専門家派遣、全国的な学校安全指導者研修会の開催等を行った。

また、内閣府においては、防災庁設置準備アドバイザー会議報告書において「国民一人ひとりが災害を我が事と捉え、適切な行動によって自ら命を守り抜くことができるよう、防災に対する国民の行動変容をもたらすための取組を推進する。」と提言されたことを踏まえ、「国民の行動変容を促すための防災教育」に関する有識者ヒアリングを実施し、防災教育の現状や課題、今後の取組の方向性等について整理した。また、デジタル技術を活用した防災教育の事例を収集し、事例集を作成した。

さらに、令和７年12月23日にNPO法人未来会議及びNSF PROJECTs主催・内閣府共催で、防災をテーマに「全国高校生未来会議」が開催された。会議には、全国から約100名の中学生・高校生が参加し、大木聖子慶應義塾大学環境情報学部准教授、川崎杏樹（株）かまいしDMC いのちをつなぐ未来館職員、加藤拓馬一般社団法人まるオフィス代表理事による講演や参加学生によるグループワーク及び発表が行われた。あかま内閣府特命担当大臣（防災）は、ゲストとして登壇し、津波のスピードなどを尋ねる「あなたの災害『備え』度テスト」を交えながら、災害を「自分ごと化」することの大切さを参加学生へ伝え、交流を深めた。

②　防災教育の活動支援

防災教育への意欲を持つ全国各地の団体・学校・個人などの多様な主体が連携した防災教育活動を募集し、１年間にわたって有識者の助言や活動資金等の支援を行う「防災教育チャレンジプラン」は平成16年度にスタートし、令和７年度までに延べ379団体の実践活動を支援した。

令和８年度の実践団体の募集においては、時代に即した歓迎テーマとして、ⅰ「防災教育を継続・定着させるためのチャレンジ」、ⅱ「防災人材を育成するためのチャレンジ」、ⅲ「火山防災教育のチャレンジ」を設定し、その結果、32件の応募があり、最終的に12団体を実践団体として選定した。これまでの実践内容や活動の様子などは、「防災教育チャレンジプラン」ホームページにおいて公開している。

（参照：https://bosaijapan.jp/challenge-plan/）

③　地域全体（コミュニティ）による防災教育実践活動の推進

防災庁設置準備アドバイザー会議報告書等では、「令和６年能登半島地震」等の教訓を踏まえて、また、今後発災が予測される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震に備えて、事前防災の強化の必要性が指摘されており、防災教育を通じたコミュニティでの「自助」・「共助」において防災力の強化が喫緊の課題となっている。そこで、令和７年度から、地域住民等の防災意識を高め、自発的な防災活動への取組と防災能力の向上に資するとともに、幼少期のこどもから大人までの事前防災能力の向上及び地域を担う意識の醸成等を図るため、地域防災力の向上に資する「コミュニティ防災教育推進事業」を開始した。

これは、地域住民・団体等、教育機関等（大学等を含む学校、保育所、認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンターなど）、地元企業等が連携して地域全体（コミュニティ）による防災教育活動を推進し、更に優良事例を形成、普及モデルを構築・普及することで、「コミュニティ防災教育」の全国展開を目指す事業である。令和７年度は全国35か所のモデル地区においてコミュニティ防災教育の実践活動を行い、事例集や手引き等の成果物を作成し、ホームページ等において発信している。また、シンポジウムも開催した。

内閣府は、モデル地区の活動支援、実践活動の内容・成果の収集・分析及び成果物の作成・普及を行った。

図表1-3-1　コミュニティ防災教育の推進

出典：内閣府資料

1－4　津波防災に係る取組

（1）津波避難訓練

令和７年度は「津波防災の日」及び「世界津波の日」（11月５日）を中心に、全国各地で国、地方公共団体、民間企業等の主催する訓練が実施された。

内閣府では地方公共団体と連携し、住民参加型の地震・津波防災訓練を全国10か所（宮城県松島町、千葉県木更津市、新潟県出雲崎町、大阪府岸和田市、和歌山県印南町、愛媛県愛南町、高知県安芸市、高知県南国市、熊本県長洲町及び沖縄県豊見城市）で実施した。これらの訓練では、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に津波からの避難行動を行う訓練（津波避難訓練）のほか、安否確認、避難所開設訓練等を行った。また、住民が参加して、地域の被害想定や地理的条件等を知り、津波からの適切な避難行動につなげるきっかけ等とするワークショップを訓練の前後に開催した。訓練及びワークショップには延べ約6,300名が参加した。

津波避難訓練（沖縄県豊見城市）

（2）普及啓発活動

①　津波防災の普及啓発活動

「津波防災の日」及び「世界津波の日」（11月５日）について周知し、津波防災への認識や取組を促進するため、令和７年度は全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットにおけるレジ・ディスプレイ画像の表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。

令和７年度の津波防災啓発ポスター

②　「津波防災の日」スペシャルイベントの実施

11月５日の「津波防災の日」及び「世界津波の日」当日には、内閣府の主催によって、「津波防災の日」スペシャルイベントをオンラインで開催した。

同イベントでは、あかま内閣府特命担当大臣（防災）からの挨拶に続いて、基調講演として、片田東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任教授から、「南海トラフ地震等を見据えた国民の防災意識向上と行動変容について」と題した発表が行われた。また、岩手県釜石市唐丹町荒川地区・高知県高知市下知地区から津波防災に関する取組について紹介されたほか、登壇者との意見交換が行われた。

同イベントのアーカイブ動画は「津波防災特設サイト」において公開されている。

（参照：https://tsunamibousai.jp/）

あかま内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶

パネルディスカッションの様子

1－5 火山防災に係る取組

（1）火山避難訓練

「火山防災の日」には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることが、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）に規定され、令和６年から８月26日が「火山防災の日」となった。この「火山防災の日」などの機会を捉えて、各火山地域における火山防災訓練等の取組が推進されることが期待される。

内閣府では、令和４年度から令和６年度にかけて、地方公共団体における火山防災訓練の実施を促し、避難計画及び同計画に基づき策定された地域防災計画の検証や住民等の火山防災意識を高めることを目的に、モデル地域における訓練の企画・実施を支援した。また、地方公共団体との協働での検討を通じて得られた知見・成果について、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」及び「取組事例集」として取りまとめ、追加で得られた知見・成果を反映して令和７年５月に改定した。

（2）普及啓発活動

①　ＳＮＳ投稿等の普及啓発活動

住民や登山者が備えを進め被害を抑えるほか、広域に降り積もる火山灰の被害を軽減させるため、令和７年度は、火山への登山の備えに関するリーフレットの更新や富士山噴火に関する普及啓発動画の公表、火山灰への備えに関するリーフレットの作成、火山防災対策に関するマンガ冊子の作成などを行い、ＳＮＳも活用しながら周知を図った。

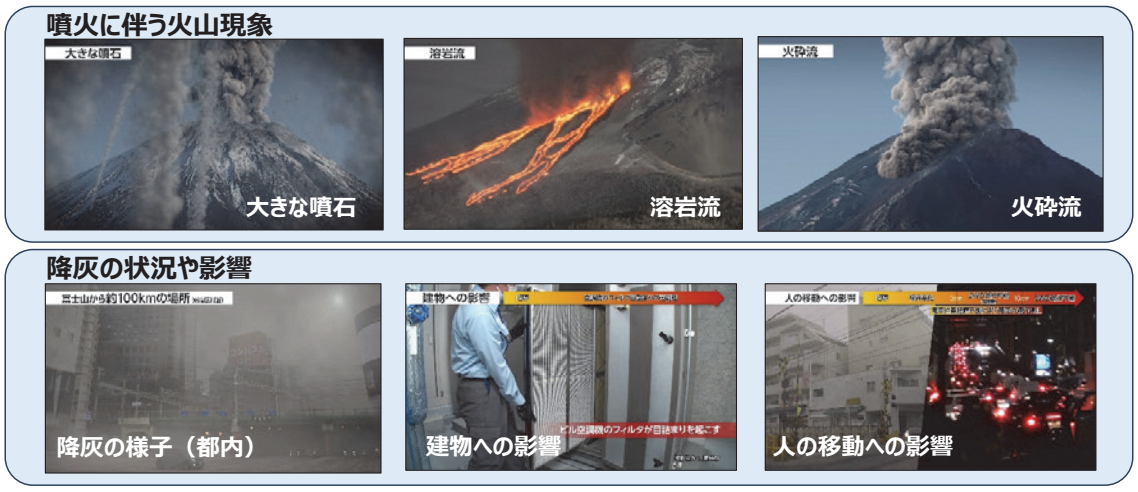

富士山噴火に関する普及啓発動画

②　「火山防災の日」啓発イベントの開催

８月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、国民の間に広く活動火山対策についての関心・理解を深めることを目的として、令和６年度から普及啓発イベントを実施している。

同イベントでは、基調講演として、石原京都大学名誉教授から、「「火山防災」を踏まえた地域防災力の向上に向けて」と題した発表が行われた。また、「新潟県における活火山から考える地域住民の火山防災意識の向上」をテーマに登壇者らによるトークセッションが行われた。

石原京都大学名誉教授による基調講演

トークセッションの様子

1－6 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、「自助」・「共助」による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画の素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、「自助」・「共助」と「公助」をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

令和７年４月１日現在、44都道府県284市区町村の3,354地区の地区防災計画が地域防災計画に定められ、さらに47都道府県486市区町村の8,355地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われている。制度創設から10年以上が経過し、地区防災計画が更に浸透していくことが期待される（図表１-６-１及び図表１-６-２）。

図表1-6-1 地域防災計画に定められた地区防災計画数

地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和7年4月1日現在）

◇44都道府県、284市区町村、3,354地区
（R6年度に新たに定められた計画　491計画）

※調査対象：市区町村
※R7.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	15	70	石川県	1	1	岡山県	6	16
青森県	0	0	福井県	2	2	広島県	1	1
岩手県	5	50	山梨県	11	561	山口県	3	91
宮城県	5	121	長野県	15	129	徳島県	3	6
秋田県	2	2	岐阜県	8	35	香川県	6	51
山形県	5	93	静岡県	7	36	愛媛県	7	92
福島県	7	30	愛知県	10	45	高知県	5	89
茨城県	9	116	三重県	5	34	福岡県	9	115
栃木県	12	39	滋賀県	3	27	佐賀県	0	0
群馬県	4	37	京都府	4	52	長崎県	2	88
埼玉県	7	22	大阪府	7	139	熊本県	22	461
千葉県	3	22	兵庫県	12	237	大分県	0	0
東京都	14	265	奈良県	4	22	宮崎県	3	27
神奈川県	6	40	和歌山県	1	1	鹿児島県	18	54
新潟県	2	2	鳥取県	2	5	沖縄県	3	4
富山県	6	14	島根県	2	10	計	284	3,354

図表1-6-2 地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数

地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和7年4月1日現在）

◇47都道府県、486市区町村、8,355地区
（注）市区町村に提案済みだが地域防災計画に定められていない分を含む。

※調査対象：市区町村
※R7.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	11	59
青森県	3	14
岩手県	5	21
宮城県	15	419
秋田県	3	3
山形県	9	154
福島県	27	95
茨城県	9	58
栃木県	21	147
群馬県	7	92
埼玉県	14	415
千葉県	8	51
東京都	10	35
神奈川県	9	163
新潟県	10	256
富山県	10	62

都道府県名	市区町村数	地区数
石川県	14	413
福井県	17	1,021
山梨県	15	138
長野県	23	205
岐阜県	9	79
静岡県	6	97
愛知県	14	43
三重県	15	111
滋賀県	12	198
京都府	9	42
大阪府	16	423
兵庫県	10	451
奈良県	7	35
和歌山県	5	18
鳥取県	2	7
島根県	5	67

都道府県名	市区町村数	地区数
岡山県	9	150
広島県	6	106
山口県	4	27
徳島県	6	20
香川県	13	54
愛媛県	10	34
高知県	3	4
福岡県	12	211
佐賀県	3	5
長崎県	3	6
熊本県	34	1,322
大分県	1	295
宮崎県	9	80
鹿児島県	17	630
沖縄県	6	19
計	486	8,355

（1）地区防災計画の動向

内閣府において、令和６年度中に地域防災計画に定められた491地区の地区防災計画の事例等を分析したところ、以下のような特徴が見られた（図表1-6-3、図表1-6-4及び図表1-6-5）。

① 地区防災計画の作成主体は、63.3%が自主防災組織、25.3%が自治会・町内会であった。

② 地区内の人口については、「201人～500人」（18.3%）が最も多く、「501人～1,000人」（14.9%）が二番目に多かった。これらを合わせると201人～1,000人の地区が約３割を占めた。

③ 地区防災計画策定のきっかけは、70.5%の地区は「行政側からの働きかけによるもの」であった。

このことから、地区防災計画の策定には行政による後押しが重要であると考えられる。

図表1-6-3 令和６年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成主体

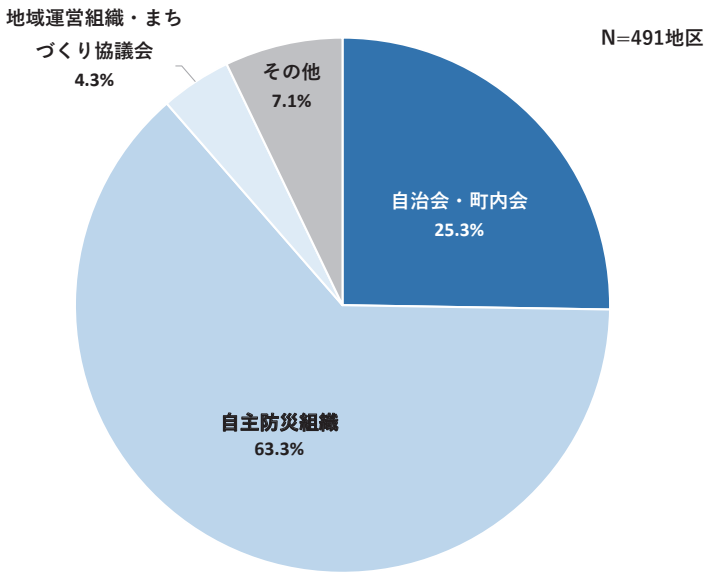

出典：内閣府資料

図表1-6-4 令和６年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画に関する地区内の人口

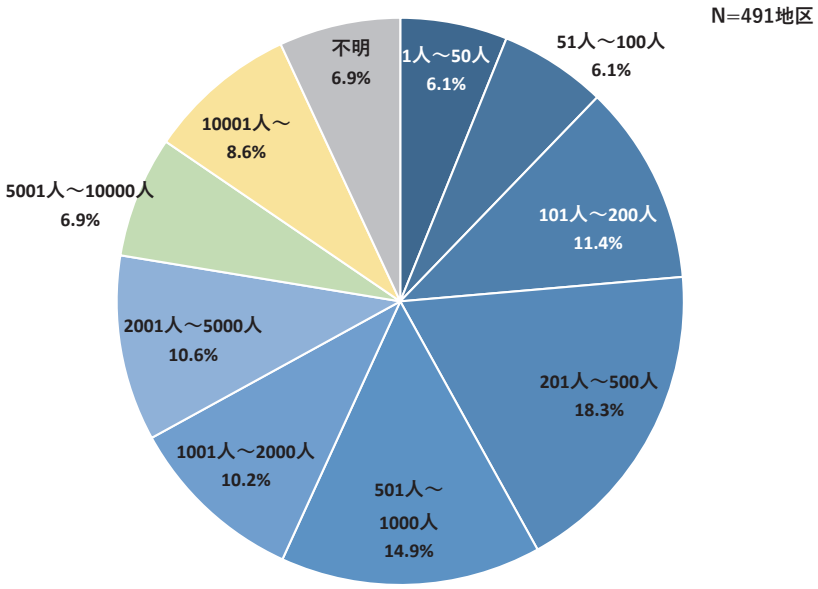

出典：内閣府資料

図表1-6-5 令和６年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成のきっかけ

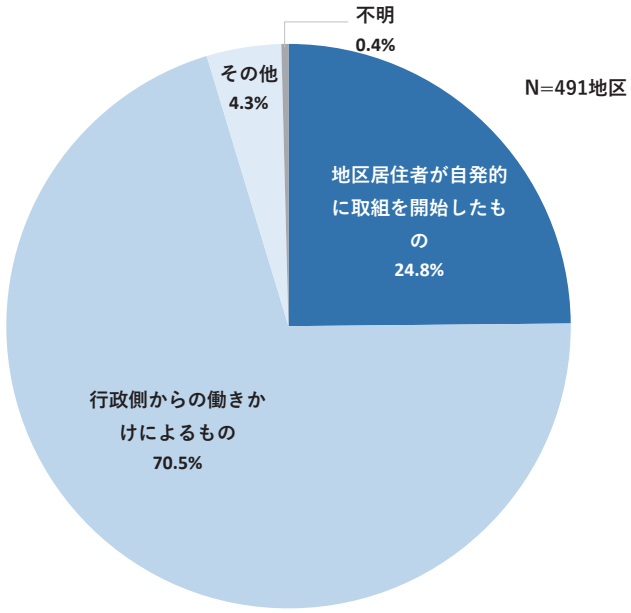

出典：内閣府資料

（2）地区防災計画の策定促進に向けた内閣府の取組

内閣府は、地区防災計画の策定促進のため、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年３月策定）等の地区防災計画の策定の参考になる資料を作成し、また、地区防災計画を地域別・テーマ別に一覧できる「地区防災計画ライブラリ」を整備している。また、新たに「地区防災計画ガイドブック」を令和７年４月４日に公表したほか、以下のとおりフォーラムや研修等を開催した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html）

① 「コミュニティ防災セッション―災害教訓伝承とコミュニティ防災の在り方　2022年豪雨を踏まえて―」と「地区防災計画フォーラム―中越地震から21年　コミュニティや企業の防災活動の在り方―」の開催

各地における地区防災計画づくりに関する事例や経験の共有を図り、地区防災計画の策定を促進するため、「コミュニティ防災セッション―災害教訓伝承とコミュニティ防災の在り方　2022年豪雨を踏まえて―」及び「地区防災計画フォーラム―中越地震から21年　コミュニティや企業の防災活動の在り方―」を令和７年９月６日に、いずれも「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」のセッションとして開催した。本フォーラムでは、新潟県関川村や村上市での災害教訓の事例、創設11年目を迎えた地区防災計画制度の現状とその課題について、学術的・社会実装的な観点から有識者による議論が行われた。また、本フォーラムのアーカイブ動画を公開した。

② 地区防災計画の作成に関する基礎研修会の開催

地区防災計画づくりに取り組もうとしている住民やそれを支援する自治体職員を主な対象として、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会」を令和７年６月13日に、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会（地区防災計画の持続性を育む～多様性と緩やかな連携～）」を令和８年１月27日に、オンラインで開催した。これらの研修会では、内閣府からの基礎的説明、有識者による基調講演、内閣府や地区防災計画学会の地区防災計画モデル事業の対象地区等で先進的な取組を行っている住民、自治体職員、アドバイザーである大学教員等が登壇して、その取組について報告するとともに、パネルディスカッション形式による議論が行われた。

③ 地区防災計画に関するモデル事業

内閣府は、平成26年度から地区防災計画の作成の支援のためのモデル事業を実施している。令和７年度は、岩手県釜石市唐丹町荒川地区、宮城県仙台市福住町、栃木県足利市名草地区、新潟県柏崎市高田地区、長野県長野市日詰地区、兵庫県宝塚市西谷地区まちづくり協議会、広島県広島市温品学区及び熊本県熊本市中島校区の８地区が対象となり、有識者の支援の下、地区防災計画づくりを進めた。

④ 学術研究団体、事業者団体等との連携シンポジウムの開催

内閣府は、新たな取組として、令和７年６月22日に「地区防災計画制度施行11年　地区防災計画の現状と課題」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。地区防災計画づくりに精通した３団体の関係者が、地区防災計画制度の実効性を高めるため、学術的知見と実践現場の連携を強化し、地域主体の地区防災計画の深化・普及について議論を行った。

1－7 災害教訓の伝承活動に係る取組

内閣府及び国土交通省において、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを認定する「ＮＩＰＰＯＮ防災資産」について、令和７年12月に優良認定６件及び認定４件を新たに認定した。同月には第２回ＮＩＰＰＯＮ防災資産認定式を開催し、優良認定案件の関係者に対し、あかま内閣府特命担当大臣（防災）及び金子国土交通大臣から認定証の授与を行った。認定案件の関係者に対しては、各地域において、地方整備局を通じて認定証の授与を行った。

また、内閣府では防災庁設置準備アドバイザー会議等で提言されていた災害の記録・課題・教訓の継承に資する取組について、有識者ヒアリングや事例調査等を通じて、デジタル技術を活用した新しい収集・発信手法に関する調査研究を行った。また、これらの成果を踏まえ地域における防災学習会などで活用できる教材を作成し、周知を図っている。

認定者との記念撮影

ロゴマーク

1－8 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、ＮＰＯその他多様な団体が被災地に駆けつけ、きめ細かな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティア・ＮＰＯ等による被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・ＮＰＯ等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有及び活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

（1）官民連携による被災者支援体制整備の推進

内閣府が令和８年２月に実施した「被災者支援に関するアンケート調査」によると、27都道府県において、災害中間支援組織が設置されていると回答された。また、その他の20府県からは、官民連携による被災者支援体制や災害中間支援組織設置にむけて検討中との回答を受けた。

内閣府では、行政、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター関係者、ＮＰＯ等が平時から顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深められるよう、研修会を実施している。令和７年度は、「多様な主体間における連携促進のための研修会」をオンライン配信により実施し、多様な主体間の連携の必要性について行政、社会福祉協議会、災害中間支援組織等それぞれの立場から説明を行い、45都道府県から約590名が受講した。

（2）官民連携による被災者支援体制整備モデル事業

専門性を有するＮＰＯ、企業等の多様な民間主体が、被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できる環境を整備するためには、都道府県域レベルで、多様な担い手間の活動調整や情報共有等のコーディネーションを行う災害中間支援組織の設置や機能強化を進めていくことが重要である。このため、内閣府ではモデル事業により、災害中間支援組織を設置・機能強化しようとしている都道府県に対する支援を行い、取組の更なる加速化を図った。具体的には、官民連携による被災者支援人材育成・訓練や県域の民間団体のネットワーク化などの取組を進めた。

また、本モデル事業で得た知見やノウハウについて、他の都道府県に対して広く共有し、全国において都道府県域での災害中間支援組織の設置等に向けた取組が進むよう支援した。

（3）避難生活支援リーダー／サポーターモデル研修・避難生活支援コーディネーター育成ＯＪＴに向けた検討

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、避難生活が長期化することで、避難所の設置期間が数週間から数箇月に及ぶ場合もあり、避難生活環境の向上が課題となっている。発災により様々な業務を抱える中で、避難所の開設後、その運営を市町村等の自治体職員が中心となって担い続けることには限界があり、被災者の避難生活支援に当たっては自助・共助の視点を欠かすことはでき

ない。また、長期化する避難所の運営には専門の知識・スキルが必要となる。

このため、内閣府では、令和３年５月に取りまとめられた「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」の提言を踏まえ、意欲のある地域の人材に、体系的なスキルアップの機会を提供することで、避難生活支援の担い手となる人材を各地に増やし、地域の防災力強化につなげていく「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の実現に向けた取組を進めている。

令和７年度は、避難生活支援を担う人材である「避難生活支援リーダー／サポーター」の育成を進めるためのモデル研修を全国24地区（東京都豊島区、熊本県菊陽町、福岡県福岡市、愛知県西尾市、静岡県富士市、長野県筑北村、高知県四万十町、富山県小矢部市、新潟県新発田市、青森県弘前市、岐阜県下呂市、岡山県真庭市、千葉県富津市、石川県白山市、京都府亀岡市、愛媛県松山市、福井県大野市、鳥取県、広島県三原市、兵庫県西宮市、大阪府和泉市、山梨県市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町、山口県山口市及び群馬県高崎市）で実施した。モデル研修は事前のオンデマンド学習（１単位20分程度×８単位）と２日間の講習と演習で構成され、演習では、避難所の様子を再現した会場での環境改善演習やロールプレイによる対人コミュニケーション演習等を行った。

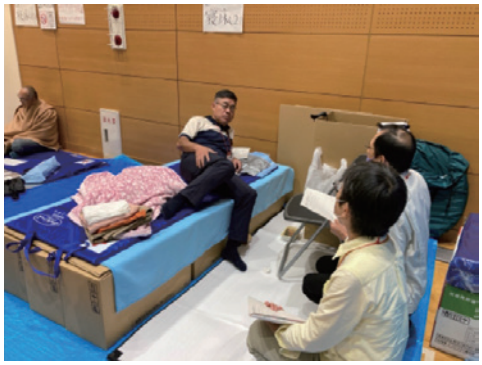

「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修の様子

（４）被災者支援団体への交通費補助事業

近年、災害が激甚化・頻発化しており、また、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。我が国においては大規模災害が発生した際に、行政のみでは十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、高齢化・過疎化が進む中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。例えば、令和６年能登半島地震においては、多くの特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等が被災地に駆けつけ、これらの被災者支援団体による避難所の運営支援や炊き出し、家屋保全、被災家屋の片付けなどの支援が実質的に公助の役割を担っていた事例が報告されている。

このような背景を踏まえ、被災地に支援に駆けつけるＮＰＯや災害ボランティア団体等の交通費について支援する「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）」を令和７年１月から開始した。本事業については、被災者支援活動を行うボランティア団体等が被災地に駆けつける際に必要となる交通費を補助する事業で、申請１件あたり上限50万円とし、令和６年度（対象期間：令和７年１月10日から３月31日まで）は200件を超える活動を、令和７年度は230件を超える活動を支援した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/kotsuhojyojigyo/index.html）

（５）被災者援護協力団体登録制度の創設

災害時には、豊富な支援経験を有するＮＰＯ・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者支援に大きな役割を果たしている。このような方々が発災直後から被災者支援の担い手として、その能力を発揮できるよう、官民連携体制の強化のため、令和７年の「災害対策基本法」の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するＮＰＯ・ボランティア団体等

を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設した。

登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有することで、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援の実施を進めている。

1－9 事業継続体制の構築

（1）中央省庁の業務継続体制の構築

中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、中央省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年３月には、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「政府業務継続計画」という。）が閣議決定されたことを受け、中央省庁はこれまでの業務継続計画について見直しを行った。

内閣府においては、中央省庁の業務継続計画の策定を支援するため、平成19年６月にガイドラインを策定した。その後、近年の災害の激甚化・頻発化や社会情勢の変化などを踏まえて同ガイドラインの見直しを行っており、最近では令和４年４月に改定を行った。また、政府業務継続計画に基づき、中央省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行っており、これを受けて中央省庁は、必要に応じて業務継続計画の見直しや取組の改善等を行っている。

政府としては、このような取組を通じて、首都直下地震等の発生時においても業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

なお、令和７年12月19日に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」等を踏まえ、政府業務継続計画の見直しを進めている。

（2）地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県においては平成28年４月現在で100％に達し、市町村においても令和５年６月現在で100％に達した。

また、被災地方公共団体は、自らの体制だけで膨大な災害対応業務を行うことは困難であることから、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、受援体制の整備を図ることが重要である。地方公共団体における受援計画の策定状況は、都道府県においては令和５年６月現在で100％に達し、市町村においては令和７年４月現在で82.3％となっている（図表１-９-１）。

図表1-9-1　地方公共団体における受援計画の策定状況

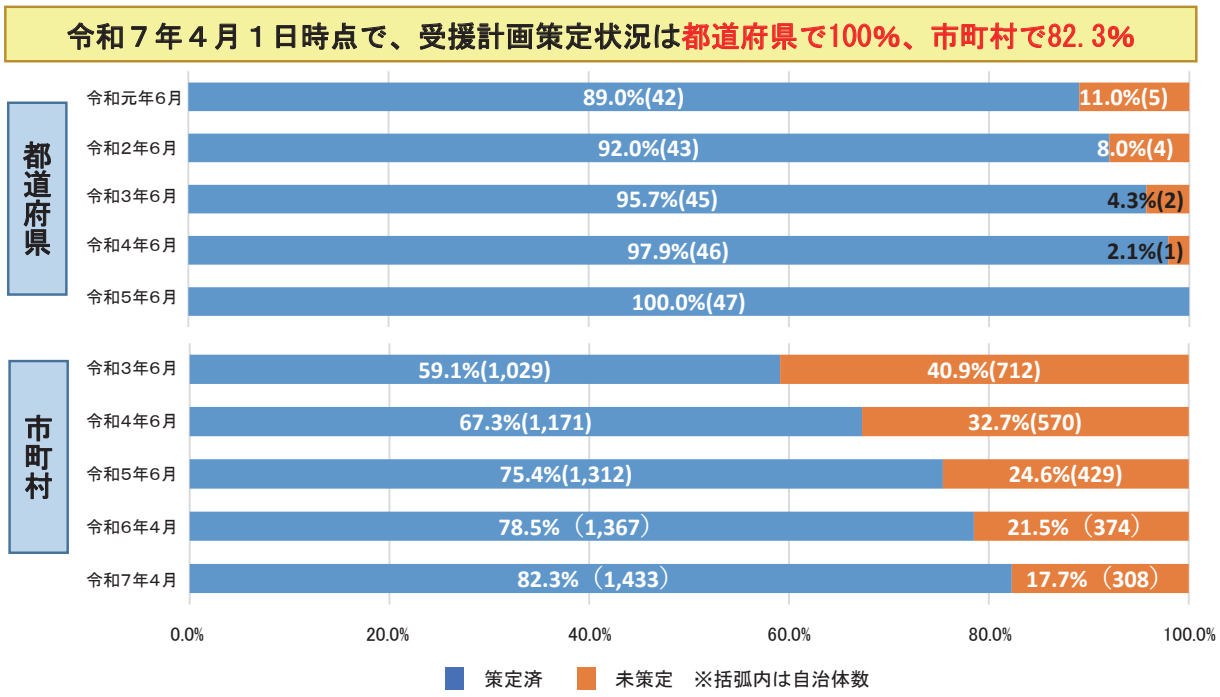

出典：令和元年６月、令和２年６月、令和３年６月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）
令和４年６月：地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）
令和５年６月、令和６年４月、令和７年４月：地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）

内閣府では、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年５月策定）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和５年５月改訂）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和７年４月改訂）を策定し、周知しているほか、地方公共団体における業務継続体制や受援体制の構築を支援するため、消防庁と連携し、都道府県・市町村の担当職員を対象とした研修会・説明会を平成27年度から毎年度開催している。

（3）民間企業の事業継続体制の構築

大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は当該企業にとどまらず、サプライチェーンの途絶などにより、関係取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極めて重要である。

内閣府では、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するため、平成17年に「事業継続ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに沿ったＢＣＰの策定を推奨している。ガイドラインの内容は、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行ってきており、最近では、令和５年３月に改定版を公表した。また、企業における取組をより一層促進するため、ＢＣＰ策定のポイントを分かりやすくまとめた簡易パンフレットや、参考となる取組事例集を作成・周知するなど、業界団体等と連携して事業継続に係る取組の普及を進めている。

内閣府では、ＢＣＰの策定率を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度で継続して実施しており、「令和７年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」では、ＢＣＰを策定した企業は大企業75.8%（前回調査（令和５年度）では76.4%）と横ばい、中堅企業54.8%（前回調査では45.5%）と増加しており、策定中を含めると大企業は87.1%、中堅企業は65.9%となっている（図表 1-9-2）。

図表1-9-2　企業の事業継続能力向上に向けた取組とＢＣＰ策定率の推移

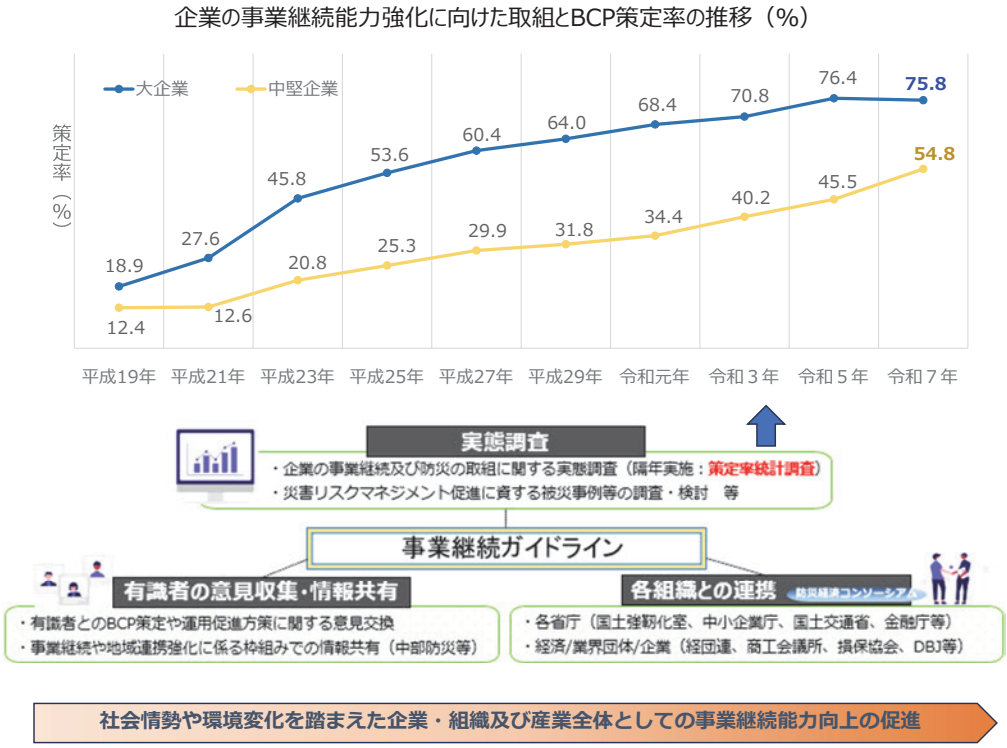

出典：内閣府資料

1－10　産業界との連携

（1）防災経済コンソーシアム

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要性がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年に「防災経済コンソーシアム」が設立された。

「防災経済コンソーシアム」では、それぞれの業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る等の「防災経済行動原則」を策定し、17団体のメンバーが当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発しながら、事業者の防災・事業継続力強化を支援する活動を行っている。

令和７年度は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」の公表を踏まえた事業者の災害対応力強化等をテーマに会合を２回開催し、企業ＢＣＰ・防災力強化を進めるに当たっての課題点・必要となる対応等についてのメンバー間での意見交換に加え、内閣府による防災や事業継続に関する施策の紹介、本テーマを専門分野とする有識者による講演等を実施した（図表 1-10-1）。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html）

図表 1-10-1 「防災経済コンソーシアム」について

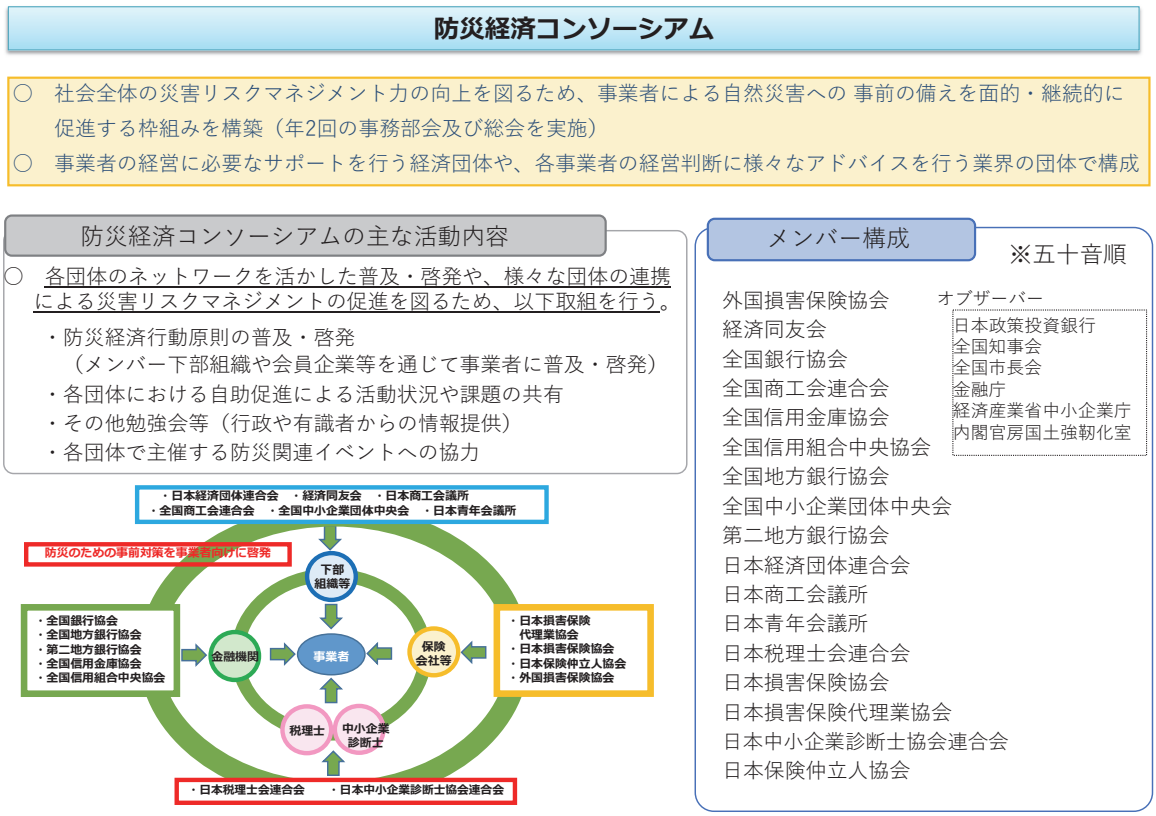

出典：内閣府資料

（2）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（防テクＰＦ）

近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、地方公共団体等においてもデジタル技術を始めとする先進技術を積極的に活用していくことが重要である。一部の地方公共団体等では、既に先進技術の活用が進められ、災害対応において効果を発揮しているものの、先進技術に関する情報収集や技術導入の機会が限られていることから、導入が進んでいない地方公共団体等も多い。

このため、内閣府においては、災害対応に当たる地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、地方公共団体等における先進技術の効果的な活用事例の横展開等を行う場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）の運営を令和３年度より開始した。

同プラットフォームでは、常設のウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）を運営するとともに、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるセミナー（以下「マッチングセミナー」という。）を開催しており、令和８年３月末時点で、地方公共団体等921件、民間企業等2,237件がマッチングサイトに登録している。

これまでは地方公共団体等と民間企業等のマッチングを進めてきたが、令和７年度からは、防災ニーズを抱える民間企業と先進技術を持つ民間企業による企業間マッチングも開始している。その皮切りとして、令和７年８月には、同プラットフォーム初となる企業間マッチングイベントを開催し、企業間の個別商談会を実施している（図表 1-10-2）。

図表1-10-2 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）の概要

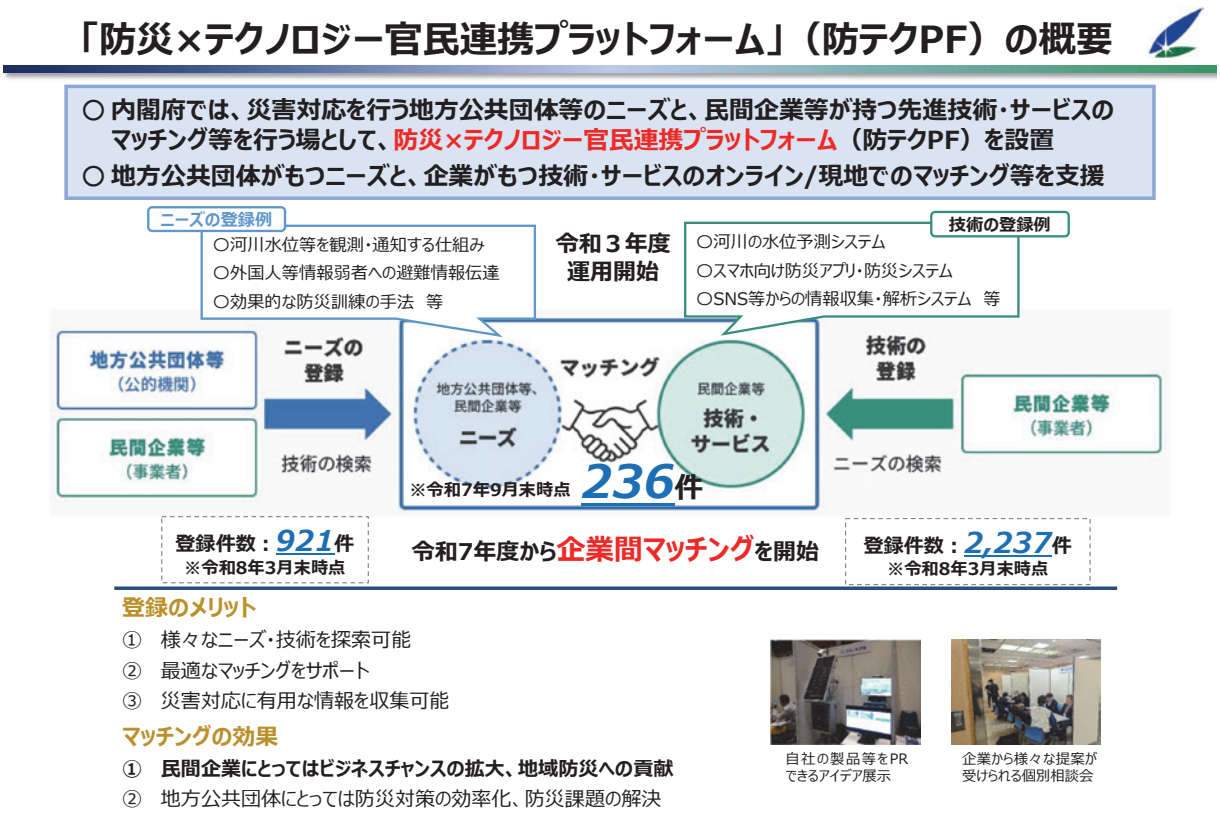

出典：内閣府資料

マッチングセミナーは、令和８年３月末までに計12回開催され、地方公共団体等に実際に導入されている先進技術の事例紹介、災害対策・レジリエンス強化を目的とした地方公共団体等の取組紹介、民間企業等から地方公共団体等へ直接一対一による自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる「個別相談会」等を実施している。

令和７年10月に徳島県徳島市で開催した第11回マッチングセミナーにおいては、「南海トラフ巨大地震に備え、みんなで創るレジリエントな地域社会」をテーマに、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震の発生に備え、地域社会全体における更なる防災意識醸成を図るべく、有識者による講演、国による対策の説明、他地域での取組事例の紹介等を行った。

また、令和８年２月に東京都で開催した第12回マッチングセミナーにおいては、東京都のスタートアップ支援拠点施設にて、地方公共団体・企業・スタートアップ企業が集い、地域防災力の強化や新たな防災産業の可能性について共に考える機会につなげるべく、有識者や企業等によるパネルディスカッション、スタートアップ企業による技術・ソリューションピッチ等を行った。

（3）防災技術の研究開発、実装及び国際展開

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害や頻発する風水害等による被害を大きく軽減するため、先端的な技術の開発を促進するとともに、開発された最新技術等を防災現場に導入し、防災力の向上を図ることが重要である。

そこで令和８年度から設置する防災技術や現場ニーズに明るい有識者により構成する防災技術の研究開発と実装の推進に係る有識者会議の下、防災現場における技術シーズやニーズを分野横断的に整理した上で、開発・実装を優先して推進すべき研究テーマを特定し、研究テーマに応じて事前防災対策総合推進費の活用による関係省庁が連携した取組への支援や機能要求水準の提示による民間投資の

促進など推進方策を通じた研究開発を促進する。

また、防テクＰＦや技術カタログなど、ニーズ側と技術製品等のマッチング機会の創出等を通じて、現場での活用を踏まえたニーズを技術開発・商品化に反映して好循環を生み出し、防災産業を振興することで、防災現場への最新技術の実装を促進する。

さらに、日本企業の比較優位性の高い防災技術やターゲット国等を明確化し、官民一体となった取組を進めるなど、災害大国である日本が蓄積してきた知見・ノウハウ等を活用して防災技術の海外展開に向けた取組を積極的に推進する。

（4）「災害への備え」コラボレーション事業

内閣府では、関東大震災から100年の節目を迎える令和５年を巨大災害に対する備えを強化する重要な機会と捉えて、国民・家庭・事業所の各レベルで防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進するため、コラボレーションする民間企業等を募集し、平素の事業活動を通じて広汎な普及啓発を推進する「災害への備え」コラボレーション事業を開始した（図表１-10-３）。

本事業には、令和７年３月末現在で147の企業等が賛同しており、各企業等による「災害への備え」に関する活動の実施、イベント等への内閣府の参画のほか、令和７年１月には内閣府及び有識者と賛同企業等による南海トラフ地震臨時情報についてのセミナーを開催した。

図表1-10-3　「災害への備え」コラボレーション事業

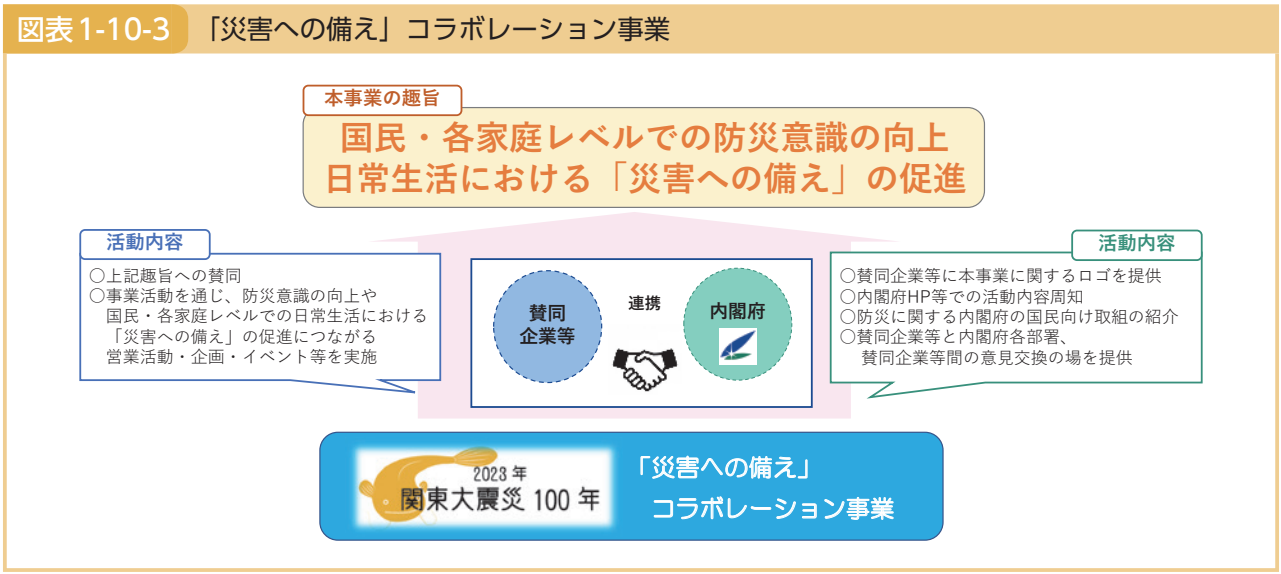

出典：内閣府資料

【コラム】
企業間マッチングの促進を目指し第１回企業間マッチングイベントを開催

これまで、防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（以下「防テクＰＦ」という。）では、地方公共団体等と民間企業等のマッチングを進めてきたが、令和７年度からは、防災ニーズを抱える民間企業と先進技術を持つ民間企業による企業間マッチングの取組も開始し、企業の防災・事業継続力強化を促し、社会全体のレジリエンス力の強化に向けた取組を進めているところである。

その皮切りとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と連携し、防テクＰＦ事業初となる企業間マッチングイベントを令和７年８月５日にオンラインで開催した。本イベントでは、内閣府から今後想定される大規模災害や企業ＢＣＰの重要性等に関する講演に加え、中小機構から中小企業支援事業の紹介を行うとともに、中小機構が運営するＢ to Ｂマッチングサイトである J-GoodTech（ジェグテック）と連携し、企業間の個別商談会を実施した。防災・事業継続に関するニーズを持つ25企業・42ニーズに対して300件近い提案があった。

ニーズ企業からは「各社の技術の違いや費用感が把握できてよかった。」、「提案内容が幅広く、適切なソリューションが見つかる可能性を感じた。」等、前向きなコメントを頂いた。

また、企業間マッチングの開始と合わせて、マッチングサイトのリニューアルを実施した。企業間マッチングを促進するため、企業による「ニーズの登録機能」、「企業ニーズの検索機能」及び「商品・サービス等の検索機能」の追加を行うとともに、サイト全体の構成の見直しや既存メニューの機能性向上も図っており、自治体・企業双方における防災ニーズに関するマッチングの更なる拡大を目指していく。

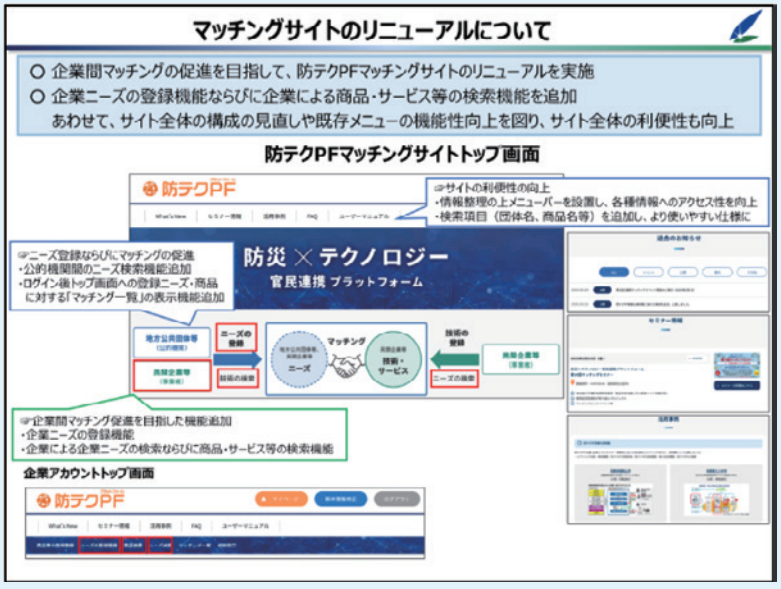

参照（防テクＰＦ）：https://bosaitech-pf.go.jp/pages/b2bmatching-01

1－11 学術界の取組

我が国では、地震・津波・噴火・豪雨等の自然現象、土木・建築等の構造物、救急医療・環境衛生等の医療・衛生、経済・地理・歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等の様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年１月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和８年３月末現在、63学協会（正会員60学会、特別会員３協会）が同連携体に参加している。

同連携体は、日本学術会議防災減災学術連携委員会と共同で、令和７年８月に第７回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、「能登半島地震・豪雨災害の教訓に基づく広域地域災害への備え」をテーマに、中央省庁及び学術界からそれぞれの取組を発表した。また、同連携体は、令和７年４月及び令和８年１月に公開シンポジウムを開催し、防災科学が果たすべき役割について広く意見交換を実施した。

第７回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」

1－12 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。災害に強い社会の実現のために、女性やこども、高齢者、障害がある方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要である。内閣府では男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進している。

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立には、意思決定の場や災害の現場に女性が参画することが不可欠である。そこで「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月13日閣議決定）において、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和12年までに30％にすることや、災害対策本部の本部員に占める女性の割合の向上等を成果目標に掲げている（図表 1-12-1及び図表 1-12-2）。

目標達成の具体的な取組として、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和２年５月策定。以下本項において「ガイドライン」という。）に基づく地方公共団体の取組状況調査を実施し、公表に当たって、各団体の取組状況が一目で分かるよう「見える化マップ」を作成している。また、地方公共団体の首長や管理職を含む災害対応を担う職員に対し、ガイドラインを踏まえた研修を実施し、防災分野における女性の参画の必要性について意識の向上を図っている。

令和７年５月には、令和６年能登半島地震で対応に当たった被災自治体や応援自治体、民間団体等の平時の備えや発災後の対応、復旧・復興の取組等、ガイドラインに基づく対応状況を把握するための調査を実施し、今後の災害対応に向けた取組の方向や提言を取りまとめた報告書を公表した。

（参照：https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/notohanto_r7_research.html）

令和７年９月、上記調査で収集した好事例を踏まえ、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」において「広げよう！女性の防災ネットワーク」と題したセッションを開催し、今後の災害対応において女性防災リーダーを育成する団体が平時からつながり、災害時に迅速に連携して支援を行うための課題や方向性について議論した。令和７年10月からは、女性防災リーダーの全国的なネットワーク構築を目的とした事業を開始し、平時の防災力向上や災害時の初動段階から男女共同参画の視点から支援活動を実践するための仕組みづくりに向けて取り組んでいる。

内閣府はこれからも男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく。

＊第６次男女共同参画基本計画において掲げる主な取組：

・地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員（１号委員）」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。
・都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。
・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平時から働き掛けを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。
・女性防災リーダーや女性防災士等の育成及び育成した女性防災人材の活躍を支援する地方公共団体や民間団体等の事例を展開し、全国的な女性防災人材のネットワークの構築・拡大に向けた取組を促す。

図表 1-12-1 都道府県防災会議における委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数（人）	女性（人）	女性割合（%）	
徳島県	80	38	47.5	40%以上 4団体
滋賀県	77	36	46.8	
島根県	72	30	41.7	
鳥取県	69	28	40.6	
福井県	52	20	38.5	20%以上～40%未満 22団体
埼玉県	73	27	37.0	
熊本県	69	24	34.8	
福島県	68	23	33.8	
東京都	89	28	31.5	
鹿児島県	57	17	29.8	
宮城県	60	17	28.3	
茨城県	52	14	26.9	
佐賀県	72	19	26.4	
福岡県	61	16	26.2	
岡山県	65	16	24.6	
青森県	58	14	24.1	
岐阜県	59	14	23.7	
大分県	60	14	23.3	
広島県	73	16	21.9	
長野県	80	17	21.3	
千葉県	52	11	21.2	
静岡県	62	13	21.0	
群馬県	53	11	20.8	
新潟県	75	15	20.0	
沖縄県	25	5	20.0	
香川県	60	12	20.0	
石川県	71	14	19.7	15%以上～20%未満 13団体
京都府	66	13	19.7	
兵庫県	59	11	18.6	
富山県	67	12	17.9	
和歌山県	57	10	17.5	
北海道	69	12	17.4	
愛知県	72	12	16.7	
山口県	60	10	16.7	
高知県	60	10	16.7	
宮崎県	55	9	16.4	
栃木県	57	9	15.8	
神奈川県	57	9	15.8	
岩手県	78	12	15.4	
秋田県	61	9	14.8	10%以上～15%未満 7団体
長崎県	68	9	13.2	
奈良県	61	8	13.1	
大阪府	63	8	12.7	
三重県	65	8	12.3	
愛媛県	61	7	11.5	
山形県	62	7	11.3	
山梨県	66	6	9.1	10%未満 1団体
合計	3,008	700	23.3	

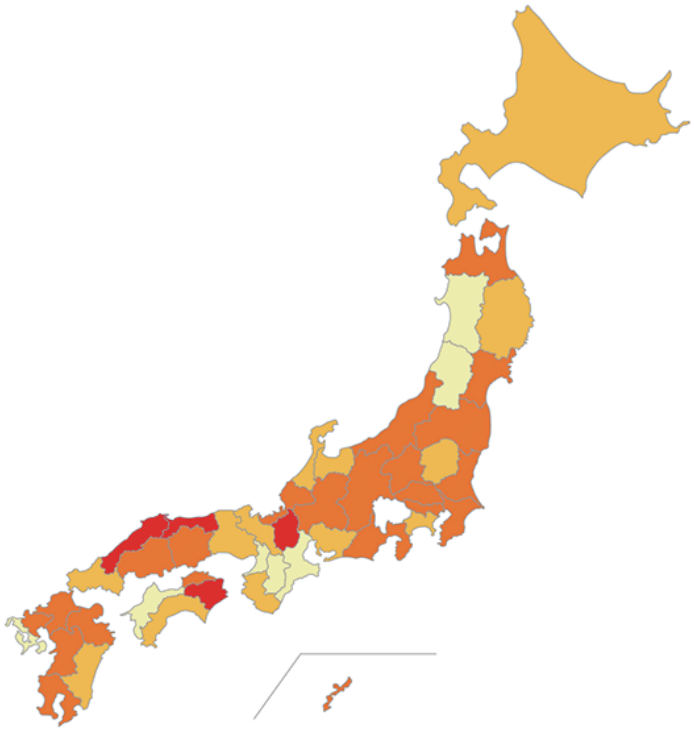

（備考）1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2024年度）。
2. 原則として2024年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
4.小数点第2位が同率の場合は建制順とした。
5.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和６年度）」より内閣府作成

図表 1-12-2 第６次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標と現状値

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	23.3%（2024 年）	30%（2030 年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	265（2024 年）	0（2030 年）
委員に占める女性の割合	11.3%（2024 年）	15%（早期）、更に30%を目指す（2030 年）

出典：「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月13日閣議決定）、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和６年度）」より内閣府作成

第２節　防災体制・災害発生時の対応及びその備え

２－１　災害対策基本法、災害救助法等の改正

令和６年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は、新潟県や富山県等にも広く及んだ。令和６年能登半島地震は、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこともあり、災害対応上、教訓とすべき様々な課題が明らかになった。

内閣府においては、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置して議論を重ね、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討を行い、令和６年11月に「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が取りまとめられた。

これを受け、国による地方公共団体に対する支援体制の強化、被災者に対する福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災ＤＸ・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等を法制上措置するため、「災害対策基本法」、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）等を改正する「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第51号）が令和７年６月４日に公布・一部施行され、同年７月１日に全面施行された。

図表2-1-1　災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

出典：内閣府資料

2－2 防災基本計画の修正

防災基本計画は、「災害対策基本法」第34条第１項の規定に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。また、防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

（参照：https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html）

最近では、令和７年７月に防災基本計画の修正を行った（図表 2-2-1）。主な修正内容としては、令和７年の「災害対策基本法」等一部改正を始めとする関連法令の改正を踏まえた修正や、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対策の強化として、避難生活環境の確保などの被災者支援の充実、保健医療福祉支援の強化、官民連携や人材育成の推進、防災ＤＸの加速等に係る修正のほか、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた修正を行うなどしている。

図表2-2-1 防災基本計画修正（令和７年７月）の概要

2－3 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験によるところが大きい。このため、内閣府においては「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を行うために、平成25年度から地方公

共団体の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を企画・運営している。

令和７年度は、法令制度等の防災基礎から指揮統制等の防災マネジメントに至る防災業務全般の知識・技術を習得する「有明の丘研修」を、９月から11月期及び12月から３月期にオンデマンド形式の座学及び集合形式（対面）の演習で実施した。なお、令和７年度も引き続き、一部コースで職位別演習を実施するとともにテスト内容を見直すなど、より知識を習得・定着できるようにしている。

また、地域特性による災害対応の課題を踏まえた地域防災力の向上を目的とし、都道府県及び内閣府の共催で実施している「地域研修」を全国16か所で実施した。なお、令和７年度は、地域のニーズが多い研修テーマに関する「標準カリキュラム（案）」を作成するとともに次年度の募集時期を大幅に前倒しするなど、より都道府県が応募しやすいものとした。

さらに、災害対応の現場で防災業務を行う応援職員等が、短時間に担当業務の基礎的な知識を習得するための「災害対応ｅラーニング」については、令和７年３月に「要配慮者への支援」及び「保健活動」を公開するとともに、引き続き、「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」、「避難情報の判断・伝達」、「災害廃棄物処理」及び「遺体の取扱い」の５テーマの運用を行った。

これら研修の企画・運営に当たっては、防災関連の有識者からなる「防災スペシャリスト養成」企画検討会を開催し、社会情勢・ニーズ等を踏まえた助言を勘案しながら研修内容等の見直し及び拡充を図った。

大規模な災害発生時は、地方公共団体の首長や危機管理・防災責任者等が国や他の地方公共団体等と密接に連携しながら迅速かつ的確な災害対応を図る必要がある。このため、全国の市区長・町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し、災害発生時に十分なリーダーシップを発揮できるよう、災害危機管理における対応力の向上に資する支援を行った。また、都道府県及び政令指定都市の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別研修」や市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を内閣官房、内閣府及び消防庁の共催で実施し、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深め、平時から「顔の見える関係」の構築を図った。

「有明の丘研修」の様子

「地域研修（山形県）」の様子

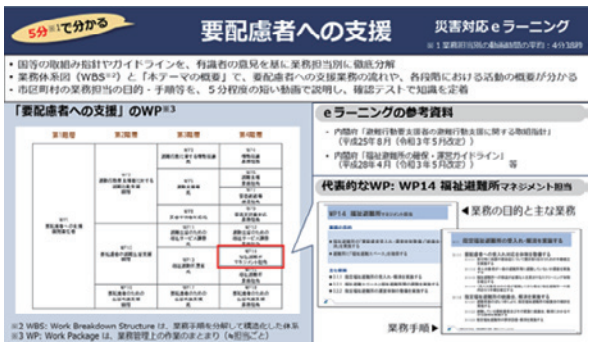

「災害対応ｅラーニング」（要配慮者への支援）

「全国防災・危機管理トップセミナー」の様子

2－4 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」とは、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」とは、避難した住民等を災害の危険性が無くなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。このため、内閣府は平成25年に「災害対策基本法」を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和７年４月１日現在の指定緊急避難場所の指定状況は次表（図表2-4-1）のとおりとなっている。

図表2-4-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数（箇所）	73,134	68,481	24,870	88,104	40,689	42,315	36,517	10,658

出典：内閣府・消防庁「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定等について」別紙１指定緊急避難場所の指定状況（令和７年４月１日現在）を基に内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所及び指定避難所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている。

（参照：https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html）

内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、案内板等を整備又は更新する際は、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（ＪＩＳ Ｚ 9098）（平成28年３月）」にならい表示するように全国の地方公共団体に呼び掛けている（図表 2-4-2）。なお、災害種別避難誘導標識システムの国際規格（ＩＳＯ22578）が令和４年２月に発行された。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html）

また、令和７年７月に発生した「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」等を受け、令和８年１月に「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を改定し、指定緊急避難場所の環境整備や移動方法等について追加した。

「災害対策基本法」第49条の７の規定に基づく指定避難所に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼び掛けている（令和７年10月１日時点、108,405か所）。

また、避難所をめぐっては「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和６年11月令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ策定）において、快適なトイレ環境の確保、温かく栄養バランスの取れた食事の提供等に課題があったとされたことから、スフィア基準等も踏まえ、令和６年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組

図表2-4-2　災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例

出典：内閣府資料

指針」、同取組指針に基づく「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、公表した。その中では、避難所設置、運営訓練の実施や避難所も含めた自治体における災害物資や資機材の備蓄の推進について規定している。

（参考：https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html）

2－5　個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下「高齢者ＳＷＧ」という。）の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者ＳＷＧからの提言を踏まえ、「災害対策基本法」が令和３年５月に改正・一部施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね５年程度で個別避難計画の作成に取り組むことや個別避難計画の作成手順などを示した。

なお同指針については、前回の改定以降一定の期間が経過したことから、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」等の内容を反映すべく、令和７年６月に更新を行った。

個別避難計画作成の所要経費については、令和３年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和８年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難先の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画の作成促進に向けた取組として、都道府県を対象としたモデル事業や、先導的に取り組んでいる自治体職員を全国の自治体に派遣するピアサポート（サポーター派遣）事業等を実施することで、令和７年度54自治体（令和３年度以降延べ289自治体）を支援し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った（図表２-５-１）。

図表2-5-1　令和７年度個別避難計画作成モデル事業について

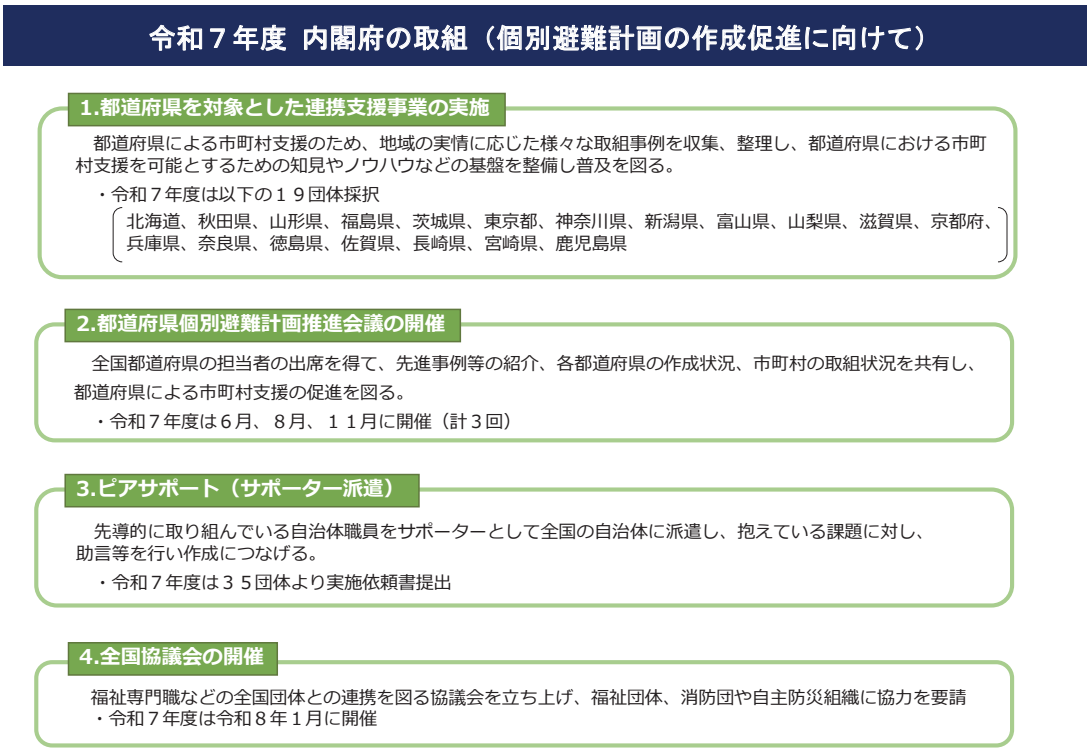

出典：内閣府資料

令和６年度からは、個別避難計画推進全国協議会を開催し、防災、福祉、保健等の関係者との協力の下、自治体における個別避難計画作成の取組の加速化を図っており、令和７年度においても本協議会を開催した。

これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

（参照：https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html）

２－６ 被災者支援の充実に向けた検討

被災者の方々が一日も早く生活再建を実現いただくためには、より効率的で質の高い被災者支援が重要である。災害ケースマネジメントとして一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組もその一つである。例えばこれまで、先進的な地方公共団体の事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」（令和４年３月策定）の作成や、被災経験の有無を問わず、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な手法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和５年３月策定）の作成、標準的なヒアリング様式である「被災者台帳ヒアリングシート（例）」の作成、防災基本計画への災害ケースマネジメントの位置付け等を行ってきた。

令和７年度は、災害ケースマネジメントの普及・啓発を図るために、全国の自治体と連携した説明会や平時からの体制構築を目的としたモデル事業を行うとともに、国レベルでも全国協議会を開催し、関係者間の顔の見える関係性の構築を図っている。

（参照：https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html）

令和８年度以降も引き続き、事例集や手引きを活用し、地方公共団体職員・福祉関係者・ＮＰＯ等の幅広い関係者を対象とした研修等を実施するほか、全国協議会を活用し、知見の共有を図るなど、災害ケースマネジメントの普及に向けて取り組んでいく。

また、総務省では、災害発生時に、被災者向けの生活支援情報を一冊に取りまとめたガイドブックの作成・配布、被災者からの相談に対応する通話料無料の災害専用電話及び特別行政相談所の開設を行う特別行政相談活動に取り組んでいる。令和７年度は地方支分部局である管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定された。令和８年度以降も引き続き、特別行政相談活動の円滑な実施のため、地方公共団体等との連携強化に向けて取り組んでいく。

（参照：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/tokubetu.html）

【コラム】
被災者の身近な場所で相談できる特別行政相談所

地震や豪雨などの災害後、被災者は生活再建に向けて複雑な手続や制度に直面し、「どんな支援制度があるのか分からない。」、「近くに相談できる場所がなく不安。」などといった悩みを抱えることが少なくない。総務省行政評価局は、行政相談委員、国の機関、自治体及び各種専門家が参加する「特別行政相談所」を開設し、支援制度案内や関係機関への橋渡しを通じて、被災者が一歩ずつ前に進めるよう支援している。

こうした取組は、平成５年の北海道南西沖地震以降、東日本大震災や熊本地震など過去の大規模災害から積み重ねてきた経験を基に、令和６年能登半島地震や令和７年の林野火災、大雨など、近年の災害でも継続して実施している。

能登半島地震では、多くの公共施設が被災し、相談所の会場確保が困難な中、多くの被災者が金沢市以南の避難所に広域避難していたことを考慮し、“できるところから”開設するという方針の下、まず奥能登以外の地域で相談所を開設し、現地の状況を踏まえながら奥能登地域では３月以降に開設した。

また、特別行政相談所は、1.5次避難所において常設で開設したり、定例の相談所や庁舎の空きスペースを利用し行政相談委員や行政書士等と小規模な形で開設したり、建築士や弁護士など複数の関係機関が参加する合同相談の形で開設するなど、状況に応じた形態を組み合わせて実施した。

報道では、取材に応じた70歳男性が「何度も来ている。早く対応しなければならない。助かります。」と語り、別の相談者は「ちょっと話せてよかった。気持ちが晴れます。」と笑顔を見せてくれた。

総務省行政評価局では、能登半島地震を始めこれまでの災害対応での経験を踏まえるとともに、令和７年６月に管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が指定地方行政機関に指定されたことを受け、地方公共団体や関係機関との連携をより一層強化し、被災者の身近な場所で相談できる特別行政相談所を始めとする特別行政相談活動の充実に取り組んでいく。

能登半島地震における特別行政相談所（左：穴水町、右：輪島市）

【コラム】
スフィア基準に沿った避難所の生活環境の改善に向けた取組

避難所において、避難者の方が発災直後から尊厳ある生活を営める環境を整えることは非常に重要であり、内閣府においても、発災時に避難所において良好な生活環境が確保されるよう、自治体向けの取組指針等を作成している（「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和６年12月改定）（※１）、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（令和６年12月改定）（※２）等）。

直近の取組指針等の改定では、スフィア基準（※３）に沿った内容等も加えており、具体的には避難所の良好な生活環境を確保するために、発災後中期段階における20人に１基のトイレの確保、温かい食事の提供、速やかなテント・パーティションやベッドの設置、入浴機会や洗濯機会の確保を求めている。

例えば、令和７年に発生した大分県大分市佐賀関の大規模火災においては、県・市備蓄物資の活用や、民間企業の協力により、迅速なテント・パーティションやベッドの設置、炊き出しによる温かい食事の提供、仮設風呂等による入浴機会の確保、ランドリーカー等による洗濯機会の確保が行われた。

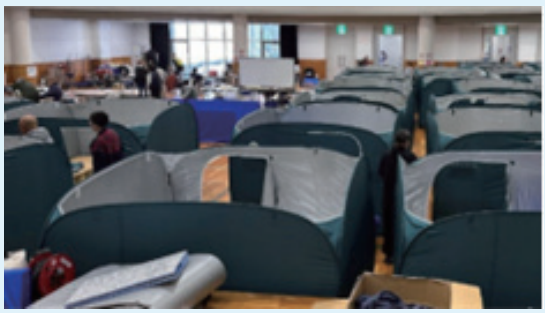

テント・パーティション

段ボールベッド等の簡易ベッド

民間企業による炊き出し

ランドリーカー

（大分市佐賀関公民館：上段写真撮影　内閣府
（左下写真提供：生活協同組合コープおおいた　右下写真提供：大分県））

（※１）https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf

（※２）https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf

（※３）「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」にまとめられている基準

【コラム】
避難生活物資の備蓄推進と国によるプッシュ型支援の枠組み

防災基本計画において、市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、トイレ、食料、飲料水、簡易ベッド、衛生用品、要配慮者向け物資等、避難生活に必要な物資を備蓄するものとされている。

地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは極めて重要であることから、令和７年「災害対策基本法」の改正により、地方公共団体の長は、毎年１回、物資の備蓄状況を公表するものとされた。

こうした地方公共団体における取組を一層推進するため、国においては、避難生活環境の抜本的な改善等に資する防災・減災に必要な資機材の整備に関し、新しい地方経済・生活環境創生交付金（令和６年度補正予算）や地域未来交付金（令和７年度補正予算）の地域防災緊急整備型等により、必要な財政的支援を行っている。

もっとも、大規模災害が発生した場合には、被災地方公共団体の備蓄物資が不足し、被災者の多様なニーズの把握や、国等への物資の要請を行うことが困難となる状況も想定される。このため、国においては、被災地からの要請を待たずに、被災地方公共団体に対し、物資の供給及び輸送を行う、いわゆるプッシュ型支援を開始することとしている。

国が行うプッシュ型支援に用いられる物資のうち、段ボールベッドのように調達に一定の時間を要するものや、キッチン設備及び入浴支援設備のように特注品であるものについては、発災直後に必要量を市場から調達することが困難である。このため、内閣府においては、地方公共団体や民間団体と、分散備蓄物資の保管等に関する協定を締結し、全国各地域に分散して物資を備蓄している。これにより、大規模災害発生時には、被災地に近い分散備蓄拠点から、被災地方公共団体に向けて、プッシュ型支援物資を迅速に搬送することが可能となっている。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用したトイレカーの整備例

プッシュ型支援用物資の備蓄保管に関する協定締結

【コラム】
災害対応車両登録制度の運用開始

（背景）

令和６年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が被災地で有効活用され、被災者に対して良好な居住環境、温かい食事、快適なトイレ環境などの提供がなされた。

一方で災害対応車両の所在情報は、行政側で十分に把握ができていなかったため、その活用に際しては関係事業者に対して、被災地への提供の可否等を都度確認せざるを得ない状況があった。

このため、内閣府では平時から災害対応車両の情報をデータベース化し、発災後に被災自治体のニーズに応じて迅速に提供をするための仕組みを構築し、本格的な出水期の前となる令和７年６月１日から運用を開始した。

（制度概要）

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおり。

○　災害対応車両（以下「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両。

○　登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。

○　内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。また、登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。

○　被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システムを参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。

○　内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、「災害救助法」に基づき負担（「災害救助法」の適用災害が前提）。

上記制度の骨格は、内閣府告示（災害対応車両等登録規程）で規定。

本制度の運用開始後、令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けた熊本県が災害対応車両調整法人へ派遣要請を行い、熊本県上天草市においてムービングハウスを活用した応急仮設住宅（10戸分）を整備した（令和７年10月20日着工、同年11月27日完成）。

【災害対応車両登録制度の概要・災害対応車両に係る登録基準の概要】

【熊本県上天草市に整備されたムービングハウスを活用した応急仮設住宅】

写真：熊本県提供

2－7 防災におけるデジタル技術の活用等

（1）災害時の情報の集約化

災害発生時には、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれ収集している、被害状況や避難者の動向、物資の状況などの情報を共有することが重要である。このため、平成29年度から「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、情報のやりとり等について検討を進めてきた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaijyouhouhub/index.html）

この検討を踏まえ、令和元年度から、災害時情報集約支援チーム（ＩＳＵＴ(アイサット)(Information Support Team)）という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームの運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し、事前にデータで共有する体制が整えられないものも存在する。ＩＳＵＴがそのような情報を収集・整理・地図化し、電子地図を表示するためのサイトである、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）（令和６年４月運用開始）において体系的に整理するとともに、関係機関（行政機関、指定公共機関等）へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる（図表２-７-１）。

これまでＩＳＵＴは、令和元年東日本台風や、令和６年能登半島地震において、道路規制・通行止め状況、避難所状況、福祉施設状況等の情報を共有するなど、ＩＳＵＴサイトによる災害対応機関への情報支援を実施した。なおＩＳＵＴサイトはＳＯＢＯ－ＷＥＢの前身のシステムであり、ＩＳＵＴが令和５年度まで運用をしていた。

また、ＩＳＵＴがより迅速かつ効果的な活動を行うため、令和３年度から地図化などの業務の一部について民間事業者へ委託し、体制強化を図るとともにＳＯＢＯ－ＷＥＢ等の地理空間情報システムの活用に関する研修プログラムなども実施した。

図表2-7-1　新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ-ＷＥＢ）の概要図

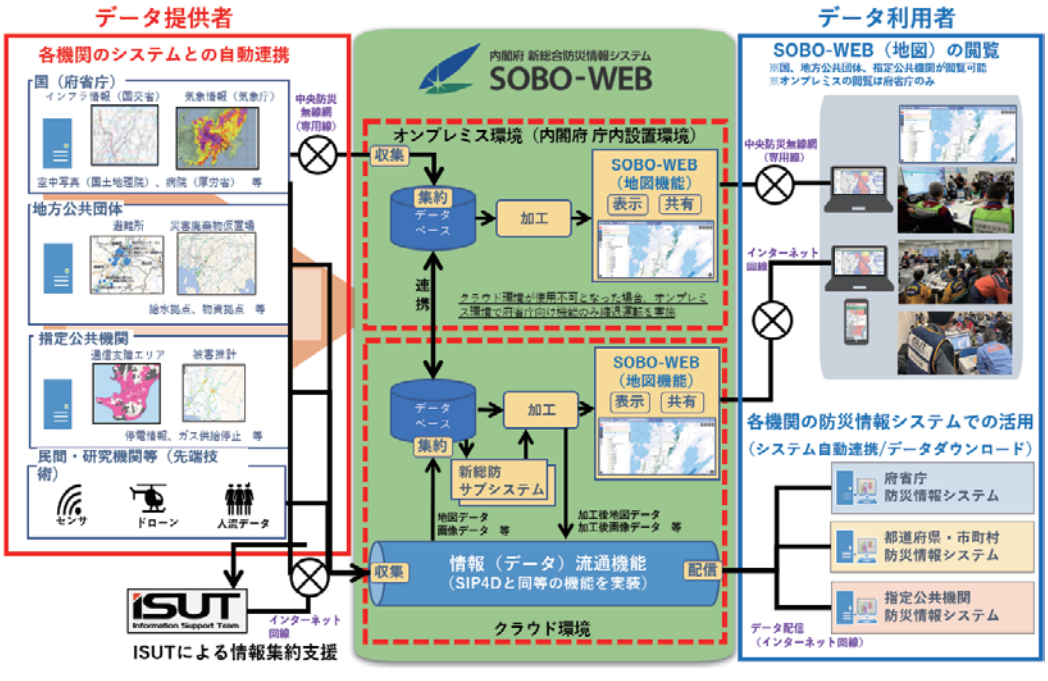

出典：内閣府資料

（2）デジタル・防災技術ワーキンググループでの提言を踏まえた対応

内閣府では、令和３年５月に取りまとめられた「デジタル・防災技術ワーキンググループ」の提言を踏まえ、防災ＤＸを進めるため、以下を中心とした各種取組を推進している。

①　新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の整備

令和６年４月から運用を開始した新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）は、災害情報を地理空間情報として共有し、災害時における災害対応機関の迅速・的確な意思決定の支援を目的としたシステムであるが、更なる情報収集機能等の強化が必要不可欠である本システムにおいては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が研究開発の一環として運用しているＳＩＰ４Ｄ（Shared Information Platform for Disaster Management）の仕組みを踏まえつつ、災害時におけるシステムの冗長性確保等、実用に耐え得るよう実装し、利用対象範囲も中央省庁に加え地方公共団体や指定公共機関まで拡大した。また、情報収集・分析・加工・共有等の機能の実現・強化や他の災害対応機関とシステム連携するため、令和５年度に策定した災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報（災害対応基本共有情報、通称ＥＥＩ：Essential Elements of Information）の細目案を作成し、関係部局との調整を行い、共有すべき情報の具体的な内容である「データ属性」を策定、令和７年６月に公表した。

②　「防災ＩｏＴ」データを活用した災害対応の高度化

災害現場においては、各種カメラや防災ヘリ等による状況確認に加え、ドローン等による空撮なども行われている。これらを含めた各種ＩｏＴによる膨大・多様なデータを、被災自治体を含めた各防災関係機関の間において適切に取得・共有するため、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理に資する調査事業を実施し、検証システムを立ち上げ、その有効性について検証を実施した。令和６年度には、調査事業で得られたニーズを踏まえ、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の映像共有機能としてシステムを構築し、動画・画像の共有が可能となったことで、災害対応機関間で、特に発災初期の被害状況の把握が迅速に行えるようになった。

③　防災分野における個人情報の取扱いの検討

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（いわゆる「2,000個問題」）が、デジタル改革関連法により共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築された。これを契機とし、令和４年３月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催し、令和５年３月に地方公共団体等が災害対応や、平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定した。

本指針は、以下の２点を基本的な方針としている。

ⅰ　発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。

ⅱ　一方で、個人情報の活用においては、「個人情報保護法」や「災害対策基本法」に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（ＤＶ）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

内閣府では、説明会の開催等を通じて当該指針の周知を図っているところであり、引き続き、地方公共団体の防災分野における個人情報の適切な取扱いに向けて取り組む。

（3）クラウド型被災者支援システムの構築

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住民基本台帳データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和３年度から令和４年度にかけて

開発し、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）において参加市町村を募り令和４年度から運用を開始した。

図表2-7-2　クラウド型被災者支援システムの概要

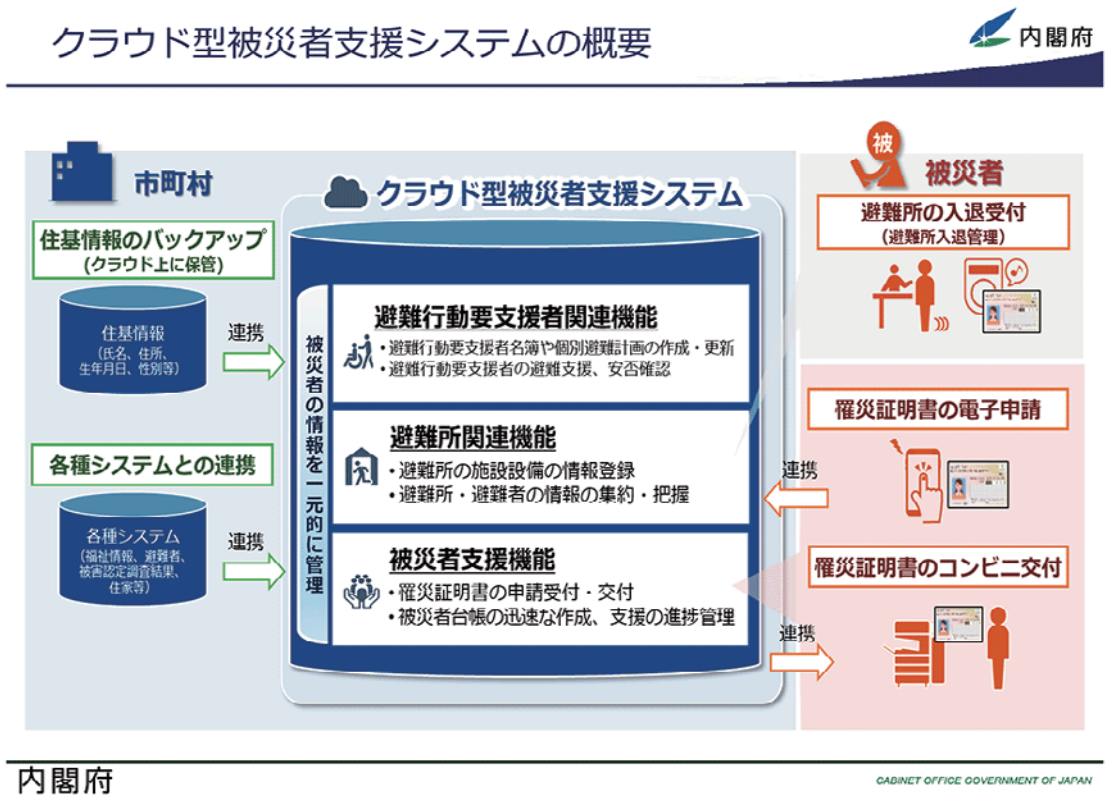

出典：内閣府資料

２－８　自然災害即応・連携チーム会議の開催等

大規模災害発災直後の政府の初動対応及び応急対策を迅速・円滑に行うためには、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、平時から「顔の見える関係」を構築し、適切な役割分担及び相互の連携協力を図ることが重要である。

このため、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。また、これまで平成30年７月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力・水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水・食料・段ボールベッド・パーティション等のプッシュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和２年度から、今後大規模災害が発生した場合には被災者の生活・生業の迅速・円滑な再建支援のために「被災者生活・生業再建支援チーム」を開催することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和６年能登半島地震においては、１月１日に令和６年能登半島地震非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、翌２日に被災者生活・生業再建支援チームを開催し、被災地の生活と生業の再建に向けた検討を行った。

2－9 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

令和３年に議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和３年法律第79号）が成立し、令和６年６月に全面施行された。同法は、災害時等に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を目的とするものであり、陸上医療との役割分担・連携協力や災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有、人員の確保等を基本方針として挙げ、また、内閣に船舶活用医療推進本部を設置すること等を定めている。政府は、令和７年３月、同法に基づき、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定した。また、船舶活用医療を実施するに当たっての手順等を定めた活動要領を策定した。これらを踏まえ、船舶や医療従事者の確保のための協定の締結、船舶内で使用する資器材等の調達・保管、都道府県への説明会の開催による連携強化など、必要な体制整備を行い、令和８年１月から船舶活用医療の運用を開始した。引き続き、船舶活用医療の実効性を高めるため、船舶活用医療提供体制の充実強化に政府一体となって取り組んでいく。

2－10 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策

（1）緩和策と適応策は気候変動対策の車の両輪

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクは更に高まることが予測されている。

2050年ネット・ゼロ実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨等の発生リスクは増加すると予測されていることから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、適応の取組が必要となる（図表 2-10-1）。

図表2-10-1 適応と緩和の関係

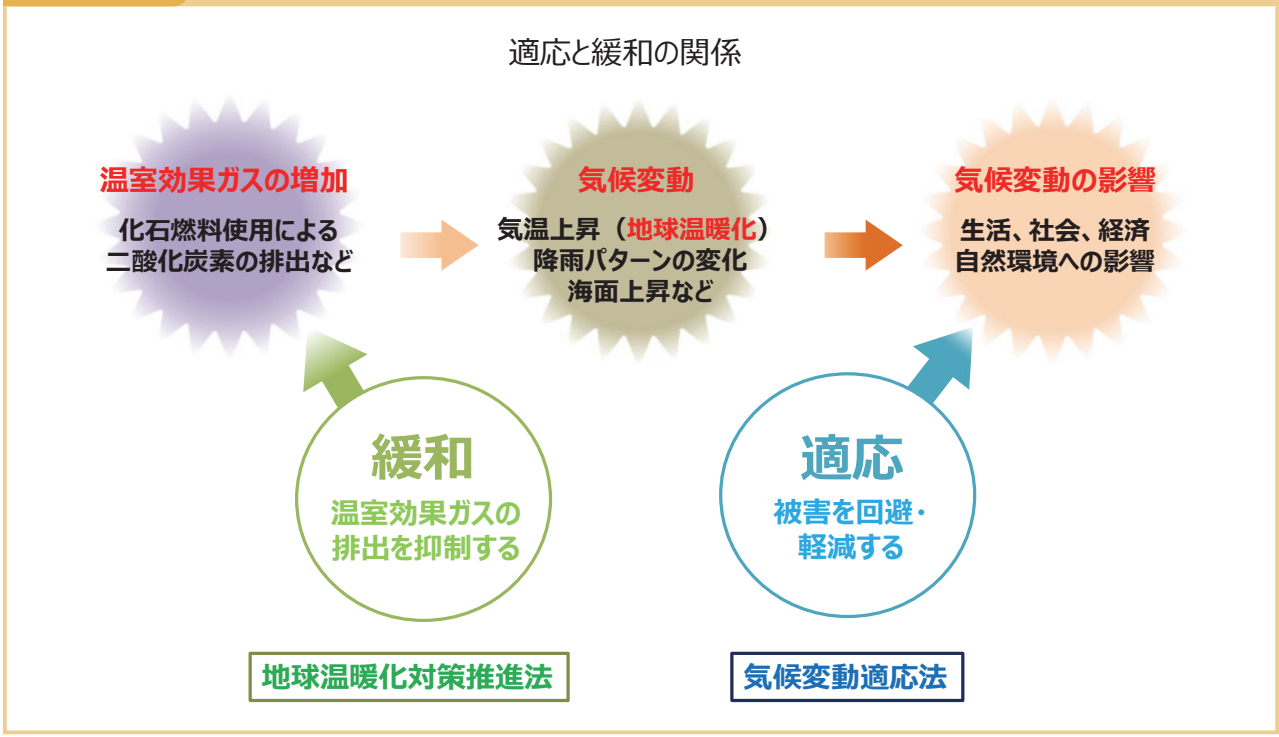

出典：環境省資料

（2）気候変動適応計画の推進

気候変動適応の法的位置付けを明確化し、一層強力に推進していくため、平成30年６月13日に「気候変動適応法」（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）が公布され、同年12月１日に施行された。

令和５年４月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、適応法が改正され、同年５月には「熱中症対策実行計画」の策定及び「気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）の一部変更（「熱中症対策実行計画」の基本的事項の追加）について閣議決定し、令和６年４月に全面施行された。

令和８年２月には、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、「気候変動影響評価報告書」を公表した。

また、同報告書を踏まえ、同月、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」において、適応計画改定に向けた検討を開始した。また、令和６年度に実施した施策のフォローアップを行い、「気候変動適応計画の令和６年度施策フォローアップ報告書」として令和７年11月に公表した。

（参照：https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html）

（3）「気候変動×防災」「適応復興」の取組

環境省及び内閣府は、令和２年６月に気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略である「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」を公表した（図表 2-10-2）。

環境省では、各分野の政策において気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくため、令和３年10月に改定した適応計画でも考え方等を盛り込むとともに、原形復旧にとらわれず土地利用のコントロールを含めた気候変動への適応を進める「適応復興」の取組を促進するための地方公共団体向けの「できることから始める『気候変動×防災』実践マニュアル－地域における気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策のために－」を令和６年３月に公表した。

（参照：https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_01311.html）

図表 2-10-2　「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」概要

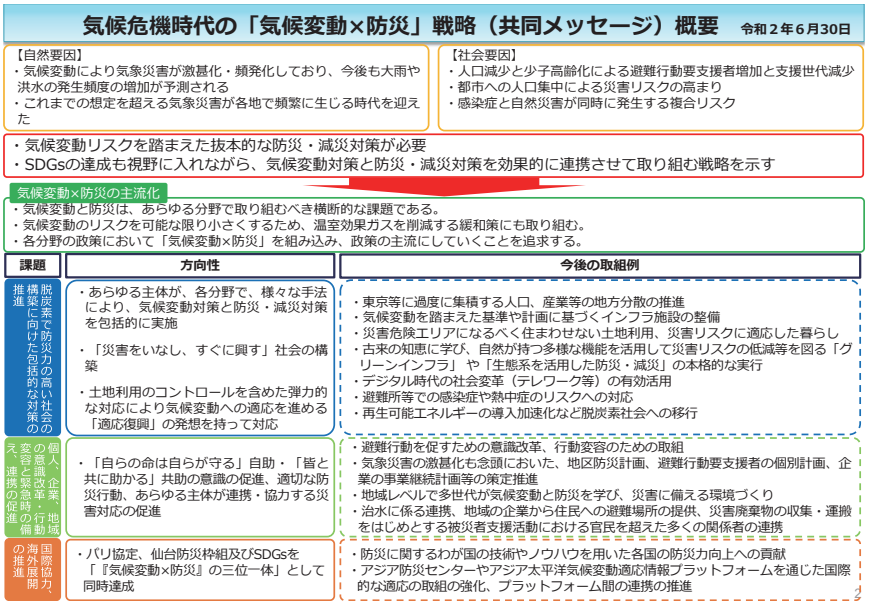

出典：内閣府・環境省資料
（https://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf）

（4）災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策

夏季に自然災害が発生した場合、被災直後のインフラ障害や物資の不足等により、避難生活や片付け作業において熱中症のリスクが高まることが考えられる。このため、環境省、内閣府、消防庁及び厚生労働省が連携し、災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを令和３年３月に作成した（令和５年５月改訂）。令和８年度においても、夏季を迎えるに当たって、４月に地方公共団体への周知等を行った（図表 2-10-3）。

図表2-10-3　災害時の熱中症予防リーフレット

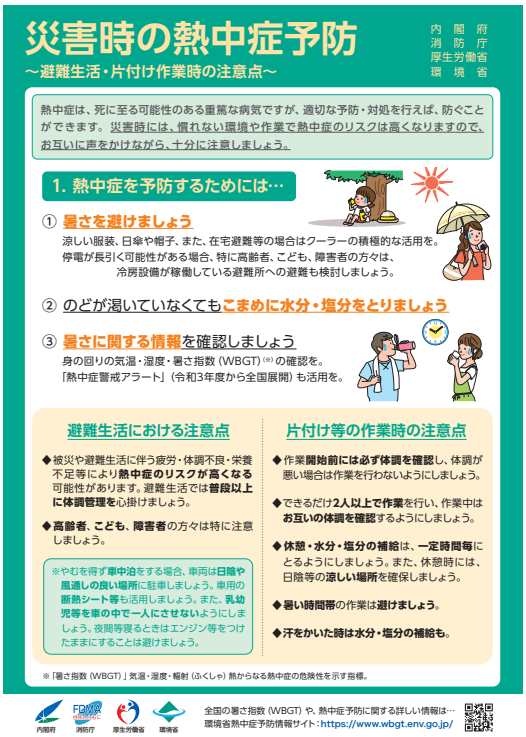

出典：環境省ホームページ
（https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf）

2－11　事前防災対策総合推進費による防災庁機能強化に向けた取組の推進

防災庁の設置を見据えて、内閣府防災担当の災害対応の司令塔機能を強化する観点から、各省庁等が実施する事前防災に資する取組を支援する事業を、令和７年度から開始した（図表 2-11-1）。

事前防災に関する防災分野の技術開発・社会実装を促進する調査研究や関係省庁、地方公共団体等が連携して実施する取組などを対象とし、令和７年度においては、計34件（17億円）を採択した。

図表2-11-1 事前防災対策総合推進費の概要

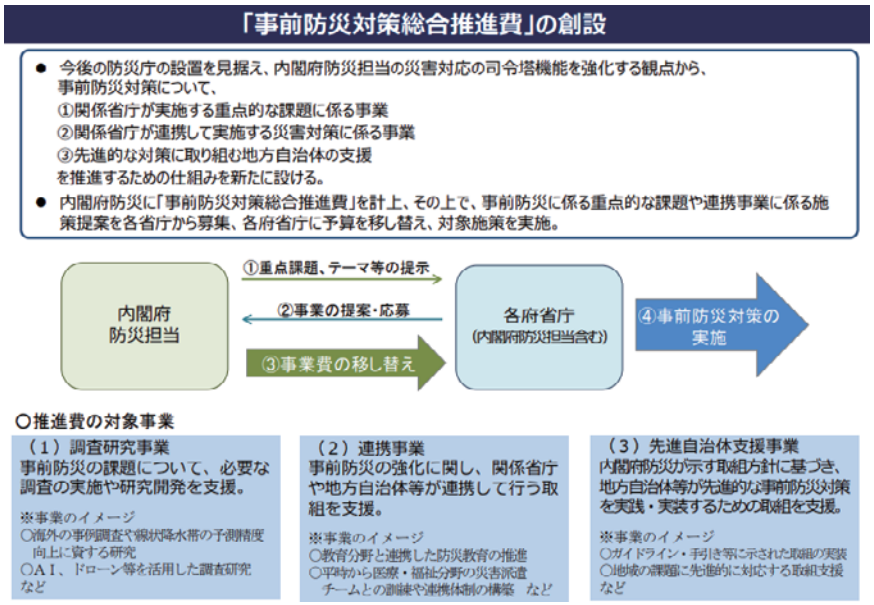

出典：内閣府資料
（参照：https://www.bousai.go.jp/taisaku/suishinhi/index.html）

2－12 防災庁の設置に向けた検討

世界有数の災害発生国である我が国において、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震及び富士山噴火など国難級の災害が切迫するなか、人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務である。そういった国難級の災害に対しても、死傷者や避難者を大幅に低減させ、必要な国家・社会機能を維持するためには、これまでの災害対応や復旧・復興で培った知見や経験を踏まえ、政府の防災体制を抜本的に強化するとともに、災害対応に関する人的・物的リソースに限りがあることを念頭に、平時から事前防災を徹底し、社会全体で災害対応力を高め、最大限、効果的かつ効率的な対応をとることが必要であることから、令和６年11月に内閣官房に防災庁設置準備室が発足し、防災庁設置に向けた検討に本格着手した。

令和７年１月30日には、防災関係の専門家20名で構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について意見を聴取し、令和７年６月４日に取りまとめ報告書を公表した。

これを踏まえ、令和８年中に設置を目指す防災庁の必要性や機能、果たすべき役割、組織体制の在り方などが盛り込まれた「防災立国の推進に向けた基本方針」を令和７年12月26日に閣議決定した。本基本方針を踏まえ、防災庁は、我が国の防災全体を俯瞰的にとらえ、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として、内閣府防災担当を発展的に改組し、予算や人員を従前より拡充した上で、内閣直下で尊重義務を伴う各府省への勧告権等を有する防災大臣を配置することで、関係機関が担う防災対策を強力に推進することとしている。

また、防災庁の地方機関については、当面、発生が切迫している「千島海溝地震、日本海溝地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進や、発災時の迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、防災庁の地方機関の設置に向けた具体的な検討を行うこととしている。

今後、防災庁の業務遂行に必要となる所要の準備を行い、令和８年中に防災庁の設置を目指す。

そして、防災庁を中核とし、国、地方自治体、民間企業、業界団体、大学・研究機関、地域、ＮＰ

O・NGO、ボランティアそして国民一人一人を含む多様な主体の総力を結集し、共に考え、共に備え、共に守り、共に未来を築いていくことで、「皆で共に創る防災立国」の実現を目指す。

【コラム】
社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応

昨今、国内外において、サイバー攻撃やシステム障害等による電力、通信、交通等の主要インフラ障害事案が発生している。こうした主要インフラ障害が大規模かつ複合的に発生した場合には、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与える可能性がある。そこで、国及び地方公共団体、更には主要インフラ事業者においては、自然災害等への対応と併せて、社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応についても平時から準備を進めておくことが重要である。

このような問題意識に基づき、令和７年２月に内閣官房、内閣府等の危機管理・災害対応府省や主要インフラ所管省庁等が構成員となって大規模インフラ障害への対応の基本的考え方について検討を行い、令和７年７月に検討結果を取りまとめて公表した。

大規模インフラ障害は、自然災害や事故災害とは異なる性格を持つと言えるものの、その発生している被害に着目すると、住民の避難の必要性などの社会的影響が生じ得るという意味において、自然災害や事故災害と同様の対応が必要であると評価することができる。したがって、取りまとめでは、大規模インフラ障害が一定期間以上継続することが見込まれる場合、「災害対策基本法」上の大規模な事故により生ずる被害に該当するため、「災害」として取り扱い、「災害対策基本法」等の関係法令に基づく対応を実施することを示した。

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/basic_concept.pdf）

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/guidance.pdf）

令和７年12月18日には、内閣官房・東京都の共催により、机上演習を実施した。演習では、首都圏で自然災害に起因しない大規模停電が発生したとの想定で、付随して生じ得る様々な被害やそれに対する必要な対応等について、政府・自治体・インフラ事業者等で整理・共有し、連携強化を図った。

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/ttx.pdf）

今後とも、大規模インフラ障害が発生した際に適切な対応がとれるよう、検討を進めていく。

小野田経済安全保障担当大臣・小池東京都知事による主催者挨拶

机上演習の議論の様子

第３節　発生が危惧される災害種別ごとの対策

３－１　地震・津波災害対策

内閣府では、中央防災会議が対象としている大規模地震について、最大クラスの地震動・津波の推定及びその被害想定の算出や教訓等も踏まえながら、対策の充実に向けた調査・検討を行っている。また、大規模地震防災対策推進検討会において、大規模地震における防災対応に関して発生する諸課題について検討を行っている。令和７年度は、各地震について以下のような検討を行った。

（１）千島海溝地震、日本海溝地震対策の検討

択捉島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て、房総半島の東方沖までの千島海溝・日本海溝沿いで発生する巨大地震の防災対策については、令和２年４月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和３年12月には最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和４年３月には被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）の下、同年９月には、同地震に係る地震防災対策を推進すべき地域等の指定を行うとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を変更した。

また、千島海溝・日本海溝沿いでは、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した後、続いて発生する大規模な地震（後発地震）の事例なども確認されていることから、後発地震への備えとして、令和４年11月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表するとともに、同年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。なお、令和７年12月の青森県東方沖地震に伴い初めて北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された（参考「【コラム】12月８日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表」（p.51））。

令和５年５月には、実際に発災した場合に備えて、警察・消防・自衛隊の救助部隊の活動拠点等をあらかじめ明確にし、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件も踏まえながら、速やかに救助活動等を実施できるようタイムラインを明示した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を作成した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、北海道・三陸沖後発地震注意情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、防災対策を引き続き推進していく。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html）

（２）首都直下地震対策の検討

首都直下地震の防災対策については、平成26年３月に作成、平成27年３月に変更（平成27年から10年間の減災目標、施策の具体目標を設定）した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（「首都直下地震対策特別措置法」第４条第１項に規定する「緊急対策推進基本計画」をいう。以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきた。基本計画における減災目標等の設定から10年が経過することから、令和５年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」（以下本項において「ワーキンググループ」という。）を設置した。ワーキンググループでは、東京圏を取り巻く状況の変化（将来の変化を含む。）や、状況の変化が首都直下地震後の社会に及ぼす影響について検討を行うとともに、これまでの防災対策の進捗状況や、平成28年熊本地震や令和６年能登半島地震の教訓等も踏まえ、新たな被害想定（被害規模や被害様相）について検討してきた。なお、被害想定の検討は、首都直下で起こる様々な地震の震度分布や津波高、これらハザードによる直接的・間接的な被害

量の推計手法について、最新の科学的知見を踏まえて検討された「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」（以下本項において「モデル等検討会」という。）の報告書に基づいている。

そして、このワーキンググループでは、モデル等検討会による「東京圏及びその周辺地域で発生する地震」の検討結果に基づき、「地震・津波対策の対象とする地震」として、首都中枢機能への影響や人的・物的被害が甚大となる「都心南部直下地震」に加え、津波を伴う海溝型地震としては「大正関東地震タイプの地震」を被害想定の対象として選定し、新たな首都直下地震対策の基本的な考え方等について取りまとめた。このワーキンググループの報告書を受け、令和８年６月12日に基本計画が変更された。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html）

また、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、ガイドラインを策定して（平成27年３月策定、令和６年７月改定）、原則３日間の一斉帰宅抑制を基本原則とする対策に取り組んできたところである。令和７年７月に発生した「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」等を受け、令和８年１月にガイドラインを改定し、遠地津波が発生した場合など様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方を追加した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html）

（3）南海トラフ地震対策の検討

南海トラフ地震の防災対策については、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）の下、平成26年３月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を作成してから10年を迎えることから、令和５年４月に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和７年３月には、最大クラスの地震・津波等による人的・物的・経済的被害想定結果及び被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、令和７年７月には、１都２府27県723市町村を南海トラフ地震防災対策推進地域として指定するとともに、基本計画を変更した。

今般の基本計画の変更においては、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点化して、205項目の具体目標等を設定した。南海トラフ地震については、災害が超広域かつ多分野にわたるとともに、災害に充てる人的・物的資源が限定されるという非常に厳しい状況となることを踏まえ、行政のみならず、企業、地域及び個人が巨大地震・津波が発生した際に起こり得る事象を冷静に受け止め、正しく理解するとともに、当事者意識を持って南海トラフ地震対策に主体的に取り組むことが必要である。

また、南海トラフ沿いでは、時間差をおいて大規模地震が発生した事例が知られており、大規模地震等の発生を受け、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることを知らせる「南海トラフ地震臨時情報」が運用されている。令和６年８月の日向灘の地震に伴い初めて発表となった「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に伴う各地の防災対応のうち他の地方公共団体や事業者等にも参考になると考えられる事例を収集・整理し、令和７年６月に「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集」として公表した。また、同年８月には、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を改訂した。このほか、南海トラフ地震臨時情報の制度や防災対応の理解促進のため、令和８年３月にｅラーニングを公開した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、南海トラフ地震臨時情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、南海トラフ地震対策を引き続き推進していく。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html）

（4）中部圏・近畿圏直下地震対策の検討

過去の地震事例によると、西日本においては、活断層の地震により甚大な被害がもたらされた事例や、南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例があり、府県を越えて市街地が広がっている中部圏・近畿圏で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広域にわたると想定される。

この中部圏・近畿圏直下地震については、平成16年から平成20年にかけて、中央防災会議の下、被害想定や防災対策の検討・取りまとめが行われたが、その後に発生した平成23年の東日本大震災の教訓や最新の知見を踏まえ、見直しを行う必要がある。

このため、令和４年11月に地震学や地震工学等の有識者で構成される「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」を内閣府で開催し、現時点の最新の科学的知見を踏まえ、従来の中部圏・近畿圏直下地震モデルを見直し、あらゆる可能性を考慮した新たな地震モデルを構築するための検討を進めている。本検討会で、中部圏・近畿圏直下地震が発生した場合に想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行う予定である。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/index.html）

3－2 風水害・土砂災害対策

首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

地球温暖化に伴い、勢力がより強い台風の割合が増えること等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（図表３-２-１）。

このことから、平成28年６月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年３月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/）

図表3-2-1 三大都市圏のゼロメートル地帯

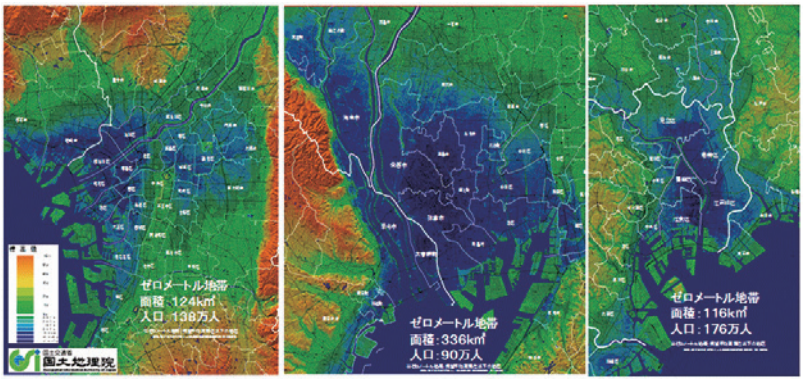

出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

同報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、平成30年６月に東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和３年度までに７回開催し、令和４年３月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html）

令和４年６月には、東京都と共同で、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図ることを目的として設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を令和６年度までに７回開催し、令和７年３月に「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を作成した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/kouikihinan.html）

3－3 火山災害対策

我が国は、111の活火山を抱える世界有数の火山国である。火山は、私たちの生活に恵みを与えてくれる一方で、噴火に伴って発生する火砕流や大きな噴石等の現象は、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険の高い災害をもたらすおそれがある。

平成26年の御嶽山噴火では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生したことから、火山活動の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、そのためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が必要不可欠であることなど、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。この災害の教訓等を踏まえ、平成27年に「活動火山対策特別措置法」が改正され、火山地域の住民だけでなく登山者の安全確保についても明記されるとともに、警戒避難体制の整備などのソフト対策の充実も図られ、これまで講じられてきたハード対策と合わせて、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。本改正によって、火山災害警戒地域に指定された地方公共団体（令和７年度現在、23都道県179市町村）が、火山地域の関係機関等で構成される「火山防災協議会」において検討された「火山単位の統一的な避難計画」に基づき、警戒避難体制の整備に関する具体的かつ詳細な事項を地域防災計画に定めること、集客施設など不特定多数の利用者がいる施設や要配慮者が利用する施設等のうち、市町村が指定する施設（避難促進施設）の所有者等に対して、施設利用者の円滑な避難を確保するため、「避難確保計画」の作成や計画に基づく訓練の実施等を義務付けることなどが規定された（図表３-３-１）。

令和５年には、近年の国内火山をめぐる状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、同法が再度改正された。これにより、市町村が火山防災協議会の助言も得ながら、避難確保計画の作成等に必要な情報の提供や助言、その他の援助ができるようになったほか、地方公共団体が登山届を始めとする登山者等の情報提供を容易にするために配慮することや、国や地方公共団体が火山に関する専門人材の育成や継続的な確保に努めることなどについて、規定が強化された。また、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、文部科学省に特別な機関として「火山調査研究推進本部」を設置すること、さらに、明治44年に日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった８月26日を「火山防災の日」とし、「火山防災の日」には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることも新たに規定された。

このように、活動火山対策を推進するための措置は着実に講じられてきているものの、実際に噴火を経験したことのある職員は限られており、また、火山ごとに想定される噴火の規模や地域の特性な

図表3-3-1　火山防災協議会の構成員と協議事項

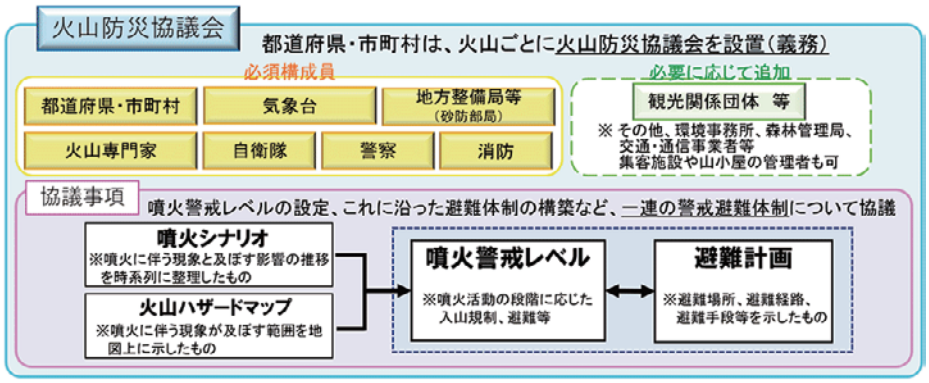

出典：内閣府資料

どには様々な違いがあることから、各種計画の検討等に課題を抱える地方公共団体等も少なくない。このため、内閣府では、計画検討の具体の手順や留意事項などについて取りまとめた手引きの作成や、地方公共団体等と協働検討することで得られた知見や成果を反映した手引きの改定や取組事例集の作成を行うとともに、地方公共団体等で火山防災の主導的な役割を担った経験のある実務者を「火山防災エキスパート」として火山地域に派遣するなど、全国の火山防災対策の推進に取り組んでいる。加えて、国や地方公共団体の担当者等が火山防災に係る専門的な知識を身に付けることを目的に「火山防災研修」を開催している。

浅間火山観測所
出典：気象庁

また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和２年に取りまとめた大規模噴火時における降灰の影響や対策の基本的な考え方等を踏まえ、令和６年度には「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和７年３月に取りまとめた。このガイドラインを基に、内閣府と東京都が連携して「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を令和８年３月より開催し、関係機関が連携して具体的な広域降灰対策を推進するための協議を行っている。

３－４　雪害対策

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされる。そのため、屋根の雪下ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。令和７年度においても、大雪等が予想される場合には、関係省庁災害警戒会議を開催するなど、警戒体制に万全を期するとともに、実際に大雪となった場合には、被害状況等を踏まえ、政府一体となって災害応急対策に当たった。

また、過去の雪害事例を踏まえ、降雪による被災経験が少ない市町村であっても迅速かつ的確に降雪対応を実施できるよう、内閣府では、平成31年１月に「市町村のための降雪対応の手引き」（令和７年11月改訂）を作成し、その後も最新の取組等を反映させ、各地方公共団体へ周知を行っている。

さらに、豪雪地帯においては、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）及び同法に基づき策定する豪雪地帯対策基本計画により、雪害の防除を始めとした総合的な豪雪地帯対策を実施している。国土交通省では令和７年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、安全な地域

づくりの将来構想の設定及びその実現のための地域のルールや取組を定める地域安全克雪方針の策定、同方針策定に向けた除排雪時の安全対策に係る試行的な取組（地域の除排雪体制の整備、安全講習会の開催、命綱固定アンカーの普及活動、除排雪の自動化・省力化に関する技術の開発導入等）並びに同方針に位置付けた地域の除排雪体制の定着に向けた実装化の取組を行う地方公共団体への支援を行っている。

第４節　国際防災協力

４－１　国連などの国際機関を通じた防災協力

我が国は、災害の経験・知識や防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、平成27年３月に第３回国連防災世界会議を宮城県仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力を積極的に推進している。

（１）国連防災機関（ＵＮＤＲＲ）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（ＵＮＤＲＲ：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の活動を支援するため、令和７年度は内閣府及び外務省が合わせて約400万ドル（約６億100万円）を拠出している。

令和６年10月、アジア太平洋各国が防災の取組について定期的に情報共有・議論を行う「アジア太平洋防災閣僚級会議（ＡＰＭＣＤＲＲ：The Asia-Pacific Ministerial Conference on Disaster Risk Reduction）」の第10回会議が、フィリピン・マニラ市において開催された。本会議には、日本からは原内閣府審議官（当時）が出席し、仙台防災枠組の更なる推進に向けた、災害対応体制の強化や減災のためのインフラ整備等の防災投資といった重点的取組について発信した。また、併催されたパートナーイベント及びブース展示において、地震対策を始めとした日本の防災技術に関する紹介を行った。

さらに、関連して、令和７年５月、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）がスイス連邦ジュネーブ市を訪問し、カマル・キショー国連事務総長特別代表（防災担当）と会談を実施。当会談において、第11回となる次回のアジア太平洋防災閣僚級会議を、日本の仙台市で開催することで合意した。

令和７年６月、各国が防災分野における取組について情報共有及び意見交換を行う、「防災グローバルプラットフォーム会合（ＧＰＤＲＲ：Global Platform for Disaster Risk Reduction）」の第

「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」の様子

８回会合が、スイス連邦ジュネーブ市において開催された。本会合には、我が国から原内閣府審議官（当時）が出席し、政府による災害対策に係る事前投資のための安定的な資金確保及び復興の事前準備の重要性について発信した。くわえて、併催されたパートナーイベント等において登壇し、我が国における防災関連施策及び取組状況について情報共有を行った。

このほか、「世界津波の日」高校生サミットや世界津波博物館会議の開催を含め、平成27年に国連総会において日本が採択を主導した「世界津波の日（11月５日）」の普及啓発を行い、世界各国における「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を推進した。

（2）国際復興支援プラットフォーム（ＩＲＰ）

国際復興支援プラットフォーム（ＩＲＰ：International Recovery Platform）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第２回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワーク及び同枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年５月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、ＩＲＰは「より良い復興（Build Back Better）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、ＩＲＰの活動を支援している。

阪神・淡路大震災から30年の節目となる令和７年においては、例年１月に開催している「国際復興フォーラム2025」に加え、同年９月に「国際復興スペシャルフォーラム2025」を兵庫県神戸市において開催した。本スペシャルフォーラムは、強靱な復興の実現に向け、各国及び関係機関における政策的取組の促進を目的として、国際復興支援プラットフォーム（ＩＲＰ）等の主催により開催されたものであり、国内外25か国から、政策決定者、政府関係者、国際機関関係者、民間セクター等が参加した（オンライン参加を含む。）。フォーラムでは、鳩山内閣府副大臣（防災担当）（当時）による開会挨拶（ビデオメッセージ）が行われたほか、復興に備えるための体制整備（復興レディネス）、復興ガバナンスの強化、予測可能かつ包括的な復興資金の確保、能力開発及び民間セクターとの連携等を主要な論点として、各国及び各機関における取組事例や課題について情報共有及び政策対話が行われた。

「国際復興フォーラム2025」の様子

「国際復興スペシャルフォーラム2025」の様子
（鳩山内閣府副大臣（当時）によるビデオメッセージ）

（3）アジア防災センター（ＡＤＲＣ）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ＡＤＲＣ：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和８年３月現在、アジアの33か国が加盟している。ＡＤＲＣは、防災情報の共有、加盟国の人材育成及び地域コミュニティの防災力向上の三つを柱として、仙台防災枠組のアジアでの推進を主導している。人材育成の一環としては、加盟国から客員研究員を招へいしており（令和８年３月現在で累計144名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供並びに災害発生時の衛星データを利用した災害情

報の活用推進といった活動も行っている。

内閣府はＡＤＲＣと連携し、「アジア防災会議（ＡＣＤＲ：Asian Conference on Disaster Reduction）」を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第21回アジア防災会議は、「共に強靱な社会を築く：巨大災害に備えた持続可能な未来へ」をテーマとして、令和７年12月17日から19日までの３日間、東京都において開催された。加盟国（33か国中18か国）を始め、国際機関、地域機関、民間セクター、学術・研究機関の代表など、現地参加131名、オンライン参加82名の合計213名が参加した。会議では、あかま内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶が行われたほか、仙台防災枠組の実施状況及び課題の確認を行うとともに、先端技術の活用や民間セクターとの連携等について、情報共有及び意見交換が行われた。

アジア防災会議の様子

４－２ 二国間等防災協力

内閣府は国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

（１）日ＡＳＥＡＮ防災閣僚級会合の開催を通じたＡＳＥＡＮとの連携

「日ＡＳＥＡＮ防災閣僚級会合」は日本とＡＳＥＡＮ間の防災協力を一層強化するため、日本政府（内閣府）とＡＳＥＡＮ加盟10か国の防災担当部局により、令和３年10月に発足した。

令和７年10月16日に「第５回日ＡＳＥＡＮ防災閣僚級会合」がカンボジア王国プノンペンにおいて開催され、鎌原内閣審議官（防災担当）が共同議長として出席した。同会合においては、令和４年に策定された「日ＡＳＥＡＮ防災行動計画2021－2025」の進捗状況を確認するとともに、次期の「日ＡＳＥＡＮ防災行動計画2026－2030」の策定方針について検討が行われた。あわせて、日本政府として、今後の日ＡＳＥＡＮ防災協力に係る取組の展望を共有した。

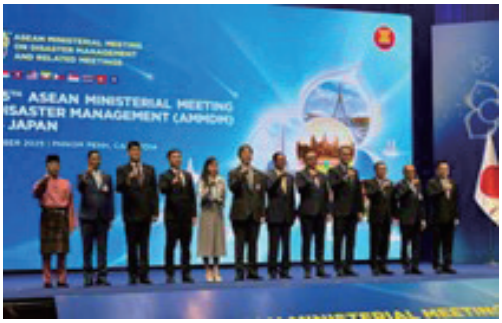

日ＡＳＥＡＮ防災閣僚級会合の様子

（2）Ｇ20防災作業部会を通じたＧ20各国との連携

令和５年にＧ20議長国インドにより、Ｇ20防災作業部会の設置が提起され、防災を取り巻く課題について国際社会が取り組むべき方針を取りまとめた議長声明が発表された。また、同作業部会において、今後のアジェンダ及び作成すべき成果物等について確認が行われた。「Ｇ20防災閣僚級会合」は、Ｇ20防災閣僚宣言の合意形成及びその発表を目的として、令和６年にＧ20議長国ブラジルにより初めて提起されたものであり、令和７年には南アフリカ共和国ケープタウンにおいて開催され、Ｇ20防災閣僚宣言が発表された。さらに、Ｇ20南アフリカ・サミット首脳宣言においても、防災の重要性及び国際社会による取組を推進する必要性が確認された。

（3）内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（ＦＥＭＡ）との連携

米国連邦緊急事態管理庁（ＦＥＭＡ：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、国際会議やウェブ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。

（4）日韓防災会議の開催を通じた日韓の連携

平成10年10月の日韓首脳会談の際に取り交わされた「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」に基づき、平成11年から毎年持ち回りで日韓防災会議を開催している。令和８年の会議は、１月８日に大韓民国済州（チェジュ）島において開催された。同会議には、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が出席し、日本からは、大規模地震対策や防災庁設置に向けた基本的方向性等について説明を行った。一方、韓国からは、災害及び安全管理におけるドローンの利活用や、災害時におけるシェルター運営等の取組について紹介があった。また、同日には、済州島に所在するドローン管制センター及びドローン演習場等の視察を行った。

日韓防災会議の様子

（5）防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（ＪＩＰＡＤ）の活動

「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（ＪＩＰＡＤ：Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction)」は、我が国が強みを有する防災技術やノウハウを、官民が一体となり積極的に海外展開していくことを目的に令和元年に設立されたものであり、令和８年３月時点で215企業・団体が会員となっている。

ＪＩＰＡＤでは、我が国の防災政策・技術・ノウハウを一体的に紹介するとともに、官民ネットワークを構築し、防災協力関係を強化する官民防災セミナー等を開催している。

令和６年10月には「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」のパートナーイベントとして、フィリピン・マニラ市にて、ＵＮＤＲＲや独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ：Japan International Cooperation Agency）と連携し官民防災セミナーを開催した。同セミナーでは、地震計規格や耐震化といった大地震への備えをテーマとし、日本企業２社を含む民間企業が自社の防災技術や防災の

取組を紹介した。パネルディスカッションでは、内閣府、国内外の民間企業や非営利団体等により、災害対策における官民それぞれの役割や取組実績、多様な主体の連携の重要性等が議論された。また、同会議の会場には、展示ブースエリアが設けられており、内閣府はＪＩＰＡＤ会員企業の協力のもとＪＩＣＡとの共同ブースを出展し、日本の防災技術や知見を紹介する展示を行った。

官民防災セミナー・展示ブースの様子

その他にも、海外から防災行政幹部や担当官が訪日する機会を捉え、令和７年３月にはカリブの防災関連機関を対象に、官民防災セミナーを開催した。内閣府から日本の災害対策の知見を紹介するとともに、ＪＩＰＡＤ会員企業がプレゼンテーションを行い、その後参加者との意見交換を実施した。

第５節　国土強靱化の推進のための取組

５－１　国土強靱化基本計画に基づく取組の推進

政府は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、人命の最大限の保護、国家・社会の重要機能の維持等の基本方針等を踏まえ、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月28日閣議決定。以下本節において「基本計画」という。）を、基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めている。

基本計画では、国土強靱化政策の展開方向として、（１）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、（３）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、（４）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、（５）地域における防災力の一層の強化、の五つの柱が位置付けられている（図表５-１-１）。

政府は、基本計画に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進することとしている。

また、政府は、基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、「第１次国土強靱化実施中期計画」（以下本節において「実施中期計画」という。）を令和７年６月６日に閣議決定した。実施中期計画では、基本計画で定めた国土強靱化政策の展開方向に沿って、実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めている。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めていく。

図表5-1-1 新たな国土強靱化基本計画の概要

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）

5－2 国土強靱化年次計画の策定

政府は、「国土強靱化年次計画2025」（以下本節において「年次計画2025」という。）を令和７年６月６日に決定（国土強靱化推進本部決定）した。

年次計画2025では、当該年度に実施すべき主要施策や推進方針を明示するとともに、施策の進捗状況の把握・管理やそれらを踏まえた施策の改善などのＰＤＣＡサイクルの充実のため、定量的な指標による施策の進捗状況の把握・管理を行っている。また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定。以下本節において「５か年加速化対策」という。）については施策別に評価シートを作成して重点的に進捗管理を行っており、その進捗状況については、当初の全体の事業規模である15兆円程度に対して、年次計画2025の決定時点までに約15.6兆円が確保されるとともに、目標達成の見通しについても、全対策の９割以上が「達成の見込み」あるいは「課題対応次第で達成可能」とされているなど、着実な進捗が確認された。さらに、評価シートでは、全ての５か年加速化対策について効果発揮事例等を取りまとめており、自然災害による被害を防止・軽減する効果が確実に発揮されていることも確認された。

関係府省庁は、年次計画2025に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、５か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を実施した（図表５-２-１）。

図表5-2-1　国土強靱化年次計画2025の概要（令和７年６月）

国土強靱化年次計画2025（概要）

はじめに

第１章　2025年度（令和7年度）の国土強靱化の取組について

1　国土強靱化年次計画2025の策定及びこれに基づく施策の推進

（1）年次計画策定の趣旨

（2）施策グループ推進のための施策の充実・強化

1）国土強靱化政策の展開方向
①防災インフラの整備、②ライフラインの強靱化、
③デジタル等新技術の活用、④官民連携強化、⑤地域防災力の強化

2）5か年加速化対策の推進
・最終的に、**累計 約15．6兆円を確保**

3）地域の強靱化の推進
①地域計画の充実と実効性向上
・全都道府県及び**全国の99%の市区町村で地域計画を策定**
・「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を作成・公表
②地域の強靱化の促進

4）官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化
・国土強靱化に関する内閣総理大臣賞の活用

5）世界の強靱化の主導等国際貢献の推進

（3）指標の充実によるPDCAサイクルの強化
・**「評価の在り方」**や**「5か年加速化対策等の評価」**を踏まえ補足指標を設定、**KPIと一体で評価**

（4）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進
1)「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進
2)リスクコミュニケーション

2　基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

3　大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

4　5か年加速化対策等の評価と実施中期計画の策定
・5か年加速化対策については、着実な予算執行を図るとともに、「評価の在り方」を踏まえ、年次計画2024に引き続き、施策別評価シートを作成・公表するなど、フォローアップを実施。
・**施策別評価シートによる評価、施策間連携の観点からの評価**を踏まえ、**実施中期計画を策定し、更なる取組を推進**。
・5か年加速化対策、今後策定される実施中期計画の実施状況については、引き続き年次計画としてフォローアップを実施。

第２章　各施策グループの推進方針等
1　概要
2　35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策

事前に備えるべき目標		令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1～1-7)	【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化　等
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1～2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化　等
3	必要不可欠な行政機能を確保する (3-1～3-3)	【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化　等
4	経済活動を機能不全に陥らせない (4-1～4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度　等
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1～5-5)	【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策　等
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1～6-6)	【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防火対策　等

国土強靱化年次計画2025（概要）

第３章　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の進捗管理
1　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和7年5月時点の集計】

区　分	事業規模の目途 <閣議決定時>	＜1年目＞ 令和２年度第３次補正等 事業規模	＜1年目＞ うち国費［うち公共］	＜2年目＞ 令和３年度補正等 事業規模	＜2年目＞ うち国費［うち公共］	＜3年目＞ 令和４年度第２次補正等 事業規模	＜3年目＞ うち国費［うち公共］	＜4年目＞ 令和５年度補正等 事業規模	＜4年目＞ うち国費［うち公共］	＜5年目＞ 令和６年度補正等 事業規模	＜5年目＞ うち国費［うち公共］	累　計
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（加速化・深化分）	**おおむね15兆円程度**（うち国費は７兆円台半ば）	**約4.16兆円**	**約1.96兆円［約1.65兆円］**	**約3.02兆円**	**約1.52兆円［約1.25兆円］**	**約2.70兆円**	**約1.53兆円［約1.25兆円］**	**約3.06兆円**	**約1.52兆円［約1.30兆円］**注3	**約2.65兆円**	**約1.45兆円［約1.16兆円］**注4 注5	**事業規模 約15.6兆円（うち国費 約8.0兆円）**
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	約2.16兆円	約1.13兆円	事業規模　約12.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	約0.44兆円	約0.27兆円	事業規模　約2.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模　約0.3兆円

（注１）　事業規模には財政投融資によるものも含まれる。
（注２）　四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
（注３）　５か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,636億円）を含む。
（注４）　５か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,756億円）を含む。
（注５）　金額には含まれていないが、令和６年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）がある。
※ 府省庁別の支出済額等（令和５年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和７年夏を目途に公表予定

2　123対策の進捗状況

（1）KPIに基づく目標達成の見通し
・最新の目標達成の見通しを確認した結果、**9割以上の施策が「目標達成の見込み」または「課題対応次第で達成可能」**の状況。
123対策（161施策）のうち、98施策が「目標達成の見込み（達成済みを含む）」、48施策が「課題対応次第で達成可能」、15施策が5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し

（2）取組事例と効果発現の状況
・度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和６年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**
・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等が課題**

3　今後の課題
気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／**切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震**対策の推進／加速度的に進行する**インフラ老朽化**への対応／**人口減少、少子高齢化**が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／**人材確保**への対応と**革新的技術の活用**　等

4　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策施策別評価シート
・5か年加速化対策123対策（161施策）ごとに、予算の状況、KPI・補足指標の状況、対策推進に当っての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の課題等を整理し、**適切なフォローアップを実施**

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/keikakugaiyou_r070606.pdf）

5－3 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和７年度補正予算においては、５年間でおおむね20兆円強程度の事業規模を目途とする実施中期計画「推進が特に必要となる施策」関連の経費として、国費約1.9兆円を計上した。これらに、その他の国土強靱化関係予算を合わせると、合計約2.5兆円を計上した。

また、令和８年度当初予算においては、国費約5.4兆円の国土強靱化関係予算を計上した。

さらに、民間事業者等が行う国土強靱化の取組を税制面においても促進できるよう、関係省庁と連携し国土強靱化に資する税制の更なる充実を図ってきており、令和８年度の税制改正事項については、拡充２件を含む13項目を取りまとめ、公表した。

5－4 国土強靱化地域計画の内容充実

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。地域の強靱化の推進に当たっての基本的な計画となる「国土強靱化地域計画」（以下本節において「地域計画」という。）は、47都道府県及びほぼ全ての市区町村で策定されているが、今後、強靱化の取組の更なる充実を図るためには、過去に経験した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、地域住民や民間事業者等の地域の様々な主体と計画の検討段階から連携・協働すること等により、実効性の高い地域計画へと内容の充実を図っていくことが重要である。これらを踏まえ、政府においては地域計画の策定や内容充実の際の手引書である「国土強靱化地域計画ガイドライン」（令和８年３月）や、「地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニューリスト」（令和７年５月）を作成し、全国の地方公共団体に提供したほか、国の職員による説明会等の開催や、関係府省庁が所管する交付金・補助金の地域計画に事業箇所や実施時期等が具体的に明記された事業への重点化などにより、地域における強靱化の取組を支援した。

5－5 国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・普及啓発活動の推進

（1）国土強靱化に関する民間の取組促進

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度から事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の「自助」のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（＋共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和８年３月末までに、計351団体（うち「＋共助」は234団体）が認証されている。（認証組織：一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）

そして、国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった団体等に対して、その功績をたたえることにより、オールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的として、「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」として表彰している。第10回から、内閣総理大臣賞及び国土強靱化担当大臣賞を創設し、第11回（表彰式：令和７年４月）においても表彰している（主催：一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）。

また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやＳＮＳで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている（図表５-５-１）。

さらに、国土強靱化に関する個人や地域での活動を広げていくため、一般の方を対象に「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和７年度は計４回開催した。また、令和８年１月に国土強靱

化の普及啓発を図るシンポジウムを徳島県徳島市において開催した。

図表5-5-1　国土強靱化に関する民間の取組促進

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html）

（2）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

令和５年７月に変更された国土強靱化基本計画では、①国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を基本方針として、関係府省庁が連携し、積極的に国土強靱化の広報・普及啓発活動に取り組むこととしている。

その一環として、「もしもから、いつもを守る。」をキャッチフレーズとする国土強靱化ポスター（図表５-５-２）を、官公庁舎や地下鉄等、各所で掲出・配布するとともに、国土強靱化に係る動画を作成した。また、国土強靱化の取組が災害時に効果を発揮した事例等について取りまとめ、情報発信を行った（図表５-５-２及び図表５-５-３）。発信に当たっては、幅広い層へ分かりやすく伝えるため、ホームページ、ＳＮＳ、バナー広告やテレビ番組等の様々な媒体を活用した。

図表5-5-2　国土強靱化ポスター

国土強靱化のポスター　国土強靱化のポスター　国土強靱化の動画

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou.html）

図表5-5-3 防災・減災、国土強靱化の効果発揮事例

菊池川水系合志川の河川改修による氾濫防止

3か年緊急対策 5か年加速化対策 災害時の効果発揮事例 国土強靱化

概　　要：3か年緊急対策、5か年加速化対策などにより、堰改築、河道掘削等を実施。令和7年8月6日からの大雨では、整備を実施した一連区間で河川の水位を低減し、合志川の氾濫等による浸水被害を防止。
対 策 名：1-1 流域治水対策（河川）＜5か年加速化対策＞【国土交通省】

- 実施主体：国土交通省九州地方整備局
- 実施場所：熊本県熊本市、菊池市
- 事業概要：合志川の堰改築、河道掘削（約44万㎥）等
- 事業費：約115億円（H24～R5年度）

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
河川改修事業	堰改築、河道掘削等	約115億円	H24～R5
うち３か年緊急対策	堰改築、河道掘削等	約19億円	H30～R2
うち５か年加速化対策（加速化・深化分）	河道掘削	約1億円	R2～R5

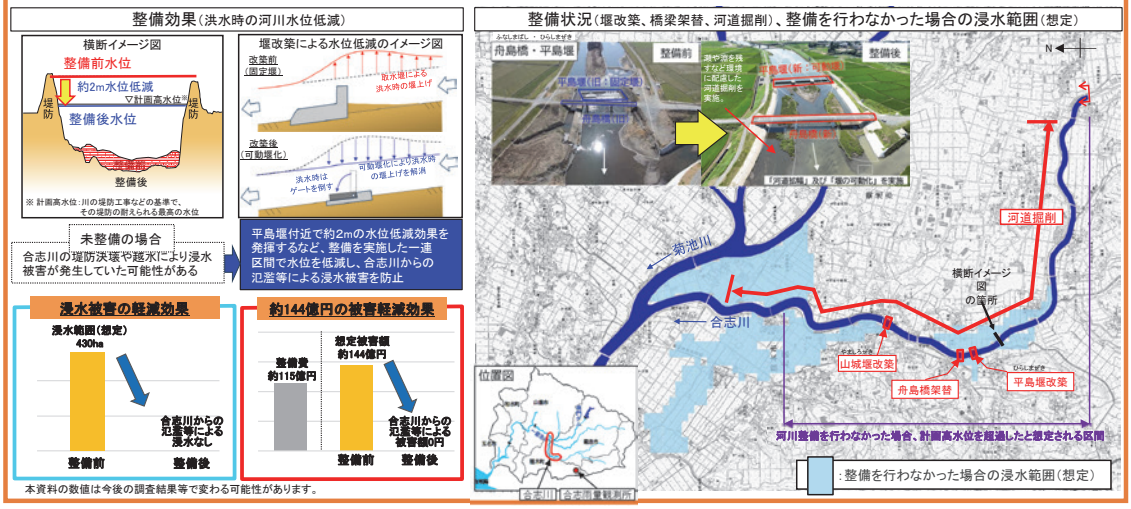

高規格道路の整備により災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築する

5か年加速化対策 災害時の効果発揮事例 国土強靱化

概　　要：高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化や災害に強い道路ネットワークの構築等を目的に茂辺地木古内道路を整備。令和7年8月の豪雨（最大時間雨量50mm）による国道227号通行止め時には、当該道路が代替機能を発揮し、都市間の交通を確保した。
対 策 名：51 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策＜5か年加速化対策＞【国土交通省】

- 実施主体：北海道開発局 函館開発建設部
- 実施場所：北海道北斗市
- 事業概要：函館市と檜山南部地域等を連絡する広域的な道路ネットワークを形成し、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における輸送路の確保等を目的として、函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路（延長16.0km）を整備した。
- 事業費：788億円（令和4年度事業完了）（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）2億円
- 災害の外力、被害と効果：北斗市の国道227号では、令和7年8月豪雨（最大時間雨量50mm）により土砂流入が発生。約40時間に渡って通行止めとなったが、令和4年3月26日に開通した函館・江差自動車道茂辺地木古内道路が迂回路としての代替機能を発揮し、中核都市である函館市と檜山南部の都市（江差町、乙部町、厚沢部町）との交通を確保。

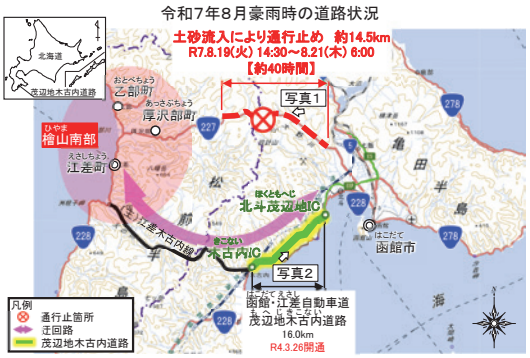

（写真1）国道227号土砂流入状況(R7.8.19)

（写真2）函館・江差自動車道(R7.8.19)

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/koukahakkijirei.html）

第2章 原子力災害に係る施策の取組状況

第1節 原子力防災体制について

1－1 平時の原子力防災体制

原子力災害は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、その対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁及び関係地方公共団体等が参加する各地域の「地域原子力防災協議会」（以下本章において「協議会」という。）において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の「緊急時対応」について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表 1-1-1）。

図表1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制

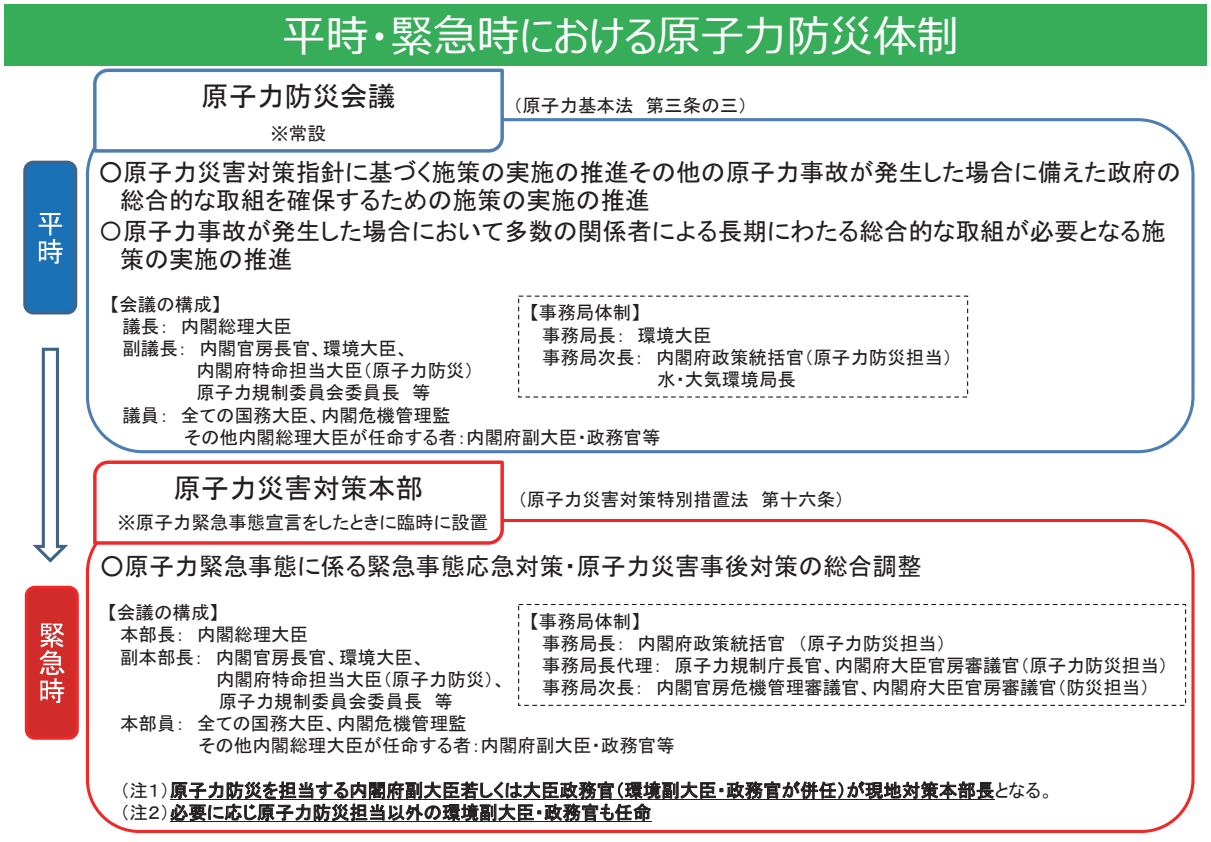

出典：内閣府資料

1－2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出等により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長等を、本部員には全ての国務大臣、内閣危機管理監等を充てている（図表 1-1-1）。

同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

また、複合災害時に関しては、平成27年７月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」又は「非常災害対策本部」（令和３年５月の「災害対策基本法」改正以降は「特定災害対策本部」を含む。）及び原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定及び指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表 1-2-1 及び図表 1-2-2）。

図表1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制

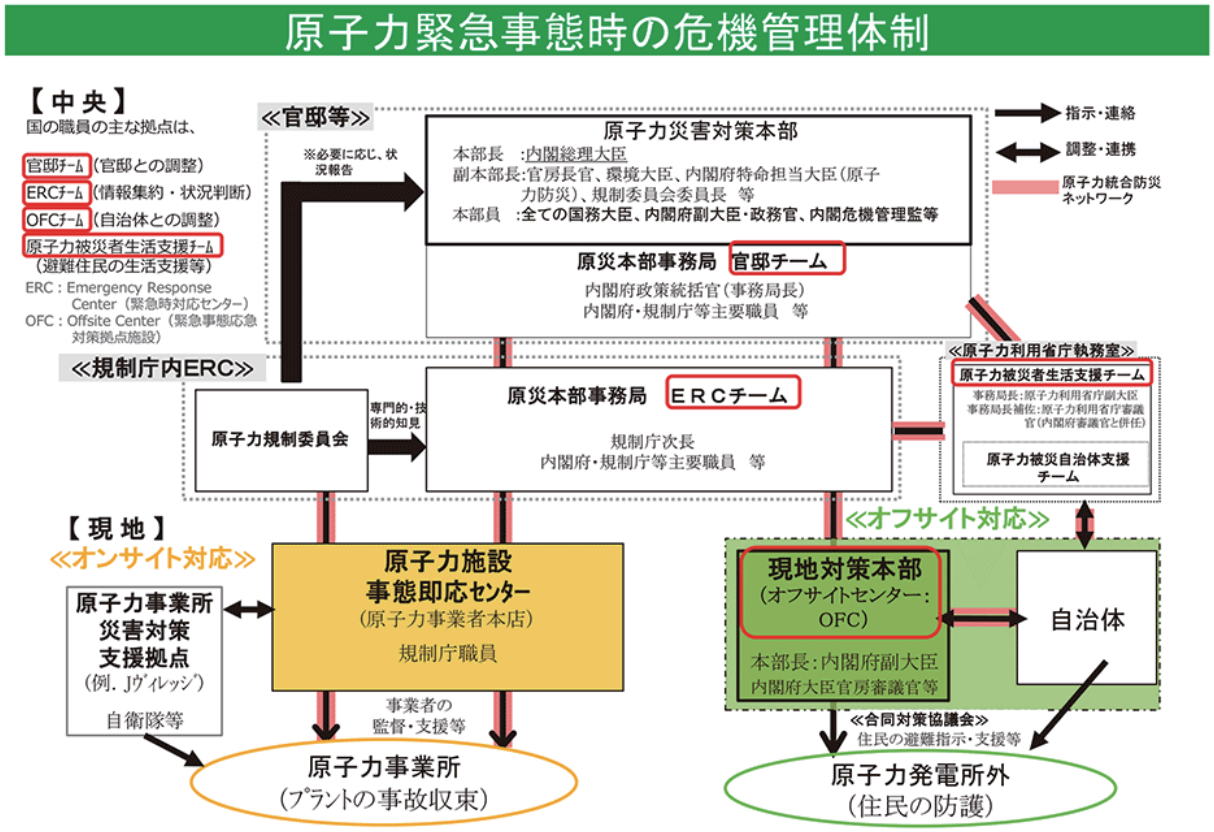

出典：内閣府資料

図表1-2-2　複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）

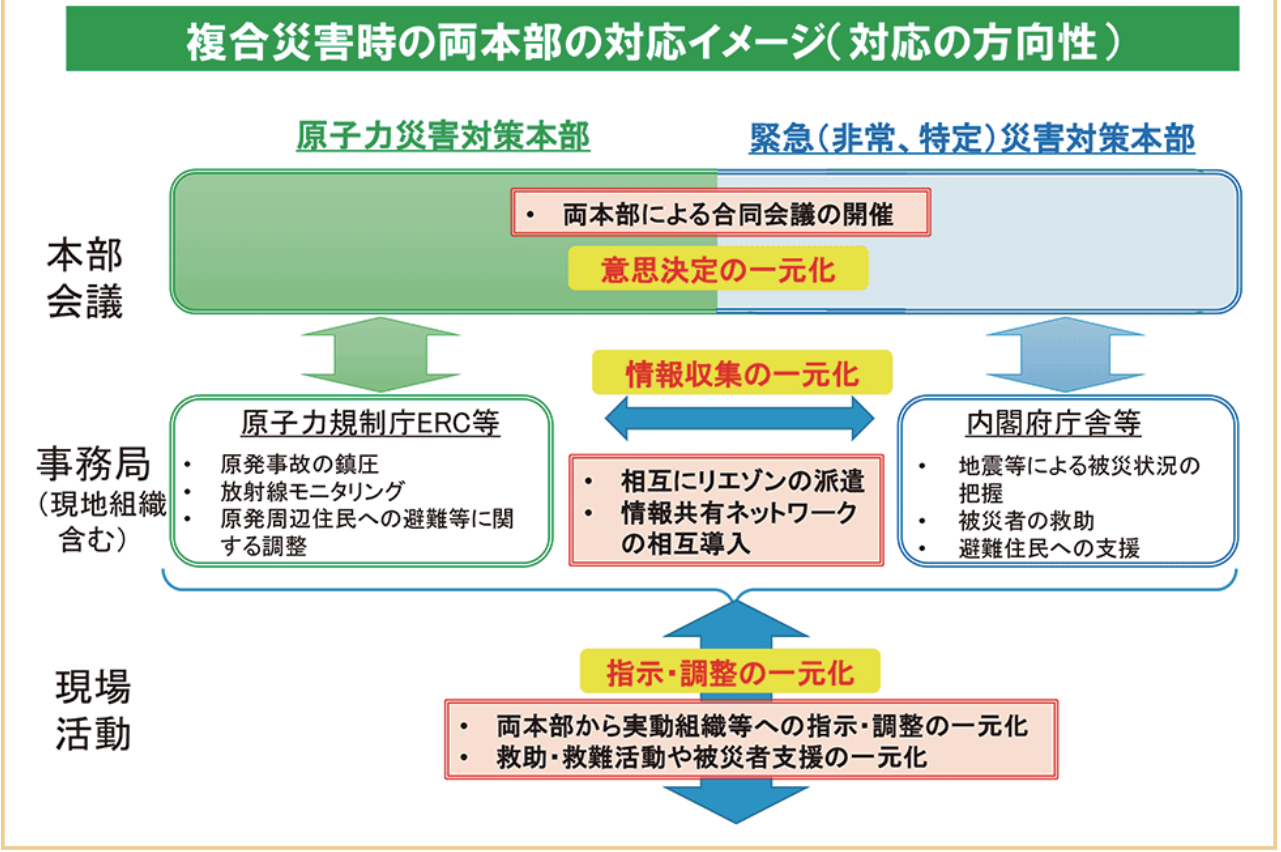

出典：内閣府資料

第２節　原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

２－１　原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れるなど、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。

原子力災害時に、万が一原子力発電所から放射性物質の放出があった場合に、住民の被ばく線量の低減を図るために講ずる防護措置である屋内退避について、検討チームを設置し、具体的な運用方法についての議論を行った。屋内退避中の一時外出、継続期間の目安、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等の具体的な屋内退避の運用方法について、令和７年３月に報告書をまとめた。令和７年10月には原子力災害対策指針の改正を行い、その内容の反映を行った。

2－2 緊急時対応への取組

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和７年度は緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（２回）等を実施するとともに、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）に基づき原子力事業者が実施する原子力事業者防災訓練の一部には、原子力規制委員会委員等が参加した。

また、原子力事業者防災訓練では、原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）チームプラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求し、さらにＥＲＣチームの他の機能班も参加した訓練では、事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順の確認を実施した。

くわえて、原子力規制委員会は、原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和７年７月17日に開催した報告会では、令和６年度の原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。実用発電用原子炉施設については、令和３年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和７年度の訓練実施方針に反映することとし、この方針に基づき令和７年度の訓練が実施された。

また、核燃料施設等について、原子力災害対応の高度化に係る情報共有や協議を行う場として、意見交換会を令和７年度から設置した。

大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和６年度に引き続き令和７年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練が実施された。

今後、令和７年度の訓練結果から課題の抽出・改善等を行う予定である。

2－3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域として整備している。

また、必要な資機材等の維持管理や原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。さらに、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・ＤＸ化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進している。

具体的には、モニタリングポストで行われている通信回線の多重化の選択肢として、低消費電力で広域のネットワークを構築できる通信回線である ＬＰＷＡ（Low Power Wide Area）の実証試験の実施や、ＬＰＷＡと組み合わせて使用する小型モニタリング機器の開発、無人航空機等を用いた航空機モニタリングの運用、ドローン型モニタリングポストの開発等を進めた。

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム」については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するため、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。

2－4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和32年法律第167号）では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和７年度に受けた報告は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子力事業者等から２件、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく許可届出使用者等から１件となっている。

第３節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3－1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体のうち、関係道府県及び市町村においては、「災害対策基本法」に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下本章において「地域防災計画」という。）を作成し、原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所からおおむね30km圏内の関係地方公共団体において地域防災計画が策定されている（図表３-１-１）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について国が積極的に支援することとしている。

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況

地域防災計画、避難計画の策定状況

令和8年3月末時点

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域	13	13	13
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海第二地域	14	14	9
浜岡地域	11	11	11
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	130

出典：内閣府資料

原子力防災体制の構築・充実については、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することとしている。

内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成25年９月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年３月に原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして協議会を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表３-１-２）。

図表3-1-2　地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

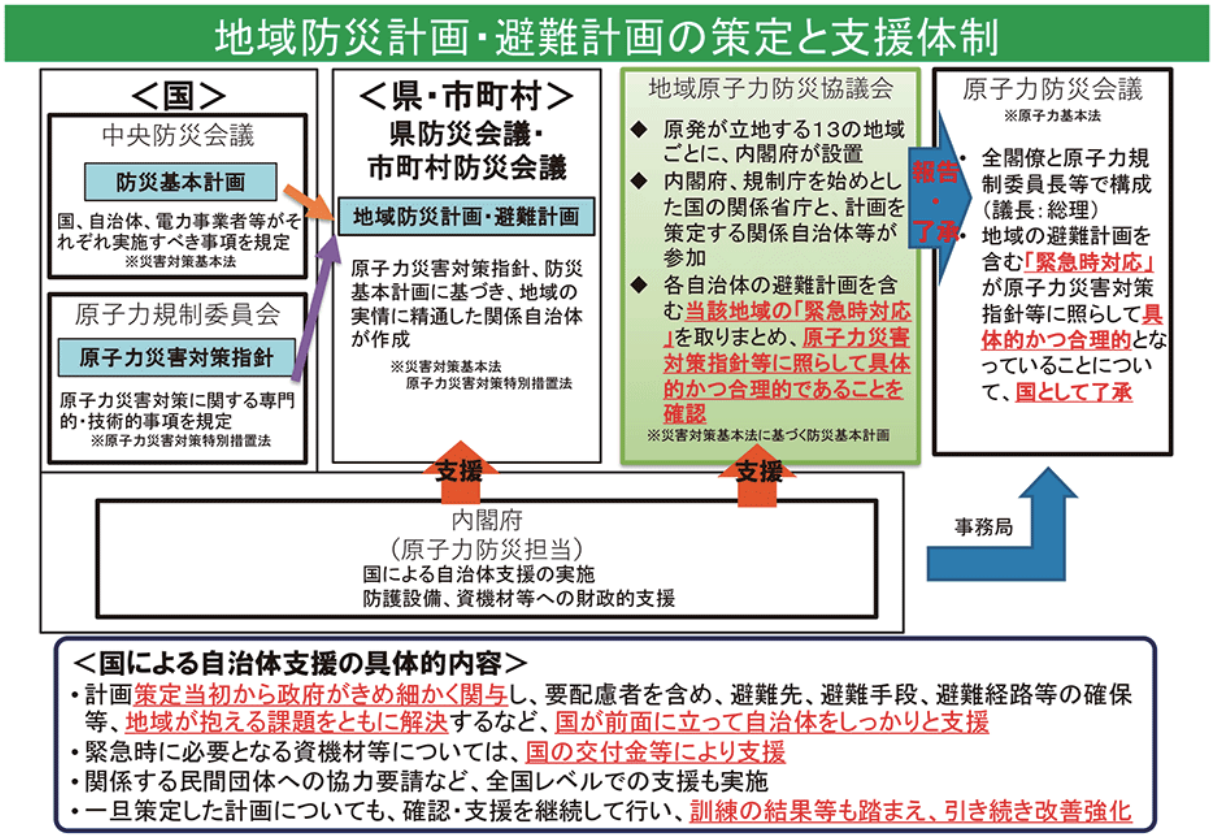

出典：内閣府資料

原子力防災体制の具体化・充実化については、地域ごとに内閣府が設置する協議会において、関係地方公共団体の地域防災計画及び避難計画を含む地域ごとの「緊急時対応」を取りまとめ、それが原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的なものであることを、協議会に参加している関係省庁、関係地方公共団体及び関係機関の各主体が確認している。また、協議会において確認された「緊急時対応」については、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚、原子力規制委員長等から構成される原子力防災会議に報告され、了承を得ている。「緊急時対応」の確認及びこれら計画等に基づく各地域の原子力防災体制の具体化・充実化の支援（Plan）に加え、これら計画に基づく原子力防災訓練の実施（Do）、原子力防災訓練結果からの反省点の抽出（Check）、これら反省点を踏まえた地域ごとの計画等の改善（Action）を図るというＰＤＣＡサイクルを導入し、内閣府及び関係地方公共団体等は、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化及び実効性の向上に努めている。

各地域の「緊急時対応」について、令和７年度末時点では、対象となる全16地域のうち、10の地域において取りまとめられ、その内容が確認されている（図表３-１-３）。

図表3-1-3　「緊急時対応」の取りまとめ状況（令和８年３月）

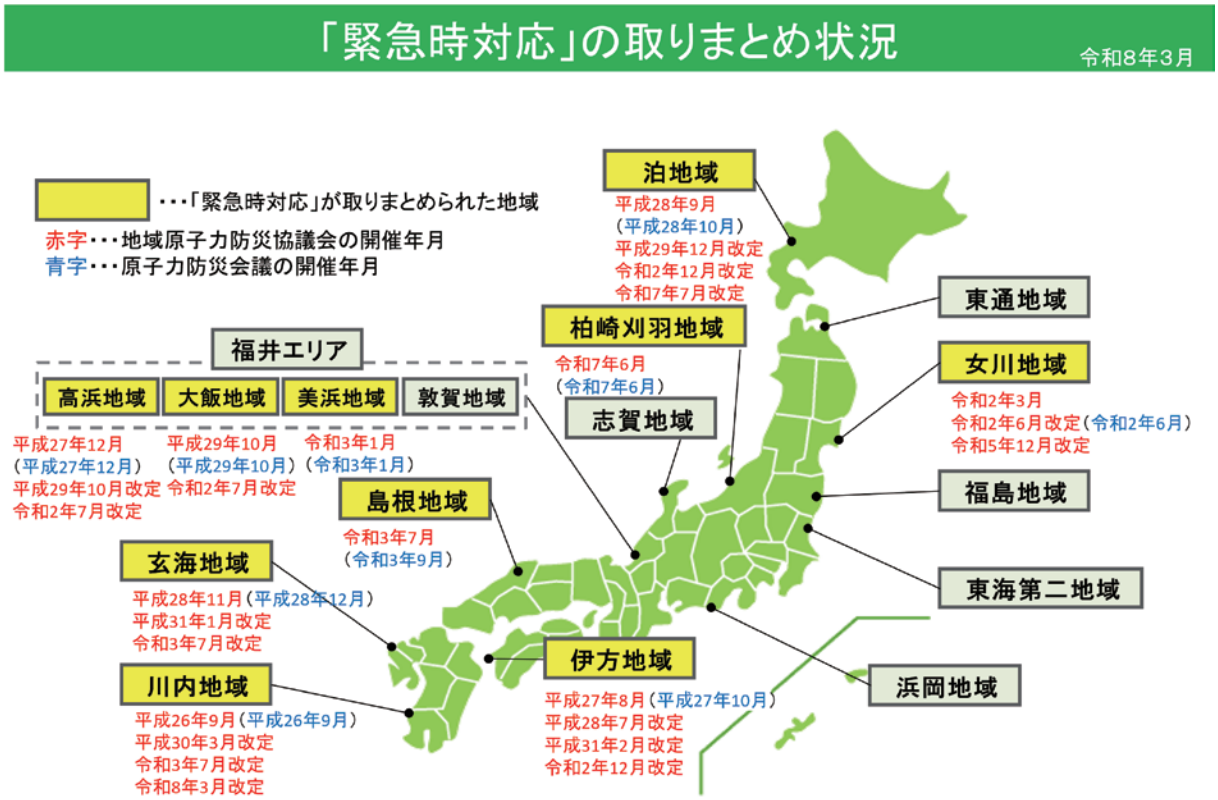

出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

（１）柏崎刈羽地域

柏崎刈羽地域については、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の下に設置された柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会を平成27年６月から令和７年５月までの間に20回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を行った。その後、令和７年６月11日に開催された柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第１回）において「柏崎刈羽地域の緊急時対応」を取りまとめた。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_kashiwazaki.html）

「柏崎刈羽地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の４点が挙げられる。

①　ＰＡＺ（発電所からおおむね５km圏内18,345名、7,646世帯）は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難等を実施。30km圏外に避難先を確保

②　ＵＰＺ（発電所からおおむね５～30km圏内、約40万名、約17万世帯）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一時移転等を実施。ＵＰＺ内の約40万名に対応できる避難先を確保

③　能登半島地震の経験・豪雪等地域特性を踏まえた複合災害対応

④　屋内退避の運用に関する最新の議論の結果の取り込み

柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第１回）では、豪雪と原子力災害の複合災害を想定した防災訓練の実施について確認するとともに、実動組織として、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省に対して、不測の事態には、関係自治体からの要請により必要な支援を行うことなどを確認した。また、東

京電力ホールディングス株式会社は、福祉車両等の確保、避難退域時検査等に必要な要員の確保、物資支援などの事業者に求められる対応について関係自治体と相談しながら準備していくこと及び福島第一原子力発電所事故の大きな反省や教訓等を踏まえて、万が一に対応が必要になった場合に備え、訓練を積み重ね、対応力の向上に努める旨を表明した。以上により、新潟県の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

また、令和７年６月27日に開催された原子力防災会議（第13回）において、柏崎刈羽地域原子力防災協議会（第１回）における確認結果の報告及び了承がなされた。

（２）泊地域

泊地域については、平成28年９月に泊地域原子力防災協議会（第１回）において「泊地域の緊急時対応」を確認した。同年10月に原子力防災会議において報告及び了承がなされた。この「緊急時対応」の実効性の検証を目的として、同年11月に国の原子力総合防災訓練を実施し、得られた教訓等を踏まえ、平成29年12月に、「泊地域の緊急時対応」の改定を行い、さらに令和２年12月に感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を行っている。その後、原子力防災に関係するインフラの充実化が図られたことや北海道や関係町村の地域防災計画の改定がなされる等、原子力防災体制の充実化が図られたことから、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和７年７月14日の泊地域原子力防災協議会（第４回）において「泊地域の緊急時対応」の改定が行われた。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_tomari.html）

「泊地域の緊急時対応」の主な改定のポイントとしては、以下の２点が挙げられる。

①　インフラの充実化に伴う原子力防災体制の強化

②　能登半島地震などを踏まえた北海道地域防災計画の修正等を反映し、記載の充実化

そのほか、最新の住民の状況等の反映、最新の議論の結果の取り込みなどを踏まえ改定した。

泊地域原子力防災協議会（第４回）では、北海道は、新しい道路の開通によって避難時間の短縮や複線化が図られ地域住民の負担が軽減されたと考えていること、令和７年度の北海道原子力防災訓練も含め実践的な訓練を積み重ね不断に計画を見直すなどより実効性のある原子力防災対策の充実・強化に取り組んでいく旨、表明した。国は、民間事業者等による除雪等の対応が困難となった場合は、実動組織による人命救助のための除雪作業、避難に係る支援について、要請に応じ対応すること、原子力災害時における民間事業者の理解や協力が促進されるよう関係省庁と連携して必要な取組を行うこと、放射線防護対策施設の整備は、原子力発電所から30㎞圏内の、住民が孤立するおそれのある地域の屋内退避施設を対象としており、引き続き取り組んでいく旨を回答した。以上により、今回の改定は、令和２年改定以降の泊地域における原子力防災体制の強化や、北海道地域防災計画の修正等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的な内容であることを確認した。

（３）川内地域

川内地域については、平成26年９月に川内地域ワーキングチーム（現在の川内地域原子力防災協議会）において「川内地域の緊急時対応」を確認し、同月に原子力防災会議においてその確認結果の報告及び了承がなされた。その後、鹿児島県がこれまでに実施した原子力防災訓練の教訓等を踏まえ、「緊急時対応」の具体化・充実化を図るため、平成30年３月の川内地域原子力防災協議会（第１回）において「川内地域の緊急時対応」の改定を行い、さらに、令和３年７月には感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を行っている。今般、令和６年能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化や、令和７年２月に実施した国の原子力総合防災訓練等から得られた教訓等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和８年３月の川内地域原子力防災協議会

（第３回）において「川内地域の緊急時対応」の改定が行われた。
（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_sendai.html）

「川内地域の緊急時対応」の主な改定ポイントとしては、以下の５点が挙げられる。これらのほか、最新の避難経路や住民状況、原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ改定した。

① 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化
② 鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム開発・導入による原子力災害対応の円滑化
③ 避難退域時検査に係る実施の円滑化
④ 鹿児島県原子力防災センターの拠点機能の強化
⑤ 広報活動の強化

川内地域原子力防災協議会（第３回）では、能登半島地震を踏まえた訓練の実施状況に関し、鹿児島県から、令和６年度原子力総合防災訓練では、船舶によるPAZ内住民避難訓練のほか、移動基地局車の設置訓練、無人航空機による放射線モニタリング、代替避難先への避難訓練等を実施したこと、さらに令和７年度鹿児島県原子力防災訓練では、新規に可搬型衛星通信設備の設置訓練、キッチンカーの派遣等による炊き出し訓練、水循環型シャワー等の設置等を実施した旨、説明があった。また、原子力災害時住民避難・円滑化システムの活用状況に関し、鹿児島県からは、被災状況及び避難状況の把握、県や関係市町等との連携による避難先等の調整、システムの一部である「原子力防災アプリ」による住民への情報伝達や避難住民受付等を実施している旨、説明があった。国は、避難計画の更なる実効性の向上に向けて、引き続き必要な支援を行っていく旨を表明した。以上により、今回の改定は、令和３年の改定以降の川内地域における原子力防災体制の強化や、鹿児島県地域防災計画の修正等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであるとともに、原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的な内容であることを確認した。

３－２ その他の関係道府県への支援・取組

（１）安定ヨウ素剤の配布・備蓄

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、ＰＡＺ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）・ＵＰＺ（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄し、事前配布や緊急配布を行うこととしている。また、ＵＰＺ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、及びＵＰＺ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備え、内閣府が備蓄を行っている。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮し、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるＵＰＺ内住民に対しては、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、事前配布については、住民への説明会に加えて、薬局での配布や説明会の遠隔開催によることができることを地方公共団体に周知する等、事前配布率の向上を図っている。

（２）オフサイトセンターの指定

「原子力災害対策特別措置法」第12条第１項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令」（平成24年文部科学省・経済産業省令第３号）で定められているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年９月、実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に５～30km圏内（ＵＰＺ内）と

する等の改正を行っている。その後、平成29年３月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年８月に核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターと基本的に同等の要件に改正した。現在、全国で23施設のオフサイトセンターが設置されている（図表３-２-１）。

図表3-2-1　全国のオフサイトセンター

出典：内閣府資料

（３）避難の円滑化に向けた支援

道路整備等による避難経路の確保など、原子力災害時における避難の円滑化は、地域住民の安全・安心の観点から重要であり、関係省庁が連携し政府全体が一体的に取り組むこととしている。

内閣府においては、避難経路における様々な阻害要因に関して、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を選定し、道府県の避難円滑化計画の作成、改善モデルの実証及びその成果の普及について支援を行ってきた。令和３年度からは、このモデル実証の結果を踏まえ、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に新たに緊急時避難円滑化事業を創設し、住民の円滑な避難又は一時移転を確保するための交通誘導対策等及び地域防災計画に位置付けられた避難経路の改善について支援を行っている。

３－３　地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

（１）地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する原子力防災訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び内閣府並びに警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査

については、一部実動訓練を取り入れた形で訓練が実施されている（図表３-３-１）。

各協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、原子力防災訓練の企画・実施や評価方法の普及、原子力防災訓練を通じたＰＤＣＡサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は令和２年３月、道府県が主体となる訓練の企画、実施、評価及び改善までの訓練全

図表3-3-1　令和７年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊	北海道原子力防災訓練	令和7年10月29日
東通	青森県原子力防災訓練	令和7年9月12日、11月13日
女川	宮城県原子力防災訓練	令和７年11月11日、11月15日、令和8年1月24日
福島	福島県原子力防災訓練	令和7年11月1日、令和8年1月26日
東海第二	茨城県原子力防災訓練	令和8年2月5日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和7年10月23日、11月9日
志賀	石川県原子力防災訓練	令和7年11月24日
	富山県原子力防災訓練	令和7年11月24日
福井	福井県原子力総合防災訓練	令和7年10月24日、10月25日
	滋賀県原子力防災訓練	令和7年11月13日、11月15日
	岐阜県原子力防災訓練	令和7年11月17日、11月22日
	京都府原子力総合防災訓練	令和7年11月30日、令和8年3日13日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	令和8年1月28日、1月31日
島根	島根県原子力防災訓練	令和7年11月9日、11月29日、12月24日
	鳥取県原子力防災訓練	令和7年11月6日、11月7日、11月8日、11月9日、12月24日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和7年11月28日、11月29日、11月30日（※国等による令和7年度原子力総合防災訓練と連携）
	山口県原子力防災訓練	令和7年11月28日、11月29日、12月17日（※国等による令和7年度原子力総合防災訓練と連携）
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和7年10月5日、令和8年1月30日
	長崎県原子力防災訓練	令和7年10月5日
	福岡県原子力防災訓練	令和7年10月5日
川内	鹿児島県原子力防災訓練	令和8年2月7日

出典：内閣府資料

般における基本的な指針となる「原子力防災訓練ガイダンス　訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」を策定している。さらに、同ガイダンスに沿って担当者が具体的に行うべき事項を記載した「原子力防災担当者のための訓練実務マニュアル」と併せて同ガイダンスを関係道府県に配布し、これらの普及を図っている。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）

（2）国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施

(国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等に対し、原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材育成研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時に必要な防護措置に関わる対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施している。

さらに、国の防災業務関係者に対し、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施している。

①　原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を習得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和７年度においては、40回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・原子力防災関連法令の概要（座学）
・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓（座学）　等

②　オフサイトセンター図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応業務に関する能力を習得するとともに、緊急時対応や地方公共団体が策定する地域防災計画（避難計画等）の確認を目的として、オフサイトセンター図上演習を実施している。令和７年度においては13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
・機能班別課題演習
・シナリオに基づいた図上演習　等

③　国要員向けの人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から、原子力災害時に中心的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的とする中核人材育成研修を実施している。令和７年度においては、国の要員に対して６回、道府県及び市町村の要員に対して２回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・発電用原子炉における緊急事態（座学）
・原子力緊急事態と健康影響（座学）
・原子力緊急事態における防護措置（座学）
・課題演習　等

④　地方公共団体向けの人材育成研修

a.　避難退域時検査等

原子力災害時において、放射性物質放出後に一時移転等を行うこととなった場合に実施する避難退域時検査及び簡易除染の実務担当者等に対し、理解しておくべき手順や事前に準備しておく事項についての確認を目的とする研修を実施している。令和７年度においては５回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
・検査場所の展開と運用
・避難退域時検査の計画策定　等

b.　防護措置の情報共有

地方公共団体の現地本部等の意思決定者をサポートする実務担当者等に対し、原子力災害時における緊急時対応等に基づき、地理的条件などの特性を踏まえた防護戦略をより実効的なものとすることを目的とする研修を実施している。令和７年度においては４回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・「防護措置の状況の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
・各事態において確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

c.　甲状腺被ばく線量モニタリング

原子力災害において放射性物質放出後に一時移転等を行うこととなった場合に実施する甲状腺被ばく線量モニタリングについて、実務担当者等に対し、理解しておくべき対応の手順や計画として事前に準備しておくべき事項について理解することを目的とする研修を実施している。令和７年度においては２回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

・甲状腺被ばく線量モニタリング簡易測定運用の手引きの概要
・会場の設営及び運営に関する基礎知識
・小規模会場の設営演習

（地方公共団体による研修事業）

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援している。

①　防災業務関係者研修

原子力災害時に防護措置に関わる民間事業者等に対し、放射線防護のために必要な基礎知識、防護措置の基本的考え方等を習得することを目的とする研修を実施している。

②　原子力防災基礎研修

原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者に対し、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的とする研修を実施している。

講義の様子（原子力災害対策要員研修）

図上演習の様子（オフサイトセンター図上演習）

課題演習の様子（国要員向け人材育成研修）

検査場所の運営の様子（避難退域時検査等の研修）

3－4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、原子力防災訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するＩＡＥＡの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

（1）原子力防災体制に係る二国間協力

①　アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（ＥMWG：Emergency Management Working Group)」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（ＤＯＥ：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（ＦＥＭＡ：Federal Emergency Management Agency)、米国原子力規制委員会（ＮＲＣ：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や原子力防災訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和７年度は、原子力防災訓練や研修について、オンラインによる技術意見交換会を１回開催した。

②　フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、原子力防災訓練の相互招待や、令和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」の定期的な開催を通じ、原子力防災体制の連携を深めている。

③　原子力総合防災訓練視察の受入れ

原子力総合防災訓練においては、前述の米国・仏国を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受け入れている。令和７年11月28日から30日に実施した、四国電力株式会社伊方発電所を対象とした原子力総合防災訓練では、国際機関及び在京大使館等の機関から３名の視察者を受け入れた。訓練内容及び日本の原子力防災体制について意見交換を行った。

（2）国際機関との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（ＩＡＥＡ）や経済協力開発機構／原子力機関（ＯＥＣＤ／ＮＥＡ）との協力・情報交換も積極的に行っている。ＩＡＥＡについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（ＥＰＲｅＳＣ：Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。ＯＥＣＤ／ＮＥＡが開催する「原子力緊急事態作業部会（ＷＰＮＥＭ：Working Party on Nuclear Emergency Matters）」等の原子力防災に関係する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

第４節　令和７年度原子力総合防災訓練

４－１　実施概要

（1）位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、令和７年度原子力総合防災訓練は以下を目的として実施した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）

・国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
・原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
・「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
・訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
・原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

（2）実施時期及び対象となる発電所

四国電力株式会社伊方発電所を対象として、令和７年11月28日から30日に実施した（図表4-1-1）。

図表4-1-1　伊方地域の原子力災害対策重点地域

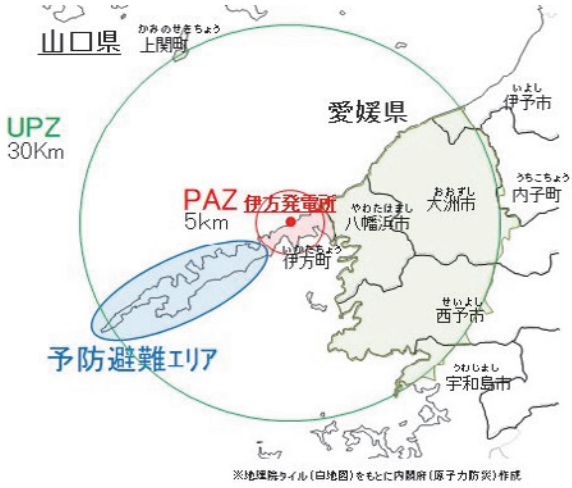

出典：国土地理院ホームページ「地理院地図（電子国土Web）」（https://maps.gsi.go.jp）を基に内閣府作成

（3）参加機関等

・政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
・地方公共団体：愛媛県、山口県、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、伊方町、内子町、上関町　等
・事業者：四国電力株式会社　等
・関係機関：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　等

（4）事故想定

愛媛県伊予灘沖を震源とした地震が発生する。これにより、定格熱出力一定運転中の伊方発電所３号機の原子炉が自動停止する。さらには、３号機において設備の故障が重なり、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

（5）訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、次項に示す３項目を重点項目として実施した。

4－2　訓練実績の概要

（1）迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図った。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（愛媛県オフサイトセンター）、原子力施設事態即応センター（四国電力株式会社原子力本部等）等に派遣した。

内閣府本府庁舎での訓練

国要員派遣（松山空港）

現地参集要員による活動状況

（2）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定

総理大臣官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター、愛媛県オフサイトセンター、原子力利用省庁執務室、愛媛県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立した。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定及び指示・調整を一元的に行った。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施した。

高市内閣総理大臣と関係閣僚の参加による原子力災害対策本部会議（総理大臣官邸）での訓練

（3）住民避難、屋内退避等

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域内及び、佐田岬半島地域の予防避難エリアの住民の避難を行った。また、緊急防護措置を準備する区域内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図った。

緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施した。また、無人航空機を活用した航空機モニタリングを実施した。

さらに、放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に基づき、ＯＩＬ２の基準値を超過したＵＰＺ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施した。

加えて、住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施した。

住民避難訓練の様子

避難退域時検査の様子

無人ヘリ・ドローンによるモニタリング等の様子

４－３　訓練後の取組

今回の訓練で得られた教訓を踏まえ、今後実施する訓練内容の充実、「伊方地域の緊急時対応」や各種計画、マニュアル等の改善など、原子力防災体制等の継続的な改善に努めていく。

第３章 令和７年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では、平成23年東北地方太平洋沖地震や平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨、令和３年７月１日からの大雨、令和６年能登半島地震等の大規模な災害が発生している。令和７年度においては、トカラ列島近海を震源とする地震、カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波、令和７年８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨、令和７年台風第22号及び第23号、大分県大分市の大規模火災、令和７年青森県東方沖を震源とする地震等により全国各地において被害が発生した。

第１節 トカラ列島近海を震源とする地震

（１）概要

トカラ列島近海では、令和７年６月30日18時33分、鹿児島県十島村で最大震度５弱の地震が発生するなど、同月21日から地震活動が活発化していた。７月３日16時13分、トカラ列島近海の深さ20km（暫定値）を震源とするマグニチュード5.5（暫定値）の地震が発生し、鹿児島県十島村で最大震度６弱を観測した。その後も同月５日６時29分、６日14時１分、同日14時７分に鹿児島県十島村で最大震度５強を観測する地震が発生するなど、令和７年６月21日８時から令和８年５月６日24時までの間に、震度１以上を観測した地震は2,424回発生している。

トカラ列島近海を震源とする地震により、一部破損の住家被害が１棟発生したほか、十島村悪石島及び小宝島の島民が島外避難するなどの影響が生じた。

震度分布図

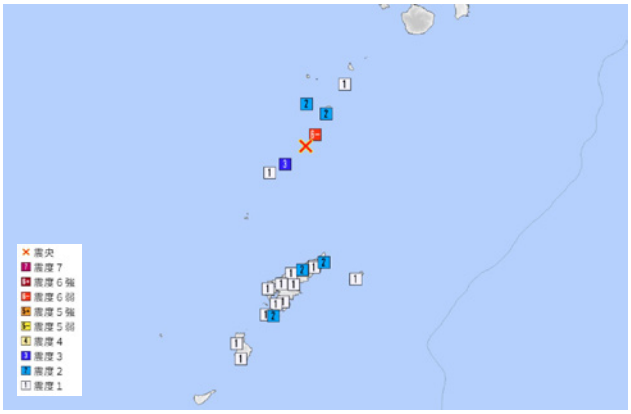

出典：気象庁資料

震度１以上の地震の発生状況

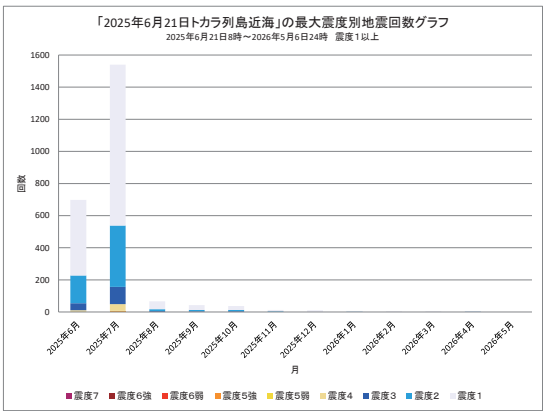

出典：気象庁資料

（２）政府の対応

政府は、令和７年６月30日18時33分の地震発生により、18時37分に官邸に情報連絡室を設置した。その後、最大震度６弱の地震を観測した７月３日16時17分、情報連絡室は官邸対策室に改組され、関係省庁の局長級による緊急参集チームが招集された。

７月14日には、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が鹿児島県知事及び十島村村長と災害対応協議を行い、同月31日には十島村役場にて意見交換を実施した。

鹿児島県十島村に「災害救助法」が適用された。

坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による
災害対応協議（TV会議）

第２節　カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波

（1）概要

令和７年７月30日８時24分にカムチャツカ半島東方沖でマグニチュード8.8の地震が発生した。北海道の釧路市・釧路町・厚岸町・標津町・別海町で震度２を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度１を観測した。９時40分には、気象庁が太平洋沿岸を中心に津波警報を発表し、岩手県久慈港で141cm等、各地で津波を観測した。

津波警報・注意報

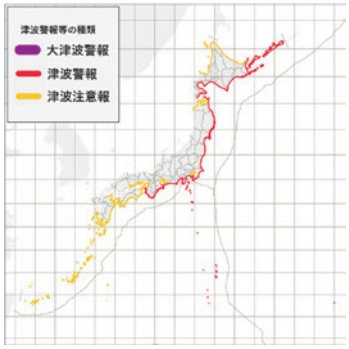

出典：気象庁資料

津波の観測状況

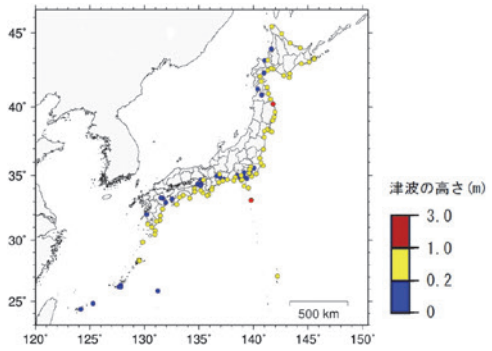

出典：気象庁資料

（2）被害状況

カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波警報による避難中の事故等により、死者が１名（三重県）、重傷者が１名（北海道）、軽傷者が18名（北海道17名、宮崎県１名）の人的被害が発生した（消防庁情報、令和７年11月14日時点）ほか、全国的に晴れて気温も上昇したことから、12名の熱中症被害も発生した。

（3）政府の対応

政府は、令和７年７月30日８時37分に官邸に設置した情報連絡室を、９時40分に官邸連絡室に改組するとともに、石破内閣総理大臣（当時）から「国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること」、「早急に被害状況を把握すること」及び「地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被害防止に全力で取り組むこと」について指示が行われた。また、同日16時36分に関係省庁局長級会議を開催した。

「災害救助法」については、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県及び三重県の７道県118市町村に適用された。

第３節　令和７年８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

（１）概要

令和７年７月下旬から日本付近はおおむね高気圧に覆われて雨の少ない日が続いたが、８月上旬以降は北日本から東日本の上空に寒気が入り、日本付近には周期的に低気圧が接近して前線が形成されるようになった。８月５日は、日本海から千島近海へ進んだ低気圧や前線の影響で、北海道地方から北陸地方で大雨となった。８月６日から12日にかけて、日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続いた。石川県では７日明け方に線状降水帯が発生し、24時間降水量が300mmを超える記録的な大雨となったほか、鹿児島県では８日未明から明け方に線状降水帯が繰り返し発生し、24時間降水量が500mmを超える記録的な大雨となった。気象庁は、土砂災害の危険度が著しく高くなったことから、８日明け方に鹿児島県霧島市に大雨特別警報を発表した。

また、九州北部地方では８月９日夜遅くから11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生し、福岡県や熊本県では24時間降水量が多い所で400mmを超える記録的な大雨となった。気象庁は、11日未明から昼前にかけて熊本県の５市２町（玉名市、長洲町、八代市、宇城市、氷川町、上天草市及び天草市）に大雨特別警報を発表した。８月６日から12日にかけての総降水量は、熊本県や福岡県で600mmを超えたほか、鹿児島県、新潟県、長崎県、長野県、石川県及び山口県でも500mmを超え、平年８月の月降水量の３倍以上となった地点があった。

その後も日本付近には暖かく湿った空気の流れ込みが続き、北日本や東日本では局地的に大雨となった所があり、８月21日から22日にかけて、台風第12号や台風から変わった熱帯低気圧の影響により九州南部・奄美地方で大雨となったほか、９月３日には、前線が北日本から東日本に南下したことや、日本の南の熱帯低気圧からの暖かく湿った空気が南から流れ込んだ影響で、東北地方や北陸地方を中心に大雨となった。

さらに、９月４日には日本の南で台風第15号が発生し、西日本から東日本に接近・上陸した影響で、４日には九州南部を中心に、５日には西日本から東日本の太平洋側及び東北地方の広範囲で大雨となった。特に４日には宮崎県で、５日には静岡県及び神奈川県で線状降水帯が発生し、宮崎県では24時間降水量が450mmを超え、平年９月の月分降水量を上回る記録的な大雨となったほか、静岡県で350mm、神奈川県で150mmを超える大雨となった。また、西日本から東日本の広い範囲で雷を伴って非常に激しい雨が降り、静岡県では竜巻と見られる激しい突風が複数発生した。台風の接近に伴い東日本の太平洋側では非常に強い風が吹き、最大瞬間風速30m/s以上を観測した地点もあった。

その後も９月21日にかけて、日本付近には周期的に低気圧が接近し、前線や低気圧の影響が続いたため、北日本から西日本にかけての各地で局地的に大雨となった所があった。

降水量の期間合計値（８月６日から８月12日まで）

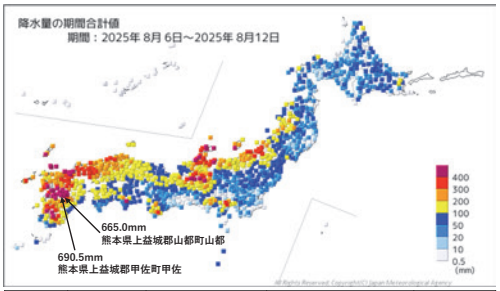

順位	都道府県	市町村	地点（よみ）	降水量(mm)
1	熊本県	上益城郡甲佐町	甲佐（こうさ）	690.5
2	熊本県	上益城郡山都町	山都（やまと）	665.0

出典：気象庁資料

期間最大瞬間風速（９月２日から９月５日まで）

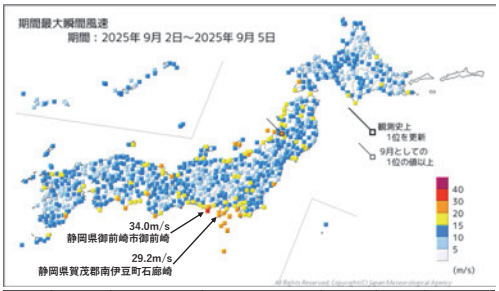

順位	都道府県	市町村	地点（よみ）	風速(m/s)	風向	日時分
1	静岡県	御前崎市	御前崎（おまえざき）	34.0	南西	9月5日12:44
2	静岡県	賀茂郡南伊豆町	石廊崎（いろうざき）	29.2	南南西	9月5日13:40

出典：気象庁資料

（2）被害状況

令和７年８月６日から12日にかけての大雨では、石川県、熊本県、鹿児島県等13県において土砂災害が発生したほか、10県の県管理河川67河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は８名（富山県１名、福岡県２名、熊本県４名、鹿児島県１名）、行方不明者は１名（熊本県）、重傷者は５名（富山県１名、石川県１名、熊本県３名）、軽傷者は35名（富山県１名、石川県２名、京都府２名、山口県１名、福岡県２名、熊本県22名、鹿児島県５名）となった。住家被害は、全壊が39棟、半壊・一部破損が8,454棟、床上・床下浸水が2,880棟となった（消防庁情報、令和７年11月14日現在）。また、水道については鹿児島県等５県において最大42,343戸で断水し、電力については全国各地で停電が発生し、東京電力管内で最大停電戸数が約9,080戸、九州電力管内で最大停電戸数が約7,100戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

また、９月３日からの大雨により、千葉県、静岡県及び宮崎県において土砂災害が発生したほか、愛知県、香川県及び宮崎県の県管理河川において浸水被害が発生した。人的被害は、死者が２名（東京都１名、静岡県１名）、重傷者が13名（静岡県）、軽傷者が82名（北海道３名、東京都１名、新潟県２名、静岡県75名、宮崎県１名）となった。住家被害は、全壊が77棟（新潟県１棟、静岡県76棟）、半壊・一部破損が2,274棟、床上・床下浸水が3,192棟となった（消防庁情報、令和７年11月14日現在）。

さらに、９月５日には、静岡県で風速約75m/sと推定される竜巻による突風災害が発生し、鉄骨系店舗の外壁材の飛散や電柱の折損等の被害が発生した。

（3）政府の対応

令和７年８月６日から12日にかけての大雨において、政府は、８月６日17時30分に情報連絡室を設置し、同時刻に関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、８日５時に情報連絡室は官邸連絡室に改組され、11日14時に関係省庁災害対策会議を開催した。また、９月３日からの大雨においては、９月３日16時に情報連絡室を設置し、関係省庁災害警戒会議を開催した。

８月25日には、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が熊本県及び鹿児島県の被災現場を、11月８日には、牧野防災庁設置準備担当大臣が静岡県の被災現場をそれぞれ視察した。

激甚災害の指定においては、令和７年８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を一連の災害として、11月11日に公共土木施設の災害復旧事業等の特例など、７つの措置について、地域を限定しない「本激」として、中小企業の災害関係保証の特例について、熊本県玉東町を「局激」として指定政令の閣議決定を行い、同月14日に公布・施行された。当該期間を通じて、「災害救助法」については、８県34市町村に適用され、「被災者生活再建支援法」については、４県14市町に適用された。

坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による
熊本県・鹿児島県の被災現場の視察

牧野防災庁設置準備担当大臣による
静岡県の被災現場の視察

第４節　令和７年台風第22号及び第23号による災害

（1）概要

令和７年10月４日に小笠原近海で発生した台風第22号は、日本の南を発達しながら北西へ進み、６日には暴風域を伴い、７日には非常に強い勢力となった。台風は、８日には北東へ進路を変え、さらに発達して、非常に強い勢力を保ったまま北東へ進み、９日明け方から朝にかけて伊豆諸島に最も接近した。台風の接近に伴って、伊豆諸島南部では猛烈な風が吹き、海はうねりを伴い猛烈なしけとなった。その後、台風は、日本の東を東北東へ進み、11日９時にはアリューシャンの南の海上で温帯低気圧に変わった。

台風第22号が発達して、非常に強い勢力を保って伊豆諸島に接近する見込みとなったことから、気象庁は10月８日、伊豆諸島の町村に対し、台風を要因とする暴風、波浪の特別警報を発表した。また、伊豆諸島では、９日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、猛烈な雨が降り続き、東京都八丈町では記録的な大雨となった。大雨による重大な災害の起こるおそれが著しく高まったため、気象庁は９日、同町に対して大雨特別警報を発表した。

台風第22号の影響で、八丈島では最大風速34.5m/s、最大瞬間風速54.7m/sを観測したほか、八重見ヶ原では最大瞬間風速54.0m/sを記録し、観測史上１位を更新するなど記録的な暴風となった。また、八丈島では、10月８日から９日にかけての総降水量が400mmを超える大雨となった。

さらに、台風第23号が強い勢力を保ったまま、10月13日昼前にかけて伊豆諸島に最も接近し、伊豆諸島では、東京都八丈町で13日朝に最大瞬間風速40m/s以上の風を観測したほか、海上は猛烈なしけとなり、13日夜遅くにかけて大しけとなった。

また、前線や台風周辺の暖かく湿った空気の影響により、伊豆諸島では、台風が接近する前から大雨となり、多い所で10月 11 日から 13 日にかけての総降水量が200mmを超える地点があった。

降水量の期間合計値（台風第22号）

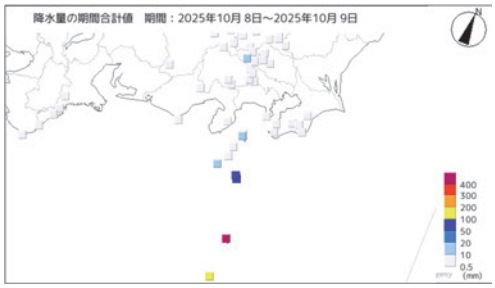

順位	都道府県	市町村	地点（よみ）	降水量(mm)
1	東京都	八丈町	八丈島（はちじょうじま）	431.0
2	東京都	八丈町	八重見ヶ原（やえみがはら）	327.5

出典：気象庁資料

期間最大瞬間風速（台風第22号）

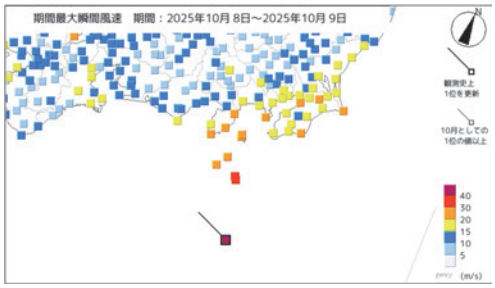

順位	都道府県	市町村	地点（よみ）	風速(m/s)	風向	日時分
1	東京都	八丈町	八丈島（はちじょうじま）	54.7	北東	10月9日05:24
2	東京都	八丈町	八重見ヶ原（やえみがはら）	54.0	北	10月9日06:36

出典：気象庁資料

（2）被害状況

令和７年台風第22号及び第23号により、東京都において９件の土砂災害が発生した。住家被害は、全壊が９棟、半壊が33棟、その他が175棟となった（消防庁情報、令和７年11月13日時点）。

水道については最大断水戸数約4,100戸、電力については最大停電戸数が約6,880戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

（3）政府の対応

政府は、令和７年10月８日10時30分に官邸に情報連絡室を設置し、同日16時50分に情報連絡室は官邸連絡室に改組した。10日18時には、台風第23号と併せて官邸連絡室を「令和７年台風第22号及び台風第23号に関する官邸連絡室」に改称した。

10月30日には、津島内閣府副大臣が東京都の被災現場を視察した。

台風第22号に伴う災害に関して、「災害救助法」については、東京都の１町６村に適用され、「被災者生活再建支援法」については、東京都の１町に適用された。また、激甚災害の指定においては、令和７年10月８日から同月13日までの間の暴風雨による災害として、11月28日に公共土木施設の災害復旧事業等の特例について、東京都八丈町を、中小企業の災害関係保証の特例について、同町及び青ヶ島村を「局激」として指定政令の閣議決定を行い、12月３日に公布・施行された。

津島内閣府副大臣による
東京都八丈町の被災現場の視察

津島内閣府副大臣による
東京都八丈町役場での意見交換

第５節　大分県大分市の大規模火災

（１）概要

令和７年11月18日に佐賀関半島に位置する大分県大分市大字佐賀関地内で発生した建物火災について、大分市消防局は、同日17時45分に出火を覚知した。その後、同日の間に佐賀関南部の蔦島へ飛び火が発生した。同月20日11時、半島部分については鎮圧状態。同月28日の13時30分、半島部分は鎮火、蔦島は鎮圧状態となり、12月４日14時に全域の鎮火がなされた。焼損面積については半島部では街区及び林野等の約4.76haが、蔦島では1.63haであった。

（２）被害状況

大分県大分市の火災により、人的被害は死者が１名、負傷者が１名であり、住家被害は焼損棟数が196棟であった（消防庁情報、令和８年３月時点）。大分県大分市内においては、１か所で避難所が開設され、最大180名が避難していた（大分県情報、令和７年11月18日時点）。

（３）政府等の対応

大分県大分市の火災について、政府は、令和７年11月19日９時、官邸に情報連絡室を設置した。

また、高市内閣総理大臣の指示を受けて、11月28日に、被災者の生活・生業の再建、被災地の復旧・復興のために緊急に講ずべき施策を「令和７年大分市の大規模火災に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。当該とりまとめには、被災者の生活再建に向けた各種支援策のほか、九州地方整備局における「大分市佐賀関復興まちづくり・住まいづくり支援チーム」の設置などを盛り込んだ。

さらに、11月29日には、あかま内閣府特命担当大臣（防災）が大分市佐賀関地区を視察した。

消火に当たっては、大分市消防局及び大分県内の応援部隊が地上からの消火を行ったほか、大分県、熊本県及び福岡市の消防防災ヘリコプターにより空中からの消火を行った。大分市消防団は、住民への避難の呼び掛けや避難誘導を行ったほか、大分市消防局と連携した市街地や山林地域での消火活動や残火処理、警戒活動などに従事した。さらに防衛省・自衛隊は関係省庁や地方公共団体と緊密に連携し陸上自衛隊の大型ヘリ等最大６機の態勢により、安全を確保しつつ空中消火活動等を実施した。

この災害において、11月18日に「災害救助法」、11月25日に「被災者生活再建支援法」が大分県大分市に適用された。

あかま内閣特命担当大臣（防災）による
大分県大分市の被災現場の視察

消火活動の様子
（出典：消防庁資料、11月19日撮影）

第６節　青森県東方沖を震源とする地震による災害

（1）概要

令和７年12月８日23時15分に青森県東方沖でマグニチュード7.5（暫定値）の地震が発生した。青森県八戸市で震度６強を、同県おいらせ町、階上町で震度６弱を観測したほか、北海道から近畿地方にかけて震度５強から１を観測した。同日23時17分には、気象庁が北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸及び岩手県に津波注意報を発表し、23時23分、これを津波警報に切り替えた。また岩手県久慈港で64cm等、各地で津波を観測した。

翌９日２時、内閣府及び気象庁は合同記者会見を行い、令和４年12月の運用開始以降初めて、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表した（参考「【コラム】12月８日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表」(p.51)）。

震度分布図

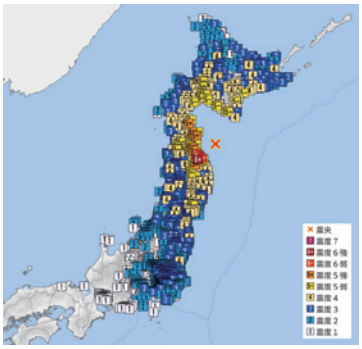

出典：気象庁資料

津波警報等

出典：気象庁資料

（2）被害状況

青森県東方沖を震源とする地震では、重傷者２名（北海道１名、青森県１名）、軽傷者44名（北海道10名、青森県30名、岩手県４名）の被害が発生した。住家被害は、全壊が１棟（青森県）、一部破損が47棟（北海道２棟、青森県45棟）となった（消防庁情報、令和７年12月16日時点）。

この地震の影響で、北海道電力管内及び東北電力管内で最大約4,370戸の停電が発生するとともに、青森県及び岩手県において最大約1,595戸の断水が発生するなど、ライフラインへの被害のほか、ＪＲ八戸線（本八戸～小中野駅間）で橋脚の損傷等による運休等、交通インフラにも被害が発生した。

（3）政府の対応

政府は、令和７年12月８日23時16分に官邸対策室を設置し、23時17分には、高市内閣総理大

臣から「国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること」、「早急に被害状況を把握すること」及び「地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと」について指示が行われた。

また、12月14日には、津島内閣府副大臣が青森県の被災現場を視察した。

青森県東方沖を震源とする地震に関して、青森県の３市７町２村、岩手県の５市４町３村に「災害救助法」が適用された。また、「被災者生活再建支援法」については、青森県の１市に適用された。

津島内閣府副大臣による
青森県の被災現場の視察

会議の様子

第７節　令和８年１月21日からの大雪による災害

（１）概要

令和８年１月21日から25日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本にかけての日本海側や、東日本から西日本の内陸で大雪となった。その後も日本海側を中心に降雪が続いて、２月７日から９日にかけても、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に広い範囲で大雪となり、普段雪の少ない東日本から西日本の太平洋側の平地でも大雪の所があった。

北海道地方から中国地方では、積雪の深さが平年の２倍以上になった所もあった。特に、北海道の西岸を南下した低気圧や日本海寒帯気団収束帯（ＪＰＣＺ）の影響で、日本海から発達した雪雲が流れ込み、北海道地方、北陸地方、近畿地方及び中国地方では降雪が強まり、短時間で急激に積雪が増えた所があった。

（２）被害状況

令和８年１月21日からの大雪により、除雪作業中の事故等が発生し、死者は49名（北海道６名、青森県５名、岩手県１名、秋田県９名、山形県５名、新潟県18名、富山県１名、福井県１名、長野県１名、京都府１名、島根県１名）、重傷者は215名、軽傷者は415名となった。住家被害は、全壊が１棟、半壊・一部損壊が85棟、床下浸水が３棟であった（消防庁情報、令和８年２月12日現在）。

また、積雪により倒れた樹木の電線への接触等により、全国で最大約14,120戸が停電する等、ライフラインに被害が生じたほか、道路、鉄道等の交通インフラ、農林漁業にも大きな影響が生じた。

（３）政府の対応

政府は、令和８年１月20日14時30分に情報連絡室を設置し、同時刻に関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、21日16時に情報連絡室を官邸対策室に改組するとともに、高市内閣総理大臣から「国民に対し、避難や大雪等に関する情報提供を適時的確に行うこと」、「地方自治体、関係機関とも緊密に連携し、ライフライン・交通の確保に万全を期すこと」及び「被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命第一の方針の下、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと」について指示が行われた。

また、２月12日には、津島内閣府副大臣が青森県知事及び青森市長と意見交換を実施した。
令和８年１月21日からの大雪に関して、青森県の７市10町４村、秋田県の４市２町１村、山形県の２市６町３村、新潟県の４市に「災害救助法」が適用された。

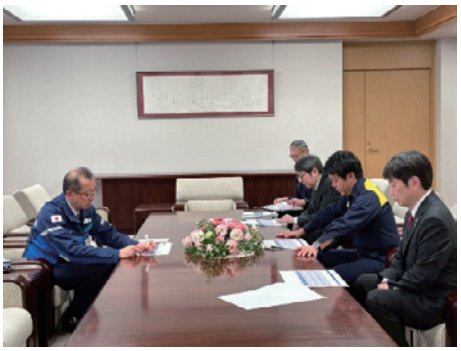

津島内閣府副大臣による青森県知事との意見交換

除雪・排雪活動の様子
（提供：国土交通省）

第８節 ボランティア・ＮＰＯ等による対応

（１）令和７年度に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和７年８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害においては、秋田県、石川県、福岡県、熊本県及び鹿児島県において、社会福祉協議会により17市町で災害ボランティアセンター（以下「災害ＶＣ」という。）が立ち上げられ、災害ＶＣを通じて延べ約18,000名のボランティアが活動を行った（令和７年12月26日現在）。

令和７年台風第22号及び第23号による災害においては、東京都において、社会福祉協議会により１町で災害ＶＣが立ち上げられ、災害ＶＣを通じて延べ約1,000名のボランティアが活動を行った（令和８年１月20日現在）。

被災地では被災家屋の清掃や片付け、被災した家財等の運び出し、家屋内・水路の土砂搬出、避難所での物品配布、避難所からの引越し支援など、災害種別や地域の実情に応じた被災者支援活動が展開された。

さらに、災害ＶＣを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有する特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ」という。）等により、避難所運営支援、土砂・がれきの撤去や屋根被害等への応急処置など被災家屋への技術的な支援、被災地における災害廃棄物への対応、在宅避難者支援、こどもの居場所づくりや心のケア、被災者や支援団体への車両の無償貸付など、幅広い分野で支援活動が行われた。

災害ボランティアの活動の様子（八代市社会福祉協議会資料）

専門NPOの活動調整のための現地調査
おおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）提供

専門NPOの活動調整のための情報共有会議
おおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）提供

（2）行政・ボランティア・ＮＰＯ等の連携

被災地となった熊本県、大分県及び福岡県では、行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ等の多様な被災者支援主体が、支援活動に関する情報を共有し、活動を調整するための場である情報共有会議を開催し、被災者のニーズ把握、在宅避難者への支援など、行政、ボランティア、ＮＰＯ等による連携の取れた支援が実施された。

また、全国域でも、内閣府、認定ＮＰＯ法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ）、社会福祉法人全国社会福祉協議会及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援Ｐ）により、全国情報共有会議（コア会議）が開催され、各団体の有する被災地に関する情報の共有や今後の被災地支援の方法の検討等が行われた。

第2部

令和６年度において防災に関してとった措置の概況

第１章
法令の整備等

第２章
科学技術の研究

第３章
災害予防

第４章
国土保全

第５章
災害復旧等

第６章
国際防災協力

概　要

1 法令の整備等

「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」（令和６年政令第178号）、「令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令」（令和６年政令第241号）、「令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令」（令和６年政令第397号）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

公的機関職員・一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制及び災害対応に係る整備並びに学校施設等の建築物の耐震化を推進した。また、災害に強い地域づくりなどを実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

（1）災害応急対策

令和６年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

（2）災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業等について実施した。

（3）財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等並びに財政金融上の措置を講じた。

（4）災害復興対策

東日本大震災を始めとする災害に対して、農林水産業分野や国土交通分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国で平成27年３月に開催された第３回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力並びに国連・国際機関等への拠出により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

令和６年度防災関係決算額等集計表

（単位：百万円）

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	国際防災協力	計
内閣官房	(内数)	288	－	－	－	288
内閣府	(内数)	96,257	－	121,447	265	217,969
警察庁	－	36,589	－	172	－	36,761
金融庁	－	－	－	40	－	40
消費者庁	－	(内数)	－	189	－	189
こども家庭庁	－	(内数)	－	－	－	(内数)
デジタル庁	－	252	－	－	－	252
復興庁	－	－	－	19,866	－	19,866
総務省	－	2,682	－	－	(内数)	2,682
消防庁	436	15,079	－	1,899	52	17,466
法務省	－	43,117	－	24	－	43,141
外務省	－	－	－	－	1,100	1,100
財務省	－	10	－	4,299		4,309
文部科学省	4,477	50	－	5,777	(内数)	10,304
文化庁	－	(内数)	－	(内数)	－	(内数)
厚生労働省	－	4,356	－	4,683	－	9,039
農林水産省	－	1,436	33,069	128,178	－	162,683
経済産業省	－	3,961	3,768	37,356	－	45,085
国土交通省	289	8,507	131,883	639,237	200	780,116
気象庁	1,040	53,336	－	－	－	54,376
海上保安庁	194	227,271	－	51	6	227,522
環境省	－	5,217	102,715	84,352	－	192,284
原子力規制庁	1,930	5,507	－	－	－	7,437
防衛省	－	608,979	－	174	－	609,153
合計	8,366	1,112,894	271,435	1,047,744	1,623	2,442,062

（注）
1．令和６年度における防災関係決算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
2．合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
3．「(内数)」は内数表記のみのため合計額を記載していない。
4．単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

第１章　法令の整備等

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（令和６年政令第178号）

特定非常災害により期限までに履行できなかった義務（特定義務）について、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和６年政令第５号）により定めた免責期限までに履行されたものについては不履行の責任を問わないものとする措置を講じていたところ、被災自治体等の要望を踏まえ、一部の義務について、免責期限を延長した。

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令（令和６年政令第241号）

有効期限の満了日のある許認可等の行政上の権利利益（特定権利利益）について、特定非常災害により更新等の手続をとれない場合があること等から、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により定めた延長期日まで満了日を延長できることとする措置を講じていたところ、被災自治体等の要望を踏まえ、一部の特定権利利益について、延長期日を更に延長した。

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（令和６年政令第397号）

令和６年能登半島地震による災害について、「災害対策基本法」第102条第１項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を令和７年度まで延長するとともに、令和６年９月20日から同月23日までの間の豪雨による災害についても、令和７年度まで同様の措置が受けられるようにするもので、令和６年12月に施行された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第157号）

東日本大震災に係る「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和８年３月31日まで延長するもので、令和７年４月に施行された。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（令和７年政令第74号）

令和２年５月15日から７月31日までの間の豪雨による災害について、「災害対策基本法」第102条第１項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を令和７年度まで延長するもので、令和７年３月に施行された。

激甚災害に関する政令

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令として、以下の10政令を制定した。

・「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和６年政令第249号）

令和６年政令第４号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限を１年間（令和７年７月末まで）延長するもので、令和６年７月に施行された。

・「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和６年政令第277号）
・「令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和６年政令第318号）
・「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激

甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和６年政令第328号）
・「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和６年政令第329号）
・「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和６年政令第398号）

令和６年政令第４号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例期間を６か月間（令和７年６月末まで）延長するもので、令和６年12月に施行された。
・「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和７年政令第41号）

令和２年政令第250号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例期間を１年間（令和８年２月末まで）延長するもので、令和７年２月に施行された。
・「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和７年政令第44号）

令和６年政令第277号について、被災地域の復旧・復興状況を踏まえ、１年間（令和８年３月10日まで）延長するもので、令和７年３月に施行された。
・「令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和７年政令第47号）
・「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和７年政令第92号）

第２章　科学技術の研究

1 災害一般共通事項

（1）情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、例えば令和７年２月の岩手県大船渡市の林野火災等の災害に関し、撮像した被災地域の画像について、関係機関への提供や加工処理した画像のウェブサイト上での公開を行い、被災状況の早期把握等に貢献した。

（2）総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第６期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定)、統合イノベーション戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

①　戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）

「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ)」第３期の「スマート防災ネットワークの構築」において、衛星、ＡＩ、ビッグデータ、デジタルツイン等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人一人の確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を推進した。

②　研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（ＢＲＩＤＧＥ）

「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（ＢＲＩＤＧＥ)」において、個人情報・公的情報等を安全に活用可能な被災者支援ＡＩサービスの開発基盤の構築（文部科学省)、ＡＩやリモートセンシング技術による高精度な降雨・洪水予測（国土交通省）など、防災・減災に資する技術の研究開発及び社会実装に向けた取組を推進した。

（3）防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、電波や光を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を迅速に把握するリモートセンシング技術に関する研究開発を行った。また、総務省では膨大なリモートセンシングデータをリアルタイムで伝送するための研究開発を進めた。

（4）レジリエントＩＣＴに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害に強い情報通信技術に関する研究開発及び防災訓練などで利用推進を行った。その成果として「ナーブネット（NerveNet)」が和歌山県白浜町、宮崎県延岡市等にて基地局の増設により強化・拡大されたほか、ネパールの山間部でも運用が開始された。また、戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期「スマート防災ネットワークの構築」においては、公衆通信途絶環境下でも接近時通信により情報共有を維持するシステム「機関横断情報通信システム（Ｘ－ＩＣＳ)」の研究開発を進め、災害対処訓練において連携・検証等を行った。

（5）グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

（6）消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）により、ＡＩの活用を含めたＤＸに関する研究開発を始め、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発、「統合イノベーション戦略2023」（令和５年６月９日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を行った。

（7）災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁においては、大規模自然災害時におい

てより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システム及び情報分析・評価手法の開発並びに自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発等を行った。

（8）衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星２号「だいち２号」（ＡＬＯＳ－２）、先進レーダ衛星「だいち４号」（ＡＬＯＳ－４）等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

（9）デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、社会を構成する多様な主体が科学的知見に基づく適切な意思決定が行えるよう、防災・減災に係るデータの統合・流通基盤の整備、復旧・復興までのモデル化・シミュレーション技術の開発、ハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関するシミュレーションを活用した研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダクツを生成・利活用するための基盤整備を実施した。

（10）防災・減災のための基礎・基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震・津波・火山、気象災害等やそれらが複合した災害の被害軽減に向けた研究開発を実施した。具体的には、陸海統合地震津波火山観測網（ＭＯＷＬＡＳ）のデータを活用した地震動等の情報を即時的・逐次的に提供するための研究開発、大地震・巨大地震の長期予測・推移予測のための研究開発、火山災害の即時・推移予測技術等の研究開発及びマルチセンシング技術・シミュレーション技術を活用した気象災害の予測技術・ハザード評価技術の研究開発を実施した。

（11）農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成並びに、作物の気象災害の防止技術に関する研究及び農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行った。

（12）漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行った。

（13）港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減及び復旧に関する研究開発課題に取り組んだ。

（14）船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止に係る技術開発を進めることにより、海難事故を削減するため、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行った。

（15）災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機ＳＡＲ等を用いた、地震、水害、火山噴火等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

（16）自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行った。

（17）気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象

業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

（18）生態系を活用した防災・減災（Ｅｃｏ－ＤＲＲ）に関する研究

環境省においては、環境研究総合推進費により、生態系を活用した防災・減災（Ｅｃｏ－ＤＲＲ）、気候変動適応及び緩和、並びに生物多様性保全を同時実現する方法及び評価手法の確立に関する研究を推進した。

（19）気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）に基づき公表する気候変動影響評価報告書において活用することを目的として、令和６年度には、科学的知見の収集・整理や評価方法の検討等を行った。また、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されていることから、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行った（後掲　第３章1-4（88））。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

（1）地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について　－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第３期）－」（令和元年５月31日地震調査研究推進本部決定）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

（2）南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、まだ観測網を設置していない西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）を構築し、得られた観測データを地震・津波研究へ活用するとともに、気象庁の各種業務への活用を進めた（後掲　第２章3-1（１））。

（3）海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）、新たに整備中の南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）の一部及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（Ｓ－ｎｅｔ）を運用した。また、首都圏の揺れを詳細に観測し直下の地震活動等を高精度に把握することを目的とした首都圏地震観測網（ＭｅＳＯ－ｎｅｔ）を運用した（後掲　第２章3-1（２））。

（4）地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第３次）の推進について（建議）」（令和５年12月22日科学技術・学術審議会決定）に基づいた５か年計画（令和６～10年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明、地震活動の予測等、津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、南海トラフ沿いの巨大地震など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」により成果創出を目指した。

（5）地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、「通常と異なる現象」が観測された場合の地震活動の推移を科学的に評価する手法開発や、被害が見込まれる地域を対象とした防災対策の在り方などの調査研究により、地震被害の軽減を図るため、「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施した。

また、これまで蓄積されてきた多様かつ大規模な地震データ等を活用し、ＩｏＴ・ビッグデータ・ＡＩといった情報科学分野の科学技術を採り入れた調査研究等を行い、従来の地震調査研究に革新的な知見をもたらすことを目指し、「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」を実施した。

（6）海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備及び海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施した。また、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行った。さらに、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発した（後掲　第２章５（５））。

（7）活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形・地質学及び地球物理学的手法を用いて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明した。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行った。

（8）海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行った（後掲　第２章3-1（３））。

（9）地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測などを高度化するため、地下地質の三次元モデル構築を進めるとともに、地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を行った。また、震源断層モデルや断層による地盤の変形メカニズムの研究を行った。

（10）防災・減災に資する地殻変動情報の抽出関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行った。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行った。

（11）測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるＧＮＳＳ連続観測や、人工衛星の観測データを用いたＳＡＲ干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。また、先進レーダ衛星（ＡＬＯＳ－４）への対応を行った（後掲　第３章5-3（５））。

（12）地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進した。また、南海トラフで発生する地震の規模、破壊領域及びゆっくりすべりの即時把握に関する研究等を行った。

（13）地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した（後掲　第３章2-3（12）、3-3（６））。

（14）海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域におけるＧＮＳＳ－音響測距結合方式の海底地殻変動観測、験潮による海域地殻変動監視観測及び人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動に伴う地殻変動の把握等を行った。

2-2　震災対策一般の研究

（1）都市のレジリエンス高度化に関する研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所におい

ては、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等により引き起こされる大規模災害に対して都市における社会経済活動が確実に継続できるレジリエントな社会を目指して、実大三次元震動破壊実験施設（Ｅ－ディフェンス）による震動実験及び震動実験を再現するシミュレーションを活用し、都市空間内の構造物等の特性が動的に変化する状態を定量的に評価する技術及びその評価結果を尺度にした都市のレジリエンスを向上させる技術の研究開発を行った。また、実験施設の保守・管理の推進及び利活用の促進並びに実験への支援を継続的に実施した。

（2）漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

（3）農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池、パイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行った。

（4）巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、建築物の耐震レジリエンス性能の評価対象となる部位の損傷・修復等に関する研究開発及び宅地の液状化対策技術に関する研究開発を行った。

（5）大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁や土工構造物を対象として、耐震性能評価に基づく被害予測の向上、耐震補強技術による被害の最小化及び致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行った。

（6）港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発及び地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する研究を行った。

（7）強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

（8）重要インフラの地震等被害推定情報の即時配信システムの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後の情報空白期に被害の規模感を把握する「スペクトル分析情報」について安定配信を行うためのシステム改良及び配信対象者以外への配信を可能にするための改良を行うとともに、無人航空機で取得される映像を用いてＡＩ技術により被災箇所をリアルタイムに抽出し、被災箇所の位置情報等と合わせた形で道路管理者に情報を共有するシステムのプロトタイプを作成した。

また、気象レーダ情報（ＸＲＡＩＮ）を用いた事前通行規制手法の確立を目的として、道路管理に用いる解析雨量の精度の評価や雨量計に対する補正係数の検討を実施した。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

（1）南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

（再掲　第２章2-1（２））

（2）海底地震・津波観測網の運用

（再掲　第２章2-1（３））

（3）海溝型地震評価の研究

（再掲　第２章2-1（８））

（4）津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波・減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

3-2 津波対策一般の研究

（1）農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

（2）漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行った。

（3）海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を行った。

（4）積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海氷を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海氷の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行った。

（5）港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波漂流物リスクの脆弱性及び対策効果の定量的評価に関する研究を行った。

4 風水害対策

（1）リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風、水蒸気等を精密・迅速に計測するための電波や光を用いたリモートセンシング技術に関する研究開発及びゲリラ豪雨や線状降水帯などの災害対策に資する観測データの利活用手法に関する研究開発を行った。

（2）風水害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダー技術等を活用したマルチセンシング技術及び数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明及び観測技術に関する研究を進めるなど、気象災害の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施した。

（3）豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

（4）豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構、流木対策及び森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

（5）漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行った。

（6）水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等に貢献す

るため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行った。

（7）気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、気候変動下における河川が持つ多様な機能の確保及び防災・減災に資する河川の管理に貢献するため、令和４年度に拡充した研究内容に沿って、自然史・社会史両面から検討を深め、研究課題の整理及び必要な技術の開発を進めた。

（8）顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等に貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定及び適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行った。

（9）水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究、効果的な能力育成、効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

（10）港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、機動的な高潮評価技術の開発、港内施設の設計波浪外力の算定法に関する研究及び海面上昇・波高増大が外郭施設に及ぼす影響に関する研究を行った。

（11）土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫による被害範囲を高精度に予測するため、幅広い粒径の土砂が長距離移動し保全対象エリアで堆積する現象を再現できるモデルを開発するための研究を行った。

（12）事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、災害時における円滑かつ迅速な避難確保を図り、人的被害を最小化するため、市街地の避難困難性評価手法及びリスクコミュニケーション支援技術に関する研究を行った。

（13）土石流・土砂流の２次元河床変動計算等による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土石流について氾濫範囲の相対的な危険度を示すための計算方法及び土砂流について氾濫被害のおそれのあるエリアを示すための境界条件設定方法に関する研究を行った。

（14）洪水・豪雨に対する道路構造物の強靱化に関する調査研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、河川に隣接し洗堀で被災しやすい道路構造物等の抽出手法、橋梁基礎の洗掘防止対策及び降雨で被災しやすい斜面の評価手法の検討を行った。

5 火山災害対策

（1）火山調査研究推進本部

文部科学省においては、令和５年６月に改正された「活動火山対策特別措置法」に基づき、令和６年４月に設置された火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の着実な運営、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査及び常時観測点の強化・運用を行った。火山調査研究推進本部においては、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案及び火山に関する総合的な調査

観測計画の策定についての検討を進めた。

（2）火山の機動観測体制の構築

文部科学省においては、火山調査研究推進本部の方針の下、国立研究開発法人防災科学技術研究所における、大学・研究機関等との協力による機動観測体制を構築し、火山噴火時など機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行った。

（3）火山の研究開発や火山専門家の育成・継続的な確保の推進

・即戦力となる火山人材育成プログラム

文部科学省においては、火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会提供、関連分野の研究者等の火山研究への参画促進、自治体等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援等を行うことで、幅広い知識・技能を習得した即戦力となる火山研究・実務人材の育成を目指した。

・次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識・高度な技術を有する火山研究者の育成を目指した。

（4）火山噴火及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第３次）の推進について（建議）」に基づいた５か年計画（令和６～10年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明、火山噴火の発生や推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、大規模火山噴火など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」による成果創出を目指した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火推移予測研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。

（5）海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

（再掲　第２章2-1（６））

（6）火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行った。

（7）火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会や令和６年４月に設置された火山調査研究推進本部を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山現象に関する研究を推進した。

（8）海域火山の活動状況把握

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山の温度分布、火山性変色水の分布等の調査や、測量船による海底地形調査を行い、海域火山基礎情報の整備及び提供を引き続き行った。

6 雪害対策

（1）雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、屋根雪、道路雪氷等による雪氷災害を軽減するために、ステークホルダーとの協働により、ニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、雪氷災害に関するモニタリング技術及び面的予測モデル等の研究開発を実施した。

（2）雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件・積雪状態、雪崩の流下及び森林の倒壊状況の調査研究を行った。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行った。

（3）雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩対策施設（防護工）の健全度を評価する手法を研究した。また、雪崩災害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行った。

（4）積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術や、吹雪対策施設の性能評価及び防雪機能確保・向上技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行った。

7 火災対策

（1）火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

・市街地火災による被害を抑制するための研究開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数、死傷者数、焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法及び火災旋風の発生予測方法の研究開発を行った。

・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法・延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発及び建物外壁から離れて消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行った。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲　第２章８（１））。

・火災原因調査及び火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電・ミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化並びに高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行った。

（2）林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

（3）建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、垂直移動困難者が火災時の避難にエレベーターを利用できるようにするための設計方針等に関する研究開発を行った。

（4）建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、火災時の避難経路選択に関するウェブアンケート調査及び煙環境下での視認性に関する調査を実施し、避難弱者の存在を前提にした避難安全設計法を確立するための研究を行った。

8 危険物災害対策

（1）危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究及び化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行った。

・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続し

て使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法の研究開発を行った。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

（再掲　第２章７（１））

（２）爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安分野では、事故事例データベース等の整備を進め共通基盤技術の研究を行った。

9 原子力災害対策

（１）農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の汚染状況及び、農作物等における放射性物質の移行動態の解明に関する研究を行った。

（２）原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震等を踏まえた知見を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

（３）原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故分析から得られた新たな知見に基づく技術的な課題に関する研究を実施し、得られた成果を論文等で公表した。

第3章　災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

（1）政府における訓練・研修

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、「防災スペシャリスト養成」に資する研修等を実施した。

（2）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

こども家庭庁においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

（3）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

（4）非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,200者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施した。

（5）応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施等

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的とした、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施するとともに、令和7年3月に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」を策定した。

（6）災害時外国人支援情報コーディネーターの養成推進

総務省においては、災害多言語支援センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施した。

（7）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

（8）法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、IP無線機等で構成される法務省緊急連絡体制に基づく通信訓練を行った。

（9）防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーションスクール等の考え方を取り入れた防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築及び教職員に対する研修の実施に対して支援した。

（10）独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

（11）ＮＢＣ災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、ＮＢＣ（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

（12）日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

（13）災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した。

（14）こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談業務の充実・強化や診療・対応技術の向上等を図ることを目的とし、ＰＴＳＤ対策専門研修に対する補助を行った。

（15）災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部において医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修の補助を実施した。

（16）災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンの養成及び技能維持のための研修を実施した。

（17）災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施した。

（18）事業継続計画（ＢＣＰ）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（ＢＣＰ）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施した。

（19）国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員等を対象に、「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ〔隊長〕研修」、「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ〔班長・リエゾン〕研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施した。

（20）気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。また、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

（21）海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練のほか、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習

会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、危険物専用の岸壁や桟橋の点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施した。

(22) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸海空自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸海空自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、大規模災害等に備え、衛星電話設備・現地対策本部設備の整備及び老朽化した電源設備・ネットワーク設備の更新を行った。

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星システムによる、災害関連情報の伝送を行う災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集された個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの提供を行った。

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機(ヘリコプター)等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進して、各部隊・職員の専門性、経験、能力等に応じた実戦的な訓練を行った。

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(6) 電気通信設備の安全・信頼性の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出しを行った。

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

（11）文化財の防災対策の推進

文化庁においては、「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」（令和元年12月策定）や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行った。

（12）災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害時の医療を確保するため、災害拠点病院として必要な施設及び診療設備等の整備について補助を行った。

（13）広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの出勤状況、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣（活動）状況等、災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るためのシステムの整備を行った。

（14）社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等や地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

こども家庭庁においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（15）航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の医療資機材設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（ＳＣＵ）に必要な医療資機材設備の整備について補助を行った。

（16）漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行った（後掲　第３章2-2（11）、3-2（３））。

（17）農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行った。

（18）緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進した。

（19）Ｖ２Ｈ充放電設備・外部給電器の導入支援

経済産業省においては、災害による停電等の発生時において、電動車を非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するＶ２Ｈ充放電設備や外部給電器の導入について補助を行った。

（20）河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像、テレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するＩＰ統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（Ｋ－λ）及び衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットを順次導入した。

（21）災害予防に関する融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等を対象とした「地すべり等関連住宅融資」を実施するとともに、「宅地防災工事資金融資」により「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）若しくは「建築基準法」（昭和25年法律第201号）による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

（22）基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

（23）「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図った。

（24）気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）、地域気象観測システム（アメダス）及び次期静止気象衛星の整備等を行った。

（25）航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を行った。

（26）巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行った。

（27）海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、危険・有害物質排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処し得る体制を確保した。

（28）海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止した。

（29）防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援

環境省においては、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とした。

1-3 災害危険地住宅移転等

（1）防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」（昭和47年法律第132号）に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援した。

（2）がけ地近接等危険住宅移転事業

国土交通省においては、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、ハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転を支援した。

1-4 その他

（1）国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月28日閣議決定）、「国土強靱化年次計画2024」（令和６年７月26日国土強靱化推進本部決定）及び「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）に基づく取組を関係府省庁と連携して進めるとともに、地方公共団体や民間の取組促進を図った。

（2）実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年４月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を

軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日中央防災会議専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動・投資を息長く行う国民運動を展開した。

（3）官民連携による被災者支援体制整備事業

内閣府においては、近い将来発生が危惧されている巨大災害等に備え、発災時にボランティア活動がより円滑かつ効果的に行われるよう、行政とボランティアの相互理解など、広く防災ボランティア活動に関する環境整備を図った。あわせて、ボランティアの連携を図るための相互交流・意見交換の場づくりや、行政及びボランティア関係者間の連携訓練などを実施した。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を実施した。

（4）社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画の評価や、「政府業務継続計画」（平成26年3月28日閣議決定）の実効性確保のための調査、行政中枢機能の一時的な代替に係る調査等を行った。また、地方公共団体における受援体制の構築を促進するため、地方公共団体の取組の調査等を行い、課題解決に向けた検討を行うとともに、地方公共団体の相互応援や民間団体の協力の確保に関する協定の締結を促進するため、地方公共団体が締結した協定の内容をデータベース化し、検索・閲覧することができる「災害時応援協定システム」の保守・運用等を行った。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、民間企業等の事業継続に当たっての重要要素の調査・検討や、事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するツール等の検討・作成を行った。

（5）「物資調達・輸送調整等支援システム」の整備

内閣府においては、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制の確保を行った。

また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の機能を継承しつつ、視認性や操作性を向上させ、物資支援業務へ精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修するため、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の設計や開発を実施した。

（6）地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」・「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に向けた、地域における計画の作成支援を行った。

（7）被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和７年７月改訂）や「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」（令和７年５月改訂）等を改訂し、災害復興対策事例集等とともに地方公共団体に周知した。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図った。

（8）特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター）の運営に関する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

（9）防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、防災施策を分かりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

（10）防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年３月31日変更）に基づく取組のフォローアップや、首都中枢機能の維持に係るライフライン・インフラに関する調査等を行い、首都直下地震対策の見直しを進めるほか、大規模地震（千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震）に関する各基本計画について好事例や課題の収集・検討・横展開等を行った。

（11）災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応現場における情報の集約・地図化を支援するＩＳＵＴ（Information Support Team）の実際の活動や訓練を通じて作成した地図について、各機関が災害対応で活用しやすくなるよう研修等を行った。また、令和５年３月に作成した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」理解促進のための研修動画を作成するとともに、地方公共団体に対して説明会を実施した。

（12）被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、全国的な作成推進を図るため、個別避難計画の作成のモデル事業等を実施したほか、市町村が行う指定避難所等における良好な生活環境の確保に向けた取組に係る調査等を実施した。

（13）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

内閣府においては、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）を引き続き運営するとともに、マッチングセミナーにおいて地方公共団体が持つ官民ネットワークと連携し、防テクPFへの地方公共団体・民間企業等の参加拡大を促進した。

（14）プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄

内閣府においては、大規模災害発災時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をする「プッシュ型支援」をより迅速かつ確実に実施するため、段ボールベッドや簡易トイレ等、調達に時間を要する一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施した。

（15）地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援した。

（16）地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、女性視点での災害対応の強化を図るため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和２年５月策定）等の地域における活用を図った。

（17）防災分野における女性の参画促進事業

内閣府においては、内閣府男女共同参画局が実施するフォローアップ調査の結果を基に地方公共団体の取組を調査し、好事例を取りまとめて公表した。また、同好事例を周知・展開するため、自治体職員向け研修を実施した。

（18）大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害対策の強化を図った。

（19）道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやＥＴＣ２．０、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するための広域交通管制システムを引

き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図った。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、ＶＩＣＳ（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

（20）無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備・予備電源の装備及び自家発電装置の設置等の停電対策並びに非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする移動体通信の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間の停電対策等を求めている。

（21）災害情報自動集約ネットワークシステムの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークシステムを運用した。

（22）Ｌアラートによる災害情報の確実な伝達の推進

総務省においては、Ｌアラートと他の防災関係システムとの具体的な情報連携の在り方及びＬアラートを今後一層有効に機能させるための課題整理や、必要なシステム改修などに向けた調査を実施した。

（23）テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク月間等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等の導入支援等を行った。

（24）民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報を確実に提供するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

（25）放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。また、能登半島地震で被災した地上基幹放送中継局の復旧支援を実施した。

（26）地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の支援を実施した。

（27）地域ＩＣＴ強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、災害時に地方公共団体等が臨時災害放送局の迅速な開設・運用を行えるよう、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時には地方公共団体等が行う送信点調査や開設・運用訓練に活用している。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体等が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を実施した。

（28）ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、ケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を支援した。また、能登半島地震で被災

したケーブルテレビ関連設備の復旧支援を実施した。

(29) 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるＪアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理等を行った。

(30) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを支援し、防災体制の充実を推進した。

(31) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練を実施し、また、ヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行った。

(32) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする切迫する大地震など、大規模な自然災害やＣＢＲＮＥ災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条に基づく国有財産等の無償使用制度を活用して、必要な車両及び資機材を整備した。

(33) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、企業・大学と連携した入団促進や女性・若者等が活動しやすい環境づくりなどの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組の支援、消防団の装備・教育訓練の充実、自主防災組織の活性化の推進等により、地域防災力の充実強化を図った。

(34) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率の向上を図るため、救急車の適時・適切な利用の推進及び救急業務の円滑な実施・質の向上に資する取組を行った。

(35) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会及び全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(36) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備に必要な経費や、消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練のための訓練施設の整備に要する経費等について、所要の地方財政措置を講じるとともに、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の運用や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行った。

(37) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、惨事ストレスが危惧される消防職団員に対し、臨床心理士等で構成される緊急時メンタルサポートチームによるカウンセリングを実施することで消防本部等における惨事ストレス対策について支援を行った。

(38) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(39) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図ることを目的とした研修、市町村の業務継続計画（ＢＣＰ）及び受援計画の策定支援、大規模災害時に首長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、小規模市町村向けの初動対応訓練を支援するためのモデル事業、インターネットを活用して防災教育を行う防災・危機管理ｅ－カレッジのコンテンツの更新等を行った。また、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備に要する費用について、地方財政措置を講じた。

(40) ドローンの活用推進

消防庁においては、消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するため「ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修」や「消防職員の一等ライセンス取得研修」を実施するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部等の操縦者育成を図ることとしている。また、地方公共団体の防災部局が災害発生時に物資輸送等に活用するドローンの整備に要する費用について、地方財政措置を講じた。

(41) 消防共有サイトシステムの運用・保守

消防庁の施策に係る情報を始め、各消防本部・消防学校等が実施している独自性に富む様々な取組や情報等について、双方向かつ横断的な収集・蓄積により相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できる「消防共有サイト」の安定的な稼働体制を確保した。

(42) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(43) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃走による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施した。

(44) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全の確保等のため、水害対策や非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化、文教施設応急危険度判定士の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(45) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

・国が又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び災害支援ナースの活動費

(46) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し必要な福祉的支援を行うことができるよう、都道府県が関係団体等と災害福祉支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）のチーム員の養成研修等を実施する事業に対する補助を行った。

(47) 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

厚生労働省においては、委託により災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、都道府県の災害福祉支援ネットワークの機能強化及び災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）による支援の質の向上のため、平時には広域連携を推進するための支援等を実施し、災害時には各都道府県が行うＤＷＡＴ活動の支援や都道府県間の派遣調整を実施した。

(48) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施した。また、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営を行った。

(49) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

また、省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進めた。

(50) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組んだ。

(51) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、DPATの活動能力保持のため、DPAT構成員に対する研修及び都道府県等への技術的支援等を行うDPAT事務局の運営について委託した。

(52) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

厚生労働省においては、DPATを整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助を行った。

(53) 災害支援ナース体制整備

厚生労働省においては、災害支援ナース養成研修を実施した。また、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整する体制整備を行った。

(54) 在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供機関等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援研修を実施した。

(55) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進した。

(56) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災状況を迅速に把握することにより、地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況・被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備及び保守運用を行った。

(57) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援した。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業自らが策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行った。

(58) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄の維持・管理を行った。

(59) 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部を支援した。

(60) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、サービスステーション（ＳＳ）の地下タンクの大型化に伴う入換、災害時に緊急車両等への優先給油を行う中核ＳＳにおける自家発電設備の入替え、ＳＳの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援した。

(61) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるＬＰガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援した。

(62) 次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業

経済産業省においては、近年頻発化・激甚化している風水害等に備え、特別警報級の大雨・高潮等を想定した製油所等の排水設備の増強等、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組の支援を行った。

(63) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、土砂災害特別警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援した。

(64) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、全国の地方整備局等の職員により組織する緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(65) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて分かりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(66) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施した。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国が代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図った。

(67) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時における円滑かつ迅速な支援物資輸送体制の構築・強化を図るため、重要な物流施設における非常用電源設備の導入支援を行うとともに、都道府県等の地方公共団体に対して「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（令和６年３月改訂）の活用促進に向けた周知を行った。

(68) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援した。

(69) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図った。

(70) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、災害時のシェアサイクルの活用について記載した「シェアサイクル

事業の導入・運営のためのガイドライン」（令和５年９月）を策定し、地方公共団体の実務担当者に対して情報提供及び働きかけを実施した。

（71）抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、令和６年６月に「能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」を特に強化すべきテーマとして設定した、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を取りまとめ、同プロジェクトに基づき総力を挙げて防災・減災対策を推進した。

（72）海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、海面処分場の有効活用、広域な土地を有する港湾の災害廃棄物の仮置場としての利用及び港湾を拠点とした海上輸送による広域輸送が可能であることを踏まえ、関係省庁・関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進めた。

（73）災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進した。

（74）港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等を可能とする体制の構築を推進した。

（75）空港ＢＣＰの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港ＢＣＰ（Ａ２（Advanced/Airport）－ＢＣＰ）に基づき、災害時の対応を行った。また、空港ＢＣＰ実効性の強化を図るため訓練等を実施した。

（76）電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図や、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報等、防災対策の基礎となる情報の整備・更新を行った。

（77）防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報や過去に起きた自然災害の教訓を後世に伝承するための自然災害伝承碑等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行った。

（78）災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者の救助、洪水時の排水作業、河道閉塞箇所の把握等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図や斜面崩壊・土石流・堆積分布図等の災害状況を表した図の作成を行った。

（79）訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、地震や台風等の発生に際し、14か国語で災害情報を提供する観光庁監修のアプリ「Safety tips」や、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のＳＮＳ公式アカウント等を活用して情報発信を行った。

（80）災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難

や緊急輸送を確保するため、「踏切道改良促進法」（昭和36年法律第195号）に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定し、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置の実施を促進した。

（81）地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進

国土交通省においては、地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進を図るため、災害対応時における地域建設業の課題やニーズ等について実態調査や課題抽出を行うとともに、効率的・効果的な対応策の検討を行った。

（82）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海氷の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

（83）気象庁による地域防災支援

気象庁においては、次の事業を実施した。

・地方公共団体への支援

全国各地の気象台が、平時から地方公共団体に対し防災気象情報の利活用を働きかけるとともに、災害時には、首長等へのホットラインの実施、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの一員として活動するＪＥＴＴ（気象庁防災対応支援チーム）の派遣等により、地方公共団体の防災対応の支援を行った。

・気象防災アドバイザーの拡充

地方公共団体が行う平時における防災知識の普及や、災害時における避難情報の発令判断等を支援するため、気象・防災に関する専門的な知見を活かして地方公共団体で活動する気象防災アドバイザーの拡充を実施した。

（84）走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、異常気象等時における大型船等の一定の船舶に対する湾外等の安全な海域への避難勧告や臨海部に立地する施設の周辺海域における錨泊制限等を実施するとともに、監視カメラ等の整備により海域監視体制の強化を図った。

（85）万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討等を進めた。

（86）動物の愛護及び管理事業

環境省においては、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年３月策定）等を活用し、市町村等の地方自治体及び一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携した災害対応訓練を実施した。また、災害時にも活用される都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行った。

（87）浄化槽に係る災害対策の調査検討

環境省においては、浄化槽の適切な維持管理の徹底や災害時の被災・復旧状況把握の効率化に資する浄化槽台帳システムの普及促進を図るため、電子化された浄化槽台帳システムを活用して維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の好事例について、事例集として取りまとめ全国の自治体への周知を行った。

（88）気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

（再掲　第２章１（19））

環境省においては、「気候変動適応法」に基づき公表する気候変動影響評価報告書において活用することを目的として、令和６年度には、科学的知見の収集・整理や評価方法の検討等を行った。また、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されていることから、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行った。

（89）災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図った。

（90）防災DXの推進

デジタル庁においては、住民支援のための防災アプリ開発・利活用を促進するため、優れたアプリやサービスについて、サービスマップやカタログなどの形で整理し、モデル仕様書を公表するなど、横展開に向けた取組を行った。

（91）防災分野のデータ連携基盤の構築

デジタル庁においては、住民支援のための防災アプリ開発・利活用を促進するため、関係府省庁と連携し、データ連携基盤の構築に向けた取組を行った。

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

（1）緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

（2）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう都道府県警察を指導した。

（3）消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

（4）地震・津波対策訓練

国土交通省においては、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施した。

※例年、9月1日の「防災の日」に際して実施している国土交通省地震防災訓練については災害対応のため中止した。

（5）津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施した。

（6）海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施した（後掲　第3章3-1（2））。

2-2 防災施設設備の整備

（1）広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った（後掲第3章3-2（1））。

（2）公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う指定避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化を推進した。

（3）庁舎設備の耐災害性の強化

財務省においては、老朽化の著しい設備の改

修により庁舎の耐災害性を強化し、税務行政の円滑な遂行の維持を図った。

（4）国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、国立大学等施設の老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行った（後掲　第５章2-3（１））。

（5）公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行った。

（6）私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援した。

（7）社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化や空調設備の整備について国庫補助を行った。

（8）医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

（9）独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替え等に取り組み、耐震性の向上を図った。

（10）治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した（後掲　第３章3-2（２）、4-2（１）、5-2（２）、6-2（３）、第４章２）。

（11）漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲　第３章1-2（16））
（後掲　第３章3-2（３））

（12）海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲　第３章3-2（４）、4-2（２）、第４章５）。

（13）農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

（14）官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化並びに災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策及び災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等を推進した。

（15）建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備した（後掲　第３章4-2（５））。

（16）盛土の安全確保対策の推進

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき地方公共団体が行う規制区域指定等のための基礎調査や、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去や擁壁設置等の対策を支援し、環境省においては、都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛

土に対する詳細調査及び支障除去等事業を支援した（後掲　第３章4-2（４））。

（17）地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全の確保等を図る都市安全確保促進事業の実施
・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（18）水道施設の耐震化等

国土交通省においては、地震災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するため、浄水場や管路等の水道施設において耐震化等を推進した。また、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和６年11月１日に結果を公表した。さらに、すべての地方公共団体に対して、緊急点検結果を踏まえた令和７年１月末までの「上下水道耐震化計画」の策定を要請した。

（19）下水道における震災対策

国土交通省においては、地震時においても下水道が果たすべき役割を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。また、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和６年11月１日に結果を公表した。さらに、全ての地方公共団体に対して、緊急点検結果を踏まえた令和７年１月末までの「上下水道耐震化計画」の策定を要請した。

（20）河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

（21）土砂災害の防止

国土交通省においては、地震により土砂災害が発生した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響や、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進した（後掲　第３章4-2

（７））。

（22）道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁及び同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施した。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、ＵＡＶ（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進した（後掲　第３章4-2（８））。

（23）不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

（24）住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

（25）帰宅困難者等の受入拠点施設整備の推進

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害時において、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を事前に確保するため、災害時の帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進した。

（26）老朽公営住宅の建替え等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

（27）港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送及び幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進した。

（28）総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、宅地耐震化推進事業による防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進した。

（29）情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進した。

（30）民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度及び固定資産税の特例措置により、民間事業者による耐震改修を支援した。

（31）鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保、一時避難場所としての機能の確保、社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進した。

（32）住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号）の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(33) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援した。

(34) 空港の耐震対策

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保、航空ネットワークの維持並びに背後圏経済活動の継続性確保及び首都機能維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施した。

(35) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災をはるかに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付した。

2-3 その他

(1) 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

内閣官房においては、災害時等における船舶を活用した医療提供の整備に向けた訓練・調査等による検証を行った。

(2) 地震対策の推進

内閣府においては、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における防災・減災対策の検討、大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討、中部圏・近畿圏直下地震の地震モデルの見直しに向けた検討等の取組を行った（後掲　第３章3-3（１））。

(3) 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の検証

内閣府においては、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の実効性の確保・向上を図るための調査・検討を行った。

(4) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法等を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進した。

(5) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定的な運用を行うとともに、他機関が保有する情報システムとの連携強化を図った（後掲　第３章3-3（２）、5-3（２））。

(6) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察等と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導した。

(7) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設を始めとする法務省施設について、老朽化対策と併せ、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進した。

（9）港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾ＢＣＰの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組んだ（後掲　第３章3-3（４）、4-3（17））。

（10）全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・提供を行った。

（11）北海道・三陸沖後発地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するか調査を開始した場合又は南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。令和６年８月の日向灘を震源とする地震に際し、南海トラフ地震臨時情報を運用開始後初めて発表した。

（12）緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

（再掲　第２章2-1（13））

気象庁においては、地震観測の結果を基に緊急地震速報、地震情報等を適時適切に発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努めた（後掲　第３章3-3（６））。

（13）巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、ＧＰＳ技術を用いた高低測量を実施し、海図水深の基準となる最低水面に係る情報を整備した。

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

（1）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策や災害警備活動に従事する警察官の安全確保等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

（2）海上保安庁における震災対応訓練等

（再掲　第３章2-1（６））

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、９月１日の「防災の日」及び11月５日の「津波防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した津波災害対応訓練等を実施した。

3-2 防災施設設備の整備

（1）広域防災拠点の維持管理

（再掲　第３章2-2（１））

（2）海岸防災林の整備

（再掲　第３章2-2（10））

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害・風害及び潮害の防備等の災害防止機能の発揮に加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した盛土による生育基盤の確保や植栽等の整備を進めた（後掲　第３章4-2（１）、5-2（２）、6-2（３）、第４章２）。

（3）漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲　第３章1-2（16）、2-2（11））

（4）海岸保全施設の整備

（再掲　第３章2-2（12））

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲　第３章4-2（２）、第４章５）。

（5）河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

（6）港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進した。

また、港湾労働者等が安全に避難できるよう、港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援に努めた。

（7）津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・千島海溝地震や日本海溝地震、南海トラフ地震などの地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（8）官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

3-3 その他

（1）地震対策の推進

（再掲　第３章2-3（２））

（2）総合防災情報システムの整備

（再掲　第３章2-3（５））
（後掲　第３章5-3（２））

（3）交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導した。

（4）港湾における災害対応力強化

（再掲　第３章2-3（９））
（後掲　第３章4-3（17））

（5）船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策の推進を図るため、令和５年度に引き続き、津波避難に必要な主要ポイントを選定したマニュアル様式「津波対応シート」を国土交通省ホームページに掲載し、活用を促した。

（6）津波警報等の発表、伝達

（再掲　第２章2-1（13）、第３章2-3（12））

気象庁においては、地震観測等の結果を基に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

（7）津波防災対策の推進

海上保安庁においては、千島海溝地震、日本海溝地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用した。

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

（1）治山事業の推進

（再掲　第３章2-2（10)、3-2（２））

農林水産省においては、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した（後掲　第３章5-2（２)、6-2（３)、第４章２)。

（2）海岸保全施設の整備

（再掲　第３章2-2（12)、3-2（４））

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した（後掲　第４章５)。

（3）総合的な農地防災対策

農林水産省においては、農村地域の防災力の向上を図るため、農業用ため池の防災・減災対策、農地等の湛水防除、地すべり防止対策など総合的な対策を推進した。

（4）盛土の安全確保対策の推進

（再掲　第３章2-2（16））

（5）建設機械の整備

（再掲　第３章2-2（15））

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

（6）河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるＭＰ（マルチパラメータ）レーダ雨量計等の整備を行うとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。また、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施した。

（7）土砂災害の防止

（再掲　第３章2-2（21））

国土交通省においては、人家や公共建物を保全する砂防設備及び地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

（8）道路における防災対策

（再掲　第３章2-2（22））

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や「道路構造令」（昭和45年政令第320号）等の見直し等を推進した。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進した。さらに、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施した。

（9）港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進した。

（10）気候変動を考慮した臨海部の強靱化

国土交通省においては、物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、岸壁・防潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が機能不全に陥るリスク、一つの港湾における被災の影響が広域的に波及するリスク等の増大に対応するため、官民が連携し、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化を推進した。

（11）下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進した。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った（後掲　第４章９）。

（12）風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（13）空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を実施した。

（14）港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進した。

（15）港湾等の漂流物対策の推進

国土交通省においては、令和３年８月海底火山「福徳岡ノ場」の噴火による軽石により航路等が埋塞したことも踏まえ、船舶の航行安全に資するよう、漂流物の回収体制の強化を推進した。

（16）住宅・建築物の風水害対策等の促進

国土交通省においては、風水害に対する住宅や建築物の防災性向上のため、住宅・建築物の風水害対策のための改修支援を行う事業を実施した。

4-3　その他

（1）土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、東京都とともに首都圏に

おける大規模水害からの広域避難の検討や、住民の主体的な避難行動の促進に向けた検討等の取組を行った。

（2）風水害に対する警備体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警備体制の強化を図った。

（3）風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

（4）災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

（5）山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

（6）要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図った。

（7）河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できる国土交通省ＸＲＡＩＮ（高性能レーダ雨量計ネットワーク）の精度の向上を図るとともに、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計、簡易型河川監視カメラなど、防災情報の迅速かつ的確な把握・提供のための情報基盤の整備を推進した。

（8）河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」ウェブサイトより河川の水位、リアルタイムなレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、洪水氾濫の危険性を、スマートフォン等を活用して住民に提供する洪水情報のプッシュ型配信を行うとともに、メディア等と「住民の自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を通じて、官民の連携を深めた。さらに、民間主導による技術開発を促進するため、レーダ雨量計で観測した解析処理前のデータを配信した。

（9）国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行った。

（10）流域治水の加速化・深化

国土交通省においては、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するととも

に、水害リスクを踏まえた特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進した（後掲　第４章１（１））。

（11）水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援した。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を分かりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図った。

（12）総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、ハード対策としての関係機関と連携した砂防堰堤等の施設整備並びにソフト対策としての都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定及び監視・観測・情報提供等を行う基盤整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策について支援を行った。また、「土砂災害防止法」に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において緊急調査を行い、被害が想定される区域等に関する情報の周知を図った。

（13）土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、６月を「土砂災害防止月間」、６月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知・点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施した。

（14）水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県・水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修及び水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

（15）地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

（16）鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進した。

（17）港湾における災害対応力強化

（再掲　第３章2-3（９）、3-3（４））

（18）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

（1）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

こども家庭庁においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。

（2）火山地域における治山事業の推進

（再掲　第３章2-2（10)、3-2（２)、4-2（１））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した（後掲　第３章6-2（３)、第４章２)。

（3）火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、緊急的に実施するハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の実行性を高めるための見直しを関連機関と連携して推進した。

5-3 その他

（1）火山災害対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の改正を踏まえ、火山防災対策に関する連携強化及び推進体制の検討、火山専門家の技術的支援、広域噴火災害対策の検討、各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進等の取組を行った。

（2）総合防災情報システムの整備

（再掲　第３章2-3（５)、3-3（２））

（3）活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、火山噴火に係る住民等避難への対応の支援や、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

（4）火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

（5）測地技術を用いた地殻変動の監視

（再掲　第２章2-1（11））

（6）火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害防止の観点から火山砂防ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

（7）噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼び掛けることで、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会における避難計画や噴火警戒レベルに係る共同検討を通じて警戒避難体制の整備を推進した。

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

（1）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

こども家庭庁においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担した。

（2）民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

（3）積雪地帯における治山事業の推進

（再掲　第３章2-2（10）、3-2（２）、4-2（１）、5-2（２））

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図った（後掲　第４章２）。

（4）冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪・防雪・凍雪害防止の事業を推進した。特に短期間の集中的な大雪時等においても人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼び掛け、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行った。また、除雪機械の自動化や、ＡＩによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図った。

（5）雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策を推進した。

（6）融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

（7）空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪・除雪機械等の整備を行った。

（8）除排雪時等の死傷事故防止

国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体を支援した。

6-3 その他

（1）雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示した。

（2）雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導体制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

（3）集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命・財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知・点検、避難訓練等を実施した。

（4）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・

解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

（2）海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

（1）林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行った。

（2）災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

（3）空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行った。

7-3 その他

（1）火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を行った。

- 火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
- 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
- 住宅防火対策の推進
- 消防法令に係る違反是正推進
- 消防の技術に関する総合的な企画立案
- 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
- 消防用設備等及びその点検における新技術導入の推進
- 火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

（2）林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。

（3）建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。また、建築物の火災安全改修に資する事業について補助を行った。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

（2）海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従

事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施した。

8-2 その他

（1）火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理・取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の推進及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示した。

（2）各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの推進及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示した。

（3）危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」（昭和23年法律第186号）に基づき、次の予防対策を推進した。

・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（ＡＩ・ＩｏＴ等の新技術を活用した効果的な危険物保安等の在り方の検討に要する経費）
・危険物施設の事故防止対策等
・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等
・危険物保安等における各種手続の電子申請化

（4）石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナートにおける事故防止及び被害軽減のための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図った。

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行った。

（5）産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

（6）高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査等及び保安教育指導並びに地方公共団体等担当者に対する研修等を行った。

（7）石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、石油精製プラント・ガス設備等における事故の減少を実現し、ひいては石油・ガス等の安定的な供給の確保へとつなげることを目指すため、石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施した。

（8）都市ガス分野における災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

経済産業省においては、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化するため、災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部の補助を行った。

（9）危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、危険物を海上輸送する際の安全確保のため、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価・検討を行うとともに、危険物を運送する船舶に対して、運送前の各種検査及び立入検査を実施した。

（10）危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、危険物専用の岸壁や桟橋における安全な荷役等について指導し、安全防災対策を推進した。また、船舶所有者、施設の設置者及び管理者に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

（11）沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

（12）漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備した。

（13）油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）に基づき、関係行政機関等の協力を得て国内の各種分野の専門家等に関する情報を一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供し得る体制を確保した。

9 原子力災害

9-1 教育訓練

（1）原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時に対応を行う防災業務関係者に対して、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進した。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究等を実施した。

（2）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示した。

（3）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

（4）放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質輸送の作業従事者等に対し、当該輸送に関する法令及び専門的知識等に係る講習会を実施した。

（5）海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、国が実施する原子力総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施した。

（6）環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

9-3 その他

（1）地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、地方公共団体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行った。

また、緊急時避難円滑化事業により避難の円滑化を推進した。

（2）放射線防護対策等の推進

内閣府においては、無理な避難をすることでかえって健康リスクが高まる要配慮者等が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避を安全に行うために、病院、社会福祉施設等に対

する放射線防護対策の支援等を実施した。また、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害時において、孤立するおそれのある指定避難所への備蓄物資の補強を実施した。

（3）原子力防災体制等の構築

内閣府においては、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染の資機材の相互融通に係る体制づくりの支援として、避難退域時検査及び簡易除染の資機材の効率的な相互融通に当たって、自治体を含む関係機関間で平時に確認を行う事項の例を整理した。

（4）食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q＆A」による情報提供等を行った。

（5）地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、地方消費者行政強化交付金により、地方公共団体の取組を支援した。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の地方公共団体への貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

（6）原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行った。

（7）海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質等の災害に対する防災訓練の指導等を行った。

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

（2）船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

（3）船員労働災害防止対策

国土交通省においては、「第12次船員災害防止基本計画」（令和５年１月策定）に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員労働災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

10-2 その他

（1）特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行った。

（2）労働災害防止対策

厚生労働省においては、「第14次労働災害防止計画」（令和５年３月策定）に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止を図った。

（3）鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」（昭和24年法律第70号）及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」（昭和48年法律第26号）に基づき、立入検査等を行った。

（4）ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気・ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査等を行った。

（5）外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の体制を整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（ＰＳＣ）を的確に実施した。

第４章　国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和５年７月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、令和５年度補正予算と一体として「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」も活用し、国土強靱化のための治水対策等を着実に進めるとともに、令和６年度に厚生労働省より移管された水道整備・管理行政について、上下水道一体の機能強化を推進した。

（1）流域治水の加速化・深化

（再掲　第３章4-3（10））

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進した。

（2）インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを推進した。

（3）防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するＤＸの推進

流域に関する様々なデジタルデータの取得、取得したデータの蓄積・共有及び知りたいことが一目で分かるようなデータの分析・可視化に関する技術開発を行い、流域治水の自分事化、インフラの整備・管理及び防災対策の省人化・高度化を推進した。

2 治山事業

（再掲　第３章2-2（10）、3-2（２）、4-2（１）、5-2（２）、6-2（３））

農林水産省においては、大雨の激化・頻発化等により、激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進した。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図った。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

（1）直轄事業

・直轄治山事業

継続16地区及び新規１地区について、民有林直轄治山事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続７地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施した（後掲　第４章3-1（１））。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山新技術等推進調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

（2）補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や公益的機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施した（後掲　第４章3-1（２））。

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

（1）直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

（再掲　第４章2-2（１））

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

（2）補助事業

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した。

・地すべり防止事業

（再掲　第４章2-2（２））

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において事業を実施した。

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、地すべりによる人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が指定する急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援した。

5 海岸事業

（再掲　第３章2-2（12）、3-2（４）、4-2（２））

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

（1）直轄事業

・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

（2）補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

7 災害関連事業

（1）農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施した。

（2）国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待で

きないと認められた場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

（3）環境省所管事業

環境省においては、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、自然公園等施設における事前防災対策を実施した。

8 地盤沈下対策事業

（1）地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施した。

・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用用排水施設を整備する等の事業を実施した。

（2）地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施した。

・地下水位観測調査

「工業用水法」（昭和31年法律第146号）に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

（3）低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、水準測量や人工衛星の観測データを用いたＳＡＲ干渉解析を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

（4）地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握するとともに、地下水データの整理・分析を行い、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。また、今後の地下水位観測、地盤変動観測等の観測手法の効率化・高度化の検討を行った。

さらに、地下水行政関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用する地下水データベースの保守・運用、修正等を行った。

（5）地下水・地盤環境対策

環境省においては、全国から地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表した。また、地盤沈下を防止しつつ、地中熱等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、持続可能な地下水の保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行った。

9 下水道における浸水対策

（再掲　第３章4-2（11））

10 その他の事業

（1）防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、492億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置した。また、地方公共団体が単独で実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、753億円の一般事業債（河川等事業）を措置した。また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に実施する自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に

関する地方単独事業について、4,664億円の緊急自然災害防止対策事業債を措置した。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について、1,211億円の緊急浚渫推進事業債を措置した。

（2）保安林等整備管理費

農林水産省においては、「全国森林計画」（令和５年10月13日閣議決定）等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

（3）休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。また、鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山における坑廃水処理施設の災害対策事業について補助を行った。

（4）鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進した。

（5）鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施及びそれに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進した。また、地域鉄道において、広域的・戦略的なインフラメンテナンス実現に向け、鉄道事業者の技術力向上及び業務体制の再構築を推進した。

（6）防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域や事前防災・減災対策を図る必要の生じた地域等76地区において、緊急的かつ機動的に予算を配分し、住民等の安全・安心の確保を図った。

（7）港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、「第２次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和３年６月18日策定）を踏まえた予防保全型の取組への転換を加速するため、新技術の活用を推進するなどして、計画的・集中的な老朽化対策を進めた。

（8）海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進した。

（9）一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、一般廃棄物処理施設の老朽化等による全国的な更新需要の集中によって、地域でのごみ処理能力の不足及び事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

（10）浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型汚水処理施設である合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行った。

第５章　災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 令和６年（2024年）７月10日からの大雨に対してとった措置

（１）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ18人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（２）環境省における対応

環境省においては、中国四国地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（３）警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、警察活動に関する調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（４）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和６年７月10日からの梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（５）国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、ドローン等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-2 令和６年（2024年）７月25日からの大雨に対してとった措置

（１）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ432人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（２）環境省における対応

環境省においては、東北地方環境事務所の職員及び人材バンク登録支援員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（３）警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（４）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和６年７月25日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（５）国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治

体の支援に努めた。

1-3 令和６年（2024年）台風第10号に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省緊急自然災害対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ68人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）環境省における対応

環境省においては、地方環境事務所（関東、中国四国、九州）の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（3）警察庁における対応

警察庁においては、特定災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（4）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和６年台風第10号についての警戒情報」を発出、台風第10号に関する関係閣僚会議及び特定災害対策本部会議の情報を提供し、災害対応に万全を期すよう呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（5）国土交通省における対応

国土交通省においては、特定災害対策本部を設置し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-4 令和６年（2024年）９月20日からの大雨に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ787人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）環境省における対応

環境省においては、本省及び中部地方環境事務所の職員、D.Waste-Netの専門家を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（3）警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（4）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「令和６年９月20日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すように呼びかけた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

さらに、石川県知事からの要請に基づき、緊急消防援助隊を派遣するとともに、消防庁職員を派遣した。

（5）国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次

災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-5 令和６年（2024年）11月９日からの大雨に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ６人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）環境省における対応

環境省においては、九州地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（3）警察庁における対応

警察庁においては、災害警備連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。

（4）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（5）国土交通省における対応

国土交通省においては、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-6 令和７年（2025年）岩手県大船渡市等の林野火災に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省情報連絡室及び林野火災対策本部を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ117人のＭＡＦＦ－ＳＡＴを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）環境省における対応

環境省においては、東北地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

（3）警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（4）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。岩手県大船渡市の林野火災においては延べ45人、愛媛県今治市の林野火災においては延べ９人の消防庁職員が、被災した地方公共団体等へ派遣され、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整等の業務に従事した。

1-7 その他の災害に対してとった措置

（1）非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和６年度に発生した災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

（2）災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

（3）災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

（4）緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第５項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、同法第49条の規定に基づき負担した。

（5）感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等に要する費用について負担した。

（6）災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

（7）自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上した。

津波警報・注意報の発表回数
（令和６年４月から令和７年３月）（気象庁）

大津波警報（発表総数）	津波警報（発表総数）	津波注意報（発表総数）
0	1	3

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数
（令和６年４月から令和７年３月）（気象庁）

緊急地震速報（警報）		緊急地震速報（予報）
地震動特別警報（発表総数）	地震動警報（発表総数）	地震動予報（発表総数）
3	8	849

※平成25年８月30日以降、緊急地震速報（震度６弱以上）が特別警報と位置付けられている。
※令和５年２月１日以降、長周期地震動階級４が予想される場合も特別警報と位置付けられている。

噴火警報・予報の発表回数
（令和６年４月から令和７年３月）（気象庁）

噴火警報（居住地域）（発表総数）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）（発表総数）	噴火予報（発表総数）
0	10	5

令和６年度災害派遣の実績

区分	件数	のべ現地活動人員	のべ車両（両）	のべ航空機（機）	のべ艦艇（隻）
風水害・地震等	11	約46,000	約3,100	約890	－
急患輸送	318				
捜索救助	2				
消火活動	34				
その他	12				
合計	377	約46,000	約3,100	約890	－

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

（1）治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

・補助事業

治山施設について、令和２年災害、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和３年災害の復旧を完了し、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

（2）河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害、令和２年災害、令和３年災害、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業を実施した。

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成30年災害、令和元年災害、令和２年災害、令和３年災害、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害の復旧事業を実施した。また、市町村が行う堆積土砂排除事業及び火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道、宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」（昭和24年法律第195号）に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設並びに国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等について、令和３年災害、令和４年災害、令和５年災害及び令和６年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が実施する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

2-3 文教施設等災害復旧事業

（1）国立大学等施設災害復旧事業

（再掲　第３章2-2（４））

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

（2）公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

（3）私立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた私立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

（4）公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立社会教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

（5）文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を

行った。

2-4 厚生施設災害復旧事業

厚生労働省においては、令和６年災害等に係る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

2-5 その他の災害復旧事業

（1）工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行った。

（2）公営住宅等災害復旧事業

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、令和元年から令和６年の災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

（3）鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

（4）海上保安施設の災害復旧事業

海上保安庁においては、災害により被害を受けた海上保安施設について、災害復旧事業を実施した。

（5）廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

（1）沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、被災した中小・小規模事業者及び農林漁業者に対し災害融資を行った。

（2）財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

厚生施設等災害復旧事業（令和６年度決算額）
厚生労働省においては、令和６年災害等に係る災害復旧事業を実施した。
各施設の内訳は以下のとおり。

（単位：千円）

区分 / 項目		６年度決算額（一般会計分）	６年度決算額（復興特会分）	合計
社会福祉施設		1,073,910	0	1,073,910
医療施設		1,010,854	0	1,010,854
うち	公的医療機関施設	128,216	0	128,216
	政策医療実施機関施設	837,526	0	837,526
	医療関係者養成施設	1,155	0	1,155
	看護師宿舎	22,856	0	22,856
	その他	21,101	0	21,101
保健衛生施設		144,709	678,993	823,702
合計		2,229,473	678,993	2,908,466

地方長期資金等の貸付
財政融資資金　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	239,087,300
東日本大震災復旧・復興事業分	0
合　　計	239,087,300

（3）日本私立学校振興・共済事業団の融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講じた。

（4）独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

（5）株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

（株）日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資（６年度）

（単位：件、千円）

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	5	46,400
令和２年７月３日からの大雨による災害	5	44,000
令和４年台風第14号による災害	－	－
令和４年台風第15号による災害	－	－
令和５年石川県能登地方を震源とする地震による災害	－	－
令和５年７月７日からの大雨による災害	2	6,000
令和５年台風第13号による災害	－	－
令和６年能登半島地震による災害	1,140	7,990,400
令和６年７月９日からの大雨災害	－	－
令和６年７月25日からの大雨	8	64,000
令和６年台風第10号に伴う災害	38	251,700
低気圧と前線による大雨に伴う災害	2	6,100
令和６年11月８日からの大雨	2	30,000
令和６年12月28日からの大雪	2	20,000
令和７年２月４日からの大雪	2	7,350
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	－	－
令和７年２月17日からの日本海側を中心とした大雪	－	－
令和７年岩手県大船渡市における大規模火災	－	－
令和７年３月23日に発生した林野火災	－	－
合計	1,206	8,465,950

（6）株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

（株）日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資（６年度）

（単位：件、百万円）

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	－	－
令和２年７月３日からの大雨による災害	－	－
令和４年台風第14号による災害	－	－
令和４年台風第15号による災害	－	－
令和５年石川県能登地方を震源とする地震による災害	－	－
令和５年７月７日からの大雨による災害	－	－
令和５年台風第13号による災害	－	－

令和６年能登半島地震による災害	42	2,600
令和６年７月９日からの大雨災害	–	–
令和６年７月25日からの大雨	2	56
令和６年台風第10号に伴う災害	–	–
低気圧と前線による大雨に伴う災害	–	–
令和６年11月８日からの大雨	–	–
令和６年12月28日からの大雪	–	–
令和７年２月４日からの大雪	–	–
令和７年２月17日からの日本海側を中心とした大雪	–	–
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	–	–
令和７年岩手県大船渡市における大規模火災	–	–
令和７年３月23日に発生した林野火災	–	–
合計	44	2,656

（7）被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

金融機関は、被災農林漁業者等に対して災害関連資金を融通しており、甚大な自然災害に係る当該災害関連資金について、金利負担を貸付当初５年間等軽減する措置を講じた。また、農業信用基金協会等は被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行っており、甚大な自然災害に係る当該資金について、保証料を保証当初５年間免除する措置を講じた。

（8）株式会社商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

（9）信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

通常の保証限度額とは別枠で融資額の100％を保証するセーフティネット保証４号については、「災害救助法」が適用された時点で発動を決定するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害について一定の要件を満たした場合、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100％を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

信用保証協会による信用保証の特例措置（令和６年度）
（単位：件、百万円）

災害名	セーフティネット保証４号・災害関係保証等	
	件数	金額
東日本大震災	2,135	59,139
令和２年７月３日からの大雨による災害	2	74
令和４年台風第14号による災害	2	26
令和５年石川県能登地方を震源とする地震	–	–
令和５年６月29日からの大雨による災害	–	–
令和５年７月７日からの大雨による災害	1	6
令和５年台風第６号による災害	–	–
令和５年台風第13号による災害	–	–
令和６年能登半島地震	3,225	65,746
令和６年７月９日からの大雨災害	5	18
令和６年７月25日からの大雨にかかる災害	19	366
令和６年台風第10号に伴う災害	50	1,174
低気圧と前線による大雨に伴う災害	3	27
令和６年11月８日からの大雨にかかる災害	–	–
令和６年12月28日からの大雪にかかる災害	1	10
令和７年２月４日からの大雪に係る災害	–	–
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	2	65
令和７年２月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害	–	–
令和７年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害	–	–
令和７年３月23日に発生した林野火災に係る災害	–	–
合計	5,445	126,652

（10）災害復旧高度化事業

都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

（11）小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」の適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金のうち、一定の範囲内で融資を行った。

（12）独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

（1）地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和６年度においては、１回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆6,586億円と定めて実施した。

（2）農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」（昭和22年法律第185号）に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補塡する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施した。

（3）漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補塡し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

・「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。
・「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

（4）森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、「森林保険法」（昭和12年法律第25号）に基づき、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補塡し、林業経営の維持安定を図るため、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政措置を行った。

（1）地方交付税による措置

a　特別交付税の交付　（単位：百万円）

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害関連経費	99,217	66,454	165,671

b　普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況　（単位：百万円）

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	94,095	45,482	139,577

c　普通交付税の繰上交付の状況　（単位：百万円）

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和6.7.18	市町村分	1,258	1	令和6年7月9日からの大雨
6.8.1	市町村分	8,116	14	令和6年7月25日からの大雨
6.8.5	市町村分	416	3	令和6年7月25日からの大雨
6.9.9	市町村分	23,317	34	令和6年台風第10号
6.9.30	市町村分	2,608	6	令和6年9月20日からの大雨
6年度計	県分	0	0	
	市町村分	35,715	58	
	合計	35,715	58	

d　特別交付税の繰上交付の状況（単位：百万円）

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和 7.1.22	市町村分	16,638	124	令和６年12月28日からの大雪
６年度計	県分	0	0	
	市町村分	16,638	124	
	合計	16,638	124	

（２）災害関係地方債の発行（予定）額状況（通常収支分）

（単位：百万円）

区分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	94,897.5	2,323.2	27,220.7	29,543.9	124,441.4
過年補助・直轄災害復旧事業	37,710.0	710.1	7,916.0	8,626.1	46,336.1
現年一般単独災害復旧事業	30,133.0	3,880.5	32,807.1	36,687.6	66,820.6
過年一般単独災害復旧事業	1,773.9	480.0	7,438.7	7,918.7	9,692.6
歳入欠かん等債	2,402.0	2,779.7	107,366.0	110,145.7	112,547.7
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	488.4	488.4	488.4
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	864.8	864.8	864.8
地方公営企業等災害復旧事業	452.0	852.5	8,846.6	9,699.1	10,151.1
火災復旧事業	0.0	235.9	224.2	460.1	460.1
合　　計	167,368.4	11,261.9	193,172.5	204,434.4	371,802.8

4　災害復興対策等

4-1　被災者生活再建支援金の支給

（１）被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は５分の４）の補助を行った。

（２）被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2　阪神・淡路大震災に関する復興対策

（１）震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」（平成７年法律第14号）に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90％にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

（２）被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

4-3　東日本大震災に関する復興対策

（１）個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

（２）復興庁における対応

復興庁においては、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業

（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島の復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への支援の継続に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

（3）震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分した。

（4）日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」により、原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。

（5）登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

・被災者のための登記相談業務の委託
・復興に伴う登記事務処理体制の強化

（6）人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災等の災害に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施した。

（7）農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

・災害復旧等事業
・森林整備事業
・災害関連融資
・福島県高付加価値産地展開支援事業
・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化
・原子力被災12市町村農業者支援事業
・農畜産物放射性物質影響緩和対策事業
・福島県農林水産業復興創生事業
・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
・特用林産施設体制整備復興事業
・水産業復興販売加速化支援事業
・農林水産分野の先端技術展開事業
・安全な木材製品等流通影響調査・検証事業
・福島県営農再開支援事業

（8）経済産業省の対策

経済産業省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
・福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興実用化開発等促進事業）
・福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業
・福島医薬品関連産業支援拠点化事業
・福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業
・原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
・地域の魅力等発信基盤整備事業
・放射線量測定指導・助言事業
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）
・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金
・中小企業再生支援事業
・東日本大震災復興特別貸付等
・福島再生加速化交付金

・福島国際研究教育機構関連事業

（9）厚生労働省の対策

厚生労働省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進事業
・医療保険者等への財政支援措置
・東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置
・東日本大震災の避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置
・生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付等
・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業
・医療・介護保険料等の収納対策等支援事業
・障害福祉サービスの事業再開支援事業
・災害復旧等事業

（10）国土交通省の対策

国土交通省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

・災害復旧等事業
・地域公共交通確保維持改善事業
・福島県における観光関連復興支援事業
・国営追悼・祈念施設整備事業
・災害公営住宅家賃低廉化事業
・東日本大震災特別家賃低減事業
・ブルーツーリズム推進支援事業
・福島再生加速化交付金
・社会資本整備総合交付金

4-4 平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進

熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援した。

4-5 平成29年（2017年）７月九州北部豪雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年７月九州北部豪雨を含む平成29年台風第３号及び梅雨前線による６月７日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

4-6 平成30年（2018年）７月豪雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年７月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた広島県において土砂災害対策を集中的に行った。

4-7 平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

4-8 平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

4-9 平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

4-10 令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

4-11 令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

4-12 令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県において土砂災害対策を集中的に行った。

・道路事業

広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

4-13 令和2年（2020年）7月豪雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、長野県において土砂災害対策を支援した。

・道路事業

豪雨により流出した熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、「道路法」（昭和27年法律第180号）に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の現地再建及び再度災害防止を目的に、大規模な豪雨災害による浸水被害を受けた熊本県八代市等において、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援した。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、被害を受けた事業者に対し、以下の事業を実施した。

・なりわい再建支援事業

甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-14 令和２年（2020年）台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

4-15 令和３年（2021年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

経済産業省の対策

経済産業省においては、以下の事業を実施した。

・中小企業施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）

令和３年福島県沖地震により甚大な被害を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-16 令和３年（2021年）７月１日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

4-17 令和３年（2021年）８月の大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた広島県において、土砂災害対策を集中的に行った。

4-18 令和４年（2022年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（2）経済産業省の対策

経済産業省においては、以下の事業を実施した。

・中小企業施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）

令和４年福島県沖地震により甚大な被害を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

（3）国土交通省の対策

・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した福島県の国道399号伊達橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

4-19 令和４年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた宮城県等において治水対策を行った。

4-20 令和４年（2022年）８月３日からの大雨等に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行った。

4-21 令和４年（2022年）台風第14号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・道路事業

国土交通省においては、台風により被災した熊本県の県道覚井一武線球磨大橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

4-22 令和４年（2022年）台風第15号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

4-23 令和５年（2023年）石川県能登地方を震源とする地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業
・森林整備事業

（2）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和５年石川県能登地方を震源とする地震により、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（石川県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-24 令和５年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第２号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた埼玉県等において治水対策を行った。

4-25 令和５年（2023年）梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた福岡県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

4-26 令和５年（2023年）７月15日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた秋田県等において治水対策を行った。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（秋田県、石川県及び福岡県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-27 令和５年（2023年）８月３日からの前線による大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

4-28 令和５年（2023年）台風第６号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・治山事業
・森林整備事業

4-29 令和５年（2023年）台風第７号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた京都府において、土砂災害対策を支援した。

4-30 令和５年（2023年）台風第13号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（福島県及び茨城県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-31 令和６年（2024年）能登半島地震に関する復興対策

（1）日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」により、地震災害に起因する生活上のトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。また、政令による指定を踏まえ、「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）に基づく被災者法律相談援助（弁護士等への資力を問わない法律相談）などの業務を実施した。

（2）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・治山事業

・森林整備事業

（3）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において、治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行った。

・道路事業

地震により被災した能越自動車道（国管理区間）や国道８号の復旧を実施したとともに、能越自動車道（石川県管理区間）及び国道249号沿岸部において、「道路法」に基づく直轄権限代行を実施した。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

・復興まちづくりの推進

被災市町における早期復興に向け、住民意向調査等の直轄調査を実施し、被災市町が作成する復興まちづくり計画の策定を支援した。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。
・観光復興に向けた支援
北陸４県での「北陸応援割」の実施等により、宿泊施設が通常通り営業可能な地域への風評被害を払拭し、旅行需要を下支えした。

（４）経済産業省の対策
経済産業省は、被害を受けた事業者に対し、以下の事業を実施した。
・なりわい再建支援事業
・地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）
・伝統的工芸品産業災害復興事業

4-32 令和６年（2024年）豊後水道を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

4-33 令和６年（2024年）５月27日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

4-34 令和６年（2024年）６月17日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

4-35 令和６年（2024年）６月21日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

（２）国土交通省の対策
・道路事業
国土交通省においては、大雨により被災した鹿児島県の国道226号や宮崎県の国道220号において、復旧工事を実施した。

4-36 令和６年（2024年）７月10日からの大雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

（２）国土交通省の対策
・道路事業
国土交通省においては、大雨により被災した鹿児島県の国道３号において、復旧工事を実施した。

4-37 令和６年（2024年）７月25日からの大雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施した。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた山形県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

・道路事業

大雨により被災した北海道の国道277号、山形県の東北中央自動車道や国道47号等において、復旧工事を実施した。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（山形県及び秋田県）を対象に、小規模事業者等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-38 令和６年（2024年）宮崎県日向灘を震源とする地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した宮崎県の国道220号において、復旧工事を実施した。

4-39 令和６年（2024年）台風第５号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

4-40 令和６年（2024年）台風第10号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた大分県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

・道路事業

大雨により被災した神奈川県の国道246号や山梨県の中部横断自動車道において、復旧工事を実施した。

4-41 令和６年（2024年）９月20日からの大雨に関する復興対策

（1）日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」により、豪雨災害に起因する生活上のトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。また、政令による指定を踏まえ、「総合法律支援法」に基づく被災者法律相談援助（弁護士等への資力を問わない法律相談）などの業務を実施した。

（2）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（3）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行った。

・道路事業

大雨により被災した石川県の国道249号沿岸部において、「道路法」に基づく直轄権限代行を実施した。

4-42 令和６年（2024年）11月１日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

4-43 令和６年（2024年）11月９日からの大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施した。

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・道路事業

国土交通省においては、大雨により被災した沖縄県の国道58号において、復旧工事を実施した。

4-44 令和７年岩手県大船渡市の林野火災に関する復興対策

（1）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた岩手県において、土砂災害対策を支援した。

（2）経済産業省の対策

経済産業省においては、「災害救助法」の適用を受けた市町村を有する都道府県（岩手県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-45 その他の災害に関する復興対策

（1）自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

（2）令和３年（2021年）５月豪雨に関する復興対策

国土交通省においては、豪雨により被災した岐阜県の県道松原芋島線川島大橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

（3）令和５年（2023年）12月地すべり災害に関する復興対策

国土交通省においては、地すべりにより被災した奈良県の国道169号において、「道路法」に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

第６章　国際防災協力

1 多国間協力

（1）国際関係経費

内閣府においては、第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及びアジア地域等における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

（2）新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるよう、我が国の取組を共有するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を実施した。

（3）原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施した。

（4）防災ＩＣＴシステムの国際展開の推進

総務省においては、地上デジタルテレビ放送日本式の災害情報機能である緊急警報放送システム（ＥＷＢＳ）、モバイルネットワークを通じて特定エリアの携帯電話に緊急警報を一斉配信するセルブロードキャストサービス（ＣＢＳ）、初期微動を検知し主要動到達の数十秒前に震源地及びマグニチュード等を計算する早期地震検知・解析技術等の日本の防災ＩＣＴシステム普及に係る調査・実証・導入の協力を行った。

（5）消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行った。

（6）日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図った。

（7）国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図った。

（8）国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（ＵＮＤＲＲ）への拠出等を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（ＯＣＨＡ）の活動等を支援した。

（9）衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星２号「だいち２号」（ＡＬＯＳ－２）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

（10）防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開を進めるため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動を支援した。

（11）気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星

画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

（12）北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

（13）油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）」への参画や、各国関係機関との油防除に関するオンライン会議システムを利用した会議及び訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進した。

2 二国間協力

（1）消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にＡＳＥＡＮ諸国を対象に開催し、消防防災能力の向上を図った。

（2）消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介・展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図った。

（3）「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（ＳＡＴＲＥＰＳ）」の防災分野における活用

外務省、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ＯＤＡ）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するＳＡＴＲＥＰＳを通じて、防災分野における協力を行った。

（4）防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、「防災協働対話」など両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する取組を引き続きインドネシア、ベトナム、フィリピン、トルコなどで実施した。また、新興国等を対象に、両国の近年の水害の状況、河川管理の体制、洪水対策等について情報交換や、今後の防災分野の協力に向けた意見交換を行うための会議を開催した。さらに、平成26年６月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「一般社団法人日本防災プラットフォーム」を活用した。

くわえて、日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術を活用し、アジア太平洋地域等を対象に水害リスク評価等を実施するとともに、水害リスクマップの試作を行った。

また、水防災に関する国際標準形成を推進するため、上記も含む二国間会議や国際会議の場を通じた調整を実施した。

国土地理院においては、「天然資源の開発利用に関する日米会議（ＵＪＮＲ）」地震調査専門部会を国内開催し、災害被害の軽減等に関する科学的な知見の米国との共有等を行った。

第3部

令和８年度の防災に関する計画

第１章
科学技術の研究
第２章
災害予防
第３章
国土保全
第４章
災害復旧等
第５章
国際防災協力
第６章
防災庁の設置・運営

概　要

1 科学技術の研究

防災・減災に係る研究開発及び千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害、火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

公的機関職員・一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制及び災害対応に係る整備並びに学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧・復興については、被災者生活再建支援金の支給、公共土木施設等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年３月に開催された第３回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力並びに国連・国際機関等への拠出により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

6 防災庁の設置・運営

我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、中長期的視点から防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災の推進や、発災時から復旧・復興までの災害対応における司令塔機能を発揮するため、令和８年中の「防災庁」の設置及びその施策の企画立案・実施体制の整備に取り組む。

令和８年度防災関係予算額等集計表

（単位：百万円）

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	国際防災協力	防災庁の設置・運営	計
内閣官房	(内数)	167	－	－	－	718	885
内閣府	49	20,996	－	4,139	371	1,305	26,860
警察庁	－	18,658	－	－	－	－	18,658
金融庁	－	－	－	50	－	－	50
消費者庁	－	(内数)	－	－	－	－	(内数)
こども家庭庁	－	(内数)	－	－	－	－	(内数)
デジタル庁	－	(内数)	－	－	－	－	(内数)
復興庁	－	－	－	449,243	－	－	449,243
総務省	－	270	－	－	(内数)	－	270
消防庁	463	9,838	－	10	82	－	10,393
法務省	－	20,028	－	19	－	－	20,047
外務省	－	－	－	－	470	－	470
財務省	－	7	－	126,238	－	－	126,245
文部科学省	3,940	6	－	427	(内数)	－	4,373
文化庁	－	2,314	－	(内数)	－	－	2,314
厚生労働省	－	1,979	－	2,652	－	－	4,631
農林水産省	－	1,169	33,768	128,191	－	－	163,128
経済産業省	－	5,630	2,215	－	－	－	7,845
国土交通省	219	6,653	33,556	24,969	181	－	65,578
気象庁	1,454	19,408	－	－	－	－	20,862
海上保安庁	121	160,740	－	43	3	－	160,907
環境省	－	2,331	43,093	280	(内数)	－	45,704
原子力規制庁	1,789	2,479	－	－	－	－	4,268
防衛省	－	730,395	－	1,436	－	－	731,831
防災庁	－	－	－	－	－	2,459	2,459
合計	8,035	1,003,068	112,632	737,697	1,107	4,481	1,867,020

（注）
1．令和８年度政府予算案における防災関係予算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
2．合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
3．「(内数)」は内数表記のみのため合計額を記載していない。
4．単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

第１章　科学技術の研究

1 災害一般共通事項

（１）情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行うほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献する。

（２）防災技術の研究開発の推進

内閣府においては、新たに防災技術への投資を拡大・重点化し、我が国の事前防災や災害対応の高度化を図るため、有識者会議を令和８年度から新たに開催し、防災技術のシーズやニーズ調査を踏まえ、研究開発等を推進すべき研究テーマを設定・提示する。

また、研究テーマについて、「事前防災対策総合推進費」による関係省庁が連携した分野横断的な研究開発等への支援や、民間等での研究開発等の促進など、技術開発等に係る効果的な推進方策を整理し、産官学の連携を図り、防災技術の研究開発を推進する。

（３）総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、令和８年度から開始した第７期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和８年３月27日閣議決定)、統合イノベーション戦略等に基づき、豊かで安全・安心な社会の実現に向けて、防災・国土強靭化関連技術の研究開発の推進を図る。

①戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）

「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ)」第３期の「スマート防災ネットワークの構築」において、引き続き衛星、ＡＩ、ビッグデータ、デジタルツイン等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人一人の確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を引き続き推進する。

②研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（ＢＲＩＤＧＥ）

「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（ＢＲＩＤＧＥ)」において、防災・減災機能強化を目的とした科学技術研究や危機管理技術の研究開発を含む各省庁の革新技術を、社会課題解決や新技術創出に活用し、研究成果の社会実装を引き続き推進する。

（４）防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、電波や光を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を迅速に把握するリモートセンシング技術に関する研究開発を進める。

（５）レジリエントＩＣＴに関する研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、強靱な社会インフラの構築に貢献するため研究開発及びその成果の普及・社会実装に継続的に取り組む。

（６）グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

（７）宇宙天気予報の高度化の推進

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、太陽活動等によって通信・放送・測位・航空・人工衛星などの社会インフラに支障を及ぼすおそれがあることから、宇宙天気予報の24時間365日運用、予報の毎日２回配信等を引き続き着実に実施するとともに、社会的影響を踏まえた新警報基準に基づく宇宙天気イベント通報（ＳＡＦＩＲ）について、閾値の基準が未策定の分野についても基準の策定を進める等、宇宙天気予報の高度化・利用拡大を一層進めていく。

（8）消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）により、ＡＩの活用を含めたＤＸに関する研究開発を始め、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発、「統合イノベーション戦略2024」（令和６年６月４日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

（9）災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁においては、土砂災害などの救助活動が困難で危険を伴う災害現場において要救助者を迅速かつ安全に救助できるようにするため、三次元計測やドローンなどを用いた現場状況の情報収集・分析・共有技術の研究開発並びに自力避難困難者の円滑かつ安全な避難方策及び消防職団員の殉職・受傷事故防止のための研究を行う。

（10）衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星２号「だいち２号」（ＡＬＯＳ－２）、先進レーダ衛星「だいち４号」（ＡＬＯＳ－４）等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

（11）デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、社会を構成する多様な主体が科学的知見に基づく適切な意思決定が行えるよう、防災・減災に係るデータの統合・流通基盤の整備、復旧・復興までのモデル化・シミュレーション技術の開発、ハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関するシミュレーションを活用した研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダクツを生成・利活用するための基盤整備を実施する。

（12）防災・減災のための基礎・基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震・津波・火山、気象・雪氷災害等やそれらが複合した災害の被害軽減に向けた研究開発を実施する。具体的には、陸海統合地震津波火山観測網（ＭＯＷＬＡＳ）のデータを活用した地震動等の情報を即時的・逐次的に提供するための研究開発、大地震・巨大地震の長期予測・推移予測のための研究開発、火山災害の即時・推移予測技術等の研究開発及びマルチセンシング技術・シミュレーション技術を活用した気象・雪氷災害の予測技術・ハザード評価技術の研究開発を実施する。

（13）農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成並びに作物の気象災害の防止技術に関する研究及び農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行う。

（14）漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行う。

（15）港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減及び復旧に関する研究開発課題に取り組む。

（16）港湾における研究開発に関する対策

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、災害による外力や老朽化による機能低下に対し、適切な評価を行う手法を開発することにより、港湾施設の整備等の効率化に取り組む。

（17）船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止に係る技術開発を進めることにより、海難事故を削減するため、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行う。

（18）災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機ＳＡＲ等を用いた、地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握及び迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

（19）自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行う。

（20）気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

（1）地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について　－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第３期）－」（令和元年５月31日地震調査研究推進本部決定）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

（2）南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

文部科学省においては、構築を完了した南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）から得られた観測データを地震・津波研究へ活用するとともに、気象庁の各種業務への活用を進める（後掲　第１章3-1（１））。

（3）海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）、南海トラフ海底地震津波観測網（Ｎ－ｎｅｔ）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（Ｓ－ｎｅｔ）を運用する。また、首都圏の揺れを詳細に観測し直下の地震活動等を高精度に把握することを目的とした首都圏地震観測網（ＭｅＳＯ－ｎｅｔ）を運用する（後掲　第１章3-1（２））。

（4）地震の発生及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第３次）の推進について（建議）」（令和５年12月22日科学技術・学術審議会決定）に基づいた５か年計画（令和６～10年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明、地震活動の予測、津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、南海トラフ沿いの巨大地震など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」により成果創出を目指す。

（5）地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、南海トラフ地震の評価手法高度化や他地域への展開及び広域連鎖災害への事前対策の加速を目指し、「南海トラフ地震等巨大地震災害の被害最小化及び迅速な復旧・復興に資する地震防災研究プロジェクト」

を実施する。

また、これまで蓄積されてきた多様かつ大規模な地震関連データ等を活用し、ＩｏＴ・ビッグデータ・ＡＩといった情報科学分野の科学技術を採り入れた調査研究等を行い、防災に資する高精度かつ迅速な地震評価及び被害予測・被害対策に結び付けることを目指し、「情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化（STAR-E NEXT プロジェクト）」を実施する。

（6）地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備及び海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施する。また、観測データを基に、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行う。さらに、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発する（後掲　第１章5-2（２））。

（7）活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形・地質学及び地球物理学的手法を用いて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

（8）海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行う（後掲　第１章3-1（３））。

（9）地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測や地震被害対策に貢献するため、都市が広がる平野域に関する地下地質の三次元モデル構築及び沿岸域に関する地質調査や地下断面の解析を通じ、地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を進める。また、過去の地震を再現できる高度化した震源断層モデルの開発や断層破壊メカニズムの解明を進める。

（10）防災・減災に資する地殻変動情報の抽出関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行う。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行う。

（11）測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるＧＮＳＳ連続観測や、人工衛星の観測データを用いたＳＡＲ干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する（後掲第２章5-3（４））。

（12）地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地殻活動・地震動の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進する（後掲　第１章3-1（４））。

（13）地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する（後掲　第２章2-3（14）、3-3（５））。

（14）海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域におけるＧＮＳＳ－音響測距結合方式の海底地殻変動観測、験潮による海域地殻変動監視観測及び人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動に伴う地殻変動の把握等を行う。

2-2 震災対策一般の研究

（1）都市のレジリエンス高度化に関する研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等により引き起こされる大規模災害に対して都市における社会経済活動が確実に継続できるレジリエントな社会を目指して、実大三次元震動破壊実験施設（Ｅ－ディフェンス）による震動実験及び震動実験を再現するシミュレーションを活用し、都市空間内の構造物等の特性が動的に変化する状態を定量的に評価する技術及びその評価結果を尺度にした都市のレジリエンスを向上させる技術の研究開発を行う。また、実験施設の保守・管理の推進及び利活用の促進並びに実験への支援を継続的に実施する。

（2）漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行う。

（3）農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池、パイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行う。

（4）巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、巨大地震や風水害等の自然災害に対する住宅・建築の損傷や倒壊防止等のための構造安全性等の確保に関する研究開発及び建築物や都市の継続使用性の確保に関する研究開発を行う。

（5）大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁や土工構造物を対象として、耐震性能評価に基づく被害予測の向上、耐震補強技術による被害の最小化及び致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行う。

（6）港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発及び地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する研究を行う。

（7）強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

（8）係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、令和６年能登半島地震により被災した係留施設の利用可否判断に時間を要する一方、給水支援や緊急物資輸送などの様々な形態での利用要請があったことを踏まえ、係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発に加え、地震後の係留施設における耐力の定量的な評価方法の標準化に関する研究を行う。

（9）大地震時における建築物の既製コンクリート杭の損傷低減に資する設計法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、近年の大地震時における既製コンクリート杭の破壊による建築物の継続使用性阻害に鑑み、大地震時における既製杭の損傷低減による建築物の継続使用確保に資するための研究を行う。

（10）戸建住宅の耐震性向上に資する改修方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、旧耐震基準による既存戸建住宅を対象に、地震の際に命を守るための最低限の耐震性確保及び生活の質を向上させる改修の組み合わせによる、耐震性向上に資する改修方策に関する研究を行う。

（11）地震直後の空港舗装における迅速な点検方法に関する研究開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震直後の空港での点検機材確保が困難となる状況を想定し、点検に適用できる機材の選択肢を増やすとともに、空港管理者が調達可能な機材に応じて点検を迅速に行うことを可能にすることを目的として、調達しやすい簡易な機材を前提とした滑走路勾配の迅速な計測方法及び舗装構造評価方法を開発することを目的とする研究を行う。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

（1）南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

（再掲　第１章2-1（２））

（2）海底地震・津波観測網の運用

（再掲　第１章2-1（３））

（3）海溝型地震評価の研究

（再掲　第１章2-1（８））

（4）津波に関する調査研究

（再掲　第１章2-1（12））

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データや予測データベース等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波・減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

3-2 津波対策一般の研究

（1）農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

（2）漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行う。

（3）積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海氷を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海氷の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行う。

（4）港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波漂流物リスクの脆弱性及び対策効果の定量的評価に関する研究を行う。

4 風水害対策

（1）リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風、水蒸気等を精密・迅速に計測するための電波や光を用いたリモートセンシング技術に関する研究開発及びゲリラ豪雨や線状降水帯などの災害対策に資する観測データの利活用手法に関する研究開発を行う。

（2）風水害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害・土砂災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダー技術等を活用したマルチ

センシング技術及び数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明及び観測技術に関する研究を進めるなど、気象災害の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施する。

（3）豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

（4）豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

（5）漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行う。

（6）水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等に貢献するため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行う。

（7）気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、気候変動に対応し治水・利水と環境が調和した河川の管理に貢献するため、流域・河道等の監視・評価及び外力増大と多様な流況に対応できる河道・河川構造物の設計・予防保全に向けた技術の開発を行う。

（8）顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等に貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定及び適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行う。

（9）水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ＩＣＨＡＲＭ）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究、効果的な能力育成、効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

（10）港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、機動的な高潮評価技術の開発、港内施設の設計波浪外力の算定法に関する研究及び海面上昇・波高増大が外郭施設に及ぼす影響に関する研究を行う。

（11）土石流・土砂流の二次元河床変動計算等による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土石流について氾濫範囲の相対的な危険度を示すための計算方法及び氾濫被害のおそれのあるエリアを示すための境界条件設定方法に関する研究を行う。

5 火山災害対策

5-1 火山調査研究の推進に関する取組

（1）火山調査研究推進本部

火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）においては、火山に関する観測、測量、調査、研究の推進についての総合的かつ基本的な

施策の立案及び火山に関する総合的な調査観測計画の策定についての検討を進める。文部科学省においては、火山調査研究推進本部の方針の下、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査、常時観測点の強化・運用及び火山噴出物分析センターの整備を行う。

（2）火山の機動観測体制の構築

文部科学省においては、火山調査研究推進本部の方針の下、国立研究開発法人防災科学技術研究所における、大学・研究機関等との協力による機動観測体制を構築し、火山噴火時など機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行う。

（3）火山の研究開発や火山専門家の育成・継続的な確保の推進

・即戦力となる火山人材育成プログラム

文部科学省においては、火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会提供、関連分野の研究者等の火山研究への参画促進、自治体・民間企業等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援等を行うことで、幅広い知識・技能を習得した即戦力となる火山研究・実務人材の育成を目指す。

・火山ハザード対策に向けた研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、令和８年度に「火山ハザード対策研究推進・開発事業」と「火山ハザード対策研究人材育成事業」を両輪とするプログラムを実施する。これにより、火山調査研究推進本部における効果的な火山評価の実現、火山噴火即時把握や火山ハザード対策に資する技術の開発及びそれらを担う高度な知見を有する火山研究者の育成を目指す。

5-2 火山災害対策一般の研究等

（1）火山噴火及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第３次）の推進について（建議）」に基づいた５か年計画（令和６～10年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明、火山噴火の発生や推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、大規模火山噴火など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」による成果創出を目指す。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火推移予測研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況把握等に資する地質調査及び噴火機構やマグマ準備過程をモデル化するための調査観測・実験的研究を行う。

（2）地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発

（再掲　第１章2-1（６））

（3）火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行う。

（4）火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山調査研究推進本部を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山現象に関する研究を推進する。

（5）海域火山の活動状況把握

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の温度分布、火山性変色水の分布等の調査や、測量船による海底地形調査を行い、海域火山基礎情報の整備及び提供を引き続き行う。

6 雪害対策

（1）雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動に伴い増加している集中豪雪や湿雪災害、雪崩、吹雪、着雪、屋根雪、道路雪氷等による雪氷災害を軽減するために、ステークホルダーとの協働により、ニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、降積雪

の量だけではなく質の把握に基づく雪氷災害に関するモニタリング技術及び面的予測モデル等の研究開発を実施する。

（2）雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件及び降雪・積雪状態並びに雪崩危険度の調査研究を行う。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行う。

（3）雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害の被害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行う。

（4）積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術、吹雪対策施設の性能評価及び防雪機能確保・向上技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行う。

7 火災対策

（1）火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・市街地火災等の大規模延焼火災による被害を抑制するための研究開発

大規模な地震直後の市街地同時多発火災に加え、大船渡市で発生したような林野火災など延焼火災による被害拡大を抑えるため、三次元空間データに対応した消防力運用シミュレーション、林野火災等における建物への飛び火火災警戒・防御、火災旋風発生予測モデルの大規模火災への適用及び社会変化に対応し持続可能な消防活動技術の研究開発を行う。

・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

近年急増する大規模倉庫では、ひとたび火災が発生し初期消火に失敗すると、急激な延焼拡大により消火が極めて困難な火災となる。実際、そのような火災は多発しており、消防隊員の殉職も起きている。このような火災に対処するため、区画火災のより安全で効率的で効果的な消火手法の研究開発及び開発した消火手法を実用化するための現有消防資機材を活かした資機材開発を行う。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲　第１章８（１））。

・火災原因調査及び火災避難の高度化に関する研究開発

精確な火災原因究明による火災予防及び火災による人的被害予防のため、近年各地で相次いで発生しているバイオマス発電所の火災及び急増する電気火災に対する火災原因調査能力の向上に関する研究及び大規模地震等の災害による長時間停電時の照明不十分な状況下での高層建物における避難時間推定方法の高度化に関する研究を行う。

・ＥＶ火災を対象とした道路トンネル内等消防活動困難空間における危険回避に関する研究

トンネルなどの消防活動困難な空間での電気自動車（ＥＶ）の火災に対して、安全な消防活動を実施可能にするために、電気自動車の燃焼性状・消火方法、漏洩ガスや濃煙を安全かつ効果的に除去する方法及びトンネル等での爆発現象・その周囲への影響の把握に関する研究を行う。

（2）林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

（3）建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、火災による被害の軽減等による住宅・

建築・都市の高度な火災安全性の確保に向けた技術に関する研究開発を行う。

（4）建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、高齢者、車いす使用者、妊婦等のいわゆる避難弱者が安心して建築物を利用できるよう、建築火災発生の際の避難時のバリアフリー化に関する避難安全設計ガイドラインを作成する。

（5）林野火災リスクに対応した市街地火災対策技術の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、林野火災による市街地・建築物への影響を定量的に評価し、対策を講ずるための研究開発を行う。

8 危険物災害対策

（1）危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

南海トラフ地震・首都直下地震などの大地震発生時の石油コンビナート区域等のエネルギー施設の地震被害の拡大抑止・軽減のため、大型石油タンクの想定大地震発生時の被害予測及び予測手法の高度化・高精度化の研究を行う。

・危険物貯蔵所における腐食等劣化に関する研究

グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）に関連する新たな物質及び石油類が危険物貯蔵所（石油タンク）を構成する部材である鋼板・内面コーティングの腐食・経年劣化に与える影響及びそのメカニズムを明らかにするための研究を行う。

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

（再掲　第１章７（１））

（2）爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安分野では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

9 原子力災害対策

（1）農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の汚染状況及び農作物等における放射性物質の移行動態の解明に関する研究を行う。

（2）原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震等を踏まえた知見を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

（3）原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を規制に反映するための新たな技術的な課題解決に取り組み、研究報告等に取りまとめ、公表する。

第2章　災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

（1）政府における訓練・研修

内閣府においては、９月１日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月５日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練等を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、「防災スペシャリスト養成」に資する研修等を実施する。

（2）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示する。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行うこととし、特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行う。

（3）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

こども家庭庁においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

（4）非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,200者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施する。

（5）災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の実施

総務省においては、災害多言語支援センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施する。

（6）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

（7）法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、ＩＰ無線機等で構成される法務省緊急連絡体制に基づく通信訓練を行う。

（8）防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーションスクール等の考え方を取り入れた防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築及び教職員に対する研修の実施に対して支援する。

（9）独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

（10）ＮＢＣ災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、ＮＢＣ（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にＮＢＣ災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

（11）日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する

経費について補助を行う。

（12）災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

（13）こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ることを目的としたＰＴＳＤ対策専門研修に対する補助を行う。

（14）災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修の補助を行う。

（15）災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンの養成及び技能維持のための研修を実施する。

（16）災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施する。

（17）事業継続計画（ＢＣＰ）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（ＢＣＰ）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施する。

（18）災害薬事コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う人員（災害薬事コーディネーター）を対象とした研修の補助を行う。

（19）国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員等を対象に、「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ〔隊長〕研修」、「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ〔班長・リエゾン〕研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

（20）気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。また、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

（21）海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練等を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、危険物専用の岸壁や桟橋の点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施する。

（22）防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処す

るため、陸海空自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸海空自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

1-2 防災施設設備の整備

（1）中央防災無線網の整備

内閣府においては、政府の迅速かつ円滑な災害対応に寄与するため中央防災無線網の維持運用を行うほか、地上系通信網の被害に影響されない通信の確保のため、衛星通信設備の更新等を行う。更新に当たり、設備配置の最適化を図るとともに新技術を活用する。

（2）準天頂衛星システムを活用した防災情報発信機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星システムによる災害関連情報の伝送機能を有する災害・危機管理通報サービス等の全国展開に向け普及を推進するとともに、確実な機能確保及び高度化に向けて必要な検討を進める。

（3）災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用車両等の更新整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

（4）災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

（5）防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

（6）電気通信設備の安全・信頼性の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進する。

（7）災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出しを行う。

（8）消防防災通信ネットワークの整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

（9）緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

（10）消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

（11）文化財の防災対策の推進

文化庁においては、「第１次文化財防災対策５か年計画」（令和７年12月策定）や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行う。

（12）災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害時の医療を確保

するため、災害拠点病院として必要な施設及び診療設備等の整備について補助を行う。

（13）広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの出勤状況、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣状況等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るためのシステムの整備等を行う。

（14）社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等や地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

こども家庭庁においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

（15）航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（ＳＣＵ）に必要な医療資機材設備の整備について補助を行う。

（16）漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う（後掲　第２章2-2（11）、3-2（３））。

（17）農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行う。

（18）緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進する。

（19）河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像、テレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するＩＰ統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（Ｋ－λ）及び衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットを順次導入していく。

（20）基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施する。

（21）「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図る。

（22）災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保

国土交通省においては、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。

（23）災害予防に関する融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、「地すべり等防止法」による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等を対象とした「地すべり等関連住宅融資」を実施するとともに、宅地防災工事資金融資により「宅地造成及び特定盛土等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」若しくは「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援す

る。

（24）気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）、地域気象観測システム（アメダス）及び次期静止気象衛星の整備等を行う。

（25）航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を推進する。

（26）巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行う。

（27）海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、危険・有害物質排出事故等に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処し得る体制を確保する。

（28）海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設等について、非常用電源設備の設置や情報通信体制の強化等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。

（29）地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

環境省においては、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等への自立分散型エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

1-3 災害危険地住宅移転等

（1）防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

（2）がけ地近接等危険住宅移転事業

国土交通省においては、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、ハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転を支援する。

1-4 その他

（1）国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月28日閣議決定）、「国土強靱化年次計画」及び「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）に基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するとともに、地方公共団体や民間の取組促進等を実施する。

（2）災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備

内閣府においては、災害時における船舶を活用した医療提供体制を整備するため、船舶活用医療人材の育成・確保、訓練の実施、有識者検討会による調査検討等を行う。

（3）実践的な防災行動推進事業

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年４月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日中央防災会議専門調査会報告）に基づき、個人、家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動・投資を息長く行う国民運動を展開するとともに、地域防災力の向上を推進するための地区防災計画の策定促進、全てのこどもが災害から命を守る能力を身に付けられるように実践的な防災教育・避難訓練の実施促進に取り組む。

（4）官民連携による被災者支援体制整備事業

内閣府においては、ＮＰＯや専門ボランティア団体、企業等の多様な被災者支援の担い手間の連携強化、活動環境の整備、活動支援情報共有の役割を担う災害中間支援組織の設置・機能強化等を図る。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を進める。

（5）事前防災対策総合推進費

内閣府においては、政府における災害対応の円滑な総合調整及び司令塔機能の強化に向け、防災技術の開発や社会実装の強化、関係省庁や地方公共団体との連携、地域防災力の強化などの事前防災対策に資する取組を支援する。

（6）社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画の評価や、霞が関地区の庁舎等での執行体制・執務環境の確保に向けた効率的・効果的な方策の検討、首都圏内外の代替拠点への一時的移転に関する政府の業務継続計画の実効性確保に向けた訓練等による課題検証を行う。また、地方公共団体における受援体制の構築の促進に向けたフォローアップ研修の実施等を行うとともに、地方公共団体の相互応援や民間団体の協力の確保に関する協定の締結を促進するため、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容をデータベース化し、検索・閲覧することができる「災害時応援協定システム」の保守・運用等を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、首都直下地震及び南海トラフ地震の基本計画見直し等を踏まえた企業ＢＣＰの課題に関する調査や、事業継続ガイドラインの見直しに向けた有識者検討会の企画運営、改定版の作成を行うとともに、改定版ガイドラインの普及及びＢＣＰ策定促進のための情報発信を行う。

（7）被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細かな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

（8）特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

（9）防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策を分かりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

（10）防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、有識者の意見を聴きながら、大規模地震（千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震）に係る各基本計画に掲げられた施策の進捗状況のモニタリングやそこから導かれる課題の把握を行い、減災目標の達成等に向けたフォローアップを行うとともに、地方公共団体等が作成する推進計画が、個々の地域の地理的・社会的特性を踏まえるなど実効性が確保された計画となるよう、地方公共団体等が直面し得る課題を解決するため、好事例等の調査・整理をし、横展開を図る。

（11）被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、地方自治体と連携し、避難生活環境改善に向けた訓練の実施など地域における事前防災の取組を推進する。

また、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画について、引き続き作成の更なる推進や実効性の確保を目指すとともに、取組が十分に進んでいない市町村を後押しするため、都道府県による市町村への支援体制を整備する。

さらに、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する「災害ケースマネジメント」をより一層推進する。

このほか、在宅避難を含めたマンション防災の実施体制の構築を推進するため、防災訓練を実施しているマンションの調査研究等を行い、マンション在宅避難に関するマニュアルの検討を進める。

（12）防災情報の収集・伝達機能の強化

内閣府においては、地震発災直後の被害推計及び地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

また、令和７年度から運用を開始した、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）について、平時からの保守・運用体制を確保する。

（13）自治体における事前防災力強化の支援事業

内閣府においては、防災力強化総合交付金により、地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分析に基づく災害リスク評価を通じた実効性の高い防災計画への見直しや、広域的な応援・受援体制の強化に向けた防災・減災に必要な資機材や運用体制の整備など、各地方自治体の取組の支援を行う。

また、内閣府に配置した各都道府県を担当する職員（「ふるさと防災職員」）及び各都道府県の窓口担当職員（「地域防災連携推進員」）等が連携し、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、地域における事前防災を推進する。

（14）プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施に必要な経費

内閣府においては、大規模災害時に被災地方公共団体での物資の調達が困難な場合に、国が、地方公共団体からの要請を待たず支援を行うプッシュ型支援に関し、必要となる経費の一部をあらかじめ予算化することにより、大規模災害時における被災地へのより迅速かつ確実なプッシュ型支援を実現する。

また、プッシュ型支援で供給した国の備蓄品を迅速に補充し、次なる大規模災害への備えを万全にする。

（15）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

内閣府においては、災害対応を行う地方公共団体や民間企業等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクＰＦ）の運営及びマッチングセミナー・ピッチを実施し、防テクＰＦへの地方公共団体・民間企業等の参加拡大及びマッチング・事業化促進を図り、防災分野への更なる先進技術導入の促進及び社会全体のレジリエンス強化に取り組んでいく。

（16）地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援する。

（17）防災分野における女性の参画促進事業

内閣府においては、地方防災会議や災害対応の現場などへの女性の参画拡大を図るため、自治体職員向けの研修を実施し、地域の女性防災リーダーとのネットワークを強化するための意見交換等を行う。

（18）大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や無人航空機（ドローン）を活用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害対策の強化を図る。また、令和７年から運用を開始した警察行政手続オンライン化システムに

よる緊急通行車両の確認に係る申出等の手続のオンライン化により、引き続き、当該手続の効率化を推進する。

（19）道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやＥＴＣ2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報を活用・提供するための広域交通管制システムを引き続き運用するほか、民間事業者が保有するプローブ情報を活用するなどして、災害時の交通情報提供の充実を図る。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、ＶＩＣＳ（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

（20）防災ＤＸの推進

デジタル庁においては、災害派遣デジタル支援チームの体制強化、防災分野のデータ流通促進、避難者状況把握のためのマイナンバーカード等の活用促進、防災アプリ開発・利活用の促進など防災ＤＸの取組を実施する。

（21）無線局における災害対策等

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備・予備電源の装備及び自家発電装置の設置等の停電対策並びに非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカバーする携帯電話の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間の停電対策等を求めている。

（22）災害情報自動集約ネットワークシステムの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の迅速かつ効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークシステムを運用する。

（23）災害情報共有システム（Ｌアラート）による災害情報の確実な伝達の推進

総務省においては、地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠なＬアラートについて、システムの信頼性等を強化するための整備を実施した上で運用を開始するとともに、Ｌアラートの利活用を推進するため、地方公共団体職員等の利用者を対象としたセミナーを開催する。

（24）放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる地上波テレビ、ラジオ及びケーブルテレビの放送ネットワークの強靱化を実現する。

（25）地域ＩＣＴ強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、災害時に地方公共団体等が臨時災害放送局の迅速な開設・運用を行えるよう、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時には地方公共団体等が行う送信点調査や開設・運用訓練に活用している。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体等が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。

（26）応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施等

総務省においては、平成30年３月から運用している応急対策職員派遣制度に関して、関係地方公共団体等と連携し、円滑に運用するための情報伝達・連携訓練を実施するとともに、同制度の応援において中心的役割を果たす「災害

マネジメント総括支援員等」の育成に向けた研修を実施する。また、甚大な被害が想定される千島海溝地震、日本海溝地震に備えアクションプランの策定に向けた検討を行う。

（27）全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるＪアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理等を行う。

（28）地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しが行われるよう、地域防災計画データベースの運用を通じた支援を行う。

（29）緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、緊急消防援助隊合同訓練の実施、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理等を行う。

（30）緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする切迫する大地震など、大規模な自然災害やＣＢＲＮＥ災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、「消防組織法」第50条に基づく国有財産等の無償使用制度を活用して、必要な車両及び資機材の整備を推進する。

（31）消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、女性や若者の入団促進などの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組の支援、消防団の装備・教育訓練の充実、自主防災組織の活性化の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。

（32）救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率の向上を図るため、救急車の適時・適切な利用の推進及び救急業務の円滑な実施・質の向上などに取り組む。

（33）救助技術高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウム及び高度化育成研修を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図るとともに、救助技術の普及を推進する。

（34）市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の運用や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行う。

（35）消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、惨事ストレスが危惧される消防職団員に対し、臨床心理士等で構成される緊急時メンタルサポートチームによるカウンセリングを実施することで、消防本部等における惨事ストレス対策について支援を行う。

（36）災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

（37）地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図ることを目的とした研修、市町村の受援計画の策定に向けた研修等

を行う。

（38）ドローンの活用推進

消防庁においては、消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するため「ドローン技術指導アドバイザーの育成研修」や「消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明取得支援」を実施するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部等の操縦者育成を図ることとしている。

（39）消防共有サイトシステムの運用・保守

消防庁の施策に係る情報を始め、各消防本部・消防学校等が実施している独自性に富む様々な取組や情報等について、双方向かつ横断的な収集・蓄積により相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できる「消防共有サイト」の安定的な稼働体制を確保する。

（40）消防の技術に関する総合的な企画立案

消防庁においては、消防分野における新技術の研究開発・実用化や現場導入を推進していくため、中長期的視点に立った消防技術戦略の在り方について消防技術戦略会議を開催して検討するとともに、消防機関と企業等の連携を促進するマッチング支援事業等を実施する。

（41）法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

（42）法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃走による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施する。

（43）文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全の確保等のため、水害対策や非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化、文教施設応急危険度判定士の養成、学校支援チーム員の資質向上等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

（44）災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

・国が又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び災害支援ナースの活動費

（45）災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し必要な福祉的支援を行うことができるよう、都道府県が関係団体等と災害福祉支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）のチーム員の養成研修等を実施する事業に対する補助を行う。

（46）災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

厚生労働省においては、委託により災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、都道府県の災害福祉支援ネットワークの機能強化及び災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）による支援の質の向上のため、平時には広域連携を推進するための支援等を実施し、災害時には各都道府県が行うＤＷＡＴ活動の支援や都道府県間の派遣調整を実施する。

（47）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）体制整備

厚生労働省においては、ＤＭＡＴの体制を整備するため、医師、看護師等に対するＤＭＡＴ隊員養成研修やＤＭＡＴ隊員に対する技能継続研修等を行うＤＭＡＴ事務局の運営について委託する。また、災害時に被災地の医療機関に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るための、ＤＭＡＴの運用調整等を実施する。

（48）予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において「予防接種法」に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組む。

（49）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）事務局体制整備

厚生労働省においては、ＤＰＡＴの活動能力保持のため、ＤＰＡＴ構成員に対する研修及び都道府県等への技術的支援等を行うＤＰＡＴ事務局の運営について委託する。

（50）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）体制整備

厚生労働省においては、ＤＰＡＴを整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助する。

（51）災害支援ナース体制整備

厚生労働省においては、災害支援ナースの体制を整備するため、災害支援ナース養成研修や災害支援ナース更新研修の企画を委託する。また、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整する体制整備を実施する。

（52）一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）事務局体制整備

厚生労働省においては、ＪＲＡＴの活動能力保持のため、都道府県等及びＪＲＡＴ隊員等に対する研修や技術的支援等を行うＪＲＡＴ事務局の運営について委託する。

（53）在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供機関等を対象とした事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援研修を実施する。

（54）独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

また、省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

（55）保健医療福祉調整本部における災害対応力強化

厚生労働省においては、大規模災害時における保健医療福祉活動の体制強化を図るため、大規模災害時に、都道府県の保健医療福祉活動を支援するための組織を厚生労働省に新たに立ち上げ、災害対応力を強化するとともに、訓練・研修等を通じて保健・医療・福祉の各活動チーム等による平時・災害時の連携強化に向けた取組を推進する。

（56）災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ24Ｈ）の整備

厚生労働省においては、災害時の保健・医療・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援するため、災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ24Ｈ）の保守運用及び研修・訓練を行う。

（57）山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供するほか森林土木事業の担い手を確保するための広報活動の取組等のソフト対策を推進する。

（58）防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災状況を迅速に把握することにより、地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況・被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備・保守運用を行う。

（59）中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定や実行に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、

事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援する。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が自ら策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき、防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行う。

(60) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を効率的に維持・管理する。

(61) 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にＬＰガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部等を支援する。

(62) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、サービスステーション（ＳＳ）の地下タンクの大型化に伴う入換、災害時にＳＳや被災地の重要施設等に燃料配送を行う油槽所等における自家発電設備の入替え、ＳＳの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援する。

(63) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるＬＰガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援する。

(64) 燃料等災害対応体制整備事業

経済産業省においては、Ｌ２クラスの津波による浸水被害が想定される製油所等において、必要な漂流物対策や当該対策を講ずるべき場所等に関する調査を実施する。

(65) 地籍整備の推進

国土交通省においては、引き続き、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献するため、今後災害が想定される地域において地籍調査を重点的に推進する。

(66) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の災害対応力の強化

国土交通省においては、大規模広域災害時にも自治体等を迅速かつ的確に応援できるよう、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の増強及び行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制の構築を進めるとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等が使用する資機材の充実等により、災害支援体制・機能を拡充・強化する。また、災害対応を行う職員の活動環境・処遇の改善を図る。

(67) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて分かりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

(68) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国等が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。

(69) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時における円滑かつ迅速な支援物資輸送体制の構築・強化を図るため、重要な物流施設における非常用電源設備の導入支援、地方公共団体と物流事業者等が連携して取り組む支援物資輸送訓練に対する支援等を実施する。

(70) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援する。

(71) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図る。

(72) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、第３次「自転車活用推進計画」（令和８年５月閣議決定）に基づき、災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。

また、災害や地域の特性を踏まえ、地方公共団体における災害時の移動手段としての自転車活用について情報収集及び発信を進める。

(73) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、「国土交通省防災・減災対策本部」において令和７年６月に取りまとめた「令和７年度　総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」（テーマ：災害対応力強化のための体制強化と多様な主体との連携の推進）に基づいて総力を挙げて防災・減災対策を推進するとともに、災害対応等を踏まえ、プロジェクトについて不断の見直しや改善を行い、防災・減災に関する取組の更なる充実・強化を図る。

(74) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、海面処分場の有効活用、広域な土地を有する港湾の災害廃棄物の仮置場としての利用及び港湾を拠点とした海上輸送による広域輸送が可能であることを踏まえ、関係省庁・関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(75) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進する。

(76) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等を可能とする体制を構築する。

(77) 災害時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する港湾施設の整備

国土交通省においては、特定利用港湾において、民生利用を主としつつ、災害時における自衛隊・海上保安庁の艦船の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

(78) 空港ＢＣＰの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港ＢＣＰ（Ａ２（Advanced/Airport）－ＢＣＰ）に基づいて対応する。また、訓練や定期検査などを実施し、必要に応じて空港ＢＣＰの見直しを行うなど、実効性の強化を図るとともに、被災地の空港の機能が停止又は低下した際に近隣の空港が代替空港としての役割を担うための、他空港との連携に関する検討を実施す

る。

(79) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、防災対策や災害時の応急活動の支援のため、平時から国土の変化に応じた電子国土基本図の更新や火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報等の防災地理情報の整備・更新を行う。

(80) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報や過去に起きた自然災害の教訓を後世に伝承するための自然災害伝承碑等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行う。

(81) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者の救助、洪水時の排水作業、河道閉塞箇所の把握等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図や斜面崩壊・土石流・堆積分布図等の災害状況を表した図の作成を行う。

(82) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」について普及促進に取り組むとともに、地域の災害時における観光危機管理の強化を支援する。

(83) 災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難や緊急輸送を確保するため、「踏切道改良促進法」に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道として指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置を確実に実施する取組を促進する。あわせて、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切についても、優先して開放する踏切の指定を進める。

(84) 道路啓開計画の実効性向上

国土交通省においては、道路啓開計画の実効性を向上するため、「道路法」等に基づき、地震・津波災害については、地方整備局が協議会の事務局に入って、地方公共団体と十分に連携を図りながら、都道府県単位の道路啓開計画の策定をする。火山災害及び雪害については、道路啓開計画を策定する。

(85) 防災に資する地理空間情報の整備及び利活用促進

国土交通省においては、ハザードエリア等の多様な情報を信頼性・統一性の高いＧＩＳデータとして提供する国土数値情報の整備を行うとともに、防災情報を含む不動産取引に役立つ情報を提供する不動産情報ライブラリの充実化・利便性向上等を行う。

(86) 気象庁による地域防災支援

気象庁においては、全国各地の気象台が、平時から地方公共団体に対し防災気象情報の利活用の促進を行うとともに、災害時には、首長等へのホットラインの実施、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの一員として活動するＪＥＴＴ（気象庁防災対応支援チーム）の派遣等により、地方公共団体の防災対応の支援を行う。

また、地方公共団体が行う平時における防災知識の普及や、災害時における避難情報の発令判断等を支援するため、気象・防災に関する専門的な知見を活かして地方公共団体で活動する気象防災アドバイザーの拡充を実施する。

(87) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び土砂キキクル・大雨キキクル等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。また、各種天気図や波浪、海流及び海氷の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

（88）走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、異常気象等時における大型船等の一定の船舶に対する湾外等の安全な海域への避難勧告や臨海部に立地する施設の周辺海域における錨泊制限等を実施する等走錨事故防止対策を推進する。

（89）万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、必要な連携方策の検討等を進める。

（90）動物の愛護及び管理事業

環境省においては、令和８年改訂の「人とペットの災害対策ガイドライン」等を活用し、市町村等の地方自治体及び一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携した災害対応訓練等を実施する。また、災害時にも活用される都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行う。

（91）浄化槽に係る災害対策の調査検討

環境省においては、浄化槽に係る災害対策の調査検討として、災害時の浄化槽被害対策に係るマニュアルの更新等に向けた調査検討や、平時からの広域的な支援体制の構築に関する調査検討を行い、対策方針の取りまとめを行うことで、災害対応力の強化に向けた取組を進める。

（92）災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図る。

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

（1）緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼び掛ける。

（2）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう指導する。

（3）消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

（4）地震・津波対策訓練

国土交通省においては、９月１日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施する。また、11月５日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施する。

（5）津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報、南海トラフ地震臨時情報等に係る業務の訓練を実施する。

（6）海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震・津波災害対応訓練等を実施する（後掲　第２章3-1（２））。

2-2 防災施設設備の整備

（1）広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲　第２章3-2（１））。

（2）公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う指定避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。

（3）庁舎及び合同宿舎等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

（4）国立大学等施設の整備

文部科学省においては、災害時においても教育研究活動の継続や学生教職員等の安全・安心を確保するとともに、地域の防災拠点として機能させるため、国立大学等施設の防災機能の強化等による耐災害性の強化のための支援を行う（後掲　第４章2-3（１））。

（5）公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行う。

（6）私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。

（7）社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化や空調設備の整備等について国庫補助を行う。

（8）医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

（9）独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の耐震化等に取り組み、耐震性の向上を図る。

（10）治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する（後掲　第２章3-2（２）、4-2（１）、5-2（２）、6-2（３）、第３章２）。

（11）漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲　第２章1-2（16））
（後掲　第２章3-2（３））

（12）海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等において気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備を重点的に実施する（後掲　第２章3-2（４）、4-2（２）、第３章

５）。

（13）農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

（14）建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備する（後掲　第２章4-2（５））。

（15）盛土の安全確保対策の推進

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき地方公共団体が行う盛土等に伴う災害の防止のための基礎調査、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去・擁壁設置等の対策を支援し、環境省においては、都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する支障除去等事業を支援する（後掲　第２章4-2（４））。

（16）地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全の確保等を図る都市安全確保促進事業の実施
・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（17）上下水道における震災対策

国土交通省においては、地震時においても上下水道が果たすべき役割を確保するため、重要な上下水道施設の耐震化等を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。また、令和７年６月に閣議決定した「第１次国土強靱化実施中期計画」においては、下水処理場やそれに直結する管路などの「急所」となる施設の耐震化、避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化などの施策が位置づけられ、地方公共団体が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場などの「急所」の耐震化等を計画的・集中的に推進する。

（18）河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

（19）土砂災害の防止

国土交通省においては、地震により土砂災害が発生した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響や、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進する（後掲　第２章4-2（７））。

（20）道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路の未整備区間の整備及び暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁及び同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施する。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、ＵＡＶ（無人航空機）や人工衛星による迅速な状況把握やビッグデータなども活用した「道路の被害状況等マップ」による被災状況の迅速な提供等の取組を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進する（後掲　第２章4-2（８））。

（21）不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

（22）住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

（23）帰宅困難者等の受入拠点施設整備の推進

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害時において、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を事前に確保するため、災害時の帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

（24）老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

（25）港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、能登半島地震や最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害時の緊急物資輸送等の海上支援ネットワークの形成のための防災拠点機能の確保や、幹線物流機能の維持のため、耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。

（26）総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により、防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進する。

（27）情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進する。

（28）鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保、一時避難場所としての機能の確保、社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。

（29）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

（30）耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融

資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援する。

（31）高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）の無利子化等

独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する【リ・バース60】を活用した耐震改修融資を無利子化・低利子化することにより、高齢者世帯の耐震改修を促進する。

（32）空港の耐震対策

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保、航空ネットワークの維持並びに背後圏経済活動の継続性確保及び首都機能維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。

（33）一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下地震、南海トラフ地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災をはるかに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付する。

2-3 その他

（1）地震対策の推進

内閣府においては、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における防災・減災対策、災害発生時の帰宅困難者対策、中部圏・近畿圏直下地震における地震モデルの見直しに向けた検討等の取組を行う（後掲第２章3-3（１））。

（2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の検証

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の実効性の確保・向上を図るための調査・検討を行う。

（3）大規模地震災害に係る分野横断的な災害リスク評価による防災対策の推進

内閣府においては、大規模地震に対する事前防災対策を推進するため、都道府県等が地域特性を踏まえて被害状況のシミュレーション等による定量・定性的な分析を行い、災害リスクを適切に評価するための手法の検討を行う。

（4）災害リスク評価手法の研究開発促進

内閣府においては、分野横断的な被害想定・災害リスク評価に係る分野について、大学・研究機関等による研究開発の促進に向けた取組を行う。

（5）都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法等を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進する。

（6）交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察等と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導する。

（7）建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設を始めとする法務省施設について、老朽化対策と併せ、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

（8）被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の

育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

（9）港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、地方港湾を含めた港湾ＢＣＰ・広域港湾ＢＣＰの策定・改訂や、それに基づく防災訓練の実施を図る等、災害対応力強化に取り組む（後掲　第２章3-3（３）、4-3（16））。

（10）防災拠点の迅速な利用可否判断に資する事前解析に係る支援

国土交通省においては、災害時における被災地への支援輸送を円滑に実施するため、防災拠点の一部を構成する港湾管理者が整備した岸壁を対象に、港湾管理者が実施する事前解析に対する支援を行う。

（11）大規模地震発生時における防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築のための計画策定

国土交通省においては、大規模地震発生時における海上輸送支援の実効性を向上させるため、物資ごとの需要量の想定、支援側港湾と受援側港湾の対応関係の明確化及び全国的な連携体制の整理といった防災拠点を核とした海上輸送支援体制構築に係る運用計画を策定する。

（12）全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・更新を行う。

（13）北海道・三陸沖後発地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、千島海溝・日本海溝沿い及び南海トラフの巨大地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、北海道・三陸沖後発地震注意情報、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

（14）緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

（再掲　第１章2-1（13））

気象庁においては、地震観測の結果を基に緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努める（後掲　第２章3-3（５））。

（15）巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、ＧＰＳ技術を用いた高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

（1）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策や災害警備活動に従事する警察官の安全等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

（2）海上保安庁における震災対応訓練等

（再掲　第２章2-1（６））

3-2 防災施設設備の整備

（1）広域防災拠点の維持管理

（再掲　第２章2-2（１））

（2）海岸防災林の整備

（再掲　第２章2-2(10)）

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害、風害及び潮害の防備等の災害防止機能の発揮に加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した盛土による生育基盤の確保や植栽等の整備を進める（後掲　第３章4-2（１）、5-2（２）、6-2（３）、第３章２）。

（3）漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲　第２章1-2（16）、2-2（11））

（4）海岸保全施設の整備

（再掲　第２章2-2（12））
（後掲　第２章4-2（２）、第３章５）

（5）河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

（6）港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。

また、港湾労働者等が安全に避難できるよう、港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。

（7）津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・千島海溝地震や日本海溝地震、南海トラフ地震などの地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

3-3　その他

（1）地震対策の推進

（再掲　第２章2-3（１））

（2）交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導する。

（3）港湾における災害対応力強化

（再掲　第２章2-3（９））
（後掲　第２章4-3（16））

（4）船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策推進を図るため、前年度に引き続き船舶運航事業者に対し津波避難マニュアルの改善や同マニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促していく。

（5）津波警報等の発表、伝達

（再掲　第１章2-1（13）、第２章2-3（14））

気象庁においては、地震観測等の結果を基に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

（6）津波防災対策の推進

海上保安庁においては、海底地形データの提

供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

4-2 防災施設設備の整備

（1）治山事業の推進

（再掲　第２章2-2（10)、3-2（２））

農林水産省においては、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する（後掲　第２章5-2（２)、6-2（３)、第３章２)。

（2）海岸保全施設の整備

（再掲　第２章2-2（12)、3-2（４））

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な地域において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等において気候変動を踏まえた高潮、波浪、侵食対策等を重点的に実施する（後掲　第３章５)。

（3）総合的な農地防災対策

農林水産省においては、農村地域の防災力の向上を図るため、農業用ため池の防災・減災対策、農地等の湛水防除、地すべり防止対策など総合的な対策を推進する。

（4）盛土の安全確保対策の推進

（再掲　第２章2-2（15））

（5）建設機械の整備

（再掲　第２章2-2（14））

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

（6）河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるＭＰ（マルチパラメータ）レーダ雨量計等の整備を行うとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。また、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施する。

（7）土砂災害の防止

（再掲　第２章2-2（19））

国土交通省においては、人家や公共建物を保全する砂防設備及び地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

（8）道路における防災対策

（再掲　第２章2-2（20））

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路の未整備区間の整備及び暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や「道路構造令」等の見直し等を推進する。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進する。さらに、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施する。

（9）港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。

（10）「協働防護」による港湾における気候変動適応

国土交通省においては、様々な関係者が集積

する港湾において気候変動への適応を図るため、すべての関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」を推進する。

「協働防護」の推進に当たっては、気候変動に対する共通の目標等を定める「協働防護計画」作成のための港湾管理者への補助や一定の基準を満たす民有護岸の嵩上げ等に対する固定資産税の特例措置を始めとした支援を行う。

（11）下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進する。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせた総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る（後掲　第３章９）。

（12）風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施
・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場、周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（13）空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を実施する。

（14）港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。

（15）港湾における埋塞対策の推進

国土交通省においては、令和３年８月海底火山「福徳岡ノ場」の噴火による軽石により航路等が埋塞したことも踏まえ、引き続き船舶の航行安全に資するよう、漂流物対策を推進するとともに豪雨による大規模出水時等に備えた浚渫を実施し、海上交通ネットワークを維持する。

（16）住宅・建築物の風水害対策等の促進

国土交通省においては、風水害に対する住宅や建築物の防災性向上のため、住宅・建築物の風水害対策のための改修支援を実施する。

4-3 その他

（1）土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、首都圏等における大規模水害時の広域避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討等の取組を行う。

（2）風水害に対する警備体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警備体制の強化を図る。

（3）風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

（4）災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年１月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

（5）山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（５月20日から６月30日まで）を実施する。

（6）要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図る。

（7）河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できる国土交通省ＸＲＡＩＮ（高性能レーダ雨量計ネットワーク）の精度向上を図るとともに、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計、簡易型河川監視カメラ、浸水センサなど、防災情報の迅速かつ的確な把握・提供のための情報基盤の整備を推進する。

（8）河川情報・洪水情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」等のウェブサイトによりリアルタイムのレーダ雨量、河川水位、洪水予報、河川カメラ画像等を提供する。また、河川水位等の河川情報をデータ配信し、民間企業やメディア等と連携し、ウェブサイトやアプリ等を通じて、住民の避難行動等に資する河川情報の提供を推進する。

（9）流域治水の加速化・深化

国土交通省においては、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、事前防災対策を加速するとともに、分かりやすい避難情報の提供や住まい方の工夫などあらゆる関係者が協働し、流域全体でハード・ソフト一体となった対策を総動員する「流域治水」を推進する（後掲　第３章１（１））。

（10）水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、「水防法」に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災

害に係るハザードマップの作成・公表を支援する。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を分かりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図)」について内水を考慮したものを新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図る。

（11）総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産、地域経済を牽引する「産業」・「なりわい」等への被害の防止・軽減に資することを目的として、ハード対策としての関係機関と連携した砂防堰堤等の施設整備及びソフト対策としての都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定及び監視・観測・情報提供等を行う基盤整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策について支援を行う。また、「土砂災害防止法」に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において緊急調査を行い、被害が想定される区域等に関する情報の周知を図る。

（12）土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、６月を「土砂災害防止月間」、６月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知・点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施する。

（13）水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県・水防管理団体等とともに実施する各種の行事・活動、市町村等職員に対する水防研修及び水防団員に対する水防技術講習会を引き続き実施する。

（14）地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

（15）鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害について、貨物鉄道ネットワークも含め適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進する。

（16）港湾における災害対応力強化

（再掲　第２章2-3（９)、3-3（３））

（17）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び土砂キキクル・大雨キキクル等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

（１）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

こども家庭庁においては、「活動火山対策特別措置法」の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

（2）火山地域における治山事業の推進

（再掲　第２章2-2（10)、3-2（２)、4-2（１））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する（後掲　第２章6-2（３)、第３章２)。

（3）火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における土砂災害による人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、緊急的に実施するハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の実行性を高めるための見直しを関連機関と連携して推進する。

5-3 その他

（1）火山災害対策の推進

内閣府においては、「活動火山対策特別措置法」の改正を踏まえ、火山防災に関する連携強化及び推進体制の検討、火山専門家による技術的支援、広域噴火災害対策の検討、各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進、火山防災に携わる人材育成の推進等の取組を行う。

（2）活動火山対策の推進

消防庁においては、避難施設や避難情報伝達手段の整備を推進するとともに、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

（3）火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

（4）測地技術を用いた地殻変動の監視

（再掲　第１章2-1（11））

（5）火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害防止の観点から火山砂防ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

（6）噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼び掛けることで、災害の防止・軽減に努めるとともに、火山防災協議会における避難計画や噴火警戒レベルに係る共同検討を通じて警戒避難体制の整備を推進する。また、大規模噴火時に広域に降り積もる火山灰に関し、火山灰予測情報の改善に向けた取組を行う。

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

（1）民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

こども家庭庁においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

（2）民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入する。

（3）積雪地帯における治山事業の推進

（再掲　第２章2-2（10)、3-2（２)、4-2

（1）、5-2（2））
農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る（後掲　第３章２）。

（4）冬期における道路交通の確保
国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪・防雪・凍雪害防止の事業を推進する。特に短期間の集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼び掛け、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行う。また、除雪機械の自動化や、ＡＩによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図る。

（5）雪に強いまちづくりの推進
国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

（6）融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等
国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

（7）空港の雪害防止
国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪・除雪機械等の整備を行う。

（8）除排雪時等の死傷事故防止
国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体を支援する。

6-3 その他

（1）雪害予防のための広報啓発活動
警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示する。

（2）雪害対策の推進
消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導体制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

（3）集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動
国土交通省においては、雪崩災害による人命・財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知・点検、避難訓練等を実施する。

（4）予報、警報その他の情報の発表及び伝達
気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練
消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

（2）海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育及び関係機関と連携した消防訓練を実施する。

7-2 防災施設設備の整備

（1）林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を推進する事業及び消火活動にも活用できる山火事防止施設を備えた林道や延焼防止に資する防火林帯や防火線の整備等を行う。

（2）災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

（3）空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

7-3 その他

（1）火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- 火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
- 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
- 住宅防火対策等の推進
- 消防法令に係る違反是正推進
- 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
- 火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

（2）林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発に努める。

（3）建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

また、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全対策改修に対する支援を行う。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

（2）海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施する。

8-2 その他

（1）火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理・取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の推進及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示する。

（2）各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの推進及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示する。

（3）危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（ＡＩ・ＩｏＴ等の新技術を活用した効果的な危険物保安等の在り方の検討）
・危険物施設の事故防止対策等
・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等
・危険物保安分野における各種手続のデジタル化

（4）石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、ＰＦＡＳに関する規制に対応した、大型石油タンクの全面火災の消火に有効な泡消火薬剤及び消火システム等の導入について検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図る。

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行う。

（5）産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

（6）高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査等及び保安教育指導並びに地方公共団体等担当者に対する研修等を行う。

（7）都市ガス分野における災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

経済産業省においては、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化するため、災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部の補助を行う。

（8）危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、危険物を海上輸送する際の安全確保のため、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価・検討を行うとともに、危険物を運送する船舶に対して、運送前の各種検査及び立入検査を実施する。

（9）危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、ふくそう海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、危険物専用の岸壁や桟橋における適切な荷役等について指導し、安全防災対策を推進する。

（10）沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

（11）漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

（12）油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）に基づき、関係行政機関等の協力を得て国内の各種分野の専門家等に関する情報を一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供可能な体制を確保する。

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

（1）原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時に対応を行う防災業務関係者に対して、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進する。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究を実施する。

（2）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示する。

（3）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

（4）放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質輸送の作業従事者等に対し、当該輸送に関する法令、専門的知識等に係る講習会を実施する。

（5）海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施する。

（6）環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施する。

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

9-3 その他

（1）地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業）

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。また、緊急時避難円滑化事業により避難の円滑化を着実に推進する。

（2）原子力防災体制等の充実化

内閣府においては、原子力防災に係る国内外の最新動向の調査研究等を行い、必要に応じて関係施策への反映を検討するとともに、有用な知見を整理し発信することで、地域における原子力防災体制の充実・強化を図る。

（3）食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催、「食品と放射能Q＆A」による情報提供等を行う。

（4）地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、地方消費者行政強化交付金により、地方公共団体の取組を支援する。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

（5）原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行う。

（6）海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質等の災害に対する防災訓練の指導等を行う。

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

（1）消防庁における教育訓練

消防庁においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

（2）船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、関係団体等と協力の上、安全衛生に関する意識の向上を図る。

（3）船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第12次「船員災害防止基本計画」（令和５年１月策定）に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、「船員災害防止実施計画」を作成し、各船舶所有者による自主的な船員労働災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

10-2 その他

（1）特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行う。

（2）労働災害防止対策

厚生労働省においては、「第14次労働災害防止計画」（令和５年３月策定）に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における化学物質による災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

（3）鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査等を行う。

（4）ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気・ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査等を行う。

（5）外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の体制を整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（ＰＳＣ）を的確に実施する。

第３章　国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、気候変動の影響や激甚化・頻発化する水災害の被害を踏まえ、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく令和７年度補正予算も一体的に活用し、国土強靱化のための治水対策等を着実に進める。

（1）流域治水の加速化・深化

（再掲　第２章4-3（９））

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、事前防災対策を加速するとともに、分かりやすい避難情報の提供や住まい方の工夫などあらゆる関係者が協働し、流域全体でハード・ソフト一体となった対策を総動員する「流域治水」を推進する。

（2）老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現する。

（3）維持管理分野、防災・減災分野におけるＤＸの推進

流域に関する様々なデータの取得・作成、蓄積・連携及び分析・可視化を一体的かつ効率的に行うための技術開発やプラットフォームの構築、デジタル技術の実装等を行い、インフラの整備・管理の効率化・高度化、総合的かつ多層的な防災・減災対策の実施、災害対応の省人化・迅速化及び防災情報の高度化を図り、防災・減災ＤＸを推進する。

2 治山事業

（再掲　第２章2-2（10）、3-2（２）、4-2（１）、5-2（２）、6-2（３））

農林水産省においては、大雨の激化・頻発化等により、激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進する。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図る。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次の民有林治山事業を実施する。

（1）直轄事業

・直轄治山事業

継続17地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続７地区及び新規１地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施する（後掲第３章3-1（１））。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山新技術等推進調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施する。

（2）補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や公益的機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する（後掲　第３章3-1（２））。

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の地すべり対策事

業を実施する。

（1）直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

・直轄地すべり防止事業

（再掲　第３章2-2（１））

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

（2）補助事業

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

・地すべり防止事業

（再掲　第３章2-2（２））

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において事業を実施する。

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、地すべりによる人命・財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が指定する急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援する。

5 海岸事業

（再掲　第２章2-2（12）、3-2（４）、4-2（２））

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な地域において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等において気候変動を踏まえた地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に実施する。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

（1）直轄事業

・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

（2）補助事業

・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

7 災害関連事業

（1）農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

（2）国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合

併して新設又は改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

（3）環境省所管事業

環境省においては、「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づき、自然公園等施設における事前防災対策を着実に実施する。

8 地盤沈下対策事業

（1）地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施する。

・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用用排水施設を整備する等の事業を実施する。

（2）地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施する。

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

（3）低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、水準測量や人工衛星の観測データを用いたＳＡＲ干渉解析を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

（4）地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握するとともに、地下水データの整理・分析を行い、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行う。さらに、地下水行政関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用する地下水データベースの保守・運用、修正等を行う。

（5）地下水・地盤環境対策

環境省においては、全国の地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表する。また、地盤沈下を防止しつつ、地中熱等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、持続可能な地下水の保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行う。

9 下水道における浸水対策

（再掲　第２章4-2（11））

10 その他の事業

（1）緊急自然災害防止対策事業債等

総務省においては、地方公共団体が自然災害を未然に防止するために行う地方単独事業を防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とするとともに、河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等の地方単独事業を一般事業債（河川等事業）の対象とする。また、「第１次国土強靭化実施中期計画」と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に関する地方単独事業について緊急自然災害防止対策事業債の対象とする。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について緊急浚渫推進事業債の対象とする。

（2）保安林等整備管理費

農林水産省においては、「全国森林計画」（令和５年10月13日閣議決定）等に基づき保安林

の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

（3）休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

（4）鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進する。

（5）鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施及びそれに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。また、地域鉄道において、広域的・戦略的なインフラメンテナンス実現に向け、鉄道事業者の技術力向上、業務体制の再構築を推進する。

（6）防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが急遽高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中に事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に事業を実施し、防災・減災対策を強化する。

（7）港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月策定）を踏まえた予防保全型の取組への転換を加速するため、新技術の活用を推進するなどして、計画的・集中的な老朽化対策を進める。

（8）海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、気候変動を踏まえた海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進する。

（9）一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、一般廃棄物処理施設の老朽化等による全国的な更新需要の集中によって、地域でのごみ処理能力の不足及び事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の適切な更新や改修を支援することで、地域住民の安全・安心を確保する。

（10）浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型汚水処理施設である合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行う。

第４章　災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上している。

1-2 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和８年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行う。

1-3 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第５項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、同法第49条の規定に基づき負担する。

1-4 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

1-5 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

1-6 災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の運用

内閣府においては、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化しておき、発災時に被災自治体のニーズに応じて迅速に提供をする災害対応車両登録制度を推進する。

1-7 その他の災害応急対策

（１）感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等に要する費用について、負担する。

（２）災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

（１）治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。さらに、漁港施設について、令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

・補助事業

治山施設について、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

（2）河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、令和３年災害、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、令和４年災害、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図るとともに、市町村が行う堆積土砂排除事業及び火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道、宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等について、令和６年災害、令和７年災害及び令和８年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が実施する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

2-3 文教施設等災害復旧事業

（1）国立大学等施設災害復旧事業

（再掲　第２章2-2（４））

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

（2）公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

（3）文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

2-4 その他の災害復旧事業

（1）工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行う。

（2）公営住宅等災害復旧事業

国土交通省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた既設公営住宅等の復旧事業に対し、補助を行う。

（3）鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う豪雨等により被害を受けた鉄道施設の災害復旧事業に対して「鉄道軌道整備法」（昭和28年法律第169号）に基づく補助を行うとともに、特に、大規模な災害により甚大な被害を受けた鉄道施設の災害復旧事業に対しては、より強力に支援する。

（4）海上保安施設の災害復旧事業

海上保安庁においては、災害により被害を受けた海上保安施設について、復旧事業の円滑な実施を図る。

（5）廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

（6）自然公園等施設災害復旧事業

環境省においては、災害により被害を受けた自然公園等施設を地方公共団体が原形に復旧する事業に対して補助を行う。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

（1）沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

（2）日本私立学校振興・共済事業団の融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講ずる。

（3）独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

（4）被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

金融機関は、被災農林漁業者等に対して災害関連資金を融通しており、甚大な自然災害に係る当該災害関連資金について、金利負担を貸付当初５年間等軽減する措置を講ずる。

また、農業信用基金協会等は被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行っており、甚大な自然災害に係る当該資金について、保証料を保証当初５年間免除する措置を講ずる。

（5）株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資

株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等に対し、必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

（6）株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

（7）株式会社商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、プロパー融資により運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害であって特に中小企業への影響が大きい場合については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

（8）信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には「災害救助法」が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100％を保証するセーフティネット保証４号を適用する。

また、激甚災害の指定を受けた災害について一定の要件を満たした場合、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100％を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

（9）独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

（1）地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和８年度においては、１回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆5,553億円と定めて実施する。

（2）農業保険

農林水産省においては、「農業保険法」に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補塡する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施する。

（3）漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補塡し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。
・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害の賠償責任等に関する保険事業を実施する。

（4）森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、「森林保険法」に基づき、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について令和８年度地方債計画（通常収支分）において1,127億円を計上している。

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

（1）被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額を補助する。

（2）被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90％にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

4-3 東日本大震災に関する復興対策

（1）被災者支援

復興庁等関係省庁においては、被災者の心のケア、被災した子どもに対する支援など、きめ細かな支援を実施する。

（主な事業）
①被災者支援総合交付金
②緊急スクールカウンセラー等活用事業
③被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配
④被災者生活再建支援金補助金
⑤地域医療再生基金

（2）住宅再建・復興まちづくり

復興庁等関係省庁においては、災害公営住宅の家賃低減のほか、道路事業や災害復旧等の支援を継続する。

（主な事業）
①家賃低廉化・特別家賃低減事業
②社会資本整備総合交付金
③森林整備事業
④災害復旧事業

（3）産業・生業（なりわい）の再生

復興庁等関係省庁においては、福島県の営農再開に向けた取組を強化するとともに、水産業、観光等への支援を継続する。被災12市町村などへ進出した企業への支援を実施する。
（主な事業）
①福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
②福島県農林水産業復興創生事業
③漁業・養殖業復興支援事業
④被災地次世代漁業人材確保支援事業
⑤水産業復興販売加速化支援事業
⑥福島県における観光関連復興支援事業
⑦自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

（4）原子力災害からの復興・再生

復興庁等関係省庁においては、特定復興再生拠点や特定帰還居住区域の整備、中間貯蔵関連事業等を着実に実施するとともに、風評払拭の取組を強化する。避難指示解除区域における生活環境の整備を推進する。
（主な事業）
①特定復興再生拠点整備事業
②特定帰還居住区域整備事業
③中間貯蔵関連事業
④放射性物質汚染廃棄物処理事業等
⑤復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）
⑥福島再生加速化交付金
⑦福島生活環境整備・帰還再生加速事業
⑧帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業
⑨放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

（5）創造的復興

復興庁等関係省庁においては、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想に係る取組を実施する。
（主な事業）
①福島国際研究教育機構関連事業
②イノベ地域復興実用化開発等促進事業

（6）東日本大震災の教訓継承事業等

復興庁においては、東日本大震災の教訓を後世に継承するため、「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」の更新に向けて、「第２期復興・創生期間」における政策や評価等に関する資料の収集・整理を行うとともに、復興施策の実施を担った行政経験者等へのヒアリングを行う。

（7）震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

（8）日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、「総合法律支援法」に基づく情報提供、民事法律扶助の各業務を実施する。

（9）登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。
・被災者のための登記相談業務
・復興に伴う登記事務処理体制の強化

4-4 平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・災害復旧事業
被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

（2）国土交通省の対策

・被災市街地の早期復興のための復興まちづく

りの推進
国土交通省においては、熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援する。

4-5 平成29年（2017年）７月九州北部豪雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策
農林水産省においては、平成29年７月九州北部豪雨を含む平成29年台風第３号及び梅雨前線による６月７日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策
・宅地耐震化の推進
国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するため、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援する。

4-6 平成30年（2018年）７月豪雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策
農林水産省においては、平成30年７月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策
・土砂災害対策の推進
国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、広島県において土砂災害対策を集中的に行う。

4-7 平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

4-8 平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策
・宅地耐震化の推進
国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

4-9 平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

4-10 令和元年（2019年）８月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

4-11 令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策
農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

4-12 令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県において土砂災害対策を集中的に行う。

4-13 令和２年（2020年）７月豪雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、以下の事業を実施する。

・治水対策の推進

再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行う。

・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するため、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援する。

・被災鉄道の復旧支援

被災した鉄道の早期復旧を図るため、鉄道事業者が行う災害復旧事業に対して支援する。

4-14 令和２年（2020年）台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては以下の事業を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-15 令和３年（2021年）７月１日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-16 令和３年（2021年）８月の大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-17 令和４年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和４年７月の低気圧や前線によって発生した大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、令和４年７月の低気圧や前線による大雨により甚大な被害を受けた宮城県等において治水対策を行う。

4-18 令和４年（2022年）８月３日からの大雨等に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行う。

4-19 令和４年（2022年）台風第14号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-20 令和４年（2022年）台風第15号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-21 令和５年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第２号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた埼玉県等において治水対策を行う。

4-22 令和５年（2023年）梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた福岡県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

4-23 令和５年（2023年）７月15日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策
・治水対策の推進
　国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた秋田県等において治水対策を行う。

4-24 令和５年（2023年）台風第６号に関する復興対策

農林水産省の対策
　農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

4-25 令和５年（2023年）台風第７号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策
　農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・災害復旧事業
　被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

（2）国土交通省の対策
・土砂災害対策の推進
　国土交通省においては、甚大な被害を受けた京都府において、土砂災害対策を支援する。

4-26 令和６年能登半島地震に関する復興対策

（1）厚生労働省の対策
　厚生労働省においては、以下の事業を実施する。
・被災者見守り・相談支援等事業
・地域福祉推進支援臨時特例交付金
・地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業
・都道府県立職業能力開発校の災害復旧事業
・石川職業能力開発短期大学校大規模改修工事
・北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校訓練用機器等整備の震災復旧
・産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）
・人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））

（2）農林水産省の対策
　農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・災害復旧事業
　被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。
・治山事業
・森林整備事業

（3）国土交通省の対策
　国土交通省においては、以下の事業を実施する。
・治水対策及び土砂災害対策の推進
　再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行う。
・宅地耐震化の推進
　被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。
・復興まちづくりの推進
　被災市町における早期復興に向け、公共公益施設の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援する。
・道路事業
　地震により被災した国道８号の復旧を推進するとともに、国道249号沿岸部において、「道路法」に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

4-27 令和６年（2024年）５月27日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策
　農林水産省においては、以下の事業を実施する。
・災害復旧事業
　被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

4-28 令和６年（2024年）６月17日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

4-29 令和６年（2024年）６月21日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

4-30 令和６年（2024年）７月10日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

4-31 令和６年（2024年）７月25日からの大雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

（２）国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた山形県等において治水対策を行う。

4-32 令和６年（2024年）日向灘を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・森林整備事業

4-33 令和６年（2024年）台風第５号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・森林整備事業

4-34 令和６年（2024年）台風第７号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・治山事業
・森林整備事業

4-35 令和６年（2024年）台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-36 令和６年（2024年）９月20日からの大雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（２）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行う。

4-37 令和６年（2024年）11月１日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・森林整備事業

4-38 令和６年（2024年）11月９日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

・森林整備事業

4-39 令和７年（2025年）岩手県大船渡市等の林野火災に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

4-40 令和７年（2025年）８月５日から９月21日までの間の豪雨及び暴風雨に関する復興対策

（１）農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

・治山事業

・森林整備事業

（２）国土交通省の対策

・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、被災した鉄道の早期復旧を図るため、鉄道事業者が行う災害復旧事業に対して支援する。

4-41 令和７年（2025年）台風第22号及び第23号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復

旧整備を実施する。
・森林整備事業

4-42 その他の災害に関する復興対策

（1）被災者支援団体への交通費補助事業

内閣府においては、被災者支援活動の活性化を図るため、遠隔地から支援に駆けつける特定非営利活動法人・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費について一定額を補助する。

（2）自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行う。

（3）人権擁護活動の実施

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災等の災害に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施する。

（4）令和３年（2021年）５月豪雨に関する復興対策

国土交通省においては、豪雨により被災した岐阜県の県道松原芋島線川島大橋において、「道路法」に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

第５章　国際防災協力

1 多国間協力

（1）国際関係経費

内閣府においては、第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及びアジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進する。

（2）ＩＣＴ防災に係る国際協力のための調査・実証等

総務省においては、日本企業が有する防災分野のＩＣＴシステムの海外展開を支援することで、展開先国における防災システムの強化を図るとともに、海外での受注拡大を通じて我が国の経済成長に貢献する。

（3）消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行う。

（4）日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図る。

（5）国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図る。

（6）消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にＡＳＥＡＮ諸国を対象に開催し、消防防災能力の向上を図る。また、日韓両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行う日韓消防行政セミナーを開催し、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図る。

（7）消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介・展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図る。

（8）国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組 2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（ＵＮＤＲＲ）への拠出等を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（ＯＣＨＡ）の活動等を支援する。

（9）衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星２号「だいち２号」（ＡＬＯＳ－２）及び先進レーダ衛星「だいち４号」（ＡＬＯＳ－４）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

（10）防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開を進めるため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動を支援する。

（11）気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星

画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

（12）北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

（13）油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）」への参画や、各国関係機関との油防除に関する会議や訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進する。

2 二国間協力

（1）「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（ＳＡＴＲＥＰＳ）」の防災分野における活用

外務省、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ＯＤＡ）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するＳＡＴＲＥＰＳを通じて、防災分野における協力を行う。

（2）防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、防災面での課題を抱えた新興国等を対象に、「防災協働対話」など両国の産学官が参画し、平常時から防災分野の二国間協力関係を強化するとともに本邦防災技術の海外展開を図る取組を引き続きインドネシア、ベトナム、フィリピン、トルコなどで実施する。また、ダム再生案件等の海外の関心が高い分野について、本邦技術の優位性を紹介する会議を新興国等を対象に行う。これらの取組については産学官の協力体制を構築する組織である「一般社団法人日本防災プラットフォーム」と協力し、引き続き海外展開を推進する。

さらに、日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術を活用し、グローバルサウスを対象に水害リスク評価等を実施するとともに、水害リスクマップを作成し、水害リスクの可視化を行う。

くわえて、水防災に関する国際標準形成を推進するため、二国間会議等を上記の国に加え、先進国等とも実施する。

（3）早期警戒システムの海外展開の推進

環境省においては、気候変動対策の一環として、アジア太平洋地域における早期警戒システムの普及に貢献するため、我が国企業との連携の下、早期警戒システムのビジネスモデルを構築し、その導入促進を支援する。

第６章　防災庁の設置・運営

世界有数の災害発生国である我が国において、人命・人権最優先の防災立国を実現すべく、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、徹底した事前防災と、発災時の対応から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる「防災庁」の令和８年中の設置に向けた準備を進めるとともに、その施策の企画立案・実施体制の整備に取り組む。

（１）防災庁の設置、任務及び所掌事務

防災庁は、内閣に置き、災害対策の基本理念にのっとり、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及び防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする。

また、その任務を達成するため、防災の施策に関する基本的な方針や計画、大規模な災害への対処に関する企画立案や総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進をつかさどる。

さらに、防災に関する組織の設置や運営、防災計画の推進、被災者の応急救助、大規模地震等への対策、防災に関する技術の研究開発や国際協力等の事務をつかさどる。

（２）防災庁の組織体制

防災庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権と関係行政機関の長に対する勧告権等を有する防災大臣を置くとともに、副大臣及び大臣政務官、事務次官を一人ずつ置く。また、統括官を４名置き、以下Ⅰ～Ⅳの４部門を置くこととする。

Ⅰ　総合政策部門
- ○予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

Ⅱ　災害事態対処部門
- ○大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

Ⅲ　防災計画部門
- ○大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策等事前防災の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

Ⅳ　地域防災部門
- ○デジタル防災技術の活用、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育など、地域の防災力の強化に関する事務

なお、地方機関である防災局については、当面、千島海溝地震、日本海溝地震及び南海トラフ地震に対し、地域における災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の関係者の連携体制構築など事前防災の推進によって地域の防災力向上に関する支援体制を強化するとともに、大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、設置に向けた具体的な検討を実施する。

くわえて、人材確保・育成については、機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。

さらに、防災庁に、従来内閣府に置かれていた中央防災会議を置くほか、体系的な防災人材育成を推進するための文教研修施設（防災大学校（仮称））の設置を検討する。

防災立国の推進に向けた基本方針

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても死傷者や避難者を大幅に低減させ、必要な国家・社会機能を維持するため、平時からの事前防災の徹底が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、**徹底した事前防災**、**発災時から復旧・復興までの一貫した**災害対応の司令塔となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
  ※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

Ⅰ 防災に関する基本的政策・国家戦略の立案

- **これまでの災害に対する**中長期的視点を踏まえた**定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

Ⅱ 徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握**、**分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告**等による**事前防災の推進**
  （・建物等の耐震化　・防災まちづくりと復興の事前準備
  ・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善　等）

Ⅲ 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制**の構築

防災立国の推進に向けた基本方針

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、**内部部局として４部門を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の**地方機関設置に向けた具体的検討**を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、**官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣
- 防災大臣 ― 副大臣、大臣政務官
- 事務次官
- 統括官 ― 参事官

Ⅰ 総合政策部門
予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

Ⅱ 災害事態対処部門
大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

Ⅲ 防災計画部門
大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

Ⅳ 地域防災部門
デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築　等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要となる所要の準備を行った上で、令和８年中の設置を目指す。

防災立国の推進に向けた基本方針

防災庁の担う具体的な事務

大規模災害に対する事前防災の推進

- **各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- **事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握**
- 協定締結の促進など、**民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進**

円滑かつ迅速な災害緊急事態対処

- **初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- **デジタル技術活用による迅速な被害状況把握**
- **首長の意思決定支援、対応手順の標準化**
- **災害時の船舶を活用した医療提供体制整備**

早期の復旧・より良い復興の実現

- **被災自治体のワンストップ窓口**、**継続的・包括的な被災地支援**
- **事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討**

被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた**避難生活環境の抜本改善**
- **女性・高齢者・こども・障害者・外国人等の多様な視点**等を取り入れた支援の充実
- **災害ケースマネジメント実施体制の構築**
- **災害救助法適用等に係る事務**、**被災者生活再建支援制度**の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた**物資支援体制の構築の推進**
- **国民保護における救援に係る制度運用、訓練**の実施
- **感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等**の実施

デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けた**デジタル防災技術の活用基盤・環境整備**
- **新総合防災情報システム（SOBO-WEB）**を中核とした**「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用**
- 災害対応に精通した**デジタル人材の育成・派遣**

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- **総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討**
- **幼児期からの実践的な防災教育**
- 地域が一体となった**コミュニティ防災教育の推進**
- **災害の記録・課題・教訓の継承**等

戦略的な防災情報発信

- **防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築**
- 地域レベルでの報道機関を含む**メディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信**

産官学民連携体制の構築

- **産官学民それぞれの災害対応力強化**
- **都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化**
- **災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大**
- 産官学民関係者同士での**平時から顔の見える関係等の連携体制構築**

体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した**実践的な訓練等の推進**
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する**行政職員や民間人材など体系的な育成**

防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- **防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合**
- 被害想定の高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による**防災技術の研究開発・実装**の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した**防災産業の発展**

国際防災協力の推進

- **災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導**
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による**国際社会との連携強化**